

2025年度版

あいち産業労働 ガイドブック

Aichi industry and labor guidebook



は じ め に

世界経済は、ロシア・ウクライナ情勢や、中東情勢の不安定化を始めとした地政学リスク、中国の成長鈍化等の潜在的下振れリスクが多く存在する中、米国の貿易政策等の転換による不確実性の高まりが経済成長への抑制につながることが懸念されています。

また、本県産業を取り巻く環境は、国内における人口減少・高齢化の本格化、デジタル技術の加速度的な進展、脱炭素化による産業部門への要請やそれらが複合的に影響する自動車産業の構造転換などの社会経済環境の大きな変化を迎えています。

こうした中で、今後、本県産業が日本の成長エンジンとしてさらに発展していくためには、景気・経済動向を注視するとともに、社会経済環境の大きな変化に的確に対応し、自ら変革していくことが求められます。

そのため、本県では、「あいち経済労働ビジョン 2021-2025」に基づき、施策を引き続き着実に進めるとともに、経済情勢の変化に合わせ、スピード感をもった施策展開を図ってまいります。

具体的には、次世代自動車や航空宇宙産業の振興、自動運転やロボットを始めとしたモノづくりとデジタル技術の融合、昨年10月に開業した国内最大のスタートアップ支援拠点である「STATION Ai」を起点としたスタートアップ・エコシステムの形成、グローバルな産業拠点機能や観光・交流を通じた地域の魅力・ブランド力の向上、さらには、商業・サービス業や商店街、地場産業などの地域産業の活性化やデジタル技術の導入支援などを通じた中小・小規模企業の持続的発展、誰もが活躍できる環境づくりや人財力の強化などを着実に進めることで、愛知発のイノベーションの創出や本県産業の持続的な発展に繋げてまいります。

この冊子は、こうした本県の支援策をはじめ、この地域の機関で実施している産業労働に関する様々な施策を、わかりやすく整理し紹介したものです。中小・小規模企業の皆様、労働者・求職者の皆様はもとより、金融機関や中小企業支援機関、就労支援機関の皆様、さらには県民の皆様に幅広く活用していただければ幸いです。

2025年7月

愛知県 経済産業局・労働局・観光コンベンション局

■ 目 次

I 創業や事業拡大をはじめ新たな挑戦をするために	1
1 様々な経営課題のワンストップ相談窓口	1
(1) (公財) あいち産業振興機構	1
(2) よろず支援拠点	2
(3) 愛知県中小・小規模企業総合相談窓口	2
2 創業・事業拡大のために	3
(1) STATION Ai プロジェクトによるスタートアップ支援・イノベーションの創出	3
(2) 官民連携によるイノベーションの創出プロジェクト	5
(3) 女性の創業支援	6
(4) 外国人の起業・経営支援	6
(5) 県融資制度による支援	7
(6) 産業競争力強化法による支援	7
(7) 中小企業等経営強化法による支援	8
(8) 農商工等連携促進法による支援	9
(9) 地域未来投資促進法による支援	9
(10) 中小企業等協同組合法による支援	10
3 技術開発を進めるために	10
(1) 研究開発・実証実験の支援	10
(2) 技術相談・支援	11
(3) 「知の拠点あいち」における研究開発の推進	11
(4) (公財) 科学技術交流財団による交流・技術開発支援	12
(5) 知的財産の戦略的な活用	13
(6) 産業デザインの向上	14
(7) 豊橋サイエンスコアによる交流・技術開発支援	14
(8) あいちデジタルアイランドプロジェクト	15
(9) 次世代バッテリーの推進	15
(10) S A F の製造・供給・利用促進	15
(11) 経済安全保障の促進	16
4 販路拡大のために	16
(1) あいち産業振興機構による支援	16
(2) 異業種交流展示会「メッセナゴヤ」	17
(3) アンテナショップ「まるッと!あいち」	17
(4) 愛知県産業労働センター(ウイंकあいち) 県内产品展示即売所	17
(5) 支援施策情報サイト「あいちビジネスチャンスナビ」	17
(6) 産業別販路拡大支援	18
5 工場の立地・設備投資のために	18
(1) 国内外企業の誘致・立地相談	18
(2) 工業用地の紹介・分譲	19

(3) 資金面・税制面からの支援.....	19
(4) 地域未来投資促進法による支援.....	20
(5) 高度先端産業の立地促進.....	20
(6) 重点産業分野等の立地促進.....	20
(7) 工場の新設・変更.....	21
(8) 工業用水の受水.....	21
6 海外展開・外国企業誘致のために.....	21
(1) 相談、情報収集・提供、人材育成.....	21
(2) 新輸出大国コンソーシアム.....	22
(3) 海外産業情報センター.....	23
(4) 外国企業の誘致、国際経済交流支援.....	23
7 事業承継・事業再生を促進するために.....	23
(1) 事業承継・引継ぎ支援センター.....	23
(2) 事業承継の支援.....	24
(3) 事業承継の円滑化のための措置.....	24
(4) 中小企業活性化協議会.....	25
II 経営基盤の強化のために	26
1 適正な取引・適切な価格転嫁のために.....	26
(1) 適正な取引・適切な価格転嫁の推進に向けた気運醸成.....	26
(2) 取引適正化に向けた支援.....	26
(3) 価格交渉に向けた支援.....	27
(4) その他の相談窓口.....	27
2 事業資金確保のために	28
(1) 県融資制度	28
(2) 信用保証制度.....	28
(3) 政府系金融機関による融資制度.....	29
(4) 中小企業投資育成(株)	30
(5) 貸金業者に関する相談指導.....	30
(6) 事業承継による金融支援.....	31
3 経営資源の充実のために	31
(1) 企業経営の専門家派遣・経営力評価サービス	31
(2) 経営相談	31
(3) 知的財産を活用した経営支援.....	31
(4) 国際標準規格（ISO）の取得支援.....	32
(5) 法律支援	32
(6) BCP（事業継続計画）の作成支援.....	32
(7) 愛知ブランド企業.....	33
4 デジタル技術活用・生産性向上のために.....	33
(1) デジタル技術導入の支援.....	33

(2) デジタル人材育成支援.....	34
(3) サービス産業の生産性向上のための支援.....	35
5 小規模事業者、下請事業者などの発展のために.....	35
(1) 経営改善普及事業.....	35
(2) 小規模事業者経営革新支援事業費補助金.....	36
(3) 小規模企業共済制度.....	36
(4) 資金面からの支援.....	36
(5) 取引の紹介・あっせん.....	37
(6) 中小企業倒産防止共済制度（経営セーフティ共済）.....	37
6 商店街・中心市街地の活性化のために.....	38
(1) 商店街・中心市街地の活性化.....	38
(2) 大規模小売店舗の新設・変更.....	39
7 事業の組織化・共同化を進めるために.....	40
(1) 組合の活用.....	40
(2) 資金面からの支援.....	41
8 エネルギー環境対策の推進のために.....	41
(1) エネルギー環境対策・カーボンニュートラルへの対応.....	41
(2) 省資源.....	43
(3) 公害防止.....	44
(4) 環境マネジメントシステム「エコアクション2.1（EA2.1）」の導入支援.....	44
(5) 先進環境対応自動車の導入.....	45
(6) 充電インフラの整備促進.....	45
9 税制上の優遇を受けるには.....	45
(1) 個人事業者のための措置.....	45
(2) 法人事業者のための措置.....	47
(3) 事業承継の円滑化のための措置.....	47
(4) 消費税及び地方消費税の納税事務の負担軽減措置等.....	48
(5) 設備投資促進等のための特別措置.....	49
(6) 試験研究促進のための特別措置.....	50
(7) 産業立地促進のための制度.....	50
(8) 人材確保・所得拡大のための制度.....	51
(9) その他の措置.....	52
10 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）.....	53
(1) インボイス制度とは.....	53
(2) 適格請求書（インボイス）とは.....	53
11 ITを活用して申告・納税等を行うには.....	54
(1) 税の電子申告の積極的活用.....	54
(2) メールによる身近な税情報の提供.....	55
12 高圧ガス・電気・火薬の保安の確保と計量の適正化.....	55
(1) 高圧ガス・電気・火薬の保安の確保.....	55

(2) 計量の適正化.....	55
Ⅲ 人材育成・確保のために.....	57
1 愛知の産業基盤を支える人材の育成.....	57
(1) 次世代産業を支える人材の育成・確保.....	57
(2) 次世代を担う科学技術人材の育成.....	57
(3) 産学行政が連携した産業人材の育成・確保.....	58
(4) 民間部門における職業能力開発.....	59
(5) 公共部門における職業能力開発.....	60
(6) 技能の振興.....	62
2 人材確保・就労支援のために.....	64
(1) 雇用の維持・確保.....	64
(2) 若年者の就職促進.....	66
(3) 女性の活躍促進、雇用・就業の促進.....	67
(4) 中高年齢者の雇用・就業の促進.....	68
(5) 障害者の雇用・就業の促進.....	69
(6) 外国人の雇用・就業の促進.....	71
Ⅳ 勤労者福祉の向上のために.....	72
1 魅力ある職場環境づくりのために.....	72
(1) 仕事と生活の調和推進.....	72
(2) 働き方改革の推進.....	73
(3) 労働安全衛生対策の推進.....	74
2 労使関係の安定のために.....	75
(1) 労働講座.....	75
(2) 労働環境改善の支援.....	75
(3) 労働相談.....	75
(4) 不当労働行為救済制度.....	75
(5) あっせん制度.....	75
(6) 愛知労働局総合労働相談コーナー.....	75
(7) 公益通報者保護制度.....	76
3 勤労者福祉の充実のために.....	76
(1) 福利厚生制度の充実.....	76
(2) 自由時間の活用.....	78
(3) 労働者を雇ったときは.....	78
Ⅴ 産業別振興施策.....	79
1 自動車・航空宇宙・ロボット産業振興や水素・アンモニアの社会実装推進のために.....	79
(1) 自動車産業の振興.....	79
(2) 航空宇宙産業の振興.....	80
(3) ロボット産業の振興.....	80

(4) 水素・アンモニアの社会実装の推進	81
2 地場産業の振興のために	82
(1) 地場産業の振興	82
(2) 伝統的工芸品産業の振興	83
3 観光産業の振興のために	83
(1) 外国人旅行者の受入れ環境の向上のために	83
(2) 特産品の県外でのPRのために	84
(3) 県内観光関係者向けサイト	84
(4) ハート・オブ・ジャパンあいち応援企業	84
(5) 愛知県「休み方改革」イニシアチブ	85
(6) MICEの誘致	85
VI 相談窓口一覧	87
1 経営全般、税制	87
2 雇用、就業全般	91
3 県政情報提供・相談及び旅券発給	99
(1) 消費生活相談	99
(2) 県民相談及び県政情報提供	99
(3) 旅券申請・交付	102
VII 融資制度等一覧	103
1 中小企業者向け県融資制度	103
2 中小企業高度化資金	109
VIII 主要補助金・助成金一覧	111
1 創業・事業拡大、技術開発	111
2 商業・流通業等の振興	116
3 企業立地・設備投資の促進	117
4 若年者の雇用促進	121
5 高年齢者の雇用促進	122
6 障害者の雇用促進	123
7 職業能力開発・人材確保	127
8 男性の育児休業取得促進	129
9 愛知労働局における雇用安定のための助成制度	129
(1) 労働者の雇用維持を図る（雇用維持関係の助成金）	129
(2) 在籍型出向を行う（在籍型出向支援関係の助成金）	129
(3) 離職する労働者の再就職支援を行う（再就職支援関係の助成金）	130
(4) 中途採用する（転職・再就職拡大支援関係の助成金）	130
(5) 新たに労働者を雇い入れる（雇い入れ関係の助成金）	130
(6) 労働者の雇用環境の整備を図る（雇用環境整備等関係の助成金）	131
(7) 労働者の職業能力の向上を図る（人材開発関係の助成金）	133

(8) 仕事と家庭の両立支援に取り組む	134
10 環境・エネルギー関連	135
IX 新しく事業を始めるときには	140
X 各種資格等を取得するには	151
XI 中小企業振興基本条例、県経済労働部門の主要計画	154
XII その他	157
1 県経済労働部門の主要調査	157
2 労働者協同組合について	158
(1) 労働者協同組合法とは	158
(2) 労働者協同組合の基本原理その他の基準及び運営の原則	158
(3) 企業組合又はNPO法人から労働者協同組合への組織変更	158
3 人権問題・部落差別について	158
■附 録	160
I 県庁組織の問合せ先	160
1 本庁組織	160
2 地方機関	162
(1) あいち産業科学技術総合センター	162
(2) 高等技術専門校、愛知障害者職業能力開発校	162
3 東三河総局、県民事務所	162
4 東京事務所 産業誘致課	163
5 海外産業情報センター	163
II 産業労働関係団体の問合せ先	164
1 産業労働関係機関等	164
2 商工会議所	166
3 商工会	167
III 国関係機関の問合せ先	169
IV 市町村の問合せ先	172
V 展示場、会議室等	174
VI 参考資料	175
1 中小・小規模企業者の定義	175
(1) 中小企業者の範囲	175
(2) 小規模企業者の範囲	175
2 中堅企業の定義	175
3 下請事業者の定義	175

■支援施策の利用目的別インデックス（個人向け）■

利用目的	支援施策	支援施策	頁
働く場を見つけない	職業適性相談（キャリアサポートセンターあいち）		64
	公共職業安定所（ハローワーク）		65
	あいちU・I・Jターン支援センター		66
	ヤング・ジョブ・あいち		66
	・あいち若者職業支援センター		66
	・愛知新卒応援ハローワーク		66
	・愛知わかものハローワーク		66
	あいち子育て女性再就職サポートセンター（ママ・ジョブ・あいち）		68
	あいちマザーズハローワーク		68
	シルバー人材センター		69
	名古屋外国人雇用サービスセンター		71
	豊橋外国人職業相談センター、外国人雇用サービスコーナー		71
	在宅就業（内職）相談・あっせん		73
働くためのスキルを身につけたい	教育訓練給付制度		59
	高等技術専門学校		60
	愛知障害者職業能力開発校		61
	中部職業能力開発促進センター（ポリテクセンター中部）		61
労働に関する相談をしたい	セクハラ・妊娠・出産・育児休業等ハラスメント相談		72
	妊娠・出産・育児・介護休業等に関する相談		73
	労働相談		64 75
	（愛知労働局）総合労働相談コーナー		75
	雇用、就業全般に関する相談窓口		91
各種支援制度	技能検定制度		62
	愛知県複合技能士称揚制度		62
	愛知県優秀技能者表彰（「あいちの名工」）		63
	産業情報の提供（「あいちナビる」「あいちビジネスチャンスナビ」）		17
	労働講座		75
	公益通報者保護制度		76
	労働者福祉事業団体		77
	勤労者財産形成促進制度		77

■主な支援施策の利用目的別インデックス（事業所向け）■

※ 小 は小規模企業を対象に優遇措置を講じている制度です。

支援施策 利用目的	補助金・助成金・奨励金	頁	融資・投資・税制	頁
販路の開拓	あいち中小企業応援ファンド 新事業展開応援助成金 小	113		
	小規模事業者持続化補助金 小	115		
	中小企業組合等課題対応支援事業 小	115		
	小規模事業者経営革新支援事業費補助金 小	111		
設備の導入	中小企業デジタル化・DX支援補助金 小	111	地域未来投資促進法による支援	9 20
			設備投資促進等のための特別措置	49
			小規模企業等振興資金 小	103
			一般事業資金 小	103
			パワーアップ資金	105
工場・研究所の新設			中小企業高度化資金 小	109
	21世紀高度先端産業立地補助金	117	地域未来投資促進法による支援	9 20
	新あいち創造産業立地補助金（A・B・C）	118 119 120	産業立地促進税制	19 50
			パワーアップ資金	105
			中小企業高度化資金	109
経営の効率化・安定化	中小企業デジタル化・DX支援補助金 小	111	小規模企業等振興資金 小	103
			一般事業資金	103
			中小企業組織強化資金	103
			サポート資金 【セーフティネット】【経営あんしん】 【経済対策特別】【条件変更改善】 【経営力強化】【経営改善借換】	104
			中小企業高度化資金	109
事業承継			事業承継の円滑化のための措置	24 47
			事業承継資金	107
特許の活用	中小企業外国出願支援事業	114		
技術開発の支援	新あいち創造研究開発補助金	112	試験研究促進のための特別措置	50
	あいち中小企業応援ファンド 新事業展開応援助成金 小	113	パワーアップ資金	105
	成長型中小企業等研究開発支援事業(Go-Tech事業)(旧サボイン事業、旧サビサポ事業)	114		
	研究助成制度	114		

中小企業
向け支援
施策の
ポータル
サイト

■ 中小企業庁「ミラサポplus」 <https://mirasapo-plus.go.jp/>

中小企業支援施策を「知ってもらう」「使ってもらう」ことを目指し、制度をわかりやすく検索できる機能や、各制度の説明や申請方法をご案内しています。

■ (独) 中小企業基盤整備機構「J-Net21」 <https://j-net21.smrj.go.jp/index.html>

中小企業とその支援者、創業予定者とその支援者のためのポータルサイトです。様々な経営課題ごとに、知りたい情報を簡単に探すことができます。

相談窓口・情報提供	頁	研修・セミナー・イベント	頁	その他	頁
よろず支援拠点	2 27 31	(公財) あいち産業振興機構 【新事業創出・育成支援】 小	1	愛知ブランド企業	33
(公財) あいち産業振興機構 【取引の紹介・あっせん】	1 16	【商談会の開催】 異業種交流展示会「メッセナゴヤ」	16 16		
産業立地サポートステーション 工業用地の紹介・分譲	18 19				
(公財) あいち産業振興機構 【経営技術相談・助言】 小 【産業情報の提供】 愛知県プロフェッショナル人材戦略拠点 よろず支援拠点 あいち国際ビジネス支援センター 愛知県信用保証協会 経営指導員【商工会議所・商工会】 商工会議所・商工会	1 33 2 2 27 31 21 28 30 167			中小企業等経営強化法による支援 BCP(事業継続計画)の作成支援 小規模企業共済制度 小 中小企業倒産防止共済制度 事業協同組合等の設立	8 32 36 37 40
よろず支援拠点 愛知県事業承継・引継ぎ支援センター 名古屋国税局電話相談センター	2 27 31 24 89				
愛知県知的所有権センター 知財総合支援窓口	13 13				
豊橋サイエンスコア あいち産業科学技術総合センター あいちシンクロトロン光センター 実証研究エリア (公財) 科学技術交流財団 あいちサービスロボット実用化支援センター	14 11 11 12 12 89			知の拠点あいち 愛知県飛行研究センター	11 80

支援施策 利用目的		補助金・助成金・奨励金		融資・投資・税制			
			頁		頁		
産学行政連携による 技術開発		あいち中小企業応援ファンド 新事業展開応援助成金	小 113				
		研究助成制度	114				
海外展開				パワーアップ資金	104		
起業・創業・新事業展開 ・スタートアップ (海外連携)		あいち中小企業応援ファンド 新事業展開応援助成金	小 113	よろず支援拠点	2 27 31		
		成長型中小企業等研究開発支援事業(Go-Tech事業)(旧サボイン事業、旧サビサボ事業)	114	地域未来投資促進法による支援 中小企業投資育成(株)	9 20 30		
		あいちスタートアップ創業支援事業費補助金	113	創業等支援資金	108		
		小規模事業者経営革新支援 事業費補助金	小 111				
人材の確保		65歳超雇用推進助成金	122	賃上げ促進税制・中小企業向け賃上げ促進税制	51		
		愛知県中小企業応援障害者雇用奨励金・ 障害者作業施設設置等助成金・障害者福祉 施設設置等助成金・重度障害者多数雇 用事業所施設設置等助成金・障害者介助 等助成金・職場適応援助者助成金・重度 障害者等通勤対策助成金・障害者雇用相 談援助助成金・障害者能力開発助成金	123 127				
		特定求職者雇用開発助成金	130				
		トライアル雇用助成金	131				
		従業員への雇用維持	雇用調整助成金			129	
		両立支援等助成金	134				
労使関係の安定		雇用調整助成金	129				
人材の育成		あいち中小企業応援ファンド 新事業展開応援助成金	小 113				
		認定訓練助成事業費補助金	128				
		教育訓練給付金	128				
		教育訓練支援給付金	129				
		キャリアアップ助成金	132				
		人材開発支援助成金	133				
その他	職場環境の向上	65歳超雇用推進助成金	122	パワーアップ資金	105		
		人材確保等支援助成金	131				
		キャリアアップ助成金	132				
	環境対策	住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金	139	自動車税種別割の課税免除	42		
		先進環境対応自動車導入促進費補助金	135	パワーアップ資金	105		
		愛知県水素ステーション整備費補助金	137				
		愛知県水素ステーション需要創出活動費補助金	136				
		愛知県循環型社会形成推進事業費補助金	138				
	魅力ある商店街	商業振興事業費補助金(地域商業活動活性化事業)	116	パワーアップ資金	105		
		げんき商店街推進事業費補助金	116				
	福利厚生制度						

相談窓口・情報提供	頁	研修・セミナー・イベント	頁	その他	頁
豊橋サイエンスコア	14	豊橋サイエンスコア	14		
あいち産業科学技術総合センター	11	(公財)科学技術交流財団	12		
(公財)科学技術交流財団	12	あいちロボット産業クラスター推進協議会	80		
あいち国際ビジネス支援センター	21	あいち国際ビジネス支援センター	21	愛知ブランド企業	33
海外サポートデスク（江蘇省・ハノイ・ニューデリー・ジャカルタ）	22				
海外産業情報センター（上海・バンコク）	23				
(公財)あいち産業振興機構【創業プラザあいち】	1	(公財)あいち産業振興機構【新事業創出・育成支援】	1 6 16	創業準備スペース	1
よろず支援拠点	2 27 31	女性の創業支援	6	スタートアップ支援	3
あいち外国人起業&経営支援センター	6			豊橋サイエンスコア	14
愛知県信用保証協会（創業サポートデスク）	88			外国人の起業・経営支援	6
商工会議所・商工会	166 167			行政官庁の主な許認可について	140
愛知県雇用労働相談センター	7 23	高齢者雇用推進セミナー	68	職業適性相談	63
あいち労働総合支援フロア	64	中高年齢再就職支援セミナー	68	女性の活躍企業の認証	67
公共職業安定所(ハローワーク)	65	障害者雇用促進トップセミナー	70		
ヤング・ジョブ・あいち	66				
あいちマザーズハローワーク	68				
障害者就業・生活支援センター	70				
名古屋外国人雇用サービスセンター	71				
外国人雇用サービスコーナー	71				
労働相談(あいち労働総合支援フロア)	64	労働講座	75		
(愛知労働局)総合労働相談コーナー	75				
愛知県産業人材育成支援センター	58	次世代産業を支える人材の育成・確保	57	あいち技の伝承士派遣事業	62
		高等技術専門学校	60	技能検定制度	62
		愛知障害者職業能力開発校	61	愛知県技能評価認定制度	62
		中部職業能力開発促進センター（ポリテクセンター中部）	61	愛知県複合技能士称揚制度	62
		技能グランプリ	62	愛知県優秀技能者表彰（「あいちの名工」）	63
		技能五輪全国大会・全国アビリンピック	63	各種資格等の取得	151
		愛知県職業能力開発促進大会	63		
(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構	69	ワーク・ライフ・バランスの推進	72	愛知県ファミリー・フレンドリー企業の登録	72
国際標準規格（ISO）の取得支援	32	公害防止管理者等リフレッシュ研修	44		
商店街活性化アドバイザー派遣事業	38				
商店街マネージャー事業	38				
中小企業勤労者福祉サービスセンター	76			退職金共済制度	77

■主要補助金・助成金 募集時期別インデックス（事業所向け）■

※㊦は小規模企業を対象に優遇措置を講じている制度です。
※あくまで参考(目安)です。詳細は関係機関にご確認ください。

利用目的		募集時期		4 ～ 6 月		7 ～ 9 月	
					頁		頁
販路の開拓		小規模事業者経営革新支援事業費補助金		㊦	111	あいち中小企業応援ファンド 新事業展開応援助成金	㊦ 113
						中小企業組合等課題対応支援事業	115
設備の導入 工場・研究所の新設		中小企業デジタル化 ・DX支援補助金		㊦	111		
経営の効率化・安定化		中小企業デジタル化 ・DX支援補助金		㊦	111		
技術開発・研究開発 産学行政連携による技術開発		新あいち創造研究開発補助金 成長型中小企業等研究開発支援事業(Go-Tech事業)(旧サポイン事業、旧サビサボ事業)			112 114	あいち中小企業応援ファンド 新事業展開応援助成金	㊦ 113
特許の活用		中小企業外国出願支援事業			114		
人材の確保							
人材の育成						あいち中小企業応援ファンド 新事業展開応援助成金	㊦ 113
起業・創業・新事業展開		あいちスタートアップ創業支援事業費補助金（企業支援金） 小規模事業者経営革新支援事業費補助金			112 111	あいち中小企業応援ファンド 新事業展開応援助成金	㊦ 113
その他	環境対策・省エネ化	愛知県循環型社会形成推進事業費補助金			138	愛知県燃料電池産業車両導入費補助金	136
	職場環境の向上						
	魅力ある商店街	商業振興事業費補助金 (地域商業活動活性化事業)			116		

10 ～ 12 月	頁	1 ～ 3 月	頁	通 年 又 は 随 時	頁
あいち中小企業応援ファンド 新事業展開応援助成金 小	113	あいち中小企業応援ファンド 小 新事業展開応援助成金 中小企業組合等課題対応支援事業	113 115	小規模事業者持続化補助金 小	115
				21世紀高度先端産業立地補助金 新あいち創造産業立地補助金 (A・B・C)	117 118 119 120
あいち中小企業応援ファンド 新事業展開応援助成金 小 研究助成制度	113 114	新あいち創造研究開発補助金 あいち中小企業応援ファンド 新事業展開応援助成金 小 成長型中小企業等研究開発支援事業 (Go-Tech事業)(旧サポイン事業、旧サビサボ事業)	112 113 114		
				65歳超雇用推進助成金 愛知県中小企業応援障害者雇用 奨励金・障害者作業施設設置等 助成金・障害者福祉施設設置等 助成金・重度障害者多数雇用事 業所施設設置等助成金・障害者 介助等助成金・職場適応援助者 助成金・重度障害者等通勤対策 助成金・障害者雇用相談援助助 成金・障害者能力開発助成金 雇用調整助成金 特定求職者雇用開発助成金 トライアル雇用助成金 両立支援等助成金	122 123 127 129 130 131 134
あいち中小企業応援ファンド 新事業展開応援助成金 小	113	あいち中小企業応援ファンド 小 新事業展開応援助成金	113	認定訓練助成事業費補助金 教育訓練給付金 教育訓練支援給付金 キャリアアップ助成金 人材開発支援助成金	128 128 129 132 133
あいち中小企業応援ファンド 小 新事業展開応援助成金	113	あいち中小企業応援ファンド 小 新事業展開応援助成金	113		
愛知県燃料電池産業車両導入費 補助金	136	愛知県循環型社会形成推進事業 費補助金 愛知県燃料電池産業車両導入費 補助金	138 136	住宅用地球温暖化対策設備導入 促進費補助金 先進環境対応自動車導入促進費 補助金 愛知県水素ステーション整備費 補助金 愛知県水素ステーション需要創 出活動費補助金	139 135 137 136
				65歳超雇用推進助成金 人材確保等支援助成金 キャリアアップ助成金	122 131 132
				げんき商店街推進事業費補助金	116

I 創業や事業拡大をはじめ新たな挑戦をするために

1 様々な経営課題のワンストップ相談窓口

(1) (公財) あいち産業振興機構

ア 経営技術相談・助言

中小・小規模企業の経営革新、経営の安定化などの課題解決のため、実務経験豊かな経営、金融、税務、技術、カーボンニュートラル、IT 及び DX 等の専門家のマネージャー等を配置した「エキスパートあいち」で相談に対応するとともに、経営上の法律問題に関する相談窓口も設置しています。

また、各経営課題に精通した民間の専門家を派遣し、課題解決に向けた助言も行います。(専門家派遣は有料)

イ 新事業支援

新事業を展開する中小・小規模企業のビジネスプランの発表や交流などを通じて、資金調達先や事業提携先、新規取引先等とのビジネスマッチングを行い、事業化を支援します。

また、有望なビジネスプランを有する企業については、展示会への出展により販路開拓を支援します。

ウ 創業プラザあいち

愛知県産業労働センター(ウインクあいち)14 階の「創業プラザあいち」では、創業を目指す方に「相談スペース」「創業準備スペース」及び「交流・情報提供スペース」を提供しています。

「相談スペース」では、創業支援の経験が豊富な専門家である創業コーディネーター及び業種別創業アドバイザーによる創業に係る各種相談(13 時～20 時)などのソフト面の支援を無料で行います。

さらに、創業に必要な知識やノウハウ等を習得する「あいち創業ゼミ」や、各種セミナー、講座等を開催しています。

創業準備スペース：パソコンと Wi-Fi を完備したフリーブース
交流・情報提供スペース：創業仲間と情報交換、交流できるスペース
■月曜日～金曜日(祝日及び年末年始は除く)
■利用時間：9時から20時30分まで ■利用料：無料
■創業プラザあいちのホームページ <https://www.aibsc.jp/support/713/>

エ あいち中小企業応援ファンド (P113 参照)

(ア) 新事業展開応援助成金(地場産業枠)

繊維、窯業、食品、家具、伝統的工芸品の5分野における地域資源を活用した中小企業等の新製品(商品)開発や販路の拡大など新たな事業展開に対し助成をします。

(イ) 新事業展開応援助成金(一般枠)

繊維、窯業、食品、家具、伝統的工芸品を除く産業分野における地域資源を活用した中小企業等の新製品(商品)開発や販路の拡大など新たな事業展開に対し助成をします。

(ウ) 新事業展開応援助成金(農商工連携枠)

あいち産業科学技術総合センターや愛知県農業総合試験場等と連携して行う地域資源を活用した中小企業等の新製品(商品)開発や販路の拡大など新たな事業展開に対し助成をします。

オ 愛知県プロフェッショナル人材戦略拠点

(ア) 概要

プロフェッショナル人材戦略マネージャーを始めとした拠点のスタッフが、県内の中小企業等を訪問して、企業の成長戦略実現のための経営課題を経営者と一緒に考えます。

そのうえで、副業・兼業人材を含め、課題解決に必要なプロフェッショナル人材について、企業のニーズを踏まえたマッチングを支援します。(P88 参照)

■愛知県プロフェッショナル人材拠点のホームページ <https://www.aichi-projinzai.jp/>

(イ) 愛知県副業・兼業人材活用促進事業費補助金

県内中小企業等を対象に、愛知県プロフェッショナル人材戦略拠点を通じて初めて副業・兼業人材活用を行う際に発生する費用を補助します。(P127 参照)

問 合 せ 先

(公財) あいち産業振興機構

○経営技術相談エキスパートあいち	電話 (052) 715-3071
法律窓口相談・専門家派遣(経営支援部 経営アドバイスグループ)	電話 (052) 715-3070
○新事業創出・育成支援(新事業支援部 創業・新事業育成グループ)	電話 (052) 715-3075
○創業プラザあいち(新事業支援部 創業・新事業育成グループ)	電話 (052) 715-3075
○あいち中小企業応援ファンド(新事業支援部 地域資源活用・知的財産グループ)	電話 (052) 715-3074
○愛知県プロフェッショナル人材戦略拠点	電話 (052) 433-1810

(2) よろず支援拠点

(公財)あいち産業振興機構では、国からの委託を受けて設置している「愛知県よろず支援拠点」に、チーフコーディネーターを始め中小・小規模企業支援に優れた能力・知識・経験を有するコーディネーターを配置し、売上拡大・経営改善など中小・小規模企業の経営上のあらゆる相談に応じ、課題解決に向けた支援を行います。

また、豊橋に設置したサテライトオフィス(相談窓口)においても同様の支援を行います。

問 合 せ 先

(公財) あいち産業振興機構	愛知県よろず支援拠点	電話 (052) 715-3188
(公財) あいち産業振興機構	愛知県よろず支援拠点 豊橋サテライト	電話 (0532) 39-7111

(3) 愛知県中小・小規模企業総合相談窓口

中小・小規模企業支援に関する相談等に総合的に対応するため、関係機関が協力のもと、県内約 100 か所に総合相談窓口を設置し、各種相談に応じています。

実施機関	電 話	相談内容
【関係機関】 (公財)あいち産業振興機構	(052)-715-3071	中小・小規模企業支援策全般
愛知県信用保証協会 総合相談窓口 西三河支店 東三河支店	(0120)-454-754 (0564)-25-2430 (0532)-57-5611	中小・小規模企業金融支援策 中小・小規模企業金融支援策 中小・小規模企業金融支援策
愛知県中小企業団体中央会	(052)-485-6811	中小・小規模企業支援策全般
各商工会議所・商工会	(P167～169 参照)	中小・小規模企業支援策全般
【県機関】 産業政策課	(052)-954-6330	中小・小規模企業支援策全般
中小企業金融課	(052)-954-6333	中小・小規模企業向け融資制度
労働福祉課 労働相談コーナー	(052)-589-1405	中小・小規模企業労働問題全般
産業人材育成課 産業人材育成支援センター	(052)-954-6717	中小・小規模企業人材育成支援策
東三河総局・県民事務所 産業労働課等	(P162～163 参照)	中小・小規模企業支援策全般
あいち産業科学技術総合センター	(P88 参照)	中小・小規模企業支援策全般

問 合 せ 先

愛知県経済産業局産業部産業政策課

電話(052) 954-6330

2 創業・事業拡大のために

(1) STATION Aiプロジェクトによるスタートアップ支援・イノベーションの創出

ア STATION Ai の運営

日本最大のスタートアップ支援拠点「STATION Ai」(名古屋市昭和区)では、スタートアップの創出・育成・展開・誘致に向けた支援を展開し、地域のモノづくり企業等との交流を図ることにより、イノベーションの創出を促進します。

イ スタートアップダイバーシティの推進

スタートアップ・エコシステムにおけるダイバーシティを推進するため、女性起業家等のエコシステムへの参画を促す様々な取組を、STATION Ai を中心に実施します。

ウ 小中高生向け起業家精神の育成

若年層が早期に起業について知り、将来の選択肢とする機運の醸成を図るため、小中高生を対象とした、各年代に応じた起業家精神育成プログラムを実施します。

エ 社会人・学生向け起業家の育成

社会人向けプログラム

既存の企業で働きながら副業・兼業による起業を目指す社会人を対象に、起業家の発掘・育成プログラムを実施し、起業家の創出を加速させます。

学生向けプログラム

主に大学生をターゲットにした短期集中プログラムを実施し、在学中・卒業後すぐの起

業に必要な知識・スキルの習得を図るとともに、起業の裾野を広げます。

オ スタートアップの創業支援

愛知発のスタートアップ創出を促進するため、IT や新しい技術等を活用して、起業する方や事業承継・第二創業される方に対して、必要な経費を補助するとともに、経営面に対する伴走支援を行い、事業の成長をバックアップします。(P113 参照)

カ スタートアップコンテストの開催

起業を目指す方や創業間もないスタートアップを対象としたビジネスプランコンテストを開催します。

キ スタートアップの採用支援

スタートアップとスタートアップでの就労・副業・インターン等の希望者のマッチングを行うとともに、スタートアップに限定した採用イベントを開催します。

ク ディープテックスタートアップの推進

ユニコーン企業を創出するため、大学発等ディープテックスタートアップに対して総合的な支援を実施し、成長を加速させます。

ケ オープンイノベーション裾野拡大

愛知ブランド企業や基盤産業関連のモノづくり中小・中堅企業における新事業創出を支援するため、事業計画の策定から立上げまでを、オープンイノベーションの手法等を活用し、専門家が一貫して支援します。

コ 世界最高水準のアクセラレータープログラム

世界トップレベルのアクセラレーターによる、県内等のスタートアップの成長支援と、海外スタートアップと県内企業の協業を促進するプログラムを実施します。

サ 海外のスタートアップ支援機関・大学との連携

アメリカ・テキサス大学オースティン校、シンガポール国立大学、フランス・STATION F、中国・精華大学、イスラエルイノベーション庁、ドイツ・NRW 州、韓国・慶尚南道等、ポルトガル・経済省、スペイン・マドリード州等と連携した支援プログラムを実施します。

シ STATION Ai パートナー拠点の促進

地域特性や強みを生かしてスタートアップを起爆剤としたイノベーション創出に主体的に取り組む機関等を「STATION Ai パートナー拠点」と位置付け、自立的な取組を促進するため、県内各地域を支援する統括マネージャーを配置し、各地域のスタートアップ・エコシステムの形成を支援します。

問 合 せ 先

〇STATION Ai の運営

愛知県経済産業局革新事業創造部スタートアップ推進課 拠点推進グループ 電話(052)954-6699

- 世界最高水準のアクセラレータープログラム、海外のスタートアップ支援機関・大学との連携
愛知県経済産業局革新事業創造部海外連携推進課 海外連携グループ 電話(052) 954-7474
- 小中高生向け起業家精神の育成、スタートアップの創業支援、ディープテックスタートアップの推進、STATION Ai パートナー拠点の促進
愛知県経済産業局革新事業創造部スタートアップ推進課 戦略推進グループ 電話(052) 954-6331
- オープンイノベーション裾野拡大
愛知県経済産業局産業部産業振興課 基盤産業・調整グループ 電話(052) 954-6340
- 上記以外[スタートアップ支援事業]
愛知県経済産業局革新事業創造部スタートアップ推進課 成長支援グループ 電話(052) 954-6859

(2) 官民連携によるイノベーションの創出プロジェクト

ア 「革新事業創造戦略」(2022 年 12 月策定) の推進

民間提案を起点として、社会課題の解決と地域の活性化を図る官民連携プロジェクトの創出に向け、産学官金の多様な主体からイノベーション創出に向けた提案を Web 上で受け付ける「革新事業創造提案プラットフォーム(愛称:A-IDEA)」及びリアルな拠点として STATION Ai 内に設置する A-IDEA 事務局の運用を図るとともに、「革新事業創造戦略会議」のもと、優れた提案の具体化を図ります。

また、「革新事業創造事業費補助金」により、民間主導による優れた提案の実証実験等を支援します。(P112 参照)

「革新事業創造提案プラットフォーム(愛称:A-IDEA)」
イノベーション創出に向けたプロジェクトのアイディア、
技術・研究シーズ、支援施策を登録・閲覧できる Web 上
のプラットフォーム(利用は無料)
<https://a-idea.pref.aichi.jp>



イ 「あいちデジタルヘルスプロジェクト」の推進

デジタル技術を活用し、産学官金の連携により、健康寿命の延伸と生活の質(Quality of Life)の維持・向上に貢献するサービス・ソリューション創出・提供を目指す「あいちデジタルヘルスプロジェクト」を推進します。

ウ 「あいちモビリティイノベーションプロジェクト」の推進

ドローンや空飛ぶクルマといった「空」のモビリティの早期社会実装や、「空」のモビリティと「陸」のモビリティである自動運転車との同時制御の運航など、人やモノの移動に境界がなくなる世界初の新しいモビリティ社会構築を目指し、取組を進めます。

問 合 せ 先

- 革新事業創造戦略
愛知県経済産業局革新事業創造部イノベーション企画課 戦略企画・運用グループ 電話(052) 954-7423
- 革新事業創造事業費補助金
愛知県経済産業局革新事業創造部イノベーション企画課 事業創出グループ 電話(052) 954-7424
- あいちデジタルヘルスプロジェクト
愛知県経済産業局革新事業創造部イノベーション企画課 推進グループ 電話(052) 954-7422
- あいちモビリティイノベーションプロジェクト
愛知県経済産業局次世代モビリティ産業課 モビリティイノベーション推進グループ 電話(052) 954-7482

(3) 女性の創業支援

ア (公財) あいち産業振興機構による女性起業家支援

起業を目指す女性や創業後間もない女性起業家を対象に、視野を広め情報収集できる場を提供するため、講演や交流会等を開催します。

イ スタートアップダイバーシティの推進

スタートアップ・エコシステムにおけるダイバーシティを推進するため、女性起業家等のエコシステムへの参画を促す様々な取組を、STATION Ai を中心に実施します。

問 合 せ 先

○女性起業家支援

(公財) あいち産業振興機構 新事業支援部 創業・新事業育成グループ 電話 (052) 715-3075

○スタートアップダイバーシティ推進事業

愛知県経済産業局革新事業創造部スタートアップ推進課 成長支援グループ 電話 (052) 954-6859

(4) 外国人の起業・経営支援

ア あいち外国人起業&経営支援センター

起業を目指す外国人や外国人経営者を対象として、起業や経営全般に関わるワンストップ相談窓口「あいち外国人起業&経営支援センター」を設置し、事業活動へのきめ細やかな支援を行います。

■あいち外国人起業&経営支援センターのホームページ <https://www.aibsc.jp/support/17353/>

■設置場所：愛知県産業労働センター(ウインクあいち) 14 階

■電話か WEB フォームでお問合せください。 ■利用料：無料

■電話：【英語・日本語】052-563-1435 火曜日・金曜日(祝日及び年末年始は除く)
13 時から 17 時まで

■WEB フォーム：【日本語】<https://www.aibsc.jp/support/17353/>

【英語】<https://www.aibsc.jp/support/17354/>

【中国語】<https://www.aibsc.jp/support/17355/>

【ポルトガル語】<https://www.aibsc.jp/support/17356/>

【ベトナム語】<https://www.aibsc.jp/support/36443/>

【フィリピン語】<https://www.aibsc.jp/support/36685/>

問 合 せ 先

(公財) あいち産業振興機構 新事業支援部 創業・新事業育成グループ

電話 (052) 563-1435

イ 外国人創業活動促進事業

創業を希望する外国人が、国家戦略特区の特例措置により、県から創業活動確認証明書の交付を受けた場合は、在留資格「経営・管理」の要件(①事業所の確保 ②500 万円以上の投資又は常勤 2 人以上の雇用)が 6 か月間猶予され、在留資格の認定を受けて入国し、創業活動を行うことができます。

また、特定の事業分野については、経済産業省の告示による特例措置により、最長 2 年猶予される制度を利用することができます。

(※) 外国人創業活動促進事業が外国人起業活動促進事業に統合されることに伴い、本県の外国人創業活動促進事業に係る申請受付は2025年9月30日に終了する予定です。

■外国人創業活動促進事業のホームページ

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kinyu/gaikokujinsogyo.html>

■外国人起業活動促進事業のホームページ

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kinyu/gaikokujinkigyo.html>

問 合 せ 先

愛知県経済産業局中小企業部中小企業金融課

電話(052)954-6334

ウ 愛知県雇用労働相談センター

厚生労働省が国家戦略特別区域法に基づいて設置し、新規開業直後の企業やグローバル企業等が、日本の雇用ルールを的確に理解し、労働紛争を未然に防ぐことで円滑な事業展開ができるよう支援します。

- 相談員による電話相談、窓口相談等の対応
- 弁護士による高度な専門性を要する個別相談対応
- 弁護士及び社会保険労務士による個別訪問指導
- セミナーの開催

■雇用労働相談センターのホームページ <https://aichi-elcc.jp/>

問 合 せ 先

愛知県雇用労働相談センター

電話 0120-544-610(フリーダイヤル)

(5) 県融資制度による支援

創業者、ベンチャー企業に対し、県融資制度「創業等支援資金」により支援します。

- 創業等支援資金 (P108～P109 参照)

問 合 せ 先

愛知県経済産業局中小企業部中小企業金融課 融資・貸金業グループ

電話(052)954-6333

(6) 産業競争力強化法による支援

ア グレーゾーン解消制度

事業者の新規事業の計画に即して、あらかじめ規制の適用の有無を照会することができます。躊躇なく事業を実施できるよう後押しします。

イ 新事業特例制度

新規事業にチャレンジする事業者が、規制の特例措置を提案し、安全性等の確保を条件として、「企業単位」で規制の特例措置の適用を受けることができます。

ウ プロジェクト型「規制のサンドボックス」制度

期間や参加者を限定すること等により、既存の規制の適用を受けることなく、新技術等の実証を行うことができる環境を整えることができます。

エ 事業再編の円滑化

生産性向上を目指し、事業再編を行う取組として、法律に基づく計画認定を受けた場合、中小企業事業再編投資損失準備金、登録免許税の軽減等の支援措置を受けられます。

オ 地域における創業の支援

創業者に身近な市区町村が、地域の創業支援等事業者(地域の経済団体、金融機関、NPO、認定経営革新等支援機関等)とともに、創業者を支援する取組を応援します。

また、開業率の更なる向上を目的として、創業に無関心な方も含め、創業の普及啓発に関する取組を促進します。

- ① 市区町村が策定した創業支援等事業計画を国が認定します。
- ② 法律認定により、創業支援等事業者、創業者の支援措置が強化されます。

カ 経済社会情勢の変化に対応した成長支援（事業適応計画）

カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の支援措置を活用できます。

問 合 せ 先

○グリーゾーン解消制度、新事業特例制度、プロジェクト型「規制のサンドボックス」制度、事業再編の円滑化

中部経済産業局地域経済部地域経済課

電話 (052) 951-8457

○地域における創業の支援

中部経済産業局地域経済部イノベーション推進課

電話 (052) 951-2774

○カーボンニュートラルに向けた投資促進税制

中部経済産業局資源エネルギー環境部資源エネルギー環境課カーボンニュートラル推進室

電話 (052) 951-2566

(7) 中小企業等経営強化法による支援

中小企業の新たな事業活動を促進するため、経営革新及び経営力向上の取組みを支援するとともに、これらの事業活動の促進に資するため、中小企業技術革新制度(SBIR)や新事業支援体制(地域プラットフォーム)により事業環境基盤の整備を図ります。

ア 法の支援内容

(ア) 経営革新

新たな事業活動に意欲的に取組む中小企業等が作成した「経営革新計画」について、知事などの承認を得ると、以下の支援が受けられます。

- 信用保証の特例
- 県融資制度「パワーアップ資金(経営革新計画)」(P106 参照)
- 政府系金融機関による融資制度など(P29～P30 参照)
- 小規模事業者経営革新支援事業費補助金 (P111 参照)など

(イ) 経営力向上

中小企業・小規模事業者や中堅企業は、経営力向上のための人材育成や財務管理、設備投資などの取組を記載した「経営力向上計画」を作成し、主務大臣の認定を得ると以下の支援が受けられます。

- 中小企業経営強化税制
- 中小企業事業再編投資損失準備金
- 信用保証の特例
- 事業承継等に係る支援措置（不動産取得税の特例等）
- 政府系金融機関による融資制度など(P29～P30 参照)

イ 中小企業技術革新制度（SBIR）

国や特殊法人の研究開発予算の中から指定された補助金・委託費等(特定補助金等)の研究開発成果の事業化を一貫して支援するため、特許料の減免措置、債務保証に関する枠の拡大や担

保・第三者保証人が不要な特別枠等の措置を受けられます。

問 合 せ 先

○経営革新	愛知県経済産業局中小企業部中小企業金融課 最寄りの商工会・商工会議所 (公財)あいち産業振興機構 経営支援部 経営アドバイスグループ 愛知県中小企業団体中央会	電話 (052) 954-6334 P166～P168 参照 電話 (052) 715-3070 電話 (052) 485-6811
○経営力向上	中部経済産業局産業部経営支援課経営力向上室	電話 (052) 951-0253
○研究開発	中部経済産業局地域経済部イノベーション推進課	電話 (052) 951-2774

(8) 農商工等連携促進法による支援

中小企業者と農林漁業者が有機的に連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して行う事業活動を促進することにより、中小企業の経営の向上と農林漁業経営の改善を図ります。

農商工等連携事業

中小企業者と農林漁業者が互いの強みを組み合わせて新商品・新サービスを開発・生産することを支援します。「農商工等連携事業計画」を作成し、主務大臣の認定を得ると各種支援の対象となります。

●信用保証の特例

問 合 せ 先

中部経済産業局産業部経営支援課	電話 (052) 951-0521
-----------------	-------------------

(9) 地域未来投資促進法による支援

県では、地域未来投資促進法に基づき地域経済の成長発展の基盤強化を図るため、基本計画を策定しています。民間事業者等が、この基本計画に沿って「地域経済牽引事業計画」を作成し、県の承認を得ると、支援制度を利用することができます。

■主な支援制度の概要

ア 地域未来投資促進税制

承認された地域経済牽引事業のうち、先進性を有すること(投資収益率又は労働生産性の伸び率が一定水準以上であることが見込まれること、もしくは地域における強靱な産業基盤の整備に特に資すると見込まれること)など、一定の要件を満たしている国の確認を受けた事業については、その事業で行う設備投資金額の一定割合で特別償却又は税額控除を受けることができます。

対象設備	特別償却	税額控除
機械装置・器具備品	取得価格×35%	取得価格×4%
上乗せ要件を満たす場合※1	取得価格×50%	取得価格×5%
【中堅企業枠】※2 一定の要件を満たす成長志向の中堅企業	取得価格×50%	取得価格×6%
建物・附属設備・構築物	取得価格×20%	取得価格×2%

※1 上乗せ要件：以下の(A-1)から(A-3)のいずれかを満たした上で、(B)を満たすこと

(A-1)創出される付加価値額が1億円以上、かつ、直近事業年度の付加価値増加率が8%以上であること

(A-2)対象事業において創出される付加価値額が3億円以上、かつ、事業を実施する企業の前

I 創業や事業拡大をはじめ新たな挑戦をするために

事業年度と前々事業年度の平均付加価値額が 50 億円以上であること（2023 年度以降の承認事業者のみ）

(A-3)創出される付加価値額が 1 億円以上、かつ、自治体が指定する地域の経済発展・成長に特に資する分野に該当する事業であって、設備投資額が 10 億円以上であること

(B)投資収益率及び労働生産性の伸び率が一定水準以上であることが見込まれること(2019 年度以降に地域経済牽引事業計画の承認を受けた事業が対象)

※2 【中堅企業枠】：上記上乗せ要件を満たした上で、下記イからハを満たすこと

イ：賃金水準・成長意欲が高い中堅企業

ロ：設備投資額が 10 億円以上であること

ハ：パートナーシップ構築宣言の登録を受けていること

イ (株)日本政策金融公庫からの固定金利での融資

地域経済牽引事業の実施に必要な資金について、(株)日本政策金融公庫からの固定金利での貸付けを受けることができます。

貸付対象	特定事業者	
資金用途	設備資金・長期運転資金 (災害等の発生時に地域経済牽引事業を継続するために必要な資金を含む。)	
貸付期間	設備資金	20 年以内（うち措置期間 2 年以内）
	長期運転資金	7 年以内（うち措置期間 2 年以内）
貸付限度	7.2 億円	
貸付利率	設備資金	基準利率から 2.7 億円を限度として最大 0.9%引下げ
	長期運転資金	基準利率

特定事業者の定義：従業員数が製造業 500 人以下、卸売業者 400 人以下、サービス・小売業 300 人以下。

制度の利用には、(株)日本政策金融公庫の審査を受ける必要があります。

問 合 せ 先

中部経済産業局地域経済部地域振興・人材政策課

電話 (052) 951-8457

愛知県経済産業局産業部産業立地通商課 産業立地サポートステーション

電話 (052) 954-6342

(10) 中小企業等協同組合法による支援

個人の創業を支援する制度として企業組合制度があります。

企業組合とは、事業者、勤労者、主婦、学生など個人の方々が 4 人以上集まり、組合自体が一つの企業体となって事業活動を行う組織で、小さな規模で事業を開始する場合に適した法人です。一定の条件の下、会社等の法人も参加できますので、企業の資本力や技術力などが活用でき、組合以外の経営資源の活用や人材の確保を図ることもできます。(P40～P 41 参照)

問 合 せ 先

愛知県経済産業局中小企業部中小企業金融課

電話 (052) 954-6334

愛知県中小企業団体中央会

電話 (052) 485-6811

3 技術開発を進めるために

(1) 研究開発・実証実験の支援

ア 新あいち創造研究開発補助金

本県における高付加価値のモノづくりの維持・拡大につながる次世代自動車や航空宇宙な

ど今後の成長が期待される分野等において、企業等が行う研究開発や実証実験を支援します。
(P112 参照)

イ 新あいち創造研究開発展

2012 年度から支援してきた「新あいち創造研究開発補助金」の成果を一堂に集めた展示会を開催し、研究開発成果の事業化や販路・取引拡大を促進します。

問 合 せ 先

愛知県経済産業局産業部産業科学技術課

電話 (052) 954-6370

(2) 技術相談・支援

あいち産業科学技術総合センター

「知の拠点あいち」に設置したあいち産業科学技術総合センター本部において、大学等の研究シーズを企業の事業化につなげる産学行政の連携による共同研究開発や、高度計測分析機器を用いた分析評価による企業の研究開発・製品開発の支援を行うとともに、産業技術センター始め県内各地の各センター・試験場において、企業への総合的な技術支援を行います。

問 合 せ 先

あいち産業科学技術総合センター

P88 参照

(3) 「知の拠点あいち」における研究開発の推進

付加価値の高いモノづくり技術に関する研究開発を推進するため、「知の拠点あいち」において、「重点研究プロジェクト」による産学行政連携の研究開発プロジェクトを実施するとともに、ナノレベルの先端計測分析施設である「あいちシンクロトロン光センター」の供用を行っています。

ア 重点研究プロジェクトV期の推進

愛知県では、本県産業が抱える主要な技術的課題の解決を目指して、産学行政が連携する研究開発を支援するプロジェクトを 2011 年から実施しており、V期では研究開発の目標段階(フェーズ)等に応じて公募できるよう「挑戦枠」「実用枠」「国際枠」の3つの枠を設けるとともに、研究開発から事業化へのギャップを橋渡しするために、海外の橋渡し第三者支援機関等によるハンズオン支援や STATION Ai との交流・連携事業を実施しています。

- ・対象分野：マニファクチャリング、ヘルスケア、アグリ・フィッシュ、
カーボンニュートラル

■重点研究プロジェクトホームページ：<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/san-kagi/juupuro.html>

■知の拠点あいち 重点研究プロジェクトホームページ：<https://www.astf-kha.jp/project/>

イ 重点研究プロジェクトの研究成果の普及

2022 年度から 2024 年度までに行った重点研究プロジェクトIV期の研究成果について、あいち産業科学技術総合センターを中心に県内企業への技術移転を推進します。その一環として、普及セミナーの開催、機器の展示、技術相談等を実施します。

ウ あいちシンクロトロン光センターの運営支援

これからのモノづくりに不可欠なナノテクノロジーの開発・活用に役立つ先端計測分析施設「あいちシンクロトロン光センター」が、産学行政の連携協力のもと、2013 年 3 月より供

用されています。産業利用を主目的としており、産業利用コーディネーターや専門のビームライン技術者を配置して、企業の利用をサポートしています。

エ 実証研究エリアの運営

次世代成長分野等の関連技術の実用化を促すため、「知の拠点あいち」内の「実証研究エリア」において、企業等が行う実証研究や研究開発を支援します。

問 合 せ 先

○重点研究プロジェクト

愛知県経済産業局産業部産業科学技術課 科学技術グループ 電話 (052) 954-6351

○あいち産業科学技術総合センターによる研究成果の普及

あいち産業科学技術総合センター 企画連携部企画室 電話 (0561) 76-8306

○あいちシンクロトロン光センター

(公財) 科学技術交流財団あいちシンクロトロン光センター 電話 (0561) 76-8331

○実証研究エリア

愛知県経済産業局産業部産業科学技術課 管理・調整グループ 電話 (052) 954-6347

(4) (公財) 科学技術交流財団による交流・技術開発支援

ア 産学行政の交流・活動支援

研究者・技術者が既存の組織や分野に捉われず、相互に情報交換できる機会を提供する「研究交流クラブ」(会員制)の活動や、先進的・独創的な研究テーマのもとに連携を深める「研究会」事業など、産学行政の交流活動を支援しています。

(ア) 研究交流クラブ事業

科学技術の新たな芽を生み出す場として、会員制交流組織の「研究交流クラブ」において、研究者・技術者等による講演会、企業・研究所等の見学会、情報交換会を開催し、会員相互の情報交換、最新の技術情報を提供しています。

(イ) 研究会事業

公募により採択されたテーマごとに企業・大学・行政の研究者、技術者等をメンバーとする研究会(25 テーマ)を設置し、情報交換や技術トレンドの把握及びヒューマンネットワーク構築の場を提供しています。

(ウ) 知識創造型交流事業

中小企業 1 社では対応困難な特定の社会課題や最新のテクノロジーについて、知識習得のための勉強会や、最初の 1 歩を踏み出すためのトライアル事業を実施し、これらの成果を核とした新交流フォーラムを開催しています。

イ 中小企業支援

特定分野において高い技術ポテンシャルを持つ研究開発型中小企業に対し、技術開発等を支援しています。

(ア) 産学協創チャレンジ研究開発事業

・共同研究型

地域の中堅・中小企業と大学等の「共同研究体」が、共同研究体が持つ研究シーズを活用して、革新的な製品や製造技術を開発し、実用化・事業化を図る優れた研究テーマに対して研究委託をして支援します。

・大学シーズ型

地域の大学等の研究者が、地域の中堅・中小企業の課題解決を図るため、自らの研究シーズをより実用化に近づける研究テーマに対して研究委託をして支援します。

・企業ニーズ型

地域の中堅・中小企業が、自社の課題解決や製品化を図るため、大学等の研究シーズを活用できるかを見極め、第一歩を踏み出すための優れた研究テーマに対して研究委託をして支援します。

(イ) 技術普及推進事業

大学や県試験研究機関が持つ次世代技術や基盤技術の動向を紹介し、その技術普及、技術移転を図るため、分野別の研究会を設置し、中小企業の新技術、新製品開発を促進します。

(ウ) 教育研修の事業

技術と経営の双方の専門的知識を理解し、研究開発の成果を効率的に新事業・新製品に結実させることができる企業の高度人材の育成を支援するため、技術経営(MOT)研修を開催します。

■(公財)科学技術交流財団のホームページ <https://www.astf.or.jp/>

問 合 せ 先

○産学行政の交流・活動支援

(公財)科学技術交流財団 業務部研究交流グループ

電話 (0561) 76-8325

○中小企業支援

(公財)科学技術交流財団 業務部中小企業等研究開発支援グループ

電話 (0561) 76-8326

(5) 知的財産の戦略的な活用

知的財産戦略的な活用を推進するため、知的財産に関する相談窓口を開設しています。また、知的財産に関する各種セミナー・講演会を実施します。

■知的財産に関する支援のホームページ <https://www.pref.aichi.jp/site/aichi-chizai/>

ア 相談 (P89 参照)

(ア) 愛知県知的所有権センター

あいち産業科学技術総合センター内にある「愛知県知的所有権センター」において、中小企業の知的財産に関する課題解決の支援や県所有の特許の紹介など、知的財産の相談、アドバイスを無料で行っています。

(イ) 知財総合支援窓口

「知財総合支援窓口」において、企業経営におけるアイデア段階から事業展開までの知的財産に関する悩みや課題に対して、窓口支援担当者が相談に無料で応じます。

(ウ) その他知的財産に関する相談窓口

日本弁理士会東海会において、特許出願や権利化に関する無料相談を行っています。

問 合 せ 先

愛知県知的所有権センター

電話 (0561) 76-8318

知財総合支援窓口

電話 (052) 753-7635

その他知的財産に関する相談窓口 日本弁理士会東海会

電話 (052) 211-3110

イ 海外出願（特許・実用新案・意匠・商標）に対する支援

中小企業等の戦略的な外国出願を促進するため、外国への事業展開等を計画している中小企業等に対して、外国出願にかかる費用の一部を助成しています。（P114 参照）

問 合 せ 先

（公財）あいち産業振興機構 新事業支援部 地域資源活用・知的財産グループ 電話 (052) 715-3074

ウ 開放特許の活用促進

大企業等が保有する開放特許を活用し中小企業での新製品開発・新事業展開を促進するため、マッチングの機会等を提供しています。

問 合 せ 先

（公財）あいち産業振興機構 新事業支援部 地域資源活用・知的財産グループ 電話 (052) 715-3074

エ セミナー・講演会等の実施

知的財産経営の推進や知的財産を大切にする気運を醸成するためのセミナー等を開催し、知的財産に関する情報提供をしています。

問 合 せ 先

愛知県経済産業局産業部産業科学技術課 電話 (052) 954-6370

（6）産業デザインの向上

デザインは、製品の価値を決定づける重要な要素として、常に新しさを要求されていることから、新製品の開発、改善などについての相談を行っています。

産業デザイントライアルコア

産業デザインを意識したモノづくり支援の総合窓口として産業デザイントライアルコアに3D プリンターなどを設置し、依頼試験や技術指導・相談などを行っています。

さらに新製品の開発などの参考としていただくために、各種書籍、参考品などを展示し、デザインの情報を提供しています。

問 合 せ 先

あいち産業科学技術総合センター

○全般・産業デザイントライアルコア（技術支援部） 電話 (0561) 76-8316

○窯業（技術支援部 瀬戸窯業試験場） 電話 (0561) 21-2116

（産業技術センター 常滑窯業試験場） 電話 (0569) 35-5151

（産業技術センター 三河窯業試験場） 電話 (0566) 41-0410

○繊維（尾張繊維技術センター） 電話 (0586) 45-7871

（三河繊維技術センター） 電話 (0533) 59-7146

（7）豊橋サイエンスコアによる交流・技術開発支援

東三河地域の産学官連携による産業支援機関として、起業・創業・ものづくりの支援拠点「豊橋イノベーションガーデン」や賃貸オフィス、多目的ホール、研修室など複合的な機能を備え、新産業創出や起業・創業・スタートアップ支援、人材育成のための事業を実施しています。

■豊橋サイエンスコアのホームページ <https://www.tsc.jp/>

問 合 せ 先

(株)サイエンス・クリエイト

電話 (0532) 44-1111

所 在 地	豊橋市西幸町字浜池 333-9
竣 工	1992 年 11 月
運営主体	(株)サイエンス・クリエイト(県、豊橋市などが出資した第三セクター)
施設概要	豊橋イノベーションガーデン【メイカーズ・ラボとよはし(ものづくり支援)、Startup Garage(起業・創業支援)、アグリフード・ラボ(食品試作品開発)】、賃貸オフィス、多目的ホール、視聴覚室、研修室等

(8) あいちデジタルアイランドプロジェクト

中部国際空港島及び周辺地域(以下「当エリア」という。)で、近未来の事業やサービスを早期に実用化することを目指し、企業との共創による実証実験や、企業と先端デジタル技術とのマッチング支援を実施します。

ア 先端デジタル技術の活用促進

当エリアにて実証実験を希望する企業等の相談・支援や所管官庁との取り次ぎなどを行う「ワンストップ窓口」を設置するほか、ビジネスマッチングを実施し、デジタル技術の活用を支援します。

イ 先端デジタル技術の社会実装支援

データを活用した実証実験を実施するほか、導入事例がない、もしくは少ないため、費用対効果の見えにくい先端デジタル技術の導入を目的とした伴走支援を実施します。

問 合 せ 先

愛知県経済産業局産業部産業振興課

電話 (052) 954-7495

(9) 次世代バッテリーの推進

愛知県には、自動車関連企業、電池材料開発企業、電池開発に関わる大学・研究機関が集積しています。この地域の強みを生かして活発に研究・技術開発を行い、電池イノベーションの創出を図るため、産学行政が参画する「あいち次世代バッテリー推進コンソーシアム」を 2024 年 12 月に設立しました。今後は本コンソーシアムを推進母体として、研究・実証、人材の育成、拠点集積に関する取組を推進していきます。

問 合 せ 先

愛知県経済産業局産業部産業科学技術課

電話 (052) 954-6702

(10) SAFの製造・供給・利用促進

航空分野の CO₂排出量は、将来的な航空需要の高まりを受けて大幅に増加することが見込まれている中、SAF(※)をできる限り環境負荷の少ない形で製造し、航空機に利用するため、「地産地消 SAF サプライチェーン構築プロジェクト」を実施します。地域内で回収した廃食油等

から SAF の製造・供給・利用を目指し、地産地消型 SAF サプライチェーンを構築する取組を支援します。(※Sustainable Aviation Fuel/持続可能な航空燃料)

問 合 せ 先

愛知県経済産業局次世代モビリティ産業課

電話 (052) 954-6349

(11) 経済安全保障の促進

2022 年 5 月の経済安全保障推進法成立に伴い、県内関係機関が参画する「愛知県経済安全保障に関する協議会」を設立し、経済安全保障に関する技術情報流出防止対策等を協議しています。また、シンポジウム・セミナーの開催やパンフレットの配布等を通じて、県内企業に対して普及啓発を行います。

問 合 せ 先

愛知県経済産業局産業部産業科学技術課

電話 (052) 954-6370

4 販路拡大のために

(1) あいち産業振興機構による支援

ア 商談会・マッチングフェアの開催

県内中小・小規模企業の受注機会の増大を図るため、出会いの場を提供する商談会・マッチングフェアを開催します。

- ・広域商談会（愛知県・岐阜県・三重県・静岡県・長野県）の中小企業支援機関と共催
- ・地域商談会（尾張会場、三河・知多会場）
- ・六都府県オンライン商談会（愛知県・東京都・神奈川県・大阪府・兵庫県・福岡県）の中小企業支援機関との共催
- ・個別商談会（個別の発注案件毎に随時開催）

イ あいち中小企業応援ファンド新事業展開応援助成金

(ア) 新事業展開応援助成金(地場産業枠) (P113 参照)

繊維、窯業、食品、家具、伝統的工芸品の 5 分野における地域資源を活用した中小企業等の新製品(商品)開発や販路の拡大など新たな事業展開に対し助成をします。

(イ) 新事業展開応援助成金(一般枠) (P113 参照)

繊維、窯業、食品、家具、伝統的工芸品を除く産業分野における地域資源を活用した中小企業等の新製品(商品)開発や販路の拡大など新たな事業展開に対し助成をします。

(ウ) 新事業展開応援助成金(農商工連携枠) (P113 参照)

あいち産業科学技術総合センターや愛知県農業総合試験場等と連携して行う地域資源を活用した中小企業等の新製品(商品)開発や販路の拡大など新たな事業展開に対し助成をします。

問 合 せ 先

(公財) あいち産業振興機構

○商談会・マッチングフェア（経営支援部 取引振興・設備グループ）

電話 (052) 715-3068

○あいち中小企業応援ファンド（新事業支援部 地域資源活用・知的財産グループ）

電話 (052) 715-3074

(2) 異業種交流展示会「メッセナゴヤ」

本県の一層の産業振興を目指し、製品・技術やサービスの情報を国内外に発信するとともに、販路拡大や異業種交流を図る場として、経済界と連携して国際総合見本市「メッセナゴヤ」を開催しています。

メッセナゴヤ 2025 概要

期 間：2025 年 11 月 5 日(水)～11 月 7 日(金)

場 所：ポートメッセなごや(名古屋市国際展示場)

■メッセナゴヤ 2025 のホームページ <https://www.messenagoya.jp/>

問 合 せ 先

名古屋商工会議所

電話 (052) 223-5708

愛知県経済産業局産業部産業振興課

電話 (052) 954-6340

(3) アンテナショップ「まるっと！あいち」

愛知県商工会連合会では、県内の特産品を広く県内外からの訪問者にPRするため、県営名古屋空港ターミナルビルにおいてアンテナショップ「まるっと！あいち」を設置し、県内商工会地域の特産品を販売しています。

問 合 せ 先

愛知県商工会連合会

電話 (052) 562-0040

(4) 愛知県産業労働センター（ウイंकあいち）県内産品展示即売所

愛知県内の産業の振興等を図るとともに、県内の伝統的工芸品や名産品などの県内産品を広くPR するために、愛知県産業労働センター(ウイंकあいち) 1 階コンビニエンスストア(ミニストップ)内に、県内産品展示即売所を設けています。

問 合 せ 先

ミニストップウイंकあいち店

電話 (052) 589-8436

(5) 支援施策情報サイト「あいちビジネスチャンスナビ」

ア あいちビジネスチャンスナビ

県内中小企業等の新たなビジネスチャンスにつながる公的機関の支援施策情報等をお知らせするウェブサイトを構築し、新たな販路拡大等につながる情報を発信しています。

イ あいちナビる

(公財)あいち産業振興機構では、あいちの注目企業や中小企業の方に役立つ情報をとりまとめ、インターネット上の情報誌「あいちナビる」として毎月発行しています。

■あいちビジネスチャンスナビ <https://navi.aibsc.jp>

■あいちナビるのホームページ <https://lib.aibsc.jp>

問 合 せ 先

○あいちビジネスチャンスナビ

愛知県経済産業局中小企業部中小企業金融課

電話 (052) 954-6332

(公財) あいち産業振興機構 総務企画部 情報企画グループ

電話 (052) 715-3063

○あいちなびる

(公財) あいち産業振興機構 総務企画部 情報企画グループ

電話 (052) 715-3063

(6) 産業別販路拡大支援

分 野	名 称	時 期	詳細ページ
自 動 車	愛知県新パートナー/新事業創生展示会	12 月	P79 参照
航 空 宇 宙	「パリ・エアショー2025」 航空宇宙分野における世界最大の国際展 示会	6 月 16 日～22 日	P80 参照
	「エアロマート名古屋 2025」 航空宇宙分野における世界的なビジネス マッチングイベント	9 月 24 日～26 日	
医 療 機 器	「メディカルメッセ」開催	未定	P81 参照
伝統的工芸品	あいち伝統的工芸品産業持続強化支援事業	2025 年 6 月～2026 年 3 月	P83 参照
	伝統的工芸品産業後継者確保支援事業	2025 年 7 月～2026 年 3 月	P83 参照
製 造 業 全 般	「グローバルインダストリー」 フランスで開催される欧州最大級の国際産 業展示会	2026 年 3 月 30 日～ 4 月 2 日	
観 光	こってりだけじゃない。ディスカバー愛 フェア	関西圏・首都圏各 1 回 開催予定 (時期未定)	P84 参照

問 合 せ 先

○自動車

愛知県経済産業局次世代モビリティ産業課

電話 (052) 954-6136

○航空宇宙

愛知県経済産業局次世代モビリティ産業課

電話 (052) 954-6349

○医療機器

愛知県経済産業局産業部産業振興課

電話 (052) 954-6352

○伝統的工芸品

愛知県経済産業局産業部産業振興課

電話 (052) 954-6341

○製造業全般

愛知県経済産業局産業部産業立地通商課

電話 (052) 954-6356

○観光

愛知県観光コンベンション局観光振興課

電話 (052) 954-6355

5 工場の立地・設備投資のために

(1) 国内外企業の誘致・立地相談

産業立地サポートステーション

企業立地のワンストップ窓口として、「産業立地サポートステーション」を開設しています。産業用地や優遇施策等の立地関連情報の提供はもとより、企業立地にあたって企業が抱える様々な問題・課題のご相談をお受けします。

企業からのご相談に対し、県庁内の各部局、県内市町村と連携・調整して対応します。

問 合 せ 先

愛知県経済産業局産業部産業立地通商課 産業立地サポートステーション	電話 (052) 954-6372
愛知県東京事務所産業誘致課 産業立地サポートステーション・愛知	電話 (03) 5212-9972

(2) 工業用地の紹介・分譲

ア 工場適地等の紹介

工場の新設、移転にあたっては、交通アクセスや労働力などの立地条件を事前に調査することが必要です。工場の立地条件を調査し、工場適地として紹介するとともに工場立地の相談に応じています。

イ 工業用地等の分譲

地域産業の振興を図るため、愛知県企業庁では工業用地等の分譲を行っています。

- 内陸用地 豊橋三弥(豊橋市)、豊明柿ノ木(豊明市)
- 臨海用地 衣浦14号地(西尾市)、御津1区(豊川市)、田原1区、田原4区(田原市)
- 中部臨空都市 空港島、空港対岸部(常滑市)

問 合 せ 先

○工場適地等の紹介	
愛知県経済産業局産業部産業立地通商課 産業立地サポートステーション	電話 (052) 954-6372
○工業用地等の分譲	
愛知県企業庁企業立地部企業誘致課 [内陸・臨海用地]	電話 (052) 954-6691
[中部臨空都市]	電話 (052) 954-6692
○全般	
愛知県東京事務所産業誘致課 産業立地サポートステーション・愛知	電話 (03) 5212-9972

(3) 資金面・税制面からの支援

ア 融資

工場などの集団化、共同化を行おうとする場合や、過密の解消のために一定の地域に工場などを移転しようとする場合は、中小企業高度化資金、(株)日本政策金融公庫の融資が利用できます。(P109～P110、P29～P30 参照)

イ 産業立地促進税制(不動産取得税の免除・減額)

工場の新設を行う場合に、土地や家屋の不動産取得税が免除・減額される制度があります。(P50～P51 参照)

ウ 地方拠点強化税制

地方への新たな人の流れを生み出すことを目的として、事業者(企業等)が東京23区にある本社機能の県内移転や、県内にある本社機能の拡充を行う場合に、課税の特例等の優遇措置が受けられます。

この優遇措置を受けるためには、地域再生計画「産業首都あいち地方活力向上地域特定業務施設整備促進事業」に基づき、県に「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」の申請を行い、認定を受ける必要があります。

【優遇措置】

- 特定業務施設の新設又は増設に関する課税の特例
- 特定業務施設において従業員を雇用している場合の課税の特例
- (独)中小企業基盤整備機構による債務保証
- (株)日本政策金融公庫による融資制度

問 合 せ 先

愛知県経済産業局産業部産業立地通商課 産業立地サポートステーション

電話 (052) 954-6342

(4) 地域未来投資促進法による支援

県では、地域未来投資促進法に基づき地域経済の成長発展の基盤強化を図るため、基本計画を策定しています。民間事業者等が、この基本計画に沿って「地域経済牽引事業計画」を作成し、県の承認を得ると、支援制度を利用することができます。(P9 参照)

問 合 せ 先

中部経済産業局地域経済部地域振興・人材政策課

電話 (052) 951-8457

愛知県経済産業局産業部産業立地通商課 産業立地サポートステーション

電話 (052) 954-6342

(5) 高度先端産業の立地促進

21世紀高度先端産業立地補助金

産業の高度化と地域の活性化を推進するため、今後成長が期待できる航空宇宙、環境・新エネルギー、情報通信、健康長寿、先端素材、ナノテクノロジー、バイオテクノロジー関連の高度先端産業分野の工場や研究所の新増設に対し助成します。さらに大規模な先端工場の立地等に対しては全国トップレベルの支援を行います。(P117 参照)

(6) 重点産業分野等の立地促進

ア 新あいち創造産業立地補助金(Aタイプ)

長年にわたり地域の経済・雇用を支えている企業の流出を防止するため、立地市町村と連携し、県内における再投資を支援します。(P118 参照)

イ 新あいち創造産業立地補助金(Bタイプ)

本県の産業競争力強化に資する製品・部素材の製造・研究に取り組む企業を支援します。(P119 参照)

ウ 新あいち創造産業立地補助金(Cタイプ)

県内産業のデジタル化促進のため、ソフト系 IT 企業の県内初進出に加え県内における事業拡大や STATION Ai から転出するスタートアップを支援します。(P120 参照)

エ 航空宇宙産業応援補助金

県内で航空宇宙分野における新規設備投資を行うサプライヤーを対象に、航空機需要回復に向けた生産基盤の維持・強化の取組を支援します。(P121 参照)

問 合 せ 先

愛知県経済産業局産業部産業立地通商課 産業立地サポートステーション
愛知県経済産業局次世代モビリティ産業課航空宇宙産業グループ

電話 (052) 954-6372
電話 (052) 954-6349

(7) 工場の新設・変更

工場の新增設を行う場合は、計画段階から工場緑化など環境整備を行い、周辺地域の生活環境と産業活動との融和を図ることが必要です。このため、一定規模以上の工場を新設又は変更する事業者は、工場立地法に基づき、あらかじめその内容を届け出ることが義務付けられています。

届 出 対 象 工 場
(「特定工場」といいます。)

製造業、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業に係る工場であつて、その規模が次のいずれかに該当するもの。
・敷地面積 9,000 m²以上・建築面積の合計 3,000 m²以上

問 合 せ 先

市町村役場

P172～P173 参照

(8) 工業用水の受水

愛知県営工業用水道は、尾張工業用水道、愛知用水工業用水道、西三河工業用水道、東三河工業用水道があり、工業用水を安定して供給する体制を整えています。

問 合 せ 先

愛知県企業庁水道部水道事業課

電話 (052) 954-6685

6 海外展開・外国企業誘致のために

(1) 相談、情報収集・提供、人材育成

ア あいち国際ビジネス支援センター

国際ビジネスに関するワンストップサービス拠点として、愛知県産業労働センター(ウインクあいち)18 階に「あいち国際ビジネス支援センター」を設置しています。貿易・投資に関する情報提供、相談対応など、海外展開を検討する県内企業・事業者の皆様へ幅広い支援を行っています。(P88 参照)

■あいち国際ビジネス支援センターのホームページ <https://www.pref.aichi.jp/site/ricchitsusho-aibsc/>

(ア) 相談

国際ビジネスに関する諸問題について、専門アドバイザーが相談に応じる「国際ビジネス相談デスク」を実施しています。また、海外販路開拓・展開に必要な実務的支援を、専門家が継続的に実施する「海外ビジネスハンズオン支援」を行っています。

(イ) セミナー/ワークショップの開催

各国の投資環境・海外販路開拓事例・最新のビジネス情報などを紹介するセミナー／ワークショップを開催しています。

(ウ) 情報収集・提供

国際ビジネスに関するイベント・見本市の開催情報、愛知県内企業の貿易取引状況や海外進出動向、県内貿易港の輸出入動向などの情報を提供しています。

(エ) 人材の育成

貿易実務、英文契約書など海外ビジネスに不可欠な知識を習得するための各種講座を開催しています。

問 合 せ 先

あいち国際ビジネス支援センター

電話 (052) 533-6650

イ 海外サポートデスク

本県からの進出企業の支援拠点として、中国(江蘇省)、ベトナム(ハノイ)、インド(ニューデリー)及びインドネシア(ジャカルタ)に「海外サポートデスク」を設置しています。進出企業の相談に対応し、要望・意見を現地政府に伝えるとともに、本県進出企業間のネットワークづくりなどの活動を行っています。

- 中国・江蘇省(上海納克名南企業管理咨询有限公司蘇州分公司内)
- ベトナム(ベトナム政府財政省外国投資庁内)
- インド(インド政府商工省ジャパンプラス内)
- インドネシア(Grant Thornton インドネシア内)

■愛知県サポートデスクについてのホームページ

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/ricchitsusho/aichi-supprtdesk.html>

■アジア経済交流についてのホームページ

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/ricchitsusho/0000076477.html>

問 合 せ 先

あいち国際ビジネス支援センター

電話 (052) 533-6650

ウ 商社と連携した海外展開支援

本県と産業振興に関する協定を締結している商社と連携し、県内企業の海外展開支援体制の強化を図っています。

(ア) 豊田通商と連携した情報提供

豊田通商(株)の知見・グローバルネットワークを活用したセミナーや情報提供を行っています。

(イ) 海外工業団地入居時の優遇措置

双日(株)、住友商事(株)及び丸紅(株)が運営する海外工業団地に入居する際、費用の減免や法人設立の支援といった優遇措置が受けられます。

■海外工業団地入居時の優遇措置についてのホームページ

<https://www.pref.aichi.jp/site/overseas-expansion/industrialpark.html>

問 合 せ 先

あいち国際ビジネス支援センター

電話 (052) 533-6650

(2) 新輸出大国コンソーシアム

政府系機関、地域の金融機関や商工会議所など国内各地域の企業支援機関が幅広く結集した「新輸出大国コンソーシアム」では、製品開発、国際標準化から販路開拓に至るまでの総合的な海外展開支援を行います。

■新輸出大国コンソーシアムのホームページ <https://www.jetro.go.jp/consortium/>

問 合 せ 先

ジェトロ名古屋

電話 (052) 589-6210

(3) 海外産業情報センター

県内企業の海外事業活動を支援するとともに、外国企業や外国人観光客の誘致などを行うため、次の各国に駐在員を置いて、情報収集や誘致活動などを行っています。(P163 参照)

- 中国(上海産業情報センター) ●タイ(バンコク産業情報センター)

問 合 せ 先

愛知県経済産業局産業部産業立地通商課

電話 (052) 954-6356

(4) 外国企業の誘致、国際経済交流支援

ア 外国企業進出支援

グレーター・ナゴヤ・イニシアティブ協議会(GNIC)において、外国企業誘致、国際経済交流などについて、相談対応や情報提供を行っています。また、(独)日本貿易振興機構(ジェトロ)名古屋において、対日投資のためのビジネスサポートセンター(IBSC)を設置し、外国企業の日本での開業を支援しています。加えて、名古屋市等と構成する INVEST IN AICHI-NAGOYA CONSORTIUM において、外国企業等の本県進出・定着を促進するため、商談会や展示会出展、県内企業等とのネットワーク構築等を支援します。

問 合 せ 先

グレーター・ナゴヤ・イニシアティブ協議会(GNIC)

電話 (052) 218-4020

対日投資・ビジネスサポートセンター(IBSC)(ジェトロ名古屋内)

電話 (052) 589-6210

INVEST IN AICHI-NAGOYA CONSORTIUM

電話 (052) 954-6356

イ 愛知県雇用労働相談センター

厚生労働省が国家戦略特別区域法に基づいて設置し、新規開業直後の企業やグローバル企業等が、日本の雇用ルールを的確に理解し、労働紛争を未然に防ぐことで円滑な事業展開ができるよう支援します。

- 相談員による電話相談、窓口相談等の対応
- 弁護士による高度な専門性を要する個別相談対応
- 弁護士及び社会保険労務士による個別訪問指導
- セミナーの開催

■雇用労働相談センターのホームページ <https://aichi-elcc.mhlw.go.jp/>

問 合 せ 先

愛知県雇用労働相談センター

電話 0120-544-610(フリーダイヤル)

7 事業承継・事業再生を促進するために

(1) 事業承継・引継ぎ支援センター

都道府県ごとに事業承継・引継ぎ支援センターを設置し、M&A等の事業引継ぎ、親族内承継に関する情報提供や助言、専門的な支援等、円滑な事業承継・引継ぎを支援します。

名古屋商工会議所に設置された「愛知県事業承継・引継ぎ支援センター」では、後継者不在事業者へのマッチング支援に加え、2021 年度より、親族内承継支援業務を追加し、事業承継支援をワンストップで行います。

【開設時間】 月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く) 9時～17時

問 合 せ 先

愛知県事業承継・引継ぎ支援センター

電話(052)228-7117

(2) 事業承継の支援

中小・小規模企業の方の事業承継を支援するため後継者育成塾を開催します。後継者育成塾では事業承継に必要な経営戦略や税務・法務について、全6回のコースをそれぞれ開設します。

また、後継者や事業承継計画策定済みの事業者が、承継後の事業を円滑に推進、成長させるため、事業承継フォローアップマネージャーが、経営革新や生産性向上等の取組みを助言します。

問 合 せ 先

(公財) あいち産業振興機構 経営支援部 経営アドバイスグループ

電話(052)715-3070

(3) 事業承継の円滑化のための措置

ア 小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例

被相続人又は被相続人と生計を一にする親族の事業用宅地等を相続した場合には、一定の要件の下で、最大 400 m²までの部分について評価額の最大 80%を減額することができます。

イ 非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予制度

中小企業の円滑な事業承継による雇用の確保や地域経済活力の維持を図る観点から、後継者が非上場中小企業の株式等を先代経営者から相続又は贈与により取得し、都道府県知事の認定を受けた場合には、相続税・贈与税の納税を猶予することができます。

ウ 個人の事業用資産についての相続税・贈与税の納税猶予制度

個人事業者の円滑な世代交代を通じた事業の持続的な発展の確保や地域経済活力の維持を図る観点から、後継者が先代事業者から相続又は贈与により制度の対象となる全ての事業用資産を取得し、後継者が都道府県知事の認定を受けた場合には、相続税・贈与税の納税を猶予することができます。

エ 事業承継による金融支援

経営者の死亡や退任など、事業承継に伴う資金ニーズに対して、都道府県知事の認定を受けることにより、中小企業信用保証法の特例や(株)日本政策金融公庫法の特例による金融支援措置を受けることができます。

■ 中小企業庁のホームページ https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/shoukei_enkatsu.html

問 合 せ 先

名古屋国税局 電話相談センター

P89 参照

愛知県経済産業局中小企業部中小企業金融課

電話(052)954-6332

(4) 中小企業活性化協議会

都道府県ごとに中小企業活性化協議会を設置し、中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジを一元的に支援します。名古屋商工会議所に設置された「愛知県中小企業活性化協議会」には、中小企業の収益力改善・再生支援の専門家が配置され、経営状態が悪化し財務上の問題を抱えていても事業の将来性が明確な企業を対象に、指導助言、経営改善計画や再生計画の策定支援を行っています。支援を受けて再生を図る場合には、県融資制度「経済環境適応資金(再生資金【再生】)」が受けられます。(P108 参照)

【開設時間】 月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)9時～17時

問 合 せ 先

愛知県中小企業活性化協議会[経営改善計画策定支援事業]	電話 (052) 228-6128
愛知県中小企業活性化協議会[活性化協議会事業]	電話 (052) 223-6953
愛知県経済産業局中小企業部中小企業金融課	電話 (052) 954-6333
愛知県信用保証協会 本店 総合相談窓口	電話 0120-454-754 (フリーダイヤル)
西三河支店	電話 (0564) 25-2430
東三河支店	電話 (0532) 57-5611

Ⅱ 経営基盤の強化のために

1 適正な取引・適切な価格転嫁のために

(1) 適正な取引・適切な価格転嫁の推進に向けた気運醸成

ア 「適正な取引・価格転嫁を促し地域経済の活性化に取り組む共同宣言」

適正な取引・価格転嫁を促すことで地域経済の活性化に取り組むため、2023年2月27日に県内の行政機関・経済団体・労働団体・金融団体の12機関・団体(2025年2月25日に14機関・団体に拡充)で共同宣言を発出し、各機関・団体が相互に連携して様々な取組を実施しています。

問 合 せ 先

愛知県経済産業局中小企業部中小企業金融課

電話 (052) 954-6332

イ 「パートナーシップ構築宣言」

サプライチェーンの取引先や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築することを、「発注者」側の立場から企業の代表者の名前で宣言する国の制度です。宣言公表企業に対する各種優遇制度などが設けられています。

■「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト <https://www.biz-partnership.jp/index.html>

問 合 せ 先

(公財)全国中小企業振興機関協会

電話 (03) 6228-3802

(2) 取引適正化に向けた支援

ア 下請かけこみ寺

下請取引問題に対する様々な悩み相談に対応します。(P87 参照)

■(公財)あいち産業振興機構のホームページ <https://www.aibsc.jp/support/263/>

問 合 せ 先

下請かけこみ寺

電話 0120-418-618(カダ例)

イ 「下請取引適正化推進月間」

下請取引の適正化について、下請代金支払遅延等防止法の迅速かつ的確な運用と違反行為の未然防止、下請中小企業振興法に基づく振興基準の遵守を指導すること等を通じ、その推進を図っており、特に、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」とし、下請法の普及・啓発事業を集中的に行っています。

問 合 せ 先

中小企業庁事業環境部取引課

電話 (03) 3501-1511 (内線 5291)

ウ 下請取引適正化推進講習会の開催

下請取引の適正化を推進することを目的に「下請代金支払遅延等防止法(下請法)」に関する基礎知識を習得するための講習会を開催しています。

問 合 せ 先

(公財) あいち産業振興機構 経営支援部 取引振興・設備グループ

電話 (052)-715-3068

(3) 価格交渉に向けた支援

ア 適正取引・価格転嫁促進ポータルサイト

交渉のプロセス、価格交渉の準備に必要なデータ、国や県の出組などのリンクを集めたポータルサイトを開設し、中小・小規模事業者の取引の適正化や円滑な価格転嫁に向けた悩みを解決するための情報を掲載しています。

■適正取引・価格転嫁促進ポータルサイト

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kinyu/kakakutenportal.html>

問 合 せ 先

愛知県経済産業局中小企業部中小企業金融課

電話 (052)-954-6332

イ 愛知県よろず支援拠点「価格転嫁サポート窓口」

よろず支援拠点では、2023年7月に価格交渉をサポートするための窓口を全国47都道府県に設置し、中小企業等に対する価格交渉に関する基礎的な知識の習得支援や、原価計算の手法の習得支援を実施しています。

問 合 せ 先

愛知県よろず支援拠点「価格転嫁サポート窓口」

電話 (052)-715-3188

ウ 「価格交渉促進月間」

エネルギー価格や原材料費、労務費などが上昇する中、中小企業が適切に価格転嫁をしやすい環境を作るため、2021年9月より、毎年9月と3月を「価格交渉促進月間」と設定しています。この「月間」において、価格交渉・価格転嫁を促進するため、広報や講習会、業界団体を通じた価格転嫁の要請等を実施しています。

問 合 せ 先

中小企業庁事業環境部取引課

電話 (03) 3501-1511 (内線 5291)

エ 価格交渉・転嫁に向けた支援ツール等の提供

適切な価格転嫁の実現に向けた価格交渉準備のため、価格交渉の根拠として有用な公表資料や価格交渉ハンドブック、その他参考資料、相談窓口等を公開しています。

■価格交渉・転嫁の支援ツール https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/shien_tool.html

問 合 せ 先

中小企業庁事業環境部取引課

電話 (03) 3501-1511 (内線 5291)

(4) その他の相談窓口

ア 「愛知県中小・小規模企業総合相談窓口」における相談対応 (P2~P3 参照)

県機関、県内商工会議所・商工会等、約100か所に設置する相談窓口で、中小企業・小規模企業や個人事業主に対して、資金繰り、経営等に関する相談対応・情報提供を実施しています。

問 合 せ 先

愛知県経済産業局産業部産業政策課

電話 (052) 954-6330

イ 専門家による経営相談の実施

(公財)あいち産業振興機構において、事業者に対し、専門家による経営上の課題に関する相談対応・情報提供を行っています。

問 合 せ 先

(公財)あいち産業振興機構 経営支援部 経営アドバイスグループ

電話 (052) 715-3070

ウ 公設試験研究機関

あいち産業科学技術総合センター(豊田市)を始め、県内の各技術センターにおいて、省エネルギー・再生可能エネルギー等に関する技術相談を行っています。

問 合 せ 先

あいち産業科学技術総合センター

P88 参照

2 事業資金確保のために

(1) 県融資制度

県では、中小企業の皆様の様々な資金需要に対応するため、各種融資制度を設けていますので、用途に応じてご活用ください。(P103～P110 参照)

2025 年度における制度改正の概要

- 「経済環境適応資金サポート資金【経済対策特別】」の延長
- 「経済環境適応資金サポート資金【経営改善借換】」の創設
コロナ禍で債務が積み上がり資金繰りに課題を抱える事業者の借換需要に対応するため、融資期間や据置期間を長く設け、借換に特化しています。
- 「経済環境適応資金再生資金【再生】(経営改善・再生支援強化型)」の創設
国の保証制度終了に伴い廃止された「経済環境適応資金再生資金【再生】(感染症対応型)」の後継制度です。

問 合 せ 先

愛知県経済産業局中小企業部中小企業金融課

電話 (052) 954-6333

(2) 信用保証制度

「信用保証」とは、信用力・担保力が不足する中小企業の方々が、銀行などの金融機関から融資を受ける際、信用保証協会が保証人となって中小企業の信用を補完し、金融機関からの資金調達の円滑化を図る制度です。

ア 愛知県信用保証協会の信用保証

申 込 資 格	県内に事業所があり事業を営んでいる中小企業、組合等(業種に一部制限あり)
資 金 使 途	運転資金、設備資金
保 証 金 額	2 億 8,000 万円以内(組合等の場合は 4 億 8,000 万円)
保 証 期 間	20 年以内
担 保	原則として保証合計額が 8,000 万円を超える場合又は保証期間が 10 年を超える場合に必要

保 証 人	必要となる場合があります。ただし、原則として、法人代表者および実質的な経営権を持っている方以外の連帯保証人は不要です。
保 証 料 率	(一般料率)年 0.45%～1.9%(経営状況等により異なる)

イ 経営者保証を不要とする扱い

「経営者保証ガイドライン」に即した対応として以下の3つの要件に該当する場合、経営者保証を不要とする取扱いをすることができます。

類 型	要 件
金融機関連携型	申込金融機関が、信用保証の付かない融資について経営者保証を不要としている場合であって、債務超過でなく赤字でない等の要件を満たしている場合
財 務 型	「財務要件型無保証人保証制度(※)」を利用する場合 ※自己資本比率 20%以上等、一定の財務要件があります。
担 保 型	企業または経営者本人が所有する不動産について担保提供があり、十分な保全が図られる場合

上記要件に該当しない場合であっても保証料の上乗せという経営者保証の機能を代替する手法(一定の要件があります。)により、経営者保証の提供を不要とする取扱いができます。

また、上乗せとなる保証料について、国が信用保証料の一部を補助する制度が令和8年度まで実施されています。詳しくは、愛知県信用保証協会のホームページをご確認ください。

■愛知県信用保証協会のホームページ <https://www.cgc-aichi.or.jp/keieisyahosyo/>

ウ 責任共有制度

信用保証協会と金融機関が適切な責任共有を図り、連携して中小企業を支援するための制度です。保証付き融資では、原則として信用保証協会が 80%、金融機関が 20%の割合で責任を共有します。

問 合 せ 先

愛知県信用保証協会	本店 総合相談窓口 西三河支店 東三河支店	電話 0120-454-754(フリーダイヤル) 電話 (0564) 25-2430 電話 (0532) 57-5611
愛知県経済産業局中小企業部中小企業金融課		電話 (052) 954-6333

(3) 政府系金融機関による融資制度

(株)商工組合中央金庫、(株)日本政策金融公庫でも中小企業の方々を対象とした各種融資制度を利用できます。

金融機関の名称	貸 付 の 対 象
(株)商工組合中央金庫	●一般的な融資 貸付対象 商工中金に出資している中小企業等協同組合等又はその組合員等 貸付期間 原則として設備 15 年以内(据置 2 年以内) 運転 10 年以内(据置 2 年以内)
(株)日本政策金融公庫 (国民生活事業)	●一般貸付 貸付対象 中小企業の方(金融業、投機的事業、一部の遊興娯楽業等の業種を除く) 貸付限度額 設備・運転 4,800 万円 特定設備 7,200 万円 貸付期間 設備 10 年以内(据置 2 年以内) 運転 7 年以内(据置 1 年以内) 特定設備 20 年以内(据置 2 年以内)

Ⅱ 経営基盤の強化のために

金融機関の名称	貸 付 の 対 象
(株)日本政策金融公庫 (中小企業事業)	●セーフティネット貸付(経営環境変化対応資金) 貸付対象 一時的に売上減少等業況が悪化している中小企業 貸付限度額 7億2,000万円 貸付期間 設備15年以内(据置3年以内) 運転8年以内(据置3年以内)

※ 上記以外にも各種貸付制度を実施しています。

※ 利率などについては金融情勢により変更がありますので、窓口にご相談ください。

問 合 せ 先

(株)商工組合中央金庫	名古屋支店	電話(052)951-7581
	熱田支店	電話(052)951-7581
	豊橋支店	電話(0532)52-0221
(株)日本政策金融公庫	事業資金相談ダイヤル	電話0120-154-505(フリーダイヤル)
国民生活事業	名古屋ビジネスサポートプラザ	電話(052)561-6316
	名古屋支店	電話0570-053634
	名古屋中支店	電話0570-053502
	熱田支店	電話0570-053569
	豊橋支店	電話0570-054351
	一宮支店	電話0570-054412
	岡崎支店	電話0570-054689
中小企業事業	名古屋支店	電話(052)551-5181
	熱田支店	電話(052)682-7881
	岡崎支店	電話(0564)65-3025
(公財)愛知県生活衛生営業指導センター		電話(052)433-2190

(4) 中小企業投資育成(株)

中小企業が経営基盤を強固にして自己資本の充実を図っていくために、中小企業投資育成(株)は、増資新株、設立新株及び新株予約権付社債の引受けによる投資事業を行っています。併せて経営上のコンサルテーション等による育成事業も行っています。

対象企業の要件

- 資本金3億円以下の株式会社(一部例外あり)
- 原則として一定水準以上の収益を上げており、今後も成長発展する見込みがあること。
- 先端的、独創的な技術・ノウハウに裏付けられた製品・サービスの提供を行う企業であること。
- 設立新株投資、ベンチャービジネス投資に関する新株の引受けについては、選定基準等に特別措置があります。

問 合 せ 先

名古屋中小企業投資育成(株)

電話(052)581-9541

(5) 貸金業者に関する相談指導

貸金業利用をめぐるトラブルを防止するため、貸金業者の指導、利用者に対する啓発、利用者などからの相談を行っています。

問 合 せ 先

愛知県経済産業局中小企業部中小企業金融課
愛知県警察本部生活経済課

電話(052)954-6333

電話(052)951-1611

各警察署

日本貸金業協会愛知県支部

電話 (052) 265-5280

(6) 事業承継による金融支援

経営者の死亡や退任など、事業承継に伴う資金ニーズに対して、都道府県知事の認定を受けることにより、中小企業信用保険法の特例や(株)日本政策金融公庫法の特例による金融支援措置を受けることができます。

■ 中小企業庁のホームページ https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/shoukei_enkatsu.html

問 合 せ 先

愛知県経済産業局中小企業部中小企業金融課

電話 (052) 954-6332

3 経営資源の充実のために

(1) 企業経営の専門家派遣・経営力評価サービス

(公財)あいち産業振興機構では、中小・小規模企業の方の経営課題を解決するために、中小企業診断士を始めとした専門家を企業に派遣する事業を行っています。中小企業の方は費用の3分の1、小規模事業者の方は5分の1の負担でご利用いただけます。また、中小・小規模企業の方が持つ製品・技術・サービスの強みを当機構に登録する専門家が客観的に評価し、その強みや成長性等を記載した評価書を作成、発行します。

問 合 せ 先

(公財)あいち産業振興機構 経営支援部 経営アドバイスグループ

電話 (052) 715-3070

(2) 経営相談

(公財)あいち産業振興機構の「エキスパートあいち」では、経営、技術等のマネージャーが中小・小規模企業の経営革新等の課題解決についての相談に応じています。また、国からの委託を受けて設置している「愛知県よろず支援拠点」では、チーフコーディネーターを始め中小・小規模企業支援に優れた能力・知識・経験を有するコーディネーターを配置し、売上拡大・経営改善など中小・小規模企業の経営上のあらゆる相談に応じ、課題解決に向けた支援を行います。豊橋に設置したサテライトオフィス(相談窓口)においても同様の支援を行います。

さらに、商工会、商工会議所には、それぞれ経営指導員がおり、小規模企業の経営に必要な金融、税制、労務、経理など経営全般にわたり、きめ細かく相談に応じています。

問 合 せ 先

(公財)あいち産業振興機構 エキスパートあいち

電話 (052) 715-3071

愛知県よろず支援拠点

電話 (052) 715-3188

愛知県よろず支援拠点 豊橋サテライト

電話 (0532) 39-7111

県内商工会、商工会議所

P166～P168 参照

(3) 知的財産を活用した経営支援

「知財総合支援窓口」において、企業経営におけるアイデア段階から事業展開までの知的財産に関する悩みや課題に対して、窓口支援担当者が相談に応じます。

また、知的財産を競争力の源泉として経営戦略に位置付け、事業活動に組み入れる「知財経営」を推進するため、市町村や関係団体と連携し個別相談会等を実施し、参加企業の知財経営導入実践を図ります。

問 合 せ 先

知財総合支援窓口
日本弁理士会東海会

電話 (052) 753-7635
電話 (052) 211-3110

(4) 国際標準規格（ISO）の取得支援

品質管理に関する国際規格(ISO9000 シリーズ)や、環境管理に関する国際規格(ISO14001)の取得を目指そうとする中小・小規模企業に対し、支援を行っています。

ア 相談

(公財)あいち産業振興機構が経営相談窓口を設置するとともに、専門家を派遣し、アドバイスを行います。(専門家派遣は有料。)

イ 情報提供

ISO14001 に関する情報をインターネットホームページ等で提供しています。

■環境 ISO 関係情報のホームページ <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kankyokatsudo/0000008528.html>

問 合 せ 先

○相談

(公財)あいち産業振興機構 経営支援部 取引振興・設備グループ 電話 (052) 715-3068

○情報提供

愛知県環境局環境政策部環境活動推進課 調整・環境配慮行動グループ 電話 (052) 954-6241

(5) 法律支援

愛知県弁護士会では、「あいち中小企業法律支援センター」を開設しています。同センターでは、電話による無料法律相談によって中小企業の身近な悩みに応えるとともに、必要に応じて面接相談(有料)を受け付けます。また、各種セミナー等への講師の派遣も行っています。

事業承継、債権回収、契約書チェック、パワハラ等の労務問題、製品不具合、倒産など、中小企業の法的問題をトータル的にサポートします。(P89 参照)

また、(公財)あいち産業振興機構では、中小・小規模企業の皆様が抱えている経営上の法律問題(契約や取引、事業承継等)の解決に向け、弁護士が無料でお応えする相談窓口を開設しています。(P89 参照)

問 合 せ 先

あいち中小企業法律支援センター (センター総合受付窓口)

電話 (052) 265-5068

同

(無料電話相談専用ダイヤル)

電話 (052) 265-6693

(公財)あいち産業振興機構 経営支援部 経営アドバイスグループ

電話 (052) 715-3070

(6) BCP (事業継続計画) の作成支援

BCP とは、企業が地震などの大規模災害や感染症の蔓延といった緊急事態に直面したときに、その被害をできるだけ少なくし、事業を継続又は早期に復旧するために、緊急時の対応をあらかじめ決めておく計画のことです。

中小企業経営者が無理なく BCP 作成を進められるように、県のホームページにおいて、作り

やすく使いやすい「あいち BCP モデル」を紹介しています。また、BCP 未策定の県内中小企業・小規模事業者を対象に専門家による伴走支援を行います。

■あいちBCPモデルのホームページ <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kinyu/aichi-bcp.html>

問 合 せ 先

愛知県経済産業局中小企業部中小企業金融課

電話 (052) 954-6334

(7) 愛知ブランド企業

愛知県では、オンリーワンやトップシェアなど世界に誇る独自の技術や製品を持つ、県内の優れたモノづくり企業を『愛知ブランド企業』として認定しています。



認定企業を紹介したホームページの作成や、展示会への出展を通じて、愛知ブランドを国内外に広く情報発信するとともに、企業間ネットワーク構築、人材確保などの支援を行います。

■愛知ブランド企業 417 社(2025 年 4 月 1 日現在) <https://www.aichi-brand.jp/>

問 合 せ 先

愛知県経済産業局産業部産業振興課

電話 (052) 954-6340

4 デジタル技術活用・生産性向上のために

(1) デジタル技術導入の支援

ア デジタル技術の活用促進

県内中小・小規模企業の生産性向上や新たな価値創出が図られるよう、デジタル技術の導入を支援します。

- 中小・小規模企業とデジタル技術を提供する企業のマッチング、業務改善の支援を実施し、成功事例を横展開します。
- DX に関する専門知識を持つコンサルタントや専門家による、事業計画作成、検証の支援を行います。
- 企業に対する情報セキュリティ診断等の実施及び、アドバイザーによるデジタル技術活用等に向けた相談対応等を実施します。
- あいち産業 DX 推進コンソーシアムにおける情報発信や施策展開等、関係団体と連携して地域全体のデジタル化・DX 支援を強化します。

イ 中小企業デジタル化・DX 支援補助金

生産性向上のためのコンサルティングやデジタルツールの導入、システムの構築、既存システムの改修を支援します。(P111 参照)

問 合 せ 先

愛知県経済産業局産業部産業振興課

電話 (052) 954-7495

ウ IT 活用の支援

(公財) あいち産業振興機構

中小・小規模企業における IT 導入、有効活用を支援するため、以下のサービスを行っています。

- 中小・小規模企業の web ビジネスを支援するため、先進的な IT 活用事例や活用方法を学ぶためのセミナーを開催しています。

- インターネット活用を支援するため、ドメイン取得からホームページやメールの運用をサポートするサービスを提供しています。
- 中小・小規模企業の経営革新、創業、ベンチャー、経営の安定化などの課題解決のため、実務経験豊かな IT 及び DX 等の専門家のマネージャーを配置し、相談に応じています。

問 合 せ 先

○全般

(公財) あいち産業振興機構 総務企画部 情報企画グループ

電話 (052) 715-3063

○IT 活用・デジタル技術活用の相談

(公財) あいち産業振興機構 エキスパートあいち

電話 (052) 715-3071

エ IT ツールやデジタル技術活用の支援

中小企業等に対する生産性向上のため、IT ツールやデジタル技術の導入を支援します。

●IT 導入補助金

中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、デジタル化や DX 等に向けた IT ツール（ソフトウェア、サービス等）の導入を支援します。

●中小企業省力化投資補助金

人手不足に悩む中小企業等に対して、売上拡大や生産性向上を後押しするため、IoT・ロボットなど人手不足解消に効果があるデジタル技術を活用した設備の導入等の省力化投資を支援します。

問 合 せ 先

○IT 導入補助金 2025 事務局 コールセンター

電話 (0570) 666-376

○中小企業省力化投資補助事業 コールセンター

電話 (0570) 099-660

(2) デジタル人材育成支援

ア デジタル活用人材の育成支援

中小・小規模企業におけるデジタル化を推進するため、企業内のデジタル人材の育成を支援します。

- 経営層に対して、生産性向上や課題解決に資する IT リテラシー向上のための研修会を開催します。
- 中小企業等を対象に、デジタル人材育成に関するアドバイザー派遣や、社内研修カリキュラムの作成から、研修の実施、終了後のフォローアップまでの伴走支援を実施します。
- 現場リーダーや一般社員など階層別にデジタル人材育成研修を開催します。

イ デジタル人材確保・育成等事業（DXチャレンジプロジェクト）

自社の経営方針に基づく DX 戦略を策定や不足するリソース（人材）を明確化することを目的とし、DX 推進に必要な戦略を構築するための短期集中プログラムを実施します。また、DX 人材の確保・定着に至るまでの専門人材とのマッチングを支援します。

ウ デジタル人材育成プラットフォーム（マナビDX）

DX を推進する実践人材を一通貫で育成するため、3 段階のプログラムを実施します。

- 1 層：デジタル人材に求められるスキルを自ら学べるよう、民間企業や大学等が提供する様々な学習コンテンツや講座をポータルサイトに掲載します。
- 2 層：ケーススタディ教材を用いて、受講生が約 2 か月の期間、架空の企業へのデジタル技術導入を一通貫で疑似体験するオンライン学習プログラムです。
- 3 層：DX 推進に課題を有する中小企業からの課題提供を受け、その課題に対し、受講生がチーム

となって約 2 か月の期間、企業と協働し、デジタル技術の実装に取り組むオンライン研修プログラムです。

■マナビ DX のホームページ <https://manabi-dx.ipa.go.jp/>

問 合 せ 先

○デジタル活用人材の育成支援

愛知県労働局産業人材育成課[全般]

電話 (052) 954-6365

愛知県経済産業局産業部産業振興課[経営層向け研修]

電話 (052) 954-7495

○デジタル人材確保・育成等事業(DX チャレンジプロジェクト)、

デジタル人材育成プラットフォーム(マナビ DX)

中部経済産業局地域経済部地域経済課情報政策室

電話 (052) 951-8457

(3) サービス産業の生産性向上のための支援

サービス産業事業者の生産性向上を支援するため、ベストプラクティス(成功事例)の表彰や、ポータルサイト「サ・ポータルあいち」により情報発信を行います。

■サ・ポータルあいちのホームページ <https://www.aichi-service.jp/>

問 合 せ 先

愛知県経済産業局中小企業部商業流通課

電話 (052) 954-6337

5 小規模事業者、下請事業者などの発展のために

(1) 経営改善普及事業

この事業は、商工会、商工会議所の「中小企業相談所」に配置されている経営指導員などを通じて、小規模事業者の経営及び技術の改善を図ろうとするもので、その内容は次のとおりです。

- 事業者の販路拡大や生産性向上のための経営計画策定や取組に対する支援
- 金融、税務、経理、販売管理、労務、技術の改善、その他経営に関する支援、あっせん
- 国や県の施策、各種情報の収集・提供

ア 経営指導員

経営指導員のモットーは、親切・気軽・秘密保持です。経営指導員は、県が定める資格要件を満たし、経営及び技術の専門知識を持つとともに、地域特性をよく知っており、安心して相談できます。県内には約 340 人の経営指導員がおり、小規模事業者の経営の諸問題について相談に応じています。(無料)

イ 記帳指導職員など

県内の商工会、商工会議所の「中小企業相談所」には、記帳指導職員などが配置されており、記帳の指導を専門的に行っているほか、必要に応じて記帳事務も代行しています。さらに、税務、会計の相談や税務申告書の作成などについては、税理士等の専門家がきめ細かく指導しています。

問 合 せ 先

愛知県商工会連合会(指導課)

電話 (052) 562-0040

商工会・商工会議所(中小企業相談所)

P166~P168 参照

愛知県経済産業局中小企業部中小企業金融課

電話 (052) 954-6335

(2) 小規模事業者経営革新支援事業費補助金

愛知県知事から経営革新計画の承認を受けた小規模事業者に対して、同計画に基づき実施する新商品・新技術開発及び販路開拓に要する経費の一部支援及び同計画に基づく事業を着実に履行するための経営面等に係る伴走支援を行います。(P111 参照)

問 合 せ 先

愛知県経済産業局中小企業部中小企業金融課

電話 (052) 954-6335

(3) 小規模企業共済制度

小規模企業の個人事業主、会社等役員などが事業を廃業、役員を退職した場合など、第一線を退いたときの生活の安定または事業の再建等を図る資金をあらかじめ準備しておくため、法律に基づき運営されている共済制度です。

加 入 対象者	常時使用する従業員が 20 人以下(商業・サービス業は 5 人以下、ただしサービス業のうち旅館業・娯楽業は 20 人以下)の個人事業主及びその共同経営者、又は会社等の役員。一定規模以下の企業組合・協業組合及び農事組合法人の役員、土業法人の社員等。
掛 金	毎月の掛金は 1,000 円から 70,000 円まで(500 円単位・加入後の増減額可能)
共済金 支払い 事 由	共済金 A…事業廃止(個人事業主の死亡を含む)、配偶者や子に事業の全部譲渡、会社等解散、共同経営者で病気・負傷・死亡による退任 共済金 B…会社等役員で病気・負傷・死亡及び 65 歳以上による退任。老齢給付(個人事業主及びその共同経営者、会社等役員で 65 歳以上で 180 か月以上掛金を納付された方) 準共済金…会社等役員の退任(上記の共済金 B の事由を除く)等 解約手当金…任意(自己都合による)解約、12 か月以上の掛金の滞納等による解約 ※掛金を納付した期間によっては掛金が掛け捨てとなります。(共済金 A・B は 6 か月未満、準共済金・解約手当金は 12 か月未満の場合に掛け捨て)
制度の 特 色	・掛金は全額所得控除、共済金は一括受取りの場合は退職所得扱い、分割受取りの場合は公的年金等の雑所得扱い。(一括受取り、分割受取りの併用も可)

※ 小規模企業共済契約者貸付も行っています。

問 合 せ 先

愛知県商工会連合会

電話 (052) 562-0030

商工会・商工会議所[中小企業相談所]

P166～P168 参照

愛知県中小企業団体中央会

電話 (052) 485-6811

(独) 中小企業基盤整備機構

電話 (050) 5541-7171

(4) 資金面からの支援

小規模企業の方が事業をより発展させたい場合、県の融資制度「小規模企業等振興資金(小口資金)」(責任共有制度対象外)が低利で利用できます。(P103 参照) また、無担保・無保証人で借りられる(株)日本政策金融公庫の「小規模事業者経営改善資金」(マル経)を利用することもできます。

問 合 せ 先

愛知県商工会連合会 (広域経営支援センター)

電話 (052) 562-0041

商工会・商工会議所(中小企業相談所)

P166～P168 参照

愛知県経済産業局中小企業部中小企業金融課

電話 (052) 954-6333

(株)日本政策金融公庫

国民生活事業 名古屋ビジネスサポートプラザ

電話 (052) 561-6316

名古屋支店

電話 0570-053634

名古屋中支店

電話 0570-053502

熱田支店

電話 0570-053569

豊橋支店

電話 0570-054351

一宮支店

電話 0570-054412

岡崎支店

電話 0570-054689

(5) 取引の紹介・あっせん

ア 受注機会の増大

仕事を受注したい企業と発注したい企業に対し、取引の紹介・あっせんを行います。(登録・あっせん費用他、一切無料)

また、受発注情報を(公財)あいち産業振興機構ホームページに掲載するとともに、「メールマガジン」により配信し、県内中小・小規模企業に情報提供を行います。

イ 商談会の開催

県内中小・小規模企業の受注機会の増大と情報交換を図る「出会いの場」を提供するため、広域、地域、個別等各商談会を開催し、取引拡大の支援を行います。

ウ 下請かけこみ寺

下請取引問題に関する様々な悩み相談に対応します。(P87 参照)

■(公財)あいち産業振興機構のホームページ <https://www.aibsc.jp/support/263/>

問 合 せ 先

○受注機会の増大、商談会の開催

(公財)あいち産業振興機構 経営支援部 取引振興・設備グループ 電話 (052) 715-3068

○下請かけこみ寺

電話 0120-418-618(7時~17時)

(6) 中小企業倒産防止共済制度（経営セーフティ共済）

取引先事業者の予期しない倒産によって被害を受けた方の連鎖倒産を防止するため、中小企業があらかじめ掛金を積み立てて相互に救済する制度です。

加 入 資 格	継続して1年以上事業を行っている中小企業
掛 金	毎月の掛金は5,000円から200,000円まで(5,000円単位・加入後の増減額可能)
共 済 金 貸 付 事 由	取引先事業者が倒産し、売掛金債権等の回収が困難となった場合
貸 付 条 件	「回収困難となった売掛金債権等の金額」と「掛金総額の10倍(上限8,000万円)」のいずれか少ない金額。 貸付条件は無担保・無保証人(※共済金の貸付けを受けた場合、共済金貸付額の10分の1に相当する掛金の権利は消滅します。) 返済期間は貸付額に応じて5年～7年

問 合 せ 先

愛知県商工会連合会

電話 (052) 562-0030

商工会・商工会議所(中小企業相談所)

P166～P168 参照

愛知県中小企業団体中央会
(独) 中小企業基盤整備機構

電話 (052) 485-6811
電話 (050) 5541-7171

6 商店街・中心市街地の活性化のために

(1) 商店街・中心市街地の活性化

ア 商店街の振興

(ア) 商店街活性化アドバイザー派遣事業

商店街が抱える課題に対応するため、新たな取組の実現化を支援するアドバイザーを派遣します。

(イ) 商店街マネージャー事業

商店街マネージャーを県内6か所に配置し、地域の関係する団体と連携しながら、空き店舗対策や集客・販促イベントの企画など諸課題への対策を進めます。

(ウ) 経営相談

個々の商店の経営、仕入れ、販売などの支援を行うため、専門家による経営相談を行います。

(エ) 未来を創る商店街支援事業

商店街の商機能を強化するために、外部専門家派遣等を実施し、集客拠点となる魅力ある個店を創出することで、商店街の活性化を図ります。

(オ) 商店街担い手育成事業

高齢化や後継者難等による商店街における担い手不足の解消や持続的な商店街の発展のため、活性化に意欲的に取り組む担い手の育成を推進します。

(カ) 商業振興事業費補助金（地域商業活動活性化事業）

商店街等が商機能の強化や地域コミュニティの担い手として実施する、賑わい創出・商機能強化事業、地域課題対応事業及びインバウンド対策事業に対して補助します。

(P116 参照)

(キ) げんき商店街推進事業費補助金

地域コミュニティの担い手としての役割に着目した取組を始め、商機能強化や人材育成の取組、空き店舗の発生・増加を抑制する取組を通じて活性化を目指す商店街を支援するため、「まちづくり」の観点から、市町村が計画的に行う商店街活性化事業に対して補助します。(P116 参照)

問 合 せ 先

○商店街活性化アドバイザー派遣事業、商店街マネージャー事業

愛知県商店街振興組合連合会

電話 (052) 563-0550

○経営相談

(公財) あいち産業振興機構 愛知県よろず支援拠点

電話 (052) 715-3188

(公財) あいち産業振興機構 愛知県よろず支援拠点 豊橋サテライト

電話 (0532) 39-7111

(公財) あいち産業振興機構 エキスパートあいち

電話 (052) 715-3071

○未来を創る商店街支援事業、商店街担い手育成事業

愛知県経済産業局中小企業部商業流通課

電話 (052) 954-6336

○商業振興事業費補助金(地域商業活動活性化事業)

愛知県経済産業局中小企業部商業流通課

電話 (052) 954-6337

東三河総局、県民事務所等産業労働担当

P162～P163 参照

愛知県中小企業団体中央会	電話 (052) 485-6811
愛知県商工会連合会（指導課）	電話 (052) 562-0040
愛知県商店街振興組合連合会	電話 (052) 563-0550
名古屋市商店街振興組合連合会	電話 (052) 953-1808
〇げんき商店街推進事業費補助金	
愛知県経済産業局中小企業部商業流通課	電話 (052) 954-6338

イ 中心市街地の活性化推進

中心市街地活性化法による支援

中心市街地の活性化を図るために、市町村が、社会経済情勢の変化に対応して、中心市街地における「都市機能の増進」と「経済活力の向上」を総合的かつ一体的に推進するための「基本計画」を作成し、国の認定を受けると、それに基づき実施される事業について支援が受けられます。

問 合 せ 先

愛知県経済産業局中小企業部商業流通課

電話 (052) 954-6338

ウ 流通業務総合効率化促進への支援

物資流通総合効率化法に基づき、中小企業者が行う共同物流センターの建設などの流通業務総合効率化事業の実施について、効率化計画の認定を通じて支援を行います。

問 合 せ 先

愛知県経済産業局中小企業部商業流通課

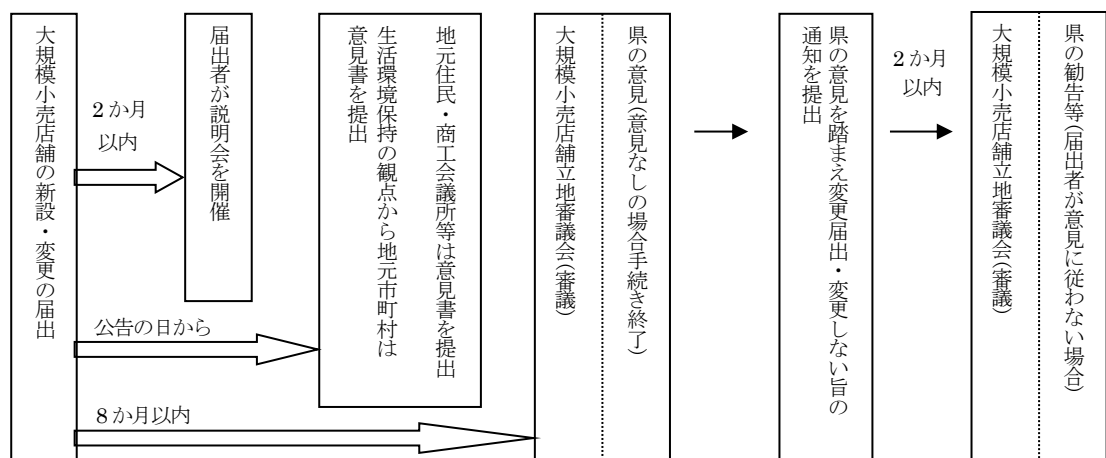
電話 (052) 954-6337

（２）大規模小売店舗の新設・変更

ア 大規模小売店舗立地法

大規模小売店舗の立地に関し、周辺地域の生活環境保持のため、その施設の配置及び運営方法について適正な配慮の確保を義務づけた「大規模小売店舗立地法」（2000年6月1日施行）により、店舗面積 1,000 ㎡を超える小売店舗の新設・変更をしようとする者は、店舗面積、新設をする日、店舗の施設の配置、またその運営方法などについて届出が必要となります。

＜大規模小売店舗立地法手続きの流れ＞



イ 商業者等による地域貢献活動の推進に関する条例

商業者等による地域貢献活動の推進のため、店舗面積等 3,000 ㎡以上の大規模小売店舗を

Ⅱ 経営基盤の強化のために

新設・増床する場合には、新設等届出書の提出などの事前手続きと、自主的な地域貢献活動を促進するための計画書の提出をしていただきます。名古屋市については別途条例が定められております。詳しくは以下の問合せ先までお尋ねください。

問 合 せ 先

愛知県経済産業局中小企業部商業流通課[名古屋市を除く県内]
名古屋市経済局商業・流通部地域商業課[名古屋市]

電話(052)954-6338
電話(052)972-2433

7 事業の組織化・共同化を進めるために

(1) 組合の活用

中小企業は一般に、規模が小さいこと、資金調達力が弱いこと、信用力が不足していることなどから、不利な立場に立たされている場合が多いため、同業者などが集まって生産性の向上や対外交渉力の強化を図ることなどを目的とした各種の組合制度があります。

ア 組合の種類

組合には、中小企業等協同組合法に基づく「事業協同組合」を始め、事業内容などの違いによって様々なものがありますが、組合を作るときは、結束の仕方や事業の内容に適した種類のものを選ぶことが大切です。

種 類	事業協同組合 (事業協同小組合)	企 業 組 合	商 工 組 合	協 業 組 合
目 的	組合員の経営の合理化、経済活動の機会の確保、経営革新	働く場の確保、経営の合理化	業界の改善・発達、組合員の経営の安定・合理化、経営革新	事業規模の適正化による生産性向上、共同利益の増進
事 業	組合員の事業に関する共同施設、資金の貸付、福利厚生、債務保証等	定款に掲げる事業(商業、工業、鉱業、運送業、サービス業等)	指導教育、情報収集提供、調査研究、業界全体の経営合理化、経営革新等の事業	協業の対象事業、関連事業、付帯事業
設立要件	4人以上の事業者	4人以上の個人	地区内で資格事業を行う者の1/2以上が加入すること	4人以上の事業者
組 合 員 資 格	地区内において事業を行う中小・小規模企業者	個人、法人等	地区内において資格事業を営む中小企業者、定款で定めた場合、中小企業者以外の者1/3未満	中小企業者、定款で定めた場合、中小企業者以外の者1/4以内
発起人数	4人以上	4人以上	4人以上	4人以上
出資限度	25/100	25/100	25/100	50/100
加 入	原則自由	原則自由	原則自由	総会の承諾が必要
脱 退	任意脱退	任意脱退	任意脱退	持分譲渡による
議 決 権	1人1票	1人1票	1人1票	平等(ただし出資比例の議決権も可)
員外利用の制限	組合員の利用量の20%まで		組合員の利用量の20%まで	

イ 組合の設立手続

組合を設立しようとする場合には、発起人が設立に必要な書類を添えて、知事に申請し、認可を受けることが必要です。

具体的な手続など詳しくは、愛知県中小企業団体中央会において相談に応じています。

ウ 組合に対する助成措置

組合は、中小企業高度化資金の融資や法人税率の軽減など金融・税制上の優遇措置を受けることができます。

問 合 せ 先

○全般

愛知県経済産業局中小企業部中小企業金融課

電話 (052) 954-6334

○商業、サービス業、流通関連業種

愛知県経済産業局中小企業部商業流通課

電話 (052) 954-6336・6337

○製造業

愛知県経済産業局産業部産業振興課

電話 (052) 954-6340・6345

○具体的な手続きについての相談

愛知県中小企業団体中央会(本所)

電話 (052) 485-6811

(三河分室)

電話 (0532) 54-3462

(2) 資金面からの支援

ア 中小企業高度化資金

中小企業者が共同で、経営体質の改善、環境変化への対応を図るにあたっては、県と(独)中小企業基盤整備機構が共同で支援する資金(融資)が活用できます。

なお、貸付対象事業により条件が異なります。(P109～P110 参照)

イ 商業振興事業費補助金(地域商業活動活性化事業)

商店街が商機能の強化や地域コミュニティの担い手として実施する事業に対して助成します。(P116 参照)

問 合 せ 先

○中小企業高度化資金

愛知県経済産業局中小企業部中小企業金融課

電話 (052) 954-6334

○商業振興事業費補助金(地域商業活動活性化事業)

愛知県経済産業局中小企業部商業流通課

電話 (052) 954-6337

8 エネルギー環境対策の推進のために

(1) エネルギー環境対策・カーボンニュートラルへの対応

ア 住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金

地球温暖化対策を推進するため、住宅用地球温暖化対策設備を導入する県民に補助を行う市町村に対して、補助を行っています。(P139 参照)

イ 再生可能エネルギー設備導入支援事業費補助金

自家消費型の再生可能エネルギー発電等設備を導入する事業者に対して、補助を行っています。(P137 参照)

ウ 省エネルギー設備等導入支援事業費補助金

省エネルギー設備の導入や、建築物を ZEB 化する事業者に対して、補助を行っています。(P137 参照)

エ あいち省エネ相談

中小企業者を対象に、相談者の取組状況・経営状況に合わせ、経費を要しない対策から設備投資まで無理なく取り組める省エネ対策を、専門家が無料でアドバイスします。

電話相談窓口を設置するとともに、希望に応じて相談者の事務所への訪問相談を行うなど、相談者が気軽に相談できる体制を整えています。

また、省エネに関する補助制度の情報発信や活用支援も行います。

オ 「あいち脱炭素経営支援プラットフォーム」を核とした中小企業等の脱炭素経営支援

中小企業等の脱炭素経営を支援するため、「あいち脱炭素経営支援プラットフォーム」の参画機関である経済団体や金融機関等と連携して、相談窓口の設置や伴走型の省エネ診断、脱炭素経営体制構築コンサルティング等を実施します。

カ 中小企業のSBT認定取得支援

中小企業にアドバイザーを派遣し、温室効果ガス排出量の算定やSBT認定基準に合致した目標設定など、脱炭素経営(SBT認定取得)を支援します。

また、(公財)あいち産業振興機構の「エキスパートあいち」では、生産現場におけるカーボンニュートラルへの対応やカーボンニュートラル化に伴う新規事業への展開に対して、実務経験豊かな専門家を配置し、相談への対応を行っています。

※SBT(Science Based Targets) 5～10年先を目標年として企業が設定し、国際機関が認定する、パリ協定が求める水準と整合した削減目標。

キ 省エネ法について

「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」(省エネ法)では、工場等のエネルギー使用量の合計が年間 1500kl(原油換算値)を超えた事業者は、「エネルギー使用状況届出書」を提出して、特定事業者やエネルギー管理指定工場等として指定を受け、毎年度7月末までに「エネルギー使用状況の報告」や「エネルギー使用の合理化及び非化石転換に係る中長期的な目標の策定」等を提出する必要があります。

なお、特定事業者に指定されるとエネルギー管理企画推進者等を、エネルギー管理指定工場に指定されるとエネルギー管理者等をおくことが義務づけられています。(それぞれ講習の受講やエネルギー管理士の資格など要件があります。)

問 合 せ 先

○住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金

補助実施市町村(※)

P172～P173 参照

○再生可能エネルギー設備導入支援事業費補助金

愛知県環境局地球温暖化対策課

電話(052)954-6887

○省エネルギー設備等導入支援事業費補助金、あいち省エネ相談、「あいち脱炭素経営支援プラットフォーム」を核とした中小企業等の脱炭素経営支援、中小企業のSBT認定取得支援

愛知県環境局地球温暖化対策課

電話(052)954-6242

○中小企業の脱炭素経営支援

(公財)あいち産業振興機構 エクスパートあいち

電話(052)715-3071

○省エネ法[工場・事業場について]

中部経済産業局資源エネルギー環境部エネルギー対策課

電話(052)951-0417

※ 補助の実施の有無については、各市町村(P172～P173 参照)の担当部局にお問い合わせください。

(2) 省資源

ア リサイクル化の支援

資源有効利用促進法、容器包装リサイクル法・家電リサイクル法等の普及啓発用パンフレットを作成し、情報提供しています。

イ 工業用水の使用合理化

水の有効活用を図り、経営の合理化に役立てるための情報を提供します。

ウ 循環ビジネスの振興支援

循環型社会の形成に向け、「あいち資源循環推進センター」(県庁西庁舎 7 階)において、循環ビジネスの事業化等に関する取組を支援しています。

(ア) サーキュラーエコノミー推進モデルの展開

サーキュラーエコノミーを推進するためのリーディングモデルを創設し、事業者連携によるモデルの具体化を進めています。

(イ) 循環ビジネス創出コーディネーターによる相談

コーディネーターによる事業化に向けた相談や技術指導を行っています。サーキュラーエコノミーへの転換や 3R の高度化に資する取組を強化したい事業者の工場等を訪問し、アドバイスすることも可能です。

(ウ) 循環型社会形成推進事業費補助金

先導的・効果的なリサイクル関係設備やサーキュラーエコノミーに資する設備等の整備に要する経費を一部補助します。(P139 参照)

(エ) 環境ビジネス発信事業

大型展示会への出展をサポートします。

(オ) 愛知環境賞の表彰

サーキュラーエコノミーやカーボンニュートラルに関する取組など、資源循環や環境負荷低減を推進する先駆的で効果的な＜技術・事業＞＜活動・教育＞を表彰します。

(カ) あいち環境塾

環境について多角的に学び、持続可能な社会づくりのリーダーの育成を行います。

(キ) サーキュラーエコノミー型ビジネス創出研究会による支援

ビジネスセミナー、現地見学等を開催しています。

■「あいち資源循環ナビ」のホームページ <https://aichi-shigen-junkan.jp>

問 合 せ 先

○リサイクル化の支援

愛知県経済産業局産業部産業振興課[普及啓発用パンフレット] 電話(052)954-6340

○工業用水の使用合理化

愛知県経済産業局産業部産業立地通商課 産業立地サポートステーション 電話(052)954-6342

○循環ビジネスの振興支援

愛知県環境局資源循環推進課 電話(052)954-6233

(3) 公害防止

ア 環境・エネルギー対策資金

(株)日本政策金融公庫では、特定の公害防止施設等を取得するために必要な資金を融資しています。

イ 公害防止管理者等リフレッシュ研修

(一社)産業環境管理協会中部支部では、研修会を年1回開催しています。

ウ 公害防止管理者等の資格取得

「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」に基づき、特定の工場において選任しなければならない公害防止管理者・同代理者又は公害防止主任管理者・同代理者になるには、国家試験に合格するか、経済産業大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う資格認定講習の課程を修了することが必要です。(P152 参照)

エ 公害防止担当者制度

愛知県では、ウの公害防止管理者等を選任する必要のない工場などであっても一定規模以上のものは、「県民の生活環境の保全等に関する条例」に基づき、公害防止担当者を選任することが義務付けられています。

問 合 せ 先

○環境・エネルギー対策資金

(株)日本政策金融公庫 中小企業事業
" 国民生活事業

電話(052)551-5181

電話(052)561-6301

○公害防止管理者等リフレッシュ研修

(一社)産業環境管理協会中部支部

電話(052)221-1457

○公害防止管理者等の資格取得

(一社)産業環境管理協会中部支部

電話(052)221-1457

○公害防止担当者制度 愛知県環境局環境政策部環境政策課

電話(052)954-6209

(4) 環境マネジメントシステム「エコアクション21(EA21)」の導入支援

EA21は中小企業向けに環境省が策定した環境配慮型経営のガイドラインに基づく認証登録制度で、比較的容易に、また安価に取り組むことができます。

ア 認証取得支援研修会の開催

EA21の認証取得を希望する事業者を対象として、認証取得のための具体的な支援を行う研修会を地域事務局等と共同で開催します(参加無料)。

イ 情報提供

EA21に関する情報をインターネットホームページ等で提供しています。

■EA21 関係情報のホームページ <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kankyokatsudo/0000008847.html>

問 合 せ 先

○相談・認証登録

エコアクション21 地域事務局あいち

電話(052)471-7477

エコアクション21 地域事務局とよた

電話(0565)32-4660

○研修会

愛知県環境局環境政策部環境活動推進課

電話(052)954-6241

(5) 先進環境対応自動車の導入

ア 先進環境対応自動車導入促進費補助金

中小企業者や旅客・貨物運送事業者等が先進環境対応自動車(EV・PHV・FCV(トラック、バス、乗用車)、CNG・優良HV(トラック、バス))を導入する場合に補助を行っています。(P135 参照)

イ 燃料電池商用車燃料費補助金

県内に使用の本拠の位置を置く燃料電池自動車トラック、燃料電池自動車バスの使用者に対し、燃料である水素販売価格に関して、既存燃料価格水素販売価格との差額に補助率を乗じた額を補助します。(P136 参照)

ウ 自動車税種別割の課税免除

2020 年度から 2026 年度までに初回新規登録を受けた電気自動車(燃料電池自動車を含む)及びプラグインハイブリッド自動車について、初回新規登録を受けた年度の月割分及び翌年度から 5 年度分の全額が免除されます。

問 合 せ 先

○先進環境対応自動車導入促進費補助金

愛知県経済産業局水素社会実装推進課 [FCV(トラック、バス)]

電話 (052) 954-7416

愛知県環境局地球温暖化対策課 [上記以外]

電話 (052) 954-6217

○燃料電池商用車燃料費補助金

愛知県経済産業局水素社会実装推進課

電話 (052) 954-7416

○自動車税種別割の課税免除

県税事務所

P90～P91 参照

(6) 充電インフラの整備促進

集合住宅や工場・事務所、商業施設、宿泊施設、自治会集会所等に EV、PHV の充電設備(急速充電器、普通充電器、充電用コンセント、充電用コンセントスタンド)を設置する事業者等に対し、経費の一部を補助します。(P136 参照)

9 税制上の優遇を受けるには

(1) 個人事業者のための措置

ア 税の諸控除等

個人事業者について、所得税においては、青色事業専従者給与、事業専従者控除、青色申告特別控除などにより税負担の軽減が行われています。

また、地方税においても、住民税や事業税の青色事業専従者給与、事業専従者控除、事業税の事業主控除などの制度が取り入れられています。

イ 青色事業専従者給与・事業専従者控除の必要経費算入

青色申告者として承認を受けた個人事業者が、その青色申告者と生計を一にしている配偶者やその年の 12 月 31 日現在で年齢が 15 歳以上の親族で青色申告者の営む事業に専ら従事している人(以下「青色事業専従者」といいます。))に給与を支払った場合には、あらかじめ税務署に提出した届出書に記載された金額の範囲内で、青色事業専従者の労務の対価として適正な金額であれば、その金額が必要経費になります。

なお、この届出書に記載した金額の基準を変更する場合や、新たに青色事業専従者が加わった場合には、変更届出書を提出する必要があります。

また、白色申告者の事業専従者については、所得税は原則として事業専従者一人につき 50 万円(配偶者である事業専従者は 86 万円)、地方税においても住民税、事業税とも原則として 50 万円(配偶者の場合は 86 万円)が事業専従者控除として必要経費になります。

ただし、青色申告者の青色事業専従者として給与の支払を受ける人又は白色申告者の事業専従者である人は、控除対象配偶者や扶養親族にはなれません。

ウ 青色申告特別控除

不動産所得又は事業所得を生ずべき事業を営む青色申告者(現金主義によることを選択している人を除きます。)で、これらの所得の金額に係る取引を正規の簿記(一般的には複式簿記)の原則に従って記帳している人は、その記帳に基づいて作成した貸借対照表を損益計算書とともに確定申告書に添付して、この控除を受ける金額を記載して、確定申告期限内に提出した場合には、これらの所得を通じて最高 55 万円を控除することができます。

なお、正規の簿記の原則により記帳している人で、次のいずれかに該当する人については 65 万円の青色申告特別控除額の適用を受けることができます。

① その年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について、電子帳簿保存を行っていること。
(※)

② その年分の所得税の確定申告書、貸借対照表及び損益計算書等の提出を、確定申告書の提出期限までに e-Tax(国税電子申告・納税システム)を使用して行うこと。

上記「55 万円の青色申告特別控除」及び「65 万円の青色申告特別控除」の要件に該当しない青色申告者は不動産所得、事業所得及び山林所得を通じて最高 10 万円を控除することができます。

(※) ①に該当する人が令和 4 年分以後に 65 万円の青色申告特別控除の適用を受ける場合には、その年分の事業における仕訳帳及び総勘定元帳について優良な電子帳簿の要件を満たして電子データによる備付け及び保存を行い、一定の事項を記載した届出書を提出する必要があります。

エ 個人事業税の事業主控除

個人事業税においては、個人事業主の税負担を軽減するため、個人の事業の所得から年 290 万円を控除することが認められています。

オ 小規模企業共済等掛金控除(所得税、住民税)など

本人が小規模企業共済等掛金を支払った場合には、その支払った額が所得から控除されます。

なお、小規模企業共済制度の共済契約に基づき支給される一時金のうち一定のもの(以下「共済金」といいます。))については退職所得となりますが、共済金から控除される退職所得控除は、掛金納付期間に基づき計算されます。

問 合 せ 先

○税の諸控除、青色事業専従者給与の必要経費算入

名古屋国税局 電話相談センター
市町村役場

P89 参照
P172～P173 参照

○青色申告特別控除

名古屋国税局 電話相談センター

P89 参照

○個人事業税の事業主控除

県税事務所

P90～P91 参照

○小規模企業共済等掛金控除
名古屋国税局 電話相談センター
市町村役場

P89 参照
P172～P173 参照

(2) 法人事業者のための措置

ア 法人税、法人事業税・住民税の軽減

中小規模の法人事業者については、法人税において軽減税率の措置があり、地方税においても、法人事業税については軽減税率の措置、法人住民税均等割については法人の規模に応じた税率が適用されます。

イ 特定同族会社の留保金課税の不適用

特定同族会社については、留保金課税が適用されますが、資本金の額又は出資金の額(以下「資本金の額等」といいます。)が1億円以下の法人(資本金の額等が5億円以上の法人等(以下「大法人」といいます。))の100%子会社であるなどの一定の法人を除きます。))は、特定同族会社に該当しないため、留保金課税が適用されません。

ウ 交際費等の損金算入

法人が2014年4月1日から2027年3月31日までの間に開始する事業年度において支出する交際費等のうち、接待飲食費の額の50%相当額を超える部分については原則損金算入が認められていません。ただし、資本金の額等が1億円以下の法人(大法人の100%子会社であるなどの一定の法人を除きます。))については、接待飲食費の額の50%相当額と定額控除限度額(800万円)とのどちらか有利な方を損金算入することが認められています。

エ 大法人の100%子会社等に対する中小企業向け特例措置の不適用

大法人の100%子会社であるなどの一定の法人については、次の中小企業向けの特例措置が適用されません。

【中小企業向け特例措置】

- 法人税率の軽減税率
- 特定同族会社の留保金課税の不適用
- 貸倒引当金の法定繰入率
- 交際費等の損金不算入制度における定額控除
- 青色欠損金の繰戻し還付

問 合 せ 先

○法人税の軽減、特定同族会社の留保金課税の不適用、交際費等の損金算入、
大法人の100%子会社等に対する中小企業向け特例措置不適用

名古屋国税局 電話相談センター

P89 参照

○法人事業税・住民税の軽減

県税事務所

P90～P91 参照

市町村役場

P172～P173 参照

(3) 事業承継の円滑化のための措置

ア 小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例

被相続人又は被相続人と生計を一にする親族の事業用宅地等を相続した場合には、一定の要件の下で、最大400㎡までの部分について評価額の最大80%を減額することができます。

イ 非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予制度

中小企業の円滑な事業承継による雇用の確保や地域経済活力の維持を図る観点から、後継

者が非上場中小企業の株式等を先代経営者から相続又は贈与により取得し、都道府県知事の認定を受けた場合には、相続税・贈与税の納税を猶予することができます。

ウ 個人の事業用資産についての相続税・贈与税の納税猶予制度

個人事業者の円滑な世代交代を通じた事業の持続的な発展の確保や地域経済活力の維持を図る観点から、後継者が先代事業者から相続又は贈与により制度の対象となる全ての事業用資産を取得し、後継者が都道府県知事の認定を受けた場合には、相続税・贈与税の納税を猶予することができます。

問 合 せ 先

名古屋国税局 電話相談センター

愛知県経済産業局中小企業部中小企業金融課

P89 参照

電話 (052) 954-6332

(4) 消費税及び地方消費税の納税事務の負担軽減措置等

ア 納税義務の免除（免税事業者）

その課税期間の基準期間（※1）における課税売上高が 1,000 万円以下の事業者は、その課税期間における課税資産の譲渡等について、納税義務が免除されます（※2）。この事業者を「免税事業者」といいます。

ただし、その課税期間の基準期間における課税売上高が 1,000 万円以下であっても、特定期間（※3）における課税売上高が 1,000 万円を超えた場合は、当該課税期間から課税事業者となります。なお、特定期間における 1,000 万円の判定は、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額によることもできます。

なお、新たに設立した法人、合併、分割等があった法人、相続により事業を承継した個人については、一定の場合、納税義務が免除されない特例があります。

※1 基準期間とは、個人事業者の場合は、その年の前々年、法人の場合は、その事業年度の前々事業年度をいいます。

※2 その課税期間の基準期間における課税売上高が 1,000 万円以下であっても、適格請求書発行事業者の登録を受けている場合には、納税義務は免除されません。

※3 特定期間とは、個人事業者の場合は、その年の前年の 1 月 1 日から 6 月 30 日までの期間をいい、法人の場合は、原則として、その事業年度の前事業年度開始の日以後 6 か月の期間をいいます。

イ 簡易な税額計算方法

（ア）簡易課税制度

基準期間の課税売上高が 5,000 万円以下の事業者は、課税売上高から納付する消費税額を計算する「簡易課税制度」の選択(事前に届出が必要です。)をすることができます。簡易課税制度を選択した場合の納付税額の計算方法の概要は次のとおりです。

$$\text{消費税の納付税額} = \text{課税売上に係る消費税額} - \left[\text{課税売上に係る消費税額} \times \text{みなし仕入率※} \right]$$

このほかに、地方消費税額(消費税額の 22/78)が課税されます。

※「みなし仕入率」

●第一種事業(卸売業)・・・90%

●第四種事業(飲食店業・その他の事業)・・・60%

●第二種事業(小売業)・・・80%

●第五種事業(金融・保険・サービス業等)・・・50%

●第三種事業(製造業等)・・・70%

●第六種事業(不動産業)・・・40%

(注) 第三種事業である農業、林業、漁業のうち消費税の軽減税率が適用される飲食料品の譲渡を行う事業は、第二種事業(みなし仕入れ率は 80%)が適用されます。

(イ) 2割特例

適格請求書等保存方式（インボイス制度）を機に免税事業者から適格請求書発行事業者となった事業者の方について、令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間、納付税額を売上げに係る消費税額の2割とすることができる特例が設けられています。

ウ 任意の中間申告制度

直前の課税期間の確定消費税額(地方消費税額を含まない年税額)が48万円以下の事業者(中間申告義務のない事業者)が任意に中間申告書(年1回)を提出する旨を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出した場合には、当該届出書を提出した日以後にその末日が最初に到来する6月中間申告対象期間(※)から、自主的に中間申告・納付することができます。

(※) 6月中間申告対象期間とは、その課税期間開始の日以後6月の期間で、年1回の中間申告の対象となる期間をいいます。

問 合 せ 先

名古屋国税局 電話相談センター

P89 参照

(5) 設備投資促進等のための特別措置

ア 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却及び税額控除

青色申告書を提出する中小企業者等(資本金の額等が1億円以下で、一定の要件に該当する法人又は個人事業者)又は農業協同組合等が、2017年4月1日から2027年3月31日までの期間に、事業の用に供されたことのない特定経営力向上設備等(生産等設備を構成する機械及び装置やソフトウェア等、中小企業等経営強化法第17条第1項の認定を受けた経営力向上計画に記載されたもののうち一定の規模のもの)を取得等し、製造業など指定する業種の事業の用(以下「指定事業の用」といいます。)に供した場合には、その指定事業の用に供した事業年度又は年において、即時に償却をすることができます。

なお、青色申告書を提出する中小企業者等は、原則として取得価額の7%(資本金の額等が3,000万円以下で、一定の要件に該当する法人又は個人事業者若しくは農業協同組合等は10%)の税額控除が選択可能です。

また、税額控除については、法人税額(個人の場合は事業所得に係る税額)の20%が限度とされ、控除しきれない金額を1年間繰り越すことができます。

イ 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却及び税額控除

青色申告書を提出する中小企業者等(資本金の額等が1億円以下で、一定の要件に該当する法人又は個人事業者)又は農業協同組合等が、1998年6月1日から2027年3月31日までの期間に、事業の用に供されたことのない対象資産(一定の機械及び装置やソフトウェア等)を取得し、製造業など指定事業の用に供した場合には、その指定事業の用に供した事業年度又は年において、普通償却のほかに、原則として取得価額の30%相当額の特別償却をすることができます。

なお、青色申告書を提出する特定中小企業者等(資本金の額等が3,000万円以下で、一定の要件に該当する法人又は個人事業者)又は農業協同組合等は、原則として取得価額の7%の税額控除が選択可能です。

また、税額控除については、法人税額(個人の場合は事業所得に係る税額)の20%が限度とされ、控除しきれない金額を1年間繰り越すことができます。

問 合 せ 先

名古屋国税局 電話相談センター

P89 参照

(6) 試験研究促進のための特別措置

ア 試験研究を行った場合の税額控除

青色申告書を提出する法人又は個人事業者は、製品の製造、技術の改良・考案、発明に係る試験研究のために要する費用等(損金の額又は必要経費に算入されるものに限る。以下「試験研究費」といいます。)の総額の1～10%(法人については2021年4月1日から2026年3月31日までの間に開始する事業年度、個人については2022年分から2026年分までは控除割合の上限は14%)、中小企業者及び農業協同組合等は、試験研究費の総額の12%(法人については2021年4月1日から2026年3月31日までの間に開始する事業年度、個人については2022年分から2026年分までの各年分は控除割合の上限は17%)に相当する金額を、法人税額(個人事業者の場合は、事業所得に係る税額)から控除することができます。また、一定の条件を満たす特別試験研究費に該当する場合には、別枠で税額控除をすることができます。

なお、税額控除については、原則として法人税額(個人事業者の場合は、事業所得に係る税額)の25%(特別試験研究に係る税額控除については別枠で10%(法人については2019年4月1日以降開始する事業年度、個人については2020年分以後))相当額が限度とされています。

イ 中小企業者の試験研究費に係る法人住民税の特例措置

法人住民税(地方税)の法人税割額の課税標準となる法人税額について、中小企業技術基盤強化税制による税額控除を行った後の額を法人税額として用います。

問 合 せ 先

○試験研究を行った場合の税額控除

名古屋国税局 電話相談センター

P89 参照

○中小企業者の試験研究費に係る法人住民税の特例措置

県税事務所

P90～P91 参照

市町村役場

P172～P173 参照

(7) 産業立地促進のための制度

産業立地促進税制(不動産取得税の免除・減額)

新たに土地を取得又は賃借して事業の用に供するための家屋を新築した場合、土地又は家屋の不動産取得税が免除・減額される制度があります。

対象事業		航空宇宙関連産業の製造業	市町村長の申出に基づき、対象区域ごとに知事が指定した事業(製造業、運輸業等)
対象区域		次のいずれかの区域に該当すること (1)「アジア No.1 航空宇宙産業クラスター形成特区」(以下「特区」)の区域 (2)特区の区域が所在する市町村長の申出に基づき、知事が指定した区域	市町村長の申出に基づき、知事が指定した区域 (110 区域：2025 年 3 月末現在)
対象不動産	家屋	対象事業の用に供するために、対象期間中に新築された家屋 ※ただし、新築の日が対象期間後であっても、土地の取得から 3 年以内ならば対象	対象事業の用に供するために、対象期間中に新たに取得又は賃借した土地の上に新築された家屋 ※ただし、新築の日が対象期間後であっても、土地の取得から 3 年以内ならば対象
	土地	対象期間中に取得し、その取得の日から 3 年以内に対象家屋を取得した場合における対象家屋の敷地となる土地	同 左
要件		次のいずれにも該当すること (1)設備投資額(※)が 1 億円以上 ※家屋及び償却資産の取得価格(土地を除く) (2)常時雇用する労働者が 5 人以上 (3)原則、家屋取得後 6 か月以内に事業を開始すること (4)事業を開始した日から 3 か月間の免除対象事業にかかる生産量または売上額が 1/2 以上であること	次のいずれにも該当すること (1)設備投資額(※)が 1 億円以上 ※家屋及び償却資産の取得価格(土地を除く) (2)常時雇用する労働者が 5 人以上
減免額	中 小 企業者	税額の全額	税額の 4 分の 3 に相当する額
	その他 (大企業等)		税額の 2 分の 1 に相当する額
対象期間		対象区域の指定日から 2028 年 3 月 31 日まで	

問 合 せ 先

愛知県経済産業局産業部産業立地通商課 産業立地サポートステーション 電話 (052) 954-6372

(8) 人材確保・所得拡大のための制度

ア 賃上げ促進税制

青色申告書を提出する全企業が、2024 年 4 月 1 日から 2027 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度において、継続雇用者給与等支給額が前年度比で一定割合増加した場合に、控除対象雇用者給与等支給増加額の最大 25%相当額を法人税額又は所得税額から控除できます。また、教育訓練費が前年度より 10%以上増加した場合やプラチナくるみん又はプラチナえるぼし等の認証制度を取得した場合には、控除率をそれぞれ 5%上乗せできます。

なお、控除上限額については、法人税額又は所得税額の 20%とされています。

問 合 せ 先

税制サポートセンター(月・火・木・金 9:30-12:00、13:00-17:00) 電話(0570)078-117

イ 中小企業向け賃上げ促進税制

青色申告書を提出する中小企業者等(一定の要件に該当する法人又は個人事業者)又は農業協同組合等が、法人については、2024 年 4 月 1 日から 2027 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度、個人については、2025 年から 2027 年までの各年において、雇用者給与等支給額が前年度比で一定割合増加した場合に、控除対象雇用者給与等支給増加額の最大 30%相当額を法人税又は所得税の額から控除できます。また、教育訓練費が前年度より 5%以上増加した場合には、控除率を 10%上乗せでき、更にくるみ又はえるぼし等の認証制度を取得した場合には控除率を 5%上乗せできます。

なお、控除上限額については、法人税額又は所得税額の 20%とされています。また、繰越税額控除をする事業年度において、全雇用者の給与等支給額が前年度より増加している場合、控除しきれなかった金額の 5 年間の繰越しが可能とされています。

問 合 せ 先

中小企業税制サポートセンター(平日 9:30-12:00、13:00-17:00) 電話(03)6281-9821

ウ 中小企業者の所得拡大促進税制に係る法人住民税・法人事業税の特例措置

法人住民税(地方税)の法人税割額の課税標準となる法人税額について、所得拡大促進税制による税額控除を行った後の額を法人税額として用います。

法人事業税(地方税)の付加価値割額の課税標準の算定については、一定の条件を満たす場合に、控除対象雇用者給与等増加額に、報酬給与額から雇用安定控除額を控除した額を報酬給与額で除して計算した割合を乗じて計算した金額を控除します。

問 合 せ 先

県税事務所
市町村役場

P90~P91 参照
P172~P173 参照

(9) その他の措置

ア エンジェル(個人投資家)税制

(ア) 個人投資家が払込みにより取得した特定中小会社の特定株式を適用期間内に譲渡して生じた一定の損失については、一定の要件の下で、その翌年以後も 3 年間にわたって一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額から控除することができます。

(イ) 特定中小会社の特定株式を払込みにより取得した場合、一定の要件の下で、その払込金額等をその取得した年分の一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額から控除することができます。

(ウ) 特定新規中小企業者に該当する一定の株式会社が発行した株式を払込みにより取得した場合、一定の要件の下で、その株式の取得に要した金額について、原則 800 万円を限度として、寄附金控除を受けることができます。

※上記(イ)及び(ウ)のいずれの特例も適用可能な株式については、いずれか一方の特例を選択して適用することとなります。

イ 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金（必要経費）算入の特例

青色申告書を提出する中小企業者(一定の要件に該当する法人又は個人事業者)又は農業協同組合等が、10 万円以上 30 万円未満の少額減価償却資産取得し、かつ事業の用に供した場合(主要な事業以外で貸付けの用に供した場合を除く。)は、当該事業の用に供した事業年度(年)に原則として取得価額の合計額 300 万円を限度として損金(必要経費)算入することができます(2006 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日までの間に取得した場合)。

ウ 中小企業関係税制

(ア) 中小企業者等の軽減税率の引下げ

中小企業者等の 2012 年 4 月 1 日から 2027 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度の所得金額のうち、年 800 万円以下の金額に対する法人税は、15%(2025 年 4 月 1 日から 2027 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度のうち所得金額が 10 億円を超える事業年度については 17%)の軽減税率が適用されます。

(イ) 中小企業者等の青色欠損金の繰戻し還付の実施

中小企業者等の各事業年度において生じた青色欠損金額については、一定の要件の下に還付請求することができます。

(注)その法人の資本金の額等が 1 億円以下であっても、大法人の 100%子会社であるなどの一定の法人である場合には、上記(ア)及び(イ)のいずれの制度も適用することができません。

問 合 せ 先

○全般

名古屋国税局 電話相談センター

P89 参照

○特定中小会社であることの確認 [エンジェル（個人投資家）税制]

愛知県経済産業局中小企業部中小企業金融課

電話(052)954-6334

10 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）

(1) インボイス制度とは

令和 5 年 10 月 1 日から開始された、仕入税額控除の方式です。

＜売手側＞売手である適格請求書発行事業者は、買手である取引相手(課税事業者)から求められたときは、適格請求書(インボイス)を交付しなければなりません(交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります)。

＜買手側＞買手は、仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、売手である適格請求書発行事業者から交付を受けたインボイスの保存が必要となります。

(2) 適格請求書（インボイス）とは

「売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段」であり、「登録番号」のほか、一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類するものをいいます。

インボイスを交付することができるのは、税務署長の登録を受けた「適格請求書発行事業者」に限られます。

詳しくは、国税庁ホームページの「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

■国税庁のホームページ <https://www.nta.go.jp>

問 合 せ 先

インボイスコールセンター(インボイス制度電話相談センター)

(9:00-17:00 ※土日祝日及び年末年始を除く)

電話(0120)205-553

11 ITを活用して申告・納税等を行うには

(1) 税の電子申告の積極的活用

ア 国税 (e-Tax e-Tax)

イータックス イータックス

e-Tax とは、①所得税、相続税、贈与税、法人税、地方法人税、消費税(地方消費税を含みます。)、酒税及び間接諸税に係る申告、②全税目の納税(電子納税証明書の手数料納付を含みます。)、並びに③申請・届出等(電子納税証明書の請求及び発行を含みます。))の手続について、インターネット等を利用して電子的に手続が行えるシステムです。

詳しくは、e-Tax ホームページ (<https://www.e-tax.nta.go.jp>) をご覧ください。



イータ君

利用開始の手続、利用時間、パソコンの推奨環境、e-Tax ソフトの操作方法、よくある質問(Q&A)など、e-Tax に関する最新の情報についてお知らせしています。

イータックス

検索

問 合 せ 先

e-Tax・作成コーナー ヘルプデスク

電話(0570)01-5901

ナビダイヤル(全国一律市内通話料金)

「e-Tax・作成コーナー ヘルプデスク」の受付時間は、月曜日から金曜日の午前9時から午後5時までです(休祝日及び12月29日から1月3日までを除く。)

なお、ご利用の電話機によっては、上記ダイヤルにつながらない場合があります。その場合は、電話(03)5638-5171(通常の電話料金)をご利用ください。

イ 地方税 (eLTAX)

エルタックス

インターネットを利用して、法人県民税、法人事業税、特別法人事業税、法人市町村民税、利子割、配当割、株式等譲渡所得割、軽油引取税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、産業廃棄物税、固定資産税(償却資産)、個人住民税(給与支払報告書等)及び事業所税の申告手続き等ができます。なお、利用可能な手続きについては地方公共団体により異なりますので、詳細は eLTAX ホームページをご覧ください。

■eLTAX のホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/>

エルタックス

検索

問 合 せ 先

eLTAXヘルプデスク

IP 電話などの場合

電話(0570)081459

電話(03)5521-0019

(2) メールによる身近な税情報の提供

「国税庁ホームページ新着情報・国税庁メールマガジン」配信サービスのご案内	
国税庁ホームページ新着情報	国税庁ホームページに掲載された 1 週間分(月曜日から金曜日掲載分)の新着情報を、その翌週にメールでお届けします。
国 税 庁 メール マ ガ ジ ン	月に 1 度、その時節に応じた身近な税情報などを分かりやすくコンパクトに編集してお届けします。

■国税庁ホームページ <https://www.nta.go.jp/>

問 合 せ 先

名古屋国税局 国税広報広聴室

電話 (052) 951-3511

12 高圧ガス・電気・火薬の保安の確保と計量の適正化

(1) 高圧ガス・電気・火薬の保安の確保

高圧ガス・電気・火薬類及び猟銃などによる事故災害の防止と公共の安全のために、県では許可事務などを行っています。

ア 許認可等事務

(ア) 高圧ガス

- 高圧ガスの製造、貯蔵、販売等の許可、届出及び完成検査、保安検査、立入検査
- 液化石油ガス販売事業の登録・届出及び立入検査

(イ) 電気関係

- 電気工事業の登録・届出
- 第一種及び第二種電気工事士免状の交付
- 電気工事業者及び電気用品販売店などに対する立入検査

(ウ) 火薬類

- 火薬類の製造・販売・貯蔵・譲渡・譲受・消費、その他取扱いに関する許認可
- 猟銃等の製造及び販売に関する許可
- 火薬類及び猟銃などの関係事業者に対する保安検査並びに立入検査

イ その他事業

- 高圧ガス事業者及び電気工事業者などに対する各種講習会の実施
- おもちゃ花火の事故防止のための啓発

問 合 せ 先

愛知県防災安全局防災部消防保安課産業保安室[高圧ガス]

電話 (052) 954-6197・6198

〃

[電気・火薬]

電話 (052) 954-6199

(2) 計量の適正化

計量は、社会生活及び経済活動の基盤として、重要な役割を果たしています。そこで県では、適正な計量の推進のために次のことを行っています。

ア 計量指導事務

- 計量器の製造・修理・販売事業者の届出事務
- 計量証明事業者の登録・届出事務
- 適正計量管理事業所の指定・届出事務
- 計量に関する普及啓発事業

イ 計量検査事務

- はかり等の定期検査事務(検査は、(一社)愛知県計量連合会が実施)
- 計量器の製造・修理・販売事業者、計量証明事業者、適正計量管理事業所への立入検査
- はかり、燃料油メーターなどの使用場所への立入検査
- 食料品など商品の量目立入検査

ウ 計量検定事務

- 計量器の検定・検査
ガス・燃料油メーター、はかり等の検定及びタクシーメーターの検査
- 基準器の検査
基準ガスメーター、基準分銅等の検査

問 合 せ 先

愛知県計量センター（愛知県経済産業局中小企業部商業流通課）

電話 (052) 603-6300

Ⅲ 人材育成・確保のために

1 愛知の産業基盤を支える人材の育成

(1) 次世代産業を支える人材の育成・確保

ア 航空宇宙産業の人材育成・確保

当地域における航空宇宙産業の継続的な発展を支援するため、若手人材向けの講座や航空機製造に係る生産現場の技術者向けの講座を始めとする各階層に応じた人材育成を体系的に実施します。

また、将来の航空宇宙産業を担う人材の確保に向け、小中学校及び高等学校における出前講座や高校生を対象とした設計演習講座を実施します。

イ 次世代自動車高度モノづくり人材の育成

中堅・中小の自動車サプライヤーの技術者等に対し、次世代自動車に係る最新技術の研究に関する講座を開催します。

ウ 高度計測・加工技術の研修

あいち産業科学技術総合センターが有する高度な計測・加工技術を技術者の育成に活用することにより、次世代のモノづくりに対応した技術リーダーの育成を行います。

エ 次世代バッテリーの人材育成

バッテリー利活用・開発人材の育成として、高校生を対象にバッテリー製作実習体験やコンテストを開催します。また、小中学生向けに電池の正しい理解増進及び電池の関心向上を図るため、電池を身近に感じる体験学習を実施します。

問 合 せ 先

○航空宇宙産業の人材育成・確保

愛知県経済産業局次世代モビリティ産業課

電話 (052) 954-6349

○次世代自動車高度モノづくり人材の育成

愛知県経済産業局次世代モビリティ産業課

電話 (052) 954-6136

○高度計測・加工技術の研修

あいち産業科学技術総合センター 産業技術センター

電話 (0566) 24-1841

○次世代バッテリーの人材育成

愛知県経済産業局産業部産業科学技術課

電話 (052) 954-6702

(2) 次世代を担う科学技術人材の育成

少子化や団塊世代の退職による技術者や研究者の減少及び若年層の理科離れや職業意識の低下が予想される中、科学技術分野の人材育成のため、各年代層に向けた以下の事業を行います。

ア 若手研究者イノベーション創出奨励事業

全国の若手研究者から新たな現象の発見や解明をテーマとする自然科学分野を含む基礎研究や産業の高度化・発展・社会的課題の解決に資する夢のある研究テーマ・アイデアを募集し、優秀な提案を表彰します。

イ 理工系人材増進事業

中高生を対象として、協力企業による先端計測機器を用いて行う出前授業や講義等を実施し、科学技術分野に関する知的好奇心を伸長することで、理工系に進む人材の裾野を拡大します。

ウ 出張発明クラブ開催事業

(一社)愛知県発明協会と連携して、クラブ未設置地域等の小・中学生を対象に、出張発明クラブを開催し、多くの子どもたちに発明クラブの活動を体験してもらうことにより、発明クラブの周知を図るとともに、次代を担う子どもたちの科学技術に対する興味・関心の醸成を図ります。

エ あいち・なごやノーベル賞受賞者記念室

名古屋市科学館内に2021年3月に開設した「あいち・なごやノーベル賞受賞者記念室」では、次世代の科学技術人材の育成を図るとともに、地域の先進性や魅力の発信を図ることを目的として、愛知県及び名古屋市にゆかりのある自然科学分野のノーベル賞受賞者の業績をわかりやすく紹介しています。

オ JuniorSkills「アイチータ杯」

デジタル技術への興味を深めてもらい、未来のデジタル利活用人材の育成につなげるため、小中学生を対象にロボット製作とプログラミング制御を競う競技大会を開催します。

問 合 せ 先

- 若手研究者イノベーション創出奨励事業、理工系人材増進事業、
あいち・なごやノーベル賞受賞者記念室
愛知県経済産業局産業部産業科学技術課 科学技術グループ 電話(052)954-6351
- 出張発明クラブ開催事業
愛知県経済産業局産業部産業科学技術課 研究開発支援グループ 電話(052)954-6370
- JuniorSkills「アイチータ杯」
愛知県労働局産業人材育成課技能五輪・アビリンピック推進室
企画・調整グループ 電話(052)954-6972

(3) 産学行政が連携した産業人材の育成・確保

ア 愛知県産業人材育成支援センター

産業人材育成課内に設置する「愛知県産業人材育成支援センター」では、産業人材育成連携コーディネーターが、県や団体等が行う職業訓練・研修などについて相談対応や情報提供を行います。

イ あいち経営者人材育成塾

中小企業経営者を対象に、産業人材に関わる有識者の講話、参加者間の意見交換を行う経営者育成塾を開催します。

ウ 地域中小企業人材育成事業

教育訓練機関が遠隔地であることなどから必要な人材育成を行うことが困難な中小企業に対し、ニーズに応じたセミナー等を開催します。

エ ポータルサイト:「ひと育ナビ・あいち」

県内で実施される職業訓練・研修等情報、職業観醸成に役立つ中小企業魅力情報、中小

企業、学校等の行うキャリア教育情報など、産業人材育成・確保に係る情報を一元化、見える化して情報発信します。

■「ひと育ナビ・あいち」のホームページ <https://www.aichi-hito.jp/>

問 合 せ 先

○愛知県産業人材育成支援センター

愛知県労働局産業人材育成課

電話 (052) 954-6717

○あいち経営者人材育成塾、地域中小企業人材育成事業、

ポータルサイト:「ひと育ナビ・あいち」

愛知県労働局産業人材育成課

電話 (052) 954-6365

(4) 民間部門における職業能力開発

ア 職業訓練の認定制度

職業訓練の質的水準を全国的な一定基準のもとに確保することを目的に、事業主や事業主団体がを行っている職業訓練を、その申請に基づき認定する制度です。

この認定を受けてその職業訓練を実施した場合、訓練修了者には、技能検定試験の一部免除等の特典が与えられるほか、認定訓練助成事業費補助金(中小企業団体等が対象)が支給される制度もあります。(P128 参照)

イ 職業訓練指導員免許

職業能力開発促進法では、公共職業訓練及び認定職業訓練において普通職業訓練を実施する場合は、原則として職業訓練指導員免許を有する指導員を配置することが必要とされています。このため、職業訓練指導員試験を実施するとともに、職業訓練指導員免許を交付します。

ウ 職業能力開発推進者制度

職業能力開発促進法(第12条)では、事業主に対して、労働者に対する職業能力開発の計画作成・実施などの業務を担当する「職業能力開発推進者」の選任を求めています。また、選任された職業能力開発推進者に対して事業内職業能力開発計画の作成支援等を実施しています。

エ 教育訓練給付制度

働く人の主体的な能力開発の取組又は中長期的なキャリア形成を支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険給付制度です。

一定の条件を満たす雇用保険の一般被保険者等(在職者)又は一般被保険者等であった方(離職者)が、厚生労働大臣の指定する「一般教育訓練」、「特定一般教育訓練」又は「専門実践教育訓練」を受講し修了した場合、本人自らが教育訓練施設に支払った教育訓練経費の一定の割合に相当する額(上限あり)を公共職業安定所(ハローワーク)から支給します。(P128 参照)

また、専門実践教育訓練の教育訓練給付金を受給される方のうち、昼間通学制の専門実践教育訓練を受講しているなど、一定の要件を満たした方が失業状態にある場合に、訓練受講をさらに支援するため、「教育訓練支援給付金」をハローワークから支給します。(P129 参照)

オ 人材開発支援助成金

(教育訓練休暇等付与コース、人材育成支援コース、事業展開等リスクリング支援コース、人への投資促進コース)

雇用する労働者に対して職務に関連した専門的知識及び技術の習得をさせるための職業訓練等を計画に沿って実施した事業主等に助成する制度です。(P133 参照)

(建設労働者認定訓練コース、建設労働者技能実習コース)

建設労働者の技能の向上を図るための取組を行った中小建設事業主等に対して助成する制度です。(P133 参照)

カ キャリアアップ助成金

「キャリアアップ助成金」は、有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用の労働者の企業内でのキャリアアップなどを促進するため、正規雇用への転換、処遇改善などの取組を実施した事業主に対して助成する制度です。(P132 参照)

問 合 せ 先

○職業訓練の認定制度

愛知県労働局産業人材育成課

電話 (052) 954-6375

愛知県立名古屋高等技術専門学校開発援助課

電話 (052) 917-6713

愛知県立三河高等技術専門学校開発援助課

電話 (0564) 54-7707

○職業訓練指導員免許

愛知県労働局産業人材育成課

電話 (052) 954-6365

○職業能力開発推進者制度

愛知労働局職業安定部職業対策課あいち雇用助成室

電話 (052) 688-5758

○教育訓練給付制度 各公共職業安定所

P91 参照

○人材開発支援助成金

愛知労働局職業安定部職業対策課あいち雇用助成室

[教育訓練休暇等付与コース、人材育成支援コース、事業展開等リスク
ング支援コース、人への投資促進コース]

電話 (052) 688-5758

[建設労働者認定訓練コース、建設労働者技能実習コース]

電話 (052) 219-5518

○キャリアアップ助成金

愛知労働局職業安定部職業対策課あいち雇用助成室

電話 (052) 688-5758

(5) 公共部門における職業能力開発

ア 高等技術専門学校

県内 2 校の高等技術専門学校では、職業に必要な基礎的な知識・技能を習得させるため、次の職業訓練を実施しています。

(ア) 普通課程

主に新規学卒者を対象として、将来多様な知識・技能を有する労働者となるために必要な基礎的な知識・技能を、1 年間又は 2 年間で習得する職業訓練を実施します(授業料等が必要)。

●高卒コース

学校教育法による高等学校を卒業した方又はこれと同等以上の学力を有すると認められる方で、原則として 34 歳以下の方に対し、職業能力開発促進法に基づく職業訓練を実施します。

●中卒コース

学校教育法による中学校を卒業した方又はこれと同等以上の学力を有すると認められる方で、原則として 34 歳以下の方に対し、職業能力開発促進法に基づく職業訓練を実施します。

(イ) 短期課程

職業に必要な知識・技能を短期間で習得するため、地域の訓練ニーズ等に合わせ

た科目や内容の職業訓練を実施します。

●離転職者コース

主に離職者や職業の転換を図ろうとする方を対象として、高等技術専門校の施設において金属や建築などのモノづくり分野への就職に必要な基礎的な知識・技能を、6 か月間又は1 年間で習得する職業訓練を実施します(授業料は不要)。

また、離職者、学卒未就職者等の早期就職支援のため、専門学校等の民間教育訓練機関に委託して、職業訓練を実施します(授業料は不要)。

●在職者コース(スキルアップ講座)

技術の急速な進歩や産業構造の変化等に対応していくため、主に在職技能労働者を対象として、多様な講座を短期間(主に2 日間)で実施します。また、企業の要望に沿った内容を設定し、従業員のスキルアップを図るためのオーダーメイド型も実施します(受講料が必要)。

●知的障害者コース

知的障害者を対象として、就職先での業務として想定される清掃作業、事務補助作業、バックヤード作業などの他、労働習慣や職業規律などのソーシャルスキルを1 年間で習得する職業訓練を実施します(授業料は不要)。

イ 愛知障害者職業能力開発校

職業能力開発促進法に基づき設置された国立県営の職業能力開発施設である愛知障害者職業能力開発校では、障害者が、就職及び自立を容易にし、社会で活躍できるよう支援するため、自己の職業能力に適応する職種について必要となる基礎的な知識・技能を3 か月～1 年間で習得する職業訓練を実施しています(授業料は不要)。

また、事業主や社会福祉法人等の民間を活用した障害者委託訓練を実施しています。

ウ 中部職業能力開発促進センター（ポリテクセンター中部）

(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構では、中部圏内で唯一の大規模型の高度職業能力開発施設である中部職業能力開発促進センターと港湾労働者の職業能力の開発・向上のための名古屋港湾労働分所を設置しており、技術革新の進展に対応した高度な技能者、企業の管理者、国際化に対応した人材の養成、港湾荷役等、多種多様な訓練ニーズに対応するための職業訓練を実施しています。

問 合 せ 先

愛知県労働局産業人材育成課

電話(052)954-6364

高等技術専門校、愛知障害者職業能力開発校

P162 参照

中部職業能力開発促進センター

電話(0568)79-0512

中部職業能力開発促進センター名古屋港湾労働分所

電話(052)381-2775

エ 中小企業大学校瀬戸校

中小企業大学校瀬戸校では、中部地域の中小企業の活力ある人材を育成するため、地域の研修ニーズや産業特性に対応した、高度かつ実践的な研修を行っています。

代表的な研修として、企業経営に関する体系的な学習を通じて、経営後継者・経営幹部・管理者を養成する「経営管理者養成コース」、生産部門の管理者を養成する「工場管理者養成コース」があります。

問 合 せ 先

(独)中小企業基盤整備機構中部本部中小企業大学校瀬戸校

電話(0561)48-3401

(6) 技能の振興

ア あいち技の伝承士派遣事業

「あいち技能伝承バンク」に登録した「あいち技の伝承士(熟練技能を有する企業 OB 等)」を中小企業や工科高校等に講師として派遣し、技能向上・習得のための実技指導を行います。

イ モノづくり魂浸透事業

県内の小中学校及び特別支援学校を対象に、技能五輪メダリスト等による派遣講座を行うとともに、技能五輪・アビリンピックを目指す選手が行う練習等の見学会を実施します。

ウ 技能五輪・アビリンピック理解促進講座

県内の高等学校、特別支援学校(高等部)において技能五輪やアビリンピックを周知するとともに、高校生等に対し、選手として大会出場を目指すなど、大会参加者の裾野を広げるための談話や実演、競技体験等を実施します。

エ 技能継承事業

県内の中小企業を対象に、技能継承の全体像を理解し、技能継承における課題の解決に向けた第一歩を踏み出すための支援策として技能継承事例報告会等を実施します。

オ 技能検定制度

技能検定は、年 2 回(前期・後期)の試験において、働く人達の技能や知識を一定の基準によって検定し、これを国が公証する制度で、働く人達の技能と社会的・経済的地位の向上を図るものです。

カ 愛知県技能評価認定制度

国の技能検定職種以外の職種について、事業主又は事業主団体が社内検定や共同技能検定を行う場合に、事業主等の申請に基づき知事が認定し、「愛知県認定技能評価」として公証する制度です。

キ 愛知県複合技能士称揚制度

技能者の技能水準の向上と、技術革新や生産工程の変化に対応できる技能者を育成するため、2 職種(2 作業)以上の技能検定に合格した人を知事が称揚する制度です。

ク 技能グランプリ

特級、1 級及び単一等級技能士の技能の一層の向上に寄与するとともに、技能尊重気運の醸成を図ることを目的として、国が隔年で開催する技能グランプリに選手を派遣しています。

ケ 技能五輪全国大会・全国アビリンピック(全国障害者技能競技大会)

技能五輪全国大会は、原則 23 歳以下の青年技能者が技能レベルの日本一を競うもので、毎年開催されています。愛知県は、最も成績が優秀な都道府県選手団に贈られる最優秀技能選手団賞を 2005 年度から 20 年連続で受賞しています。

全国アビリンピックは、15 歳以上の障害のある方々が日ごろ培った技能を互いに競い合うことにより、その職業能力の向上を図るとともに、企業や社会一般の人々が障害のある方々に対する理解と認識を深め、その雇用の促進を図ることを目的として実施されています。愛知県出場選手は、20 大会連続金メダルを獲得しています。なお、両大会は、2023 年度に続き、2024 年度、2025 年度に愛知県国際展示場(Aichi Sky Expo)を主要会場に開催し、2026 年度についても愛知県での開催が予定されています。

コ 技能五輪国際大会・国際アビリンピック

技能五輪国際大会は、参加国の職業訓練の振興及び技能水準の向上を図るとともに、原則 22 歳以下の青年技能者の国際交流と親善を目的に、2 年ごとに開催されています。約 60 か国・地域から 1,000 名以上の選手が参加し、60 職種程度の競技で技能を競う大会です。

2028 年技能五輪国際大会は、愛知県国際展示場(Aichi Sky Expo)を競技会場に開催が予定されています。

国際アビリンピックは、障害者の職業的自立意識の喚起、事業主その他社会一般の理解と認識の深化、国際親善を目的に、概ね 4 年に 1 度開催される技能競技大会です。15 歳以上の障害のある選手が、約 30 か国・地域から 400 名以上参加し、40 種目程度の競技が実施されます。

サ 愛知県優秀技能者表彰（「あいちの名工」）

広く社会一般に技能尊重の気運を浸透させ、技能者の社会的地位及び技能水準の向上を図るため、優秀な技能者を知事が表彰しています。

シ 愛知県職業能力開発促進大会

県内の職業訓練生・技能士を始めとした職業能力開発関係者の相互の理解を深めるため、11 月の人材開発促進月間に開催しています。

この大会では、職業能力開発に多大な貢献のあった事業所・団体及び個人を表彰するほか、訓練生の体験発表などを実施します。

ス あいち技能プラザ

技能についての理解を広め、技能尊重気運を醸成し技能士の社会的地位を高めることを目的として、開催しています。

モノづくりの実演や来場者による体験、技能者作品の即売、技能士の優秀作品の展示等を行います。

問 合 せ 先

○あいち技の伝承士派遣事業、技能継承事業、技能検定制、愛知県技能評価認定制度、愛知県複合技能士称揚制度、愛知県優秀技能者表彰（「あいちの名工」） 愛知県労働局産業人材育成課	電話 (052) 954-6375
○モノづくり魂浸透事業、技能五輪・アビリンピック理解促進講座、技能五輪全国大会・全国アビリンピック（全国障害者技能競技大会） 愛知県労働局産業人材育成課技能五輪・アビリンピック推進室 全国大会グループ	電話 (052) 954-7451
○技能グランプリ 愛知県労働局産業人材育成課技能五輪・アビリンピック推進室 企画・調整グループ	電話 (052) 954-6972
○技能五輪国際大会・国際アビリンピック 愛知県労働局産業人材育成課技能五輪・アビリンピック推進室 国際大会グループ	電話 (052) 954-7533
○愛知県職業能力開発促進大会 愛知県職業能力開発協会	電話 (052) 524-2040
○あいち技能プラザ (公社) 愛知県技能士会連合会	電話 (052) 524-4423

2 人材確保・就労支援のために

(1) 雇用の維持・確保

ア あいち労働総合支援フロアによる労働・就業に関する総合的なサービスの提供

愛知県産業労働センター(ウイंकあいち)17階にある「あいち労働総合支援フロア」では、労働・就業に関する幅広い最新情報の提供や様々な相談に対応しています。(P92 参照)

(ア) 就労支援コーナー (ハローワーク)

求人検索機を5台設置し、求職者を対象に、職業紹介・相談を行っています。

(イ) 労働相談コーナー

労使関係、賃金、勤労者福祉など労働問題全般にわたり、専門の相談員や職員が面談による相談、労働相談専用ダイヤルによる電話相談(弁護士相談を除く)、オンライン相談(専門の相談員による相談のみ)を行っています。

(ウ) キャリアサポートセンターあいち

●職業適性相談

職業適性検査を活用し、個人・企業・学校などを対象に、キャリアカウンセラーによる相談・助言・指導を行っています。

- ・個人向け:職業や進路の選択などのキャリアカウンセリング等
- ・企業向け:従業員の採用、職場配置等雇用管理などの相談等
- ・学校向け:生徒・学生の進路指導や職業指導についての相談等

※適性検査の種類(有料)

厚生労働省編一般職業適性検査、職業レディネス・テスト、矢田部ギルフォード性格検査、内田クレペリン精神検査

●就労支援・情報発信

求職者を対象に、就職活動に必要な基礎知識を習得するセミナーなどを開催しています。

●労働教育

県内企業等を対象に、労働法関係の最新情報を取り扱う講座や、キャリアアップを支援するセミナーを開催しています。

(エ) あいち障害者雇用総合サポートデスク

障害者雇用に取り組む企業に対する相談・支援を実施しています。

問 合 せ 先

就労支援コーナー(ハローワーク)	電話 (052) 533-0890
労働相談コーナー	電話 (052) 589-1405
キャリアサポートセンターあいち	
[職業適性相談]	電話 (052) 485-7155
[就労支援・情報発信]	電話 (052) 485-7156
[労働教育]	電話 (052) 485-7154
あいち障害者雇用総合サポートデスク	電話 (052) 583-1010

イ 県による雇用対策

(ア) 中小企業の人材確保支援

●採用支援

人手不足が顕著な業種の中小企業に対し、業界・自社の魅力を洗い出し入社動機向

上のノウハウを習得するセミナーを開催するほか、学生や求職者に対し、業界・自社の魅力を発信する業界研究イベントや、1日職場体験、合同企業説明会を開催します。

また、(公財)あいち産業振興機構にプロフェッショナル人材戦略拠点を設置し、中小企業の課題を解決し、攻めの経営への転身を後押しするプロフェッショナル人材の活用を支援します。

●奨学金返還支援

中小企業の人材確保を図ることを目的に、県に登録する中小企業等が、社内規程等により従業員に支給した奨学金返還のための手当又は代理返還した額の一部を補助します。また、登録企業を学生や求職者に周知し、当該企業への就職の促進を図ります。(P121 参照)

問 合 せ 先

愛知県労働局就業促進課

電話 (052) 954-6366

愛知県プロフェッショナル人材戦略拠点

電話 (052) 433-1810

(イ) 知識・技能の習得支援

●雇用セーフティネット対策訓練

離職者や学卒未就職者等の早期就職を支援するため、民間の専門学校等に委託して職業訓練を実施します。受講に当たっては、公共職業安定所(ハローワーク)に求職申込みを行い、公共職業安定所長から適職に就くために訓練受講が必要と認められる必要があります。(受講料は不要)

問 合 せ 先

愛知県労働局産業人材育成課

電話 (052) 954-6364

(ウ) 不本意非正規雇用者等の正規雇用転換支援

不本意非正規雇用・無業等の状態にある求職者の正規雇用化を支援するため、キャリアコンサルティング、求職者のニーズに合わせた研修及び企業説明会を実施します。

問 合 せ 先

愛知県労働局就業促進課

電話 (052) 954-6366

ウ 国などによる雇用の安定・能力開発の推進

景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的な雇用調整(休業、教育訓練または出向)を実施することによって、従業員の雇用の維持を図る事業主に対し、雇用調整助成金を支給しています。

公共職業安定所(ハローワーク)では、ひとりひとりにあった仕事が見つかるよう、相談しながら仕事の紹介を行っています。さらに雇用保険給付の支給なども行っています。

また、民間教育訓練機関等を活用した能力の開発・向上を図ることにより、就職活動の支援にも努めています。

福祉人材センターでは、社会福祉従事者の資質向上、社会福祉人材の養成確保のため、研修、養成講座の企画や実施、就業の相談援助等の事業を展開しています。

問 合 せ 先

○雇用調整助成金等

愛知労働局職業安定部職業対策課あいち雇用助成室

電話 (052) 219-5518

○職業紹介・雇用保険給付

各公共職業安定所(ハローワーク)

P91 参照

○民間教育訓練機関等を活用した就職活動の支援
 愛知労働局職業安定部訓練課
 各公共職業安定所（ハローワーク）
 （福）愛知県社会福祉協議会・福祉人材センター

電話(052) 688-5755
 P91 参照
 P165 参照

エ 県外からのU I Jターン促進

（ア）あいちU I Jターン支援センター

首都圏及び関西圏等県外からのU I Jターンを促進するため、U I Jターン希望者に対し、県内企業の求人情報の提供や個別相談等の就労支援を行い、中小企業を始めとする県内企業の人材確保を支援します。（P92 参照）

（イ）移住支援金の支給

過度な東京一極集中の是正、地方の担い手不足に対処するため、東京 23 区から移住してきた就業者や起業者等に対して、移住先の市町村が「移住支援金」を支給します。

（ウ）地方就職支援金の支給

東京都に本部がある大学に在学する学生が、卒業時に地方へU I Jターンすることを促進するため、大学卒業後に県内に移住し、県内企業に就職する学生に対して、移住先の市町村が「地方就職支援金」を支給します。

問 合 せ 先

愛知県労働局就業促進課

電話(052) 954-6366

（２）若年者の就職促進

ア 「ヤング・ジョブ・あいち」におけるワンストップサービスの提供

県と国が協力して設置している「ヤング・ジョブ・あいち」では、若年求職者を対象として、就職に関する相談・情報提供から職業紹介までのサービスをワンストップで提供しています。（P92 参照）

■ヤング・ジョブ・あいちのホームページ <https://www.pref.aichi.jp/yja/>

所 在 地	名古屋市中区錦 2-1 4-2 5 ヤマイチビル 9 階
開 設 時 期	2004 年 7 月
内 容 (P92 参照)	県：「あいち若者職業支援センター」 臨床心理士、キャリアコンサルタント等による若者・家族就職相談 国：「愛知新卒応援ハローワーク」（学生及び卒業後 3 年以内の既卒者対象） 「愛知わかものハローワーク」（上記以外の若年求職者対象） 職業相談、職業紹介等の実施

問 合 せ 先

○ヤング・ジョブ・あいち
 あいち若者職業支援センター
 愛知新卒応援ハローワーク
 愛知わかものハローワーク

電話(052) 232-2351
 電話(052) 232-2352
 電話(052) 855-3750
 電話(052) 855-3760

イ 若年者の就職支援

(ア) 新規卒者等就職支援

大学・短大・専修学校の学生などを対象とした合同企業説明会を開催するとともに、中小企業経営者と学生との交流会の開催や、「メッセナゴヤ」において学生の業界・企業研究を支援します。

また、大学などの就職担当者と行政機関が情報交換を行い、連携して学卒者の就職を支援するため、大学等就職担当者連絡会議を開催します。

(イ) 中小企業の魅力発信

愛知ブランド企業や愛知県ファミリー・フレンドリー企業、あいち女性輝きカンパニー認証企業及びユースエール認定企業等を紹介したガイドブックを作成・配布します。

問 合 せ 先

愛知県労働局就業促進課

電話 (052) 954-6366

(3) 女性の活躍促進、雇用・就業の促進

ア 女性の活躍促進

(ア) あいち女性輝きカンパニーの認証

女性の採用・管理職登用の拡大や働きやすい職場環境づくりなど、女性の活躍促進に向けて積極的に取り組む企業を県が「あいち女性輝きカンパニー」として認証し、広く紹介します。

●認証メリット

認証ロゴマークの活用、愛知県の公契約に係る入札などにおける評価、協賛金融機関における融資の金利優遇 など



(イ) 「女性の活躍促進コーディネーター」の派遣

女性の採用・職域の拡大、管理職登用、ワーク・ライフ・バランスの推進や働きやすい職場づくり、働きながら育児・介護ができる環境づくりなど、企業等における女性の活躍促進に向けた取組を支援するため、アドバイスや情報提供を行うコーディネーターを派遣します。

■あいち女性の活躍促進応援サイトのホームページ <https://jokatsu.pref.aichi.jp/>

問 合 せ 先

愛知県民文化局男女共同参画推進課

電話 (052) 954-6657

イ 女性の起業を支援する相談事業

(ア) 女性のための起業相談

子育て等で仕事を中断した女性の社会参画を支援するため起業相談を行います。
(P87 参照)

(イ) からふる女性応援士隊 無料個別相談会

すでに起業している女性経営者や起業に向けて始動した女性のため、女性士業家グループ等が実務的な専門相談を行います。(P87 参照)

■(公財)あいち男女共同参画財団のホームページ <https://www.aichi-dks.or.jp/>

問 合 せ 先

(公財) あいち男女共同参画財団 企画協働課

電話 (052) 962-2512

ウ 子育て女性の再就職支援

(ア) あいち子育て女性再就職サポートセンター（ママ・ジョブ・あいち）

出産・育児等を機に退職し、再就職の希望はあるものの、
離職後のブランクによる不安や家庭との両立など様々な
悩みにより第一歩を踏み出せない女性を応援するための
窓口を設置し、子育て女性の就業に向けた支援を行って
います。(P92 参照)



- 相談・カウンセリング
- 職業適性の確認や働く感覚を取り戻すための職場実習・見学会
- 再就職を希望する女性を対象とした就職支援フェスタ、就職説明会、
職場復帰・再就職準備セミナー

■あいち子育て女性再就職サポートセンターのホームページ・フェイスブック

(ホームページアドレス) <https://famifure.pref.aichi.jp/womens-support/>

(フェイスブックアドレス) <https://www.facebook.com/aichi.womens.support/>

(イ) あいちマザーズハローワーク及びハローワークマザーズコーナー

子育てしながら就職を希望する方に対して、以下の就職支援サービス業務を行っ
ています。(P91 参照)

- プレ相談によるニーズ把握と必要な支援決定
- 予約制、担当者制による一貫した職業相談・職業紹介
- 求人検索機による求人情報の提供
- 子育て中の利用者のための保育サービスなどの情報提供

問 合 せ 先

あいち子育て女性再就職サポートセンター(ママ・ジョブ・あいち)	電話 (052) 485-6996
あいちマザーズハローワーク	電話 (052) 855-3780
ハローワーク (マザーズコーナー)	
[名古屋東、豊橋、刈谷、春日井、一宮]	P91 参照

(4) 中高年齢者の雇用・就業の促進

ア 高年齢者雇用推進セミナーの開催

高年齢者雇用安定法に基づき、企業においては、65 歳までの雇用確保(義務)に加え、65 歳から 70 歳までの就業機会の確保の取組が努力義務として求められています。

70 歳まで継続して働ける雇用環境の整備を着実に進め、さらに意欲と能力があれば年齢にかかわらず働くことのできる社会を実現するため、主に事業主を対象としてセミナーを開催します。

イ 再就職支援セミナーの開催

中高年齢者を対象として、キャリアチェンジや働き方を検討するきっかけをつくるため、希望する働き方(しっかり働きたい/自分のペースで働きたい)に応じたセミナーを 2 コース開催し、円滑な再就職を支援します。

ウ 高年齢者合同企業説明会の開催

高年齢者が働きやすい求人を開拓し、合同企業説明会を開催します。

エ 市町村出張相談の実施

市町村に相談員を派遣し、中高年齢者向けに就労に関する個別相談を実施します。

オ 「あいちミドルシニア活躍サポートサイト」による情報発信

中高年齢者の就業を一層促進するとともに、企業の雇用環境を整備するため、専用のポータルサイトにより、県や関係機関が行う支援内容を分かりやすく網羅的に情報発信します。

■あいちミドルシニア活躍サポートのホームページ <https://www.supporting-middlesenior.pref.aichi.jp/>

カ 国の高年齢者雇用対策

愛知労働局では高年齢者雇用安定法に基づき、65歳までの高齢者雇用確保措置に係る事業主の義務及び、70歳までの高年齢者就業確保措置に係る事業主の努力義務についての周知・啓発、さらには生涯現役社会の実現に向けた就労支援を進めています。

キ (独)高年齢・障害・求職者雇用支援機構の主な高年齢者関係事業

(ア) 高年齢者の雇用管理に関する相談・援助

70歳雇用推進プランナー・高年齢者雇用アドバイザーによる制度改善提案及び高年齢者の継続雇用に必要な雇用環境の整備に関する相談・援助を行っています。

(イ) 助成金の相談と申請受付

65歳超雇用推進助成金の相談と申請受付を行っています。(P122 参照)

ク シルバー人材センター

定年退職後などの高齢者に、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業の機会を提供することにより、生きがいの充実や社会参加を援助します。

シルバー人材センターは県内各市町村に設置されています。(P93～P95 参照)

問 合 せ 先

○高年齢者雇用推進セミナー、再就職支援セミナー、高年齢者合同企業説明会、 市町村出張相談の実施、「あいちミドルシニア活躍サポートサイト」による情報発信 愛知県労働局就業促進課	電話 (052) 954-6367
○国の高年齢者雇用対策 愛知労働局職業安定部職業対策課	電話 (052) 219-5507
○(独)高年齢・障害・求職者雇用支援機構の主な高年齢者関係事業 (独)高年齢・障害・求職者雇用支援機構愛知支部高年齢・障害者業務課	電話 (052) 218-3385
○シルバー人材センター (公社)愛知県シルバー人材センター連合会	電話 (052) 433-9711

(5) 障害者の雇用・就業の促進

ア 障害者就職面接会

障害のある大学等卒業予定者や公共職業安定所に求職登録をしている一般障害者を対象とした就職面接会を開催します。

●学卒障害者就職面接会：大学、短大等を新規卒業予定(既卒3年以内を含む)の障害者対象

●一般障害者就職面接会：一般の障害者対象

イ 障害者雇用促進トップセミナー

企業における障害者の雇用促進と雇用安定を図るため、事業主や企業の人事担当者等を対象とした障害者雇用促進トップセミナーを開催します。
併せて障害者を積極的に雇用する優良企業等の表彰を行います。

ウ 愛知県中小企業応援障害者雇用奨励金

初めて障害者を雇用する中小企業に奨励金を支給し、中小企業の負担を軽減することで障害者雇用を促進します。(P123 参照)

エ 障害者就労支援事業「あいち障害者雇用総合サポートデスク」

「あいち障害者雇用総合サポートデスク」を運営し、企業からの相談対応、職場実習受入企業の情報の集約・発信、職場定着支援等を行っています。

オ 県物品等の優先発注

県の全機関において、物品・印刷及び役務を対象として障害者多数雇用企業への優先発注を行っています。

カ 障害者就業・生活支援センター

障害者の職業的自立を図るために、県が指定する社会福祉法人等が「障害者就業・生活支援センター」として、身近な地域で雇用、保健、福祉、教育等の関係機関のネットワークを形成し、就業面及び生活面の一体的な支援を行っています。(P95 参照)

キ 国の障害者雇用対策

愛知労働局では、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者雇用率未達成企業に対し、障害者雇入れ計画作成命令を中心とした障害者雇用率達成指導を行っています。

ク 愛知障害者職業センター

障害者職業カウンセラー(障害者雇用の専門家)が各企業の課題解決をサポートします。各企業のご要望や課題に応じて、同業他社の事例や長年蓄積しているノウハウをもとに、障害者の雇い入れ、雇用管理、休職中の方の職場復帰に向けての支援等を行っています。

ケ 障害者雇用に関する啓発事業、障害者雇用納付金及び助成金関係等

障害者雇用の啓発事業として、障害者職業生活相談員資格認定講習や障害者技能競技大会(アビリンピック)の開催、障害者雇用に役立つ DVD 等の貸出しやマニュアル冊子の提供を行っています。

また、障害者雇用納付金の申告・申請や障害者の雇用促進のための各種助成制度の受付を行っています。(P123～P127 参照)

問 合 せ 先

○障害者就職面接会、障害者雇用促進トップセミナー、愛知県中小企業応援障害者雇用奨励金、障害者就労支援事業「あいち障害者雇用総合サポートデスク」、県物品等の優先発注、障害者就業・生活支援センター

愛知県労働局就業促進課

電話 (052) 954-6367

○国の障害者雇用対策

愛知労働局職業安定部職業対策課

電話 (052) 219-5507

○愛知障害者職業センター

(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構愛知支部 愛知障害者職業センター 電話 (052) 218-2380

○障害者雇用に関する啓発事業、障害者雇用納付金及び助成金関係等

(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構愛知支部 高齢・障害者業務課 電話 (052) 218-3385

(6) 外国人の雇用・就業の促進

ア 外国人材の確保支援

中小企業における外国人材確保を支援するため、あいち外国人材受入サポートセンターを設置し、企業・外国人双方からの相談に応じるとともに、外国人材の受入れに不安を抱えている企業を対象とした伴走型支援や、採用準備から定着まで受入れ段階に応じた企業向けセミナーを開催します。

そのほか、外国人従業員を対象とした働く上で必要な日本語研修や合同企業説明会を開催します。

イ 名古屋外国人雇用サービスセンター

高度外国人材(日本での就労を希望する外国人留学生、専門的・技術的分野の外国人労働者)等に対する就職支援を行っています。また、英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、ベトナム語、ウクライナ語の通訳を配置しています。(P96 参照)

ウ 豊橋外国人職業相談センター、外国人雇用サービスコーナー

外国人求職者が多い公共職業安定所においては、ポルトガル語を始め必要な通訳員を配置したコーナーを設置し、職業相談を行っています。また、外国人職業相談センターにおいては庁外にセンターを設置しています。(P96 参照)

エ 愛知新卒応援ハローワーク

日本語能力(日本語能力試験 1 級)や日本の職場慣行の理解が一定程度ある外国人留学生に対する就職支援を行っています。(P96 参照)

オ 外国人雇用管理アドバイザー

外国人労働者の雇用管理の改善に関する専門的な相談や外国人労働者の職業生活上の問題解決のための相談のほか、外国人留学生等が就職する際の在留資格の変更に関する相談に応じています。名古屋外国人雇用サービスセンター等に配置しています。

カ 不法就労防止対策

中部ブロックにある警察・法務・厚生労働の三省庁機関により「不法就労等外国人労働者問題地方協議会」を設置し、外国人の不法就労等の実態を把握し、情報を共有しながら不法就労の防止に努めています。

問 合 せ 先

○外国人材の確保支援

愛知県労働局就業促進課

電話 (052) 954-6363

あいち外国人材受入サポートセンター

電話 (052) 990-6121

○名古屋外国人雇用サービスセンター、豊橋外国人職業相談センター、外国人雇用サービスコーナー、愛知新卒応援ハローワーク、外国人雇用管理アドバイザー、不法就労防止対策

P96～P96 参照

愛知労働局職業安定部職業対策課

電話 (052) 219-5508

IV 勤労者福祉の向上のために

1 魅力ある職場環境づくりのために

(1) 仕事と生活の調和推進

ア ワーク・ライフ・バランスの推進

労働団体、経済団体、行政等で構成する「あいちワーク・ライフ・バランス推進協議会」が策定した「あいちワーク・ライフ・バランス行動計画 2021-2025」に基づいて、ワーク・ライフ・バランス推進運動等の地域一体となった取組を推進しています。(P156 参照)

イ 愛知県ファミリー・フレンドリー企業の登録

従業員が、仕事と、育児・介護・地域活動など仕事以外の生活を両立できるよう積極的に取り組んでいる企業に「愛知県ファミリー・フレンドリー企業」として登録していただき、その取組を県内の企業や県民に広く紹介しています。



■愛知県ファミリー・フレンドリー企業のホームページ <https://famifure.pref.aichi.jp>

ウ 男性の育児休業の取得促進

男性が育児休業を取得しやすい職場環境づくりに取り組む中小企業等を対象に、アドバイザーを派遣、セミナーやワークショップを開催するほか、男性従業員が育児休業を通算14日以上取得した県内中小企業等に奨励金を支給します。

エ 治療と仕事の両立支援

(ア) 普及啓発

治療と仕事の両立支援への理解と普及啓発を図るため、中小企業向けのセミナーを開催するとともに、個別相談を実施します。また、労働者等を対象として、不妊治療と仕事の両立に関する相談を実施します。

(イ) 環境づくりの支援

職場で働き続けるための環境づくりに向けた理解が進むよう、「あいち地域治療と仕事の両立支援推進チーム」を軸に地域関係機関等との連携を図り、情報提供や制度導入の個別相談・支援等を実施します。

オ テレワークの導入支援

「あいちテレワークサポートセンター」を設置し、テレワーク導入に関する相談、機器操作体験、中小企業向けのアドバイザー派遣を実施するほか、中小企業等を対象に、テレワークの導入段階に応じた各種セミナーを開催します。

カ セクハラ・妊娠・出産・育児休業等ハラスメント相談

愛知労働局では、セクハラ・妊娠・出産・育児休業等ハラスメントを受けて困っている労働者や、ハラスメント防止対策に取り組む事業主からの相談に応じています。

キ 妊娠・出産・育児・介護休業等に関する相談

愛知労働局は、妊娠・出産・育児・介護休業等に関する相談及び妊娠・出産・育児・介護休業等を理由とした不利益取扱いに係る相談に応じています。

ク 在宅就業（内職）相談・あっせん

家庭の外で働くことが困難な方などを対象に、在宅就業(内職)に関する相談、あっせんを行っています。

ケ 両立支援等助成金

仕事と家庭の両立支援に取り組む事業主は、愛知労働局雇用環境・均等部企画課を通じて以下の助成金制度を利用できます。(P134 参照)

- 出生時両立支援コース(子育てパパ支援助成金)
- 介護離職防止支援コース
- 育児休業等支援コース
- 育休中等業務代替支援コース
- 柔軟な働き方選択制度等支援コース
- 不妊治療及び女性の健康課題対応両立支援コース

■愛知労働局のホームページ <https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/>

問 合 せ 先

○ワーク・ライフ・バランスの推進、愛知県ファミリー・フレンドリー企業の登録、男性の育児休業の取得促進	
愛知県労働局労働福祉課	電話 (052) 954-6360
○治療と仕事の両立支援	
愛知県労働局労働福祉課 [普及啓発]	電話 (052) 954-6360
愛知産業保健総合支援センター [環境づくりの支援]	電話 (052) 950-5375
○テレワーク導入支援	
愛知県労働局労働福祉課	電話 (052) 954-6360
あいちテレワークサポートセンター	電話 (052) 581-0510
○ハラスメント相談	
愛知労働局雇用環境・均等部指導課	電話 (052) 857-0312
○妊娠・出産・育児・介護休業等に関する相談	
愛知労働局雇用環境・均等部指導課	電話 (052) 857-0312
○在宅就業（内職）相談・あっせん	
キャリアサポートセンターあいち[就労支援・情報発信]	電話 (052) 562-5016
○両立支援等助成金	
愛知労働局雇用環境・均等部企画課(助成金担当)	電話 (052) 857-0313

(2) 働き方改革の推進

ア 企業の働き方改革への取組に関する支援

時代の変化に対応した「働き方改革」の取組を進めていくため、企業ニーズに応じたテーマによるサポートセミナー及び課題解決型のワークショップを開催します。

イ 愛知県休み方改革マイスター企業の認定

年次有給休暇の取得及び多様な特別休暇の導入等を積極的に推進している中小企業等を「愛知県休み方改革マイスター企業」として認定します。

ウ 若者の職場定着に関する支援

若者の職場定着に向けた取組に支援を必要とする企業に対して、アドバイザーを派遣します。

エ 働き方・休み方改善コンサルタントの利用

「働き方・休み方改善コンサルタント」が、無料で、企業に訪問し、「働き方・休み方」の見直しや労働時間設定改善等について、助言や事例紹介・コンサルティングを行います。

オ 働き方改革推進支援助成金

生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む中小企業・小規模事業者や傘下企業を支援する事業主団体に対して、取組に要した経費の一部を支給します。愛知労働局雇用環境・均等部企画課へ事業実施前に交付申請をし、交付決定を受ける必要があります。

問 合 せ 先

○企業の働き方改革への取組に関する支援

愛知県労働局労働福祉課 電話 (052) 954-6361

愛知県働き方改革推進支援センター[厚生労働省愛知労働局委託事業] 電話 0120-006-802

愛知県医療勤務環境改善支援センター[愛知県、厚生労働省愛知労働局委託事業] 電話 (052) 212-5766

○愛知県休み方改革マイスター企業の認定

愛知県労働局労働福祉課 電話 (052) 954-6361

○若者の職場定着に関する支援

愛知県労働局労働福祉課 電話 (052) 954-6360

○働き方・休み方改善コンサルタントの利用

愛知労働局雇用環境・均等部指導課 電話 (052) 857-0312

○働き方改革推進支援助成金

愛知労働局雇用環境・均等部企画課(助成金担当) 電話 (052) 857-0313

(3) 労働安全衛生対策の推進

ア 労働安全衛生・職場のメンタルヘルス対策

勤労者の安全と健康を守るため、事業所におけるメンタルヘルス対策等についての啓発冊子を作成・配布するとともに、事業所へのメンタルヘルスの専門家の無料派遣、セミナーの開催などを行っています。

イ 全国安全週間

産業界での自主的な労働災害防止活動を推進するとともに、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ることを目的に、昭和3年以降、毎年7月1日から7日まで実施されています。

ウ 全国労働衛生週間

事業主による労働衛生管理活動や快適な職場環境の形成及び勤労者自身による自主的な健康管理の取組を積極的に進めるため、昭和25年以降、毎年10月1日から7日まで実施されています。

問 合 せ 先

○労働安全衛生・職場のメンタルヘルス対策

愛知県労働局労働福祉課 電話 (052) 954-6361

○全国安全週間、全国労働衛生週間
愛知労働局労働基準部安全課
愛知労働局労働基準部健康課

電話 (052) 972-0255
電話 (052) 972-0256

2 労使関係の安定のために

(1) 労働講座

労働問題を理解するうえで必要となる初歩的・基本的な事項や時宜を得たテーマで講座を開催しています。

労働講座の開催例

- 労働法規の改正について
- 長時間労働の是正について
- 雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保について
- ハラスメント対策について

(2) 労働環境改善の支援

中小企業の事業主等に対して、労務管理、労働法規などの様々な情報提供や助言などを行っています。

(3) 労働相談

労使関係、賃金、勤労者福祉など労働問題全般にわたり、専門の相談員や職員が面談による相談、労働相談専用ダイヤルによる電話相談(弁護士相談を除く)、オンライン相談(専門の相談員による相談のみ)を行っています。また、県内 23 か所において、巡回労働相談を行っています。(P97～P98 参照)

(4) 不当労働行為救済制度

使用者が、労働組合の組合員であることを理由に不利益な取扱いをしたり、団体交渉を正当な理由なく拒否したりすることなどは、不当労働行為として法律で禁止されています。このような行為があった場合、労働者又は労働組合の申立てに基づき、労働委員会では、その事実を審査し、救済措置を命じたり、和解による解決を図ったりしています。

(5) あっせん制度

労働組合や個々の労働者と使用者との間の労働紛争の解決を援助するために、労働委員会では、無料であっせんを行っています。あっせんは、労働問題の専門家である経験豊かな 3 名のあっせん員が、双方の主張をお聞きし、問題点を整理した上で、お互いの歩み寄りを促して、話し合いによって解決できるようにお手伝いするものです。申請(申出)は労働組合や個々の労働者又は使用者のいずれからでもできます。

(6) 愛知労働局総合労働相談コーナー

総合労働相談コーナーでは、労働問題に関する相談にワンストップで対応しています。内容に応じて、関連する法令等の情報提供、適切なアドバイスによる当事者間の自主的な解決の促進、愛知労働局内の専門部署や他の処理機関等についての案内などを行っています。

●助言・指導、あっせん制度

個別労働紛争に関し、当事者の一方又は双方から解決援助を求められた場合は、当事者に対して、問題点を指摘し、解決方向を示唆する助言・指導を行っています。

また、当事者の一方又は双方からあっせんの申請があった場合は、紛争調整委員会の委員（あっせん委員）が双方の主張の要点を確かめ、双方に働きかけ、場合によって、具体的なあっせん案を示すなど自主的な解決を支援しています。

（７）公益通報者保護制度

労働者等（退職後１年以内の者や、役員も含む）が、事業者内部の国民の生命、身体、財産その他の利益の保護に関わる法律に規定される犯罪行為やその他の法令違反行為について、事業者内部や行政機関などに対して公益通報を行った場合、解雇等の不利益な取扱いから保護されます。愛知県では、公益通報の受付をそれぞれの法令所管課にて行います。また、通報受付先がわからない場合の案内を労働局労働福祉課又は県民事務所産業労働課等にて行います。

問 合 せ 先

○労働講座、労働環境改善の支援

愛知県労働局労働福祉課

電話 (052) 954-6361

東三河総局、県民事務所産業労働課等

P162～P163 参照

○労働相談

あいち労働総合支援フロア（労働相談コーナー）、巡回労働相談窓口

P97～P98 参照

東三河総局・各県民事務所産業労働課等（尾張県民事務所を除く）

P162～P163 参照

○公益通報者保護制度

愛知県労働局労働福祉課分室

電話 (052) 589-1406

東三河総局・各県民事務所産業労働課等

P162～P163 参照

○不当労働行為救済制度、あっせん制度

愛知県労働委員会〔不当労働行為救済制度〕

電話 (052) 954-6835

〔あっせん制度〕

電話 (052) 954-6833

○愛知労働局総合労働相談コーナー

指導課

電話 (052) 972-0266

各労働基準監督署

P98～P99 参照

3 勤労者福祉の充実のために

（１）福利厚生制度の充実

ア 中小企業勤労者福祉サービスセンター

中小企業勤労者福祉サービスセンターは、地域の中小企業が単独では難しい従業員の福利厚生事業を行うことを目的に設置された団体です。愛知県内には以下の４団体が設置されています。

愛知県内の中小企業勤労者福祉サービスセンター

●（公財）名古屋市中小企業共済会

会員資格：名古屋市内の中小規模事業所の事業主及び従業員

連絡先：電話(052)735-2131

所在地：名古屋市千種区吹上２-６-３（名古屋市中小企業振興会館６階）

●(公財)岡崎幸田勤労者共済会

会員資格：岡崎市内及び幸田町内の中小規模事業所の事業主及び従業員

連絡先：電話(0564)54-8495

所在地：岡崎市羽根町小豆坂 117-3 (岡崎市中小企業・勤労者支援センター内)

●豊田市勤労者サービスセンター(ワークフレンドとよた)

会員資格：豊田市内の中小規模事業所の事業主及び従業員

連絡先：電話(0565)35-4470

所在地：豊田市西町 3-60(豊田市役所西庁舎 7 階)

●(一財)知多地区勤労者福祉サービスセンター(わーくりい知多)

会員資格：知多 5 市 5 町内の中小規模事業所の事業主及び従業員

連絡先：電話 0120-29-5509(フリーダイヤル)

所在地：東海市高横須賀町榊形 1-7 (東海市立勤労センター 3 階)

イ 退職金共済制度

中小企業における勤労者の勤労意欲の向上や退職後の生活安定のために「中小企業退職金共済制度」及び「特定退職金共済制度」への加入促進に向けた普及啓発を行っています。

(ア) 中小企業退職金共済制度

この制度は、独力では退職金制度を設けることが難しい中小企業について国がつくった従業員のための退職金制度です。中小企業退職金共済事業本部が実施し、中小企業退職金共済法に定められている中小企業が加入できます。新規加入又は掛金を増額する場合は、掛金の一部を国が助成しています。(上限が設定されています。)

(イ) 特定退職金共済制度

「所得税法施行令第 73 条」に基づいた制度で、特定退職金共済団体(商工会議所、商工会等)が実施し、各団体に加入している企業または、各団体の地区内にある企業が加入できます。

ウ 労働者福祉事業団体

労働者向け融資を行う東海労働金庫を始め、県内の労働者福祉の増進や生活の向上を図るため、各種団体が労働者の余暇活動の推進、労働者向け融資や共済事業、住宅の供給等を行っております。詳細については、各団体へお問い合わせください。(P165 参照)

エ 勤労者財産形成促進制度

労働者の貯蓄や持家取得といった計画的な財産づくりを支援する制度です。「財形貯蓄制度」、「財形持家転貸融資制度」等があります。

問 合 せ 先

○中小企業勤労者福祉サービスセンター

愛知県労働局労働福祉課

電話 (052) 954-6360

○退職金共済制度・勤労者財産形成促進制度

愛知県労働局労働福祉課

電話 (052) 954-6360

(独)勤労者退職金共済機構

中小企業退職金共済事業本部名古屋コーナー

電話 (052) 857-7588

勤労者財産形成事業本部

電話 (03) 6731-2935

(2) 自由時間の活用

ア 愛知勤労身体障害者体育館

勤労身体障害者を始め一般県民の方々が自由時間を活用し、心身の健全な発達を図り、勤労意欲を高めるための施設で、各種スポーツ競技・レクリエーションに利用できます。勤労身体障害者の方は無料、その他の方は有料でご利用いただけます。

■愛知勤労身体障害者体育館のホームページ <http://www.sobue-gh.or.jp/gym.html>

イ 愛知県勤労者スポーツフェスティバル

勤労者が、レクリエーション・スポーツを通じて、健康の維持・増進と参加者相互の交流を図るとともに、仕事と生活の調和にも資することを目的として勤労者スポーツフェスティバルを開催します。

問 合 せ 先

○愛知勤労身体障害者体育館

(社福)祖父江愛照会

電話 (0587) 97-6630

○愛知県勤労者スポーツフェスティバル

実行委員会事務局 ((公財) 愛知県労働協会)

電話 (052) 485-7154

(3) 労働者を雇ったときは

ア 労働保険

労働保険とは労働者災害補償保険(一般に「労災保険」といいます)と雇用保険とを総称した言葉です。保険給付は両保険制度で別個に行われていますが、保険料の納付等については一体のものとして取り扱われています。農林水産の一部の事業を除き、労働者(パートタイマー、アルバイトを含む)を一人でも雇用していれば、業種・規模の如何を問わず労働保険の適用事業となり、事業主は成立(加入)手続きを行い、労働保険料を納付しなければなりません。

イ 健康保険・厚生年金保険

法人事業所で常時従業員(事業主のみの場合を含む)を使用する事業所若しくは常時5人以上の従業員が働いている事務所及び工場、商店等の個人事業所は、厚生年金保険及び健康保険の加入が法律で義務づけられています。ただし、5人以上の個人事業所であっても、サービス業の一部(クリーニング業、飲食店、ビル清掃業等)や農業、漁業等はその限りではありません。また、厚生年金保険及び健康保険の加入が法律で義務づけられている事業所以外の事業所であっても、一定の要件を満たした場合は、厚生年金等へ加入することができます。常時従業員は、国籍や性別、賃金の額等に関係なく、すべて被保険者となります。(原則として、70歳以上の人は健康保険のみの加入となります。)事業所が従業員を採用した場合等、新たに健康保険及び厚生年金保険に加入すべき者が生じた場合、事業主が「被保険者資格取得届」を事業所の所在地を管轄する年金事務所へ提出します。

問 合 せ 先

○労働保険

愛知労働局総務部 労働保険適用・事務組合課

電話 (052) 219-5503

各労働基準監督署

P98~P99 参照

○健康保険・厚生年金保険

各年金事務所

P170 参照

V 産業別振興施策

1 自動車・航空宇宙・ロボット産業振興や水素・アンモニアの社会実装推進のために

(1) 自動車産業の振興

自動車分野における施策の方向性等を示す「あいち自動車産業アクションプラン 2021-2025」に基づき、自動車関連中堅・中小企業の技術の高度化やイノベーションを支援することでCASE・MaaS等の新たな潮流に対応し、自動車産業の持続的な発展を推進するとともに、安全で快適なクルマ社会の実現を図ります。(P155 参照)

ア 次世代自動車高度モノづくり人材の育成

中堅・中小の自動車サプライヤーの技術者等に対し、次世代自動車に係る最新技術の研究に関する講座を開催します。

イ 新事業展開等への支援

中堅・中小の自動車サプライヤーを対象に、オープンイノベーションの活用や専門家等による支援のもと、「愛知自動車サプライヤーBUSINESS CREATION」において、新事業展開を支援します。また、「愛知県新パートナー／新事業創生展示会」では、本県を代表する完成車メーカー・メガサプライヤーとのマッチング・商談の機会を創出し、受注獲得・販路拡大を支援します。

ウ 自動車安全技術の開発・普及の促進

本県の交通事故死者数を減少させることを目的に、産学行政で構成する「自動車安全技術プロジェクトチーム」において、自動車安全技術の普及等に取り組みます。

エ 自動運転の実用化の促進

自動運転に関係する企業・大学等と、自動運転システムの導入を目指す市町村との連携組織として設置した「あいち自動運転推進コンソーシアム」において、県内各所における実証実験を推進するとともに自動運転システムを活用した新たな事業やビジネスモデルの創出に取り組みます。

オ 次世代自動車インフラの整備推進

次世代自動車全般(EV・PHV・FCV)の普及に必要な水素ステーションや充電スタンド等のインフラ整備を推進します。

問 合 せ 先

○次世代自動車高度モノづくり人材の育成、新事業展開等への支援、
自動車安全技術の開発・普及の促進、自動運転の実用化の促進

愛知県経済産業局次世代モビリティ産業課

電話(052)954-6136

○次世代自動車インフラの整備推進

愛知県経済産業局水素社会実装推進課 [水素ステーションに関
すること]

電話(052)954-7416

愛知県環境局地球温暖化対策課 [充電スタンドに関すること]

電話(052)954-6217

(2) 航空宇宙産業の振興

航空宇宙産業は、関連する技術分野の裾野が広く、広範な産業分野への技術波及によってこの地域の産業の振興に寄与する重要な産業であることから、本県が中心となり、地域の行政、支援機関、業界団体及び大学で構成する「あいち・なごやエアロスペースコンソーシアム」において重点的に振興を図るとともに、2011年12月に、国の国際戦略総合特区の指定を受けた「アジア No.1 航空宇宙産業クラスター形成特区」に基づく規制の特例措置や税制、金融上の支援措置等により、航空宇宙関連の企業集積や航空機生産機能の拡大・強化に取り組んでいます。

ア セミナー・ワーキンググループの開催

航空宇宙産業についての情報発信を行うとともに、航空宇宙産業の最新の動向や課題についてのセミナーや会員同士の連携を促進するワーキンググループを開催します。

イ 販路開拓の支援

航空宇宙産業の国内外での受注獲得を推進するため「パリ・エアショー2025」及び「エアロマート名古屋 2025」等における県内企業の出展及び商談等を支援するとともに、新規受注獲得に向けて、業界に精通した専門家による各種支援を実施します。

ウ 製造技術者育成の支援

現場技術者を対象とした航空宇宙産業の最新動向や生産技術等について学ぶ講座を開催します。

エ 人材確保の支援

将来の航空宇宙産業を担う人材の確保に向け、主に高校生、大学生を対象とした航空宇宙産業界への進路選択・就職意欲を喚起する講座を開催します。さらに小学生、中学生及び高校生を対象とした出前講座及びあいち航空ミュージアムにおいて「航空宇宙産業お仕事紹介講座」を実施します。

オ 航空機部品製造認証の取得・運用等のための支援

航空機固有の認証(JISQ9100、Nadcap 等)の円滑な取得・運用等を支援するため、助言・指導を行う専門家派遣及び勉強会を実施します。

カ 愛知県飛行研究センター

県営名古屋空港隣接地に整備した愛知県飛行研究センターにおいて、産学行政が連携した研究開発を推進します。

問 合 せ 先

愛知県経済産業局次世代モビリティ産業課

電話(052)954-6349

(3) ロボット産業の振興

産業集積を誇る当地の強みを活かし、ロボットの新たな技術、製品の創出や実装を促進する取組を通じ、ロボット産業を自動車、航空宇宙に次ぐ第三の産業として育てていきます。

ア 「あいちロボット産業クラスター推進協議会」の運営

産学行政が参画する「あいちロボット産業クラスター推進協議会」を運営し、ロボット

の開発や実用化、活用に関する会員の取組を促進します。

イ 実用化の支援

国立長寿医療研究センター内に設置している「あいちサービスロボット実用化支援センター」において、医療や介護をはじめとするサービス分野のロボットの実用化や普及を支援します。また、県関連施設において、ロボットの実証実験を支援します。

ウ ロボットの活用に向けた取組

介護・リハビリ支援ロボットの開発側と利用側の双方の課題に対応する相談窓口の設置や、自動配送ロボットを活用した実証実験等を実施します。

エ World Robot Summit 2025 AICHI 及び県主催サイドイベントの開催

国際大会の開催をロボットの社会実装の加速と次代のロボット人材・モノづくり人材の創出の好機とすべく、サイドイベントを開催します。

オ 高校生ロボットシステムインテグレーション競技会の開催

モノづくり現場の自動化を担うロボットシステムインテグレーターの人材創出を目的に、高校生を対象とする競技会を開催します。

カ 医療機器分野への新規参入支援

「メディカル・デバイス産業振興協議会」に参画し、新規参入セミナーや医療現場視察会を開催するとともに、県内の医療機器メーカーやモノづくり企業を中心とする展示商談会「メディカルメッセ」を開催します。

問 合 せ 先

○ロボット産業の振興全般

愛知県経済産業局産業部産業振興課

電話 (052) 954-6352

○医療・介護分野のロボット実用化支援

あいちサービスロボット実用化支援センター

電話 (0562) 47-2020

(4) 水素・アンモニアの社会実装の推進

ア 中部圏における大規模な水素・アンモニアの社会実装の推進

地域の行政や経済団体、企業で構成する「中部圏水素・アンモニア社会実装推進会議」において、水素やアンモニアのサプライチェーン構築及び利活用を推進する普及啓発等を実施します。

イ 燃料電池自動車の導入促進

旅客・貨物運送事業者、中小企業等の事業者、自動車リース事業者が、燃料電池自動車(トラック・バス・乗用車)を導入する場合に補助を行っています。なお、燃料電池自動車トラック及び自家用登録の燃料電池自動車バスに限り、大企業も補助対象となります。(P135参照)

ウ 燃料電池商用車の燃料費補助

燃料電池自動車トラック・バスの普及を図るため、既存燃料価格と水素販売価格との差

額の一部を補助します。(P136 参照)

エ 水素ステーションの整備促進

燃料電池自動車(FCV)の普及を促進するため、水素ステーションの整備費及び運用時に実施する需要創出活動に要する経費の一部を補助します。また、今後普及が期待される商用 FCV のインフラを効果的に整備するために、県内における大型水素ステーションの最適な配置や仕様の調査・検討を行います。

オ 燃料電池フォークリフトの導入促進

産業部門におけるカーボンニュートラルを促進するために、工場や物流現場等で利用される燃料電池フォークリフトの導入費用の一部を補助します。

カ 水素・アンモニア工業炉の活用支援

常滑窯業試験場に整備した、水素を燃料とする工業炉を活用し、工場のカーボンニュートラルを進める企業の依頼試験や相談に対応します。

キ 中部圏低炭素水素認証制度

製造や輸送、利用において CO₂の排出が少ない水素を「低炭素水素」として認証しています。

問 合 せ 先

愛知県経済産業局水素社会実装推進課

電話 (052) 954-6350

ク 中小企業燃料電池の開発支援

燃料電池分野への進出を試みる中小企業を支援するため、あいち産業科学技術総合センター産業技術センターに「燃料電池トライアルコア」を開設し、中小企業が抱える技術的課題の解決に向けた試験、相談・指導を行います。

問 合 せ 先

あいち産業科学技術総合センター 産業技術センター

電話 (0566) 24-1841

2 地場産業の振興のために

(1) 地場産業の振興

ア 相談・指導、情報提供

陶磁器・繊維及び生活産業の振興のため、振興事業を行う協同組合などに対して、組合運営、事業資金などの相談・指導を行っています。また、個別企業の方などに対しては、近代化や共同化などを図るための各種融資制度を始め中小企業等経営強化法における経営革新計画の活用方法など、様々な相談・指導も行っています。

イ 雑貨産業構造変化適応能力育成講習会

雑貨産業の現代的課題をテーマに講習会を開催します。

ウ 地場産業の人材確保支援

人材採用支援の専門家派遣等により繊維・窯業の産地企業における若者人材確保を支援します。

問 合 せ 先

愛知県経済産業局産業部産業振興課

電話 (052) 954-6341

(2) 伝統的工芸品産業の振興

ア 表彰

伝統的工芸品産地の功労者、優秀技術者のほか、規模が小さいために国の指定を受けられない工芸品産地の優秀技術者も表彰し、産地の活性化を図ります。

イ 伝統的工芸品展等への参加

(一財)伝統的工芸品産業振興協会主催の「伝統的工芸品展」など、展示・即売を中心とする各種催しに積極的に参加し、本県伝統的工芸品の需要拡大・普及啓発を図ります。県内で伝統的工芸品として指定を受けているのは以下の 15 品目です。

指定品目名	指定年月日	指定品目名	指定年月日
有松・鳴海絞	1975. 9. 4	名古屋友禅	1983. 4. 27
常滑焼	1976. 6. 2	名古屋黒紋付染	1983. 4. 27
名古屋仏壇	1976. 12. 15	尾張七宝	1995. 4. 5
三河仏壇	1976. 12. 15	瀬戸染付焼	1997. 5. 14
豊橋筆	1976. 12. 15	尾張仏具	2017. 1. 26
赤津焼	1977. 3. 30	三州鬼瓦工芸品	2017. 11. 30
岡崎石工品	1979. 8. 3	名古屋節句飾	2021. 1. 15
名古屋桐箆笥	1981. 6. 22		

ウ あいち伝統的工芸品産業持続強化支援事業

伝統的工芸品産地企業に専門家を派遣し、新商品開発に係る取組を支援するとともに、国内外の販路開拓を促進します。

エ 伝統的工芸品産業後継者確保支援事業

伝統的工芸品産業の維持・振興を図るため、インターンシップを活用し、伝統的工芸品産地企業の後継者確保を支援します。

問 合 せ 先

愛知県経済産業局産業部産業振興課

電話 (052) 954-6341

3 観光産業の振興のために

(1) 外国人旅行者の受入れ環境の向上のために

愛知県多言語コールセンター

観光関係事業者等や外国人旅行者を対象に、多言語通訳・翻訳サービスを提供する「愛知県多言語コールセンター」を開設しています。利用料は無料です。観光関係事業者の利用に

は、事前の登録が必要となります。

対 象	・愛知県内の観光関係事業者(宿泊施設、小売店、飲食店等)、観光施設、観光案内所等 ※交通事業者、県域をまたぐ国定公園、国の施設は対象外となります。 ・外国人旅行者
サービス内容	電話通訳サービス、テレビ電話通訳サービス、翻訳サービス ※外国人旅行者は、電話通訳サービスのみ
対応言語	英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語・タイ語・ベトナム語・タガログ語・フランス語 ※翻訳サービスは中国語(簡体字・繁体字)に対応
運用時間	24 時間 365 日 ※タイ語は午前 9 時～午後 6 時、ベトナム語・タガログ語・フランス語は午前 10 時～午後 7 時
利用料	無料 ※通話料は各事業者が負担。外国人旅行者は通話料無料。
留意点	本サービスは日常会話程度を想定。医療通訳等、専門的な通訳・翻訳は対象外。

■「愛知県多言語コールセンター」登録事業者募集ホームページ

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kokusai-kanko/tagengo-callcenter2022.html>

問 合 せ 先

愛知県観光コンベンション局国際観光コンベンション課

電話 (052) 954-6378

(2) 特産品の県外でのPRのために

愛知県では、首都圏及び関西圏において、観光物産展「こってりだけじゃない。ディスカバー愛知フェア」を開催しています。県外での PR を希望する事業者は、同展に、出展や委託販売という形で参加可能です。事業者の募集は、県ホームページで告知いたします。

問 合 せ 先

愛知県観光コンベンション局観光振興課

電話 (052) 954-6355

(3) 県内観光関係者向けサイト

愛知県では、県内観光関係者に役立つ情報をまとめたサイト「Aichi Now BIZ」を運営しています。観光に関するトピックスや統計、セミナーの開催情報などを配信しています。

■県内観光関係者向けサイト「Aichi Now BIZ」 <https://aichinow.pref.aichi.jp/biz/>

問 合 せ 先

愛知県観光コンベンション局観光振興課

電話 (052) 954-6353

(4) ハート・オブ・ジャパンあいち応援企業

愛知県では、2015 年 5 月末にキャッチワード及びロゴマーク「”Heart”of JAPAN～Technology&Tradition」を発表し、世界へ向けた観光 PR を行っているところですが、愛知の魅力をより多くの方々に知っていただくため、「ハート・オブ・ジャパンあいち応援企業」

を募集しています。是非、愛知の魅力発信に御協力ください。

募 集 対 象	○愛知県に本社があり、首都圏又は海外に事業所がある企業 ○愛知県に事業所があり、首都圏に本社がある企業
御協力いただきたい具体的な取組例	○店舗、本社・営業所、関連施設、イベント会場などで、愛知のポスター、リーフレット、イベントチラシ等を掲示、配布 ○観光プロモーション公式サイト「こってり愛知 de 首都圏」や愛知の魅力を紹介
御登録企業様への提供物等	○愛知県観光コンベンション局のホームページにおいて、「ハート・オブ・ジャパンあいち応援企業」として御紹介します。 ○首都圏に本社又は事業所がある場合、首都圏向け観光プロモーション公式サイト「こってり愛知 de 首都圏」においても、「ハート・オブ・ジャパンあいち応援企業」として御紹介します。 ○愛知県のポスター、リーフレット、イベントチラシなどの PR 資材を国内の事業所に御提供します。(海外版のパンフレットも御提供が可能です。)

問 合 せ 先

愛知県観光コンベンション局観光振興課

電話 (052) 954-6355

(5) 愛知県「休み方改革」イニシアチブ

愛知県では、ワーク・ライフ・バランスの充実と生産性の向上による地域経済の活性化を目指し、「休み方改革」プロジェクトを推進しており、このプロジェクトの趣旨へ賛同いただける企業・団体を募集しています。応募し登録されると「愛知県休み方改革マイスター企業」認定制度(P106 参照)における、認定要件の1つを満たすことができます。

■愛知県「休み方改革」プロジェクト特設サイト <https://yasumikata.pref.aichi.jp/>

問 合 せ 先

愛知県観光コンベンション局観光振興課

電話 (052) 954-6353

(6) MICEの誘致

ア 愛知・名古屋MICE推進協議会

愛知県では、名古屋市、(公財)名古屋観光コンベンションビューロー並びに当地域で MICE に関わる幅広いステークホルダーとともに設置した「愛知・名古屋 MICE 推進協議会」を通じて、地域一丸となって、政府系会議や大規模国際会議をはじめとする MICE 誘致に取り組んでいます。

問 合 せ 先

愛知県観光コンベンション局国際観光コンベンション課

電話 (052) 954-6373

イ 愛知県国際展示場 (Aichi Sky Expo)

愛知県国際展示場(Aichi Sky Expo)は、「産業首都あいち」の新たな交流・イノベーション

ン拠点の創造を目指して、2019年8月に、中部国際空港の隣接地にオープンしました。愛知県の地域特性を活かした自動車、ロボット関連等のモノづくり産業をはじめ、様々なテーマの産業展示会の誘致・開催により、新たなビジネスマッチングの機会を創出し、交流によるイノベーションの創造を図っています。

展示会開催の折には、ぜひ御出展、御来場ください。(P174 参照)

問 合 せ 先

愛知県観光コンベンション局国際観光コンベンション課国際展示場室	電話 (052) 954-6856
愛知県国際展示場 (Aichi Sky Expo)	電話 (0569) 38-2361

VI 相談窓口一覧

1 経営全般、税制

※ 開設日については、原則として国民の祝日及び12月29日～1月3日を除きます。

相談内容	窓口機関名	電 話	開設日・時間、(所在地)
経 営 全 般	(公財)あいち産業振興機構 エキスパートあいち	(052)715-3071	月～金曜日 9時～17時 (名古屋市中村区名駅4-4-38 愛知県産業労働センター14階)
	愛知県よろず支援拠点	(052)715-3188	
	豊橋サテライト	(0532)39-7111	(豊橋市駅前大通2丁目81 emCAMPUS EAST(エムキャンパス・イースト)4階406号室)
	県内商工会、商工会議所の 「中小企業相談所」	※P166～P168 参照	最寄りの商工会、商工会議所にお問い合わせください。
創 業	(公財)あいち産業振興機構 新事業支援部 創業・新事業 育成グループ	(052)715-3075	月～金曜日 8時45分～17時30分 【創業コーディネーターへの相談】 13時～20時(要予約) (名古屋市中村区名駅4-4-38 愛知県産業労働センター14階)
	STATION Ai (あいちスタート アップワンストップセンター)	050-1752-4535	月～金曜日 9時～18時
取 引 あ つ せ ん	(公財)あいち産業振興機構 経営支援部 取引振興・設備 グループ	(052)715-3068	月～金曜日 8時45分～17時30分 (名古屋市中村区名駅4-4-38 愛知県産業労働センター14階)
	下請かけこみ寺	0120-418-618 (フリーダイヤル)	月～金曜日 9時～12時、13時～17時
創 業 ・ 経 営 革 新	(独)中小企業基盤整備機構 中部本部	(052)220-0516	月～金曜日 9時～17時(要予約) (名古屋市中区錦2-2-13 名古屋センタービル4階)
各種業種特有の 専 門 的 内 容	名古屋商工会議所	(052)223-5756	月～金曜日 9時～17時 (名古屋市中区栄2-10-19) ※ホームページから予約できます。
	愛知県商工会連合会 (広域経営センター)	(052)562-0041	月～金曜日 9時～17時30分 (名古屋市中村区名駅4-4-38 愛知県産業労働センター16階)
銀 行 取 引	(一社)名古屋銀行協会 銀行とりひき相談所	(052)559-6150	月～金曜日 9時～17時 (名古屋市中区丸の内2-4-2)
女 性 の た め の 起 業 相 談	(公財)あいち男女共同参画 財団	(052)962-2512	5月～翌2月(要予約) ※相談日及び時間はホームページ 又は電話でご確認ください。 (名古屋市中区上堅杉町1)
か ら ふ る 女 性 応 援 士 隊 無料個別相談会	(公財)あいち男女共同参画 財団	(052)962-2512	6月・8月・10月・11月(要予約) ※相談日及び時間はホームページ 又は電話でご確認ください。 (名古屋市中区上堅杉町1)

VI 相談窓口一覧

相談内容		窓口機関名	電 話	開設日・時間、(所在地)
外国人のための 起業・経営相談		あいち外国人起業&経営支援センター	(052)563-1435	火曜日・金曜日 13時～17時 (名古屋市中村区名駅4-4-38 愛知県産業労働センター14階 (公財)あいち産業振興機構内)
プロフェッショナル 人材の確保		愛知県プロフェッショナル 人材戦略拠点	(052)433-1810	月～金曜日 9時～17時 (名古屋市中村区名駅4-4-38 愛知県産業労働センター14階 (公財)あいち産業振興機構内)
新規開業等支援 (雇用管理)		愛知県雇用労働相談センター	0120-544-610 (フリーダイヤル)	月～金曜日 9時～20時30分 (名古屋市中村区名駅4-4-38 愛知県産業労働センター14階 (公財)あいち産業振興機構内)
信用保証		愛知県信用保証協会 総合相談窓口	0120-454-754 (フリーダイヤル)	月～金曜日 9時～17時 【創業サポートデスク】 毎週土曜日 9時～16時(要予約) (名古屋市中村区椿町7-9)
貿易・ 国際ビジネス		あいち国際ビジネス支援センター	(052)533-6650	月～金曜日 9時～17時 (名古屋市中村区名駅4-4-38 愛知県産業労働センター18階)
		愛知県経済産業局産業部 産業立地通商課 海外展開支援グループ		
		(公財)あいち産業振興機構 新事業支援部 国際ビジネスグループ	(052)715-3065	
		ジェトロ名古屋貿易情報センター	(052)589-6210	
対日投資		グレーター・ナゴヤ・イニシア ティブ協議会(GNIC)	(052)218-4020	月～金曜日 9時～17時 (名古屋市中区大須1-35-18 一光大須ビル7階)
		ジェトロ対日投資ビジネス サポートセンター(IBSC)	(052)589-6210	月～金曜日 9時～17時 (名古屋市中村区名駅4-4-38 愛知県産業労働センター18階)
デザイン		あいち産業科学技術総合センター 技術支援部	(0561)76-8316	月～金曜日 9時～17時 (豊田市八草町秋合1267-1)
事業承継		愛知県事業承継・引継ぎ支援センター	(052)228-7117	月～金曜日 9時～17時 (名古屋市中区栄2-10-19 名古屋商工会議所ビル6階)
		豊橋サテライトオフィス	(0532)53-7211	(豊橋市花田町字石塚42-1 豊橋商工会議所2階情報センター内)
技 術	工業	あいち産業科学技術総合センター	(0561)76-8301	月～金曜日 9時～17時 (※住所はP162参照)
		産業技術センター	(0566)24-1841	
	窯業	常滑窯業試験場	(0569)35-5151	
		三河窯業試験場	(0566)41-0410	
		瀬戸窯業試験場	(0561)21-2116	
	食品工業	食品工業技術センター	(052)325-8091	
	繊維工業	尾張繊維技術センター	(0586)45-7871	
		三河繊維技術センター	(0533)59-7146	

相談内容		窓口機関名	電 話	開設日・時間、(所在地)
ロ ボ ッ ト		あいちサービスロボット実用化支援センター	(0562)47-2020	月～金曜日 9時～17時(要予約) (大府市森岡町7-430 国立長寿医療研究センター)
デ ジ タ ル		中部経済産業局地域経済部 航空宇宙・次世代産業課 情報政策室	(052)951-8457	月～金曜日 9時30分～17時 (名古屋市中区三の丸2-5-2)
		(公財)あいち産業振興機構 エキスパートあいち	(052)715-3071	月～金曜日 9時～17時 (名古屋市中村区名駅4-4-38 愛知県産業労働センター14階)
知 的 財 産		愛知県知的所有権センター	(0561)76-8318	月～金曜日 9時～17時 (豊田市八草町秋合1267-1)
		知財総合支援窓口	(052)753-7635	月～金曜日 9時～12時、13時～17時 (名古屋市中村区千種通7-25-1 サンライズ千種6B)
		日本弁理士会東海会	(052)211-3110	月～金曜日 13時～16時 (名古屋市中区栄2-10-19)
法 律 相 談		あいち中小企業法律支援センター(愛知県弁護士会)	無料電話相談 (052)265-6693	月～金曜日 10時～12時、13時～15時 (名古屋市中区三の丸1-4-2)
		(公財)あいち産業振興機構 経営支援部 経営アドバイ スグループ	(052)715-3070	月4回※ 13時～16時(要予約) (名古屋市中村区名駅4-4-38 愛知県産業労働センター14階) ※相談日はホームページ又は電話でご確認ください。
計 量 器 の 検 査 ・ 検 定		愛知県計量センター	(052)603-6300	月～金曜日 9時～17時 (東海市南柴田町口ノ割95-24)
企 業 立 地		産業立地サポートステーション	(052)954-6372	月～金曜日 9時～17時 (名古屋市中区三の丸3-1-2)
消費 者金 融等	全 般	愛知県経済産業局 中小企業部中小企業金融課	(052)954-6333	月～金曜日 9時～16時30分 (名古屋市中区三の丸3-1-2)
	法律、割賦販売、クレジット カード等	愛知県消費生活総合センター	(P99 参照)	
国 税		名古屋国税局 電話相談センター	国税相談専用ダイヤル 0570-00-5901	国税に関する一般的なご相談にお答えしています。 月～金曜日 8時30分～17時 注)1 祝日・年末年始を除きます。 2 税務署代表電話の音声案内に従い、「1」を選択していただいてもつながります。 ※国税に関する質問は、国税庁ホームページの「チャットボット」や「タックスアンサー」でもお答えしていますので是非ご利用ください。
		千種税務署	(052)721-4181	月～金曜日 8時30分～17時 (名古屋市中村区振甫町3-32)
		名古屋東税務署	(052)931-2511	〃 (名古屋市中村区主税町3-18 名古屋第三国税総合庁舎1階)
		名古屋北税務署	(052)911-2471	〃 (名古屋市中村区清水5-6-16)
		名古屋西税務署	(052)521-8251	〃 (名古屋市中村区押切2-7-21)

VI 相談窓口一覧

相談内容	窓口機関名	電 話	開設日・時間、(所在地)
国 税 (つづき)	名古屋中村税務署	(052)451-1441	月～金曜日 8 時 30 分～17 時 (名古屋市中村区太閤 3-4-1)
	名古屋中税務署	(052)962-3131	〃 (名古屋市中区三の丸 3-3-2 名古屋国税総合庁舎内)
	昭和税務署	(052)881-8171	〃 (名古屋市瑞穂区瑞穂町字西藤塚 1-4)
	熱田税務署	(052)881-1541	〃 (名古屋市熱田区花表町 7-17)
	中川税務署	(052)321-1511	〃 (名古屋市中川区尾頭橋 1-7-19)
	豊橋税務署	(0532)52-6201	〃 (豊橋市大国町 111 豊橋地方合同庁舎内)
	岡崎税務署	(0564)58-6511	〃 (岡崎市羽根町字北乾地 50-1 岡崎合同庁舎内)
	一宮税務署	(0586)72-4331	〃 (一宮市栄 4-5-7)
	尾張瀬戸税務署	(0561)82-4111	〃 (瀬戸市熊野町 76-1)
	半田税務署	(0569)21-3141	〃 (半田市宮路町 50-5)
	津島税務署	(0567)26-2161	〃 (津島市良王町 2-31-1)
	刈谷税務署	(0566)21-6211	〃 (刈谷市若松町 1-46-1 刈谷合同庁舎内)
	豊田税務署	(0565)35-7777	〃 (豊田市常盤町 1-105-3 豊田合同庁舎内)
	西尾税務署	(0563)57-3111	〃 (西尾市熊味町南十五夜 41-1)
	小牧税務署	(0568)72-2111	〃 (小牧市中央 1-424)
	新城税務署	(0536)22-2141	〃 (新城市字裏野 1-1)
	新城税務署	(0536)22-2141	〃 (新城市字裏野 1-1)
県 税	名古屋東部県税事務所		月～金曜日 9 時～17 時 15 分 (名古屋市中区新栄町 2-9 スカイオアシス栄内)
	県民税事業税	(052)953-7816	
	自動車税種別割	(052)953-7847	
	名古屋北部県税事務所		〃 (名古屋市西区城西 1-9-2)
	県民税事業税	(052)531-6304	
	自動車税種別割	(052)531-6305	
	名古屋西部県税事務所		〃 (名古屋市中川区中郷 1-3)
	県民税事業税	(052)362-3214	
	自動車税種別割	(052)362-3215	
	名古屋南部県税事務所		〃 (名古屋市熱田区森後町 8-22)
	県民税事業税	(052)682-8923	
	自動車税種別割	(052)682-8924	
	東尾張県税事務所		〃 (春日井市鳥居松町 3-65)
	県民税事業税	(0568)81-3197	
	自動車税種別割	(0568)81-3139	
	西尾張県税事務所		〃 (一宮市新生 2-21-12)
	県民税事業税	(0586)45-3169	
	自動車税種別割	(0586)45-3170	
	知多県税事務所		〃 (半田市出口町 1-36 知多総合庁舎)
	県民税事業税	(0569)89-8174	
	自動車税種別割	(0569)89-8176	
	西三河県税事務所		〃 (岡崎市明大寺本町 1-4 西三河総合庁舎)
	県民税事業税	(0564)27-2713	
	自動車税種別割	(0564)27-2712	

相談内容	窓口機関名	電 話	開設日・時間、(所在地)
県 税 (つづき)	豊田加茂県税事務所		月～金曜日 9時～17時15分
	県民税事業税	(0565)32-7482	(豊田市元城町4-45)
	自動車税種別割	(0565)32-7483	豊田加茂総合庁舎)
	東三河県税事務所		〃
	県民税事業税	(0532)35-6126	(豊橋市八町通5-4)
	自動車税種別割	(0532)35-6130	東三河県庁(東三河総合庁舎))

2 雇用、就業全般

※ 開設日については、原則として国民の祝日及び12月29日～1月3日を除きます。

相談内容	窓口機関名	電 話	開設日・時間、(所在地)
職 業 全 般、 雇 用 保 険 (雇用保険給付関係 月～金曜日 8時30分 ～17時15分 雇用保険適用関係 月～金曜日 8時30分 ～16時)	公共職業安定所(ハローワーク)		
	名古屋中	(052)855-3740	月・水・金曜日 8時30分～17時15分 火・木曜日 8時30分～19時 第1・3土曜日 10時～17時 (名古屋市中区錦2-14-25 ヤマイチビル)
	名古屋中学卒部門	(052)855-3740	月～金曜日 8時30分～17時15分 (名古屋市中区錦2-14-25 ヤマイチビル8階)(名古屋市内3所の管轄区域)
	あいちマザーズ ハローワーク	(052)855-3780	〃 (名古屋市中区錦2-14-25 ヤマイチビル3階)
	名古屋東	(052)774-1115	〃 (名古屋市名東区平和が丘1-2)
	名古屋南	(052)681-1211	〃 (名古屋市熱田区旗屋2-22-21)
	豊橋	(0532)52-7191	〃 (豊橋市大国町111)
	岡崎	(0564)52-8609	〃 (岡崎市羽根町字北乾地50-1)
	一宮	(0586)45-2048	〃 (一宮市八幡4-8-7)
	半田	(0569)21-0023	〃 (半田市宮路町200-4)
	瀬戸	(0561)82-5123	〃 (瀬戸市東長根町86)
	豊田	(0565)31-1400	〃 (豊田市常盤町3-25-7)
	津島	(0567)26-3158	〃 (津島市寺前町2-3)
	刈谷	(0566)21-5001	〃 (刈谷市若松町1-46-3)
	碧南出張所	(0566)41-0327	〃 (碧南市浅間町1-41-4)
	西尾	(0563)56-3622	〃 (西尾市熊味町小松島41-1)
	犬山	(0568)61-2185	〃 (犬山市松本町2-10)
	豊川	(0533)86-3178	月～金曜日 8時30分～17時15分 (豊川市千歳通1-34)
	蒲郡出張所	(0533)67-8609	〃 (蒲郡市港町16-9)
	新城	(0536)22-1160	〃 (新城市西入船24-1)
	春日井	(0568)81-5135	〃 (春日井市南下原町2-14-6)

VI 相談窓口一覧

相談内容	窓口機関名	電 話	開設日・時間、(所在地)
労働・就業に関する相談	あいち労働総合支援フロア		
	就労支援コーナー（ハローワーク）	(052)533-0890	月～金曜日 9時30分～18時 土曜日 10時～17時 (名古屋市中村区名駅4-4-38 愛知県産業労働センター17階)
	労働相談コーナー	(052)589-1405	
	キャリアサポートセンターあいち		
	職業適性相談	(052)485-7155	
	就労支援・情報発信	(052)485-7156	
	労働教育	(052)485-7154	
(障害者雇用に関する企業相談・支援)	あいち障害者雇用総合サポートデスク	(052)583-1010	
子育て女性の再就職支援	あいち子育て女性再就職サポートセンター（ママ・ジョブ・あいち）	(052)485-6996	
テレワーク	あいちテレワークサポートセンター	(052)581-0510	
求人情報	ハローワーク名古屋南なるみ職業相談窓口	(052)629-4151	月～金曜日 9時～17時 (名古屋市長区鳴海町字向田1-3 名鉄鳴海駅2階)
若年者の就職支援	ヤング・ジョブ・あいち	(052)232-2351	月～金曜日 8時30分～17時15分 (名古屋市中区錦2-14-25 ヤマイチビル9階)
	あいち若者職業支援センター(愛知県)	(052)232-2352	
	愛知新卒応援ハローワーク(愛知労働局)	(052)855-3750	
	愛知わかものハローワーク(愛知労働局)	(052)855-3760	
県外からのU I Jターンに関する相談・就職支援	あいちU I Jターン支援センター		月～土曜日 10時～19時
	名古屋	(052)308-4859	(名古屋市中区錦3-15-15 C T V 錦ビル6階)
	東京	(03)3360-6297	(東京都新宿区西新宿7-1-12 クロスオフィス新宿5階)
職業相談	ふるさとハローワーク(地域職業相談室)		
	日進市地域職業相談室	(0561)75-4460	月～金曜日 9時30分～17時 (日進市蟹甲町中島35(日進市商工会館内))
	常滑市地域職業相談室	(0569)35-5111	月～金曜日 9時～16時30分 (常滑市飛香台3-3-5(常滑市役所内))
	田原市地域職業相談室	(0531)24-0050	月～金曜日 9時30分～17時 (田原市赤石2-2(田原福祉センター1階))
	安城市地域職業相談室	(0566)71-0311	月～金曜日 9時～16時30分 (安城市桜町19-13(安城市役所さくら庁舎内))
	東海市地域職業相談室	(052)603-2211	月～金曜日 9時30分～17時 (東海市中央町1-1(東海市役所内))
	知多市ふるさとハローワーク	(0562)36-2686	月～金曜日 9時～16時 (知多市緑町1(知多市役所1階))
	江南市地域職業相談室	(0587)54-1111	月～金曜日 9時～16時30分 (江南市赤童子町大堀90(江南市役所内))

相談内容	窓口機関名	電 話	開設日・時間、(所在地)
職 業 相 談 (つづき)	ふるさとハローワーク(地域職業相談室)(つづき)		
	尾張旭市ふるさとハローワーク	(0561)52-1626	〃 (尾張旭市東大道町原田 2600-1)
高 齢 者 の 臨時・短期的な 就 業 相 談	(公社)愛知県シルバー人材センター連合会	(052)433-9711	月～金曜日 8時45分～17時30分 (名古屋市中村区竹橋町 36-31)
	シルバー人材センター		
	名古屋・尾張東ブロック	春日井市	(0568)84-3515 月～金曜日 8時30分～17時15分 (春日井市東山町 2277-1)
		瀬戸市	(0561)84-2090 〃 (瀬戸市東権現町 51)
		東郷町	(0561)38-5811 〃 (東郷町春木申下 40)
		小牧市	(0568)76-4710 〃 (小牧市小牧原新田 423)
		日進市	(0561)74-1758 〃 (日進市蟹甲町中島 267)
		長久手市	(0561)62-9100 〃 (長久手市岩作城の内 98)
		名古屋市	(052)842-4688 月～金曜日 9時～17時 (名古屋市昭和区御器所通 3-12-1)
		東部支部	(052)842-4694 〃 ()
		西部支部	(052)524-2181 〃 (名古屋市西区上名古屋 2-26-15)
		南部支部	(052)671-3161 〃 (名古屋市熱田区神宮 4-6-4)
		北部支部	(052)938-3628 〃 (名古屋市北区萩野通 1-34)
		尾張旭市	(0561)54-5088 月～金曜日 8時30分～17時15分 (尾張旭市稲葉町 1-41-1)
		清須市	(052)400-3123 〃 (清須市一場古城 604-15)
		北名古屋市	(0568)21-0810 〃 (北名古屋市西之保中社 8)
		豊明市	(0562)93-5011 〃 (豊明市西川町長田 16-7)
		豊山町	(0568)28-6322 〃 (豊山町豊場神戸 188)
	尾張西ブロック	一宮市	(0586)71-0105 〃 (一宮市音羽 1-5-17)
		尾西支部	(0586)62-9771 〃 (一宮市東五城備前 12)
		木曽川支部	(0586)86-1802 〃 (一宮市木曽川町黒田西沼 51)
		江南市	(0587)56-2155 〃 (江南市古知野町花霞 74)
		稲沢市	(0587)21-9130 〃 (稲沢市稲葉 3-11-8)
		祖父江支所	(0587)97-8306 〃 (稲沢市祖父江町上牧下川田 454)
		津島市	(0567)26-8448 〃 (津島市上之町 1-60)
		扶桑町	(0587)93-3252 〃 (扶桑町柏森長畑 478)
		蟹江町	(0567)95-6511 〃 (蟹江町西之森海山 282-2)
		犬山市	(0568)62-8505 〃 (犬山市松本町 2-7)
		岩倉市	(0587)66-2223 月～金曜日 9時～17時 (岩倉市西市町無量寺 2-1)
		愛西市	(0567)24-5588 月～金曜日 8時30分～17時15分 (愛西市小津町観音堂 27)
		佐屋支所	(0567)69-5930 〃 (愛西市大井町前田面 215)

VI 相談窓口一覧

相談内容	窓口機関名	電 話	開設日・時間、(所在地)
高 齢 者 の 臨 時 ・ 短 期 的 な 就 業 相 談 (つづき)	シルバー人材センター(つづき)		
	尾張西ブロック(つづき)	立田支所	(0567)24-7112 月～金曜日 8時30分～17時15分 (愛西市石田町宮前19)
		あま市	(052)442-5010 〃 (あま市花正中之割13-1)
		七宝支所	(052)443-5078 〃 (あま市七宝町桂弥勒28)
		甚目寺支所	(052)445-1914 〃 (あま市西今宿馬洗46)
		大治町	(052)443-1680 〃 (大治町砂子西河原18)
		大口町コミュニティー ・ワークセンター	(0587)95-8101 〃 (大口町下小口6-48-1)
		弥富市	(0567)65-5515 〃 (弥富市鯛浦町上本田95-1)
	知多ブロック	飛島村	(0567)52-4711 月～金曜日 9時～16時 (飛島村竹之郷5-43)
		常滑市	(0569)89-7722 月～金曜日 8時30分～17時15分 (常滑市神明町3-40)
		半田市	(0569)22-8736 〃 (半田市東洋町1-8)
		大府市	(0562)48-1806 〃 (大府市江端町4-1)
		東海市	(052)603-1707 〃 (東海市荒尾町西廻間2-1)
		東浦町	(0562)84-1567 〃 (東浦町石浜下庚申坊1)
		知多市	(0562)55-5476 〃 (知多市岡田向田58-2)
		武豊町	(0569)73-4355 〃 (武豊町平海道76-1)
		阿久比町	(0569)48-1111 〃 (阿久比町卯坂丸/内85)
		美浜町	(0569)82-4480 月～金曜日 8時30分～17時 (美浜町北方1-1)
		南知多町	(0569)65-2860 月～金曜日 8時30分～17時15分 (南知多町豊浜須佐ヶ丘1)
	西三河ブロック	岡崎市	(0564)47-7380 〃 (岡崎市美合町五本松68-12)
		花園支所	(0564)45-8306 〃 (岡崎市恵田町東三山108-11)
		刈谷市	(0566)23-6419 〃 (刈谷市原崎町4-201)
		豊田市	(0565)31-1007 〃 (豊田市喜多町6-61-1)
		足助支所	(0565)62-2166 〃 (豊田市足助町久井戸76-1)
		稲武支所	(0565)82-3000 〃 (豊田市稲武町竹ノ下4-2)
		藤岡支所	(0565)76-2949 〃 (豊田市藤岡飯野町田中245)
		下山支所	(0565)91-1221 〃 (豊田市大沼町船橋36-2)
		小原支所	(0565)66-0220 〃 (豊田市小原町上平441-1)
		安城市	(0566)76-1415 〃 (安城市赤松町大北78-1)
		高浜市	(0566)52-5081 〃 (高浜市湯山町6-2-6)
		碧南市	(0566)46-3703 〃 (碧南市汐田町1-1-2)
		西尾市	(0563)57-3216 〃 (西尾市花ノ木町2-1)
		みなみ支所	(0563)32-3323 〃 (西尾市吉良町吉田大切間19-1)
		幸田町	(0564)63-0011 〃 (幸田町横落竹ノ花32)
		知立市	(0566)82-5800 〃 (知立市八ツ田町泉43-1)
		みよし市	(0561)34-1988 〃 (みよし市三好町井ノ花100-1)

相談内容	窓口機関名	電 話	開設日・時間、(所在地)
高 齢 者 の 臨 時 ・ 短 期 的 な 就 業 相 談 (つづき)	シルバー人材センター(つづき)		
	東三河ブロック	豊橋市	(0532)48-3301 〃 (豊橋市牟呂町東里 42-2)
		東栄町	(0536)76-1267 〃 (東栄町本郷大森 1)
		豊川市	(0533)84-1851 〃 (豊川市金屋西町 3-1)
		蒲郡市	(0533)69-0316 月～金曜日 8時30分～17時15分 (蒲郡市神明町 22-2)
		田原市	(0531)23-1438 〃 (田原市赤石 2-2)
		渥美支所	(0531)33-1224 〃 (田原市保美町寺西 21-10)
		新城市	(0536)23-5666 〃 (新城市矢部上ノ川 1-6)
		鳳来支所	(0536)32-0864 月～金曜日 8時30分～12時 (新城市長篠仲野 16-11)
		作手支所	(0536)37-2488 〃 (新城市作手清岳ナガラミ 10-2)
		設楽町	(0536)62-1784 月～金曜日 8時30分～17時15分 (設楽町田口矢高 5-7)
		津具支所	(0536)83-2166 〃 (設楽町津具見出 13)
		豊根村	(0536)85-1550 〃 (豊根村上黒川長野田 26)
障 害 者 の 就 業 ・ 生 活 支 援	豊橋障害者就業・生活支援センター	(0532)69-1323	月～金曜日 9時～18時 (豊橋市岩崎町字長尾 119-2)
	知多地域障害者就業・生活支援センター「といろわーく」	(0562)84-7500	月～金曜日 8時30分～17時15分 (半田市雁宿町 1-22-1)
	なごや障害者就業・生活支援センター	(052)908-1022	月～金曜日 9時～17時 (名古屋市北区大曽根 2-9-25)
	西三河障害者就業・生活支援センター「輪輪」	(0564)27-8511	月～金曜日 9時～17時 第3日曜日 9時～12時 (岡崎市舞木町字小井沢 4-1)
	尾張西部障害者就業・生活支援センター「すろーぷ」	(0586)85-8619	月～金曜日 8時30分～17時30分 (一宮市大和町馬引字郷裏 41 ハイツノダコウ 102)
	尾張北部障害者就業・生活支援センター「ようわ」	(0568)88-5115	月～金曜日 9時～17時 (春日井市坂下町 4-295-1)
	尾張東部障害者就業・生活支援センター「アクト」	(052)709-3891	〃 (名古屋市名東区梅森坂 3-3607 ネットワークひまわり 1 階)
	西三河北部障がい者就業・生活支援センター	(0565)36-2120	月～土曜日 9時～17時 (豊田市栄町 1-7-1)
	海部障害者就業・生活支援センター	(0567)22-3633	月～金曜日 9時～17時 (津島市天王通 6-1 六三ビル 1 階 102 号室)
	東三河北部障害者就業・生活支援センター「ウィル」	(0536)24-1314	〃 (新城市矢部字本並 48)
	尾張中部障害者就業・生活支援センター	(052)908-2540	〃 (名古屋市西区八筋町 260 ITALIAN 第三平松マンション 501)
	西三河南部西障害者就業・生活支援センター「くるくる」	(0566)70-8020	月～金曜日 9時～18時 (刈谷市新栄町 7-73 フラワービル 3 階)
外国人材の確保 支 援	あいち外国人材受入サポートセンター	(052)990-6121	月～金曜日 9時～17時 (名古屋市名東区名駅 1-1-4 JR セントラルタワーズ 46 階)

VI 相談窓口一覧

相談内容	窓口機関名	電 話	開設日・時間、(所在地)
外国人 職業相談	名古屋外国人雇用 サービスセンター	(052)855-3770	月～金曜日 9時15分～17時15分 (名古屋市中区錦2-14-25 ヤマイチビル8階)
	愛知新卒応援ハローワーク	(052)855-3750	〃 (名古屋市中区錦2-14-25 ヤマイチビル9階)
	豊橋外国人職業相談センター	(0532)57-1356	月～金曜日 9時～17時 (豊橋市大国町73 大国ビル2階)
外国人 職業相談 (通訳員のいる ハローワーク)	名古屋南 公共職業安定所	(052)681-1211	月～金曜日 9時～17時 (名古屋市熱田区旗屋2-22-21)
	豊橋 公共職業安定所	(0532)52-7191	〃 (豊橋市大国町111)
	岡崎 公共職業安定所	(0564)52-8609	〃 (岡崎市羽根町字北乾地50-1)
	一宮 公共職業安定所	(0586)45-2048	〃 (一宮市八幡4-8-7)
	半田 公共職業安定所	(0569)21-0023	〃 (半田市宮路町200-4)
	瀬戸 公共職業安定所	(0561)82-5123	木曜日 9時～17時 (瀬戸市東長根町86)
	豊田 公共職業安定所	(0565)31-1400	月～金曜日 9時～17時15分 (豊田市常盤町3-25-7)
	津島 公共職業安定所	(0567)26-3158	月～木曜日 9時～17時 (津島市寺前町2-3)
	刈谷 公共職業安定所	(0566)21-5001	月～金曜日 8時30分～17時 (刈谷市若松町1-46-3)
	碧南出張所	(0566)41-0327	月～金曜日 9時～16時 (碧南市浅間町1-41-4)
	西尾 公共職業安定所	(0563)56-3622	月～金曜日 9時～17時 (西尾市熊味町小松島41-1)
	犬山 公共職業安定所	(0568)61-2185	〃 (犬山市松本町2-10)
	豊川 公共職業安定所	(0533)86-3178	〃 (豊川市千歳通1-34)
	蒲郡出張所	(0533)67-8609	火・金曜日 9時～16時 (蒲郡市港町16-9)
	新城 公共職業安定所	(0536)22-1160	木曜日 9時～17時 (新城市字西入船24-1)
	春日井 公共職業安定所	(0568)81-5135	月～金曜日 9時～17時 (春日井市南下原町2-14-6)
外国人技能実習 に関する相談	外国人技能実習機構	(052)684-8402	月～金曜日 9時～16時 (名古屋市中区栄4-15-32)
	(公財)国際人材協力機構 名古屋事務所(JITCO)	(052)217-2310	月～金曜日 9時～17時 (名古屋市中区栄2-9-26)
産業人材育成に 関する相談	愛知県産業人材育成支援セン ター	(052)954-6717	月～金曜日 8時45分～17時30分 ※相談受付は16時30分まで (名古屋市中区三の丸3-1-2) (愛知県庁本庁舎2階 産業人材育成課内)

相談内容		窓口機関名	電 話	開設日・時間、(所在地)
公 職 訓 共 業 練	一 般 知的障害者	名古屋高等技術専門学校	(052)917-6711	月～金曜日 8時45分～17時30分 (※住所は P162 参照)
		三河高等技術専門学校	(0564)51-0775	
	一 般	名古屋高等技術専門学校 窯業校	(0561)21-6666	
	一 般	三河高等技術専門学校 東三河校	(0533)93-2018	
	障害者	愛知障害者職業能力開発校	(0533)93-2102	
	一 般	中部職業能力開発促進センター	(0568)79-0512	月～金曜日 8時45分～17時 (小牧市下末 1636-2)
	港湾関係	名古屋港湾労働分所	(052)381-2775	〃 (名古屋市港区潮風町 3)
教 育 訓 練		名古屋高等技術専門学校 開発援助課	(052)917-6713	月～金曜日 8時45分～17時30分 (名古屋市北区安井 2-4-48)
		三河高等技術専門学校 開発援助課	(0564)54-7707	月～金曜日 8時45分～17時30分 (岡崎市美合町字平端 24)
労 働 条 件 ・ 労 使 関 係		あいち労働総合支援フロア (労働相談コーナー)	(052)589-1405	月～金曜日 9時30分～18時 土曜日 10時～17時 (15分前までにお電話ください) (※住所は P92 参照)
		東三河総局 企画調整部産業労働課	(0532)55-6010	月～金曜日 9時～17時 (※住所は P162～P163 参照)
		新城設楽振興事務所 山村振興課	(0536)23-6104	
		海部県民事務所 産業労働課	(0567)24-6104	
		知多県民事務所 産業労働課	(0569)22-4300	
		西三河県民事務所 産業労働課	(0564)26-6100	
		豊田庁舎 豊田加茂産業労働・ 山村振興グループ	(0565)32-6119	
	巡回労働相談(要予約) ※開設日が祝日の場合は、各窓口におたずねください。			
		豊川プリオ市民相談室	(0533)95-0263	毎月第2木曜日(豊川市諏訪 3-133)
		蒲郡市役所	(0533)66-1119	毎月第2水曜日(蒲郡市旭町 17-1)
		田原市役所	(0531)27-7331	毎月第2火曜日(田原市田原町南番場 30-1)
		設楽町商工会	(0536)62-0004	毎月第2木曜日(設楽町田口上原 2-6)
		東栄町役場分庁舎	(0536)76-1812	毎月第2水曜日(東栄町大字本郷字上前畑 25)
		豊根村役場	(0536)85-1316	毎月第4水曜日(豊根村下黒川字藏平 2)
		一宮市役所	(0586)28-9132	毎月第2金曜日(一宮市本町 2-5-6)
		春日井市役所	(0568)85-6620	毎月第1水曜日(春日井市鳥居松町 5-44)
		犬山市役所	(0568)44-0340	毎月第3水曜日(犬山市犬山東畑 36)

VI 相談窓口一覧

相談内容	窓口機関名	電 話	開設日・時間、(所在地)
労働条件・ 労使関係 (つづき)	巡回労働相談(要予約)(つづき) ※開設日が祝日の場合は、各窓口におたずねください。		
	小牧市役所	(0568)76-1134	毎月第1木曜日(小牧市堀の内3-1)
	稲沢市役所	(0587)32-1332	毎月第2木曜日(稲沢市稲府町1)
	尾張旭市役所	(0561)76-8185	毎月第3木曜日 (尾張旭市東大道町原田2600-1)
	豊明市役所	(0562)92-8332	毎月第1金曜日(豊明市新田町子持松1-1)
	あま市役所本庁舎	(052)441-7118	毎月第2木曜日(あま市七宝町沖之島深坪1)
	東海市役所	(052)613-7689	毎月第1木曜日(東海市中央町1-1)
	碧南市役所	(0566)95-9894	毎月第1水曜日(碧南市松本町28)
	刈谷市役所	(0566)62-1058	毎月第1金曜日(刈谷市東陽町1-1)
	安城市役所	(0566)71-2235	毎月第2木曜日(安城市桜町18-23)
	西尾市役所	(0563)65-2168	毎月第3火曜日(西尾市寄住町下田22)
	知立市役所	(0566)83-1111	毎月第3木曜日(知立市広見3-1)
	高浜市役所	(0566)95-9517	毎月第2水曜日(高浜市青木町4-1-2)
	豊坂ほっと館(電話予約窓口は 幸田町役場産業振興課)	(0564)62-1111	毎月第4火曜日 (幸田町大字六栗字西山2-169)
	みよし市就労支援センター	(0561)33-1860	毎月第2火曜日(みよし市三好町湯ノ前4-5)
労働条件(監督)・ 安全衛生・ 労災保険	名古屋北労働基準監督署	(052) 961-8653(監督) 961-8654(安全衛生) 961-8655(労災)	月～金曜日 8時30分～17時15分 (名古屋市東区白壁1-15-1)
	名古屋東労働基準監督署	(052) 800-0792(監督) 800-0793(安全衛生) 800-0794(労災)	〃 (名古屋市天白区中平5-2101)
	名古屋南労働基準監督署	(052) 651-9207(監督) 651-9208(安全衛生) 651-9209(労災)	〃 (名古屋市港区港明1-10-4)
	名古屋西労働基準監督署	(052) 481-9533(監督) 481-9534(労災) 481-2572(安全衛生)	〃 (名古屋市中村区二ツ橋町3-37)
	豊橋労働基準監督署	(0532) 54-1192(監督) 54-1193(安全衛生) 54-1194(労災)	〃 (豊橋市大国町111)
	岡崎労働基準監督署	(0564) 52-3161(監督) 52-3162(安全衛生) 52-3163(労災)	〃 (岡崎市羽根町字北乾地50-1)
	西尾支署	(0563)57-7161	〃 (西尾市徳次町下十五夜13)

相談内容	窓口機関名	電 話	開設日・時間、(所在地)
労働条件(監督)・ 安全衛生・ 労災保険 (つづき)	一宮労働基準監督署	(0586) 45-0206(監督) 80-8091(安全衛生) 80-8092(労災)	〃 (一宮市八幡 4-8-7)
	半田労働基準監督署	(0569) 21-1030(監督) 55-7391(安全衛生) 55-7392(労災)	〃 (半田市宮路町 200-4)
	刈谷労働基準監督署	(0566) 21-4885(監督) 80-9843(安全衛生) 80-9844(労災)	〃 (刈谷市若松町 1-46-1)
	豊田労働基準監督署	(0565) 35-2323(監督) 30-7111(安全衛生) 30-7112(労災)	〃 (豊田市常盤町 3-25-2)
	瀬戸労働基準監督署	(0561)82-2103	〃 (瀬戸市熊野町 100)
	津島労働基準監督署	(0567)26-4155	〃 (津島市寺前町 3-87-4)
	江南労働基準監督署	(0587)54-2443	〃 (江南市尾崎町河原 101)

3 県政情報提供・相談及び旅券発給

(1) 消費生活相談

消費生活総合センターでは、商品・サービスに関する契約トラブルや悪質商法による消費者被害、多重債務(返しきれない借金に関する問題)、製品事故など、消費生活上のトラブルについて、専門の相談員が相談に応じ、助言やあっせん等、解決のためのサポートをしています。

多重債務に関する弁護士・司法書士による法律相談も行っています(1回1時間以内・完全予約制)。

名 称	所在地	受付時間	電話・FAX 番号
愛知県消費生活総合センター	名古屋市中区三の丸 2-3-2 愛知県自治センター1階	【消費生活相談】 月～金曜日 9時～16時30分 土・日曜日 9時～16時 【多重債務法律相談】 (完全予約制) 火・木曜日 13時～16時	☎(052)962-0999 FAX(052)961-1317

(注1) 国民の祝日等の休日(土曜日・日曜日を除く)、年末年始(12/29～1/3)は休みです。

(注2) 多重債務法律相談は、各実施日の6日前(国民の祝日等の休日は除く)までに予約の連絡をしてください。

(注3) 多言語(14言語)による相談(外国人向け専門相談(消費生活))を、あいち多文化共生センター(月1回予約制)でお受けしています。詳しくは、☎(052)961-7902 へご確認いただくか、(公財)愛知県国際交流協会の Web ページをご覧ください。

(<http://www2.aia.pref.aichi.jp/sodan/j/senmon/senmontop.html>)

(2) 県民相談及び県政情報提供

県民相談・情報センター及び県民相談室では、県政に関する情報提供や、県政相談・交通事故相談等の県民相談を行っています。また、専門的な相談や犯罪による被害を受けられた

VI 相談窓口一覧

方等、相談窓口がわからない方には、相談窓口の総合案内を行っています。このほか、海部及び知多県民事務所並びに新城設楽振興事務所の広報コーナーでも、県政に関する情報提供を行っています。

名 称	所在地	受付時間	電話・FAX 番号
愛知県県民相談・情報センター	名古屋市中区三の丸 2-3-2 愛知県自治センター 1階・2階	【県政情報提供、県政・交通事故】 月～金曜日 9時～17時15分 【法律】 面接(予約制) 原則第1～4月曜日 14時～15時 【建設工事・不動産取引紛争】 面接(予約制) 毎週水曜日 13時～16時 【医療】 面接相談は予約制 (医療安全支援センター) 月～金曜日 9時～12時、 13時～17時 ☎052-954-6311 【手話】 (予約制) 月・火・木・金曜日 9時～16時 【県政情報提供】 土・日曜日 9時～16時30分 *広報コーナーでの県政情報提供のみ実施	☎(052)962-5100 FAX(052)972-6001
海部県民事務所 広報コーナー	津島市西柳原町1-14 海部総合庁舎1階	【県政情報提供】 月～金曜日 9時～17時15分 *広報コーナーでの県政情報提供のみ実施	☎(0567)24-2112
知多県民事務所 広報コーナー	半田市出口町1-36 知多総合庁舎1階	【県政情報提供】 月～金曜日 9時～17時15分 *広報コーナーでの県政情報提供のみ実施	☎(0569)21-8111 (代表)
西三河県民相談室 西三河県民事務所 広報コーナー	岡崎市明大寺本町 1-4 西三河総合庁舎1階	【県政情報提供、県政・交通事故】 月～金曜日 9時～17時15分 【法律】 面接(予約制) 原則第2水曜日 14時～15時 【内職】 毎週火曜日 10時～12時、 13時～15時 【労働】 月～金曜日 9時～17時 ☎(0564)26-6100 【手話】 (予約制) 月・火・木・金曜日 10時～16時	☎(0564)27-0800 FAX(0564)23-4641
東三河県民相談室 東三河総局 広報コーナー	豊橋市八町通5-4 東三河県庁(東三河 総合庁舎)1階	【県政情報提供、県政・交通事故】 月～金曜日 9時～17時15分 【法律】 面接(予約制) 原則第4木曜日 14時～15時 【内職】 毎週火曜日 10時～12時、 13時～15時 【労働】 月～金曜日 9時～17時 ☎(0532)55-6010 【手話】 (予約制) 月・火・木・金曜日 10時～16時	☎(0532)52-7337 FAX(0532)52-7388

名 称	所在地	受付時間	電話・FAX 番号
新城設楽振興事務所 広報コーナー	新城市字石名号 20-1 新城設楽総合庁舎 1 階	【県政情報提供】 月～金曜日 9 時～17 時 15 分 * 広報コーナーでの県政情報提供のみ実施	☎(0536)23-8700

(注) 土曜日、日曜日、国民の祝日等の休日、年末年始(12/29～1/3)は休みです。

ただし、愛知県県民相談・情報センターでは、年末年始を除き、土曜日、日曜日にも広報コーナーでの県政情報提供を行っています。

県民相談の主な内容

- 県 政：県の仕事に対する問合せ等
 - 交 通 事 故：交通事故の損害賠償の方法・示談等の相談
 - 法 律：弁護士による民事上の法律問題に関する相談(1 回 20 分以内・面接・予約制)※
 - 内 職：内職の相談・あっせん
 - 手 話：耳の聞こえない方・聞こえにくい方の悩みごと、困りごと等の相談(予約制)
 - 建設工事・不動産取引紛争：建設工事の注文者と請負者間の紛争、不動産の売買及び賃貸の紛争に関する相談
(1 回 40 分以内・面接・予約制)
 - 医 療：医療についての困りごと等の相談(面接相談は予約制)
 - 労 働：職場での悩みごと、困りごと等の相談
- ※ 法律相談は、1 年度につき 1 人 1 回に限ります。

広報コーナー

- 県の広報資料や観光案内の配布、県や各種団体等で募集したポスター等を展示しています。

情報コーナー

(愛知県自治センター 2 階 土曜日、日曜日、国民の祝日等の休日、年末年始は休み)

- 県の各種調査や事業概要等の行政資料の閲覧、県が作成した有償刊行物の販売を行っています。
- 県が保有する行政文書や個人情報の開示請求受付及び開示を行っています。受付は窓口のほか、愛知県電子申請・届出システム、郵送、FAX(行政文書に限る)でも行っています。

(3) 旅券申請・交付

名 称	所在地	窓口開設日・時間		専用ダイヤル
愛知県旅券センター	名古屋市中村区名駅 1-1-4(J R セントラルタワーズ 15 階)	申 請	月～金曜日 9 時～17 時	(052)563-0236
		交 付	日～木曜日 9 時～17 時 金曜日 9 時～18 時 30 分	
西三河旅券コーナー	岡崎市明大寺本町 1-4 (西三河総合庁舎 1 階)	月～金曜日 9 時～17 時		(0564)27-0500
豊 田 加 茂 旅 券 コ ー ナ ー	豊田市若宮町 1-57-1 (T-FACE A 館 7 階)	月～金曜日 10 時～17 時 (交付のみ 18 時まで)		(0565)34-2110

(注) 土曜日、日曜日、国民の祝日等の休日、年末年始(12/29~1/3)は休みです。

ただし、愛知県旅券センターは、年末年始を除く日曜日に交付窓口のみ営業します。

- 「一般旅券発給申請書」及び「旅券(パスポート)申請のご案内」は、愛知県旅券センター、西三河旅券コーナー、豊田加茂旅券コーナー及び市区町村等で配布しています。
- 申請手続きについては、ホームページでご案内しています。
■ホームページ <https://www.pref.aichi.jp/site/passport/>
- 豊橋市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、蒲郡市、常滑市、小牧市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、高浜市、田原市、愛西市、阿久比町、南知多町、美浜町、武豊町、幸田町、設楽町、東栄町、豊根村の 30 市町村に住民登録をされている方は、原則当該市町村が指定する旅券窓口での申請・交付となりますので、ご注意ください。詳しくは、お住まいの市町村におたずねください。
- 上記以外の愛知県内の 24 市町村に住民登録をされている方は、県の旅券窓口(愛知県旅券センター・西三河旅券コーナー・豊田加茂旅券コーナー)での申請・交付となります。

VII 融資制度等一覧

1 中小企業者向け県融資制度

＜愛知県の融資制度ホームページもご覧ください。 <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kinyu/yushi2024.html>＞

※ 責任共有制度については 29 ページを参照してください。

こんなとき利用 できます	制度名		融資対象者	資金使途・ 融資限度額	融資期間・ 利率（年） 個別に定めている資金 以外は、融資期間1 年を除き、1年以内の 据置可能	担保・ 保証人	信用保証	相談先
小規模事業者が 事業資金を必要とする場合	小規模企業等 振興資金	通常資金	従業員数が 50 人(商業・サービス業は 30 人)以下の会社、個人、企業組合、医療法人、NPO法人	事業資金 5,000 万円	3 年 1.5% 5 年 1.6% 7 年 1.7% 10 年 1.8% (10 年：設備のみ)	保証協会所定	要	市 町 村 商 工 担 当 課 (P172～ P173 参照) 愛 知 県 信用保証協会 (P164 参照) 商 工 会 議 所 ・ 商 工 会 (P166～ P168 参照)
		※責任共有制度対象外 小口資金	従業員数が 20 人(商業・サービス業は 5 人(注))以下の会社、個人、企業組合、医療法人 (注)宿泊業及び娯楽業は 20 人	事業資金 2,000 万円 (申込額を含め 保証協会保証 付き融資残高 が 2,000 万円以内であること)	3 年 1.3% 5 年 1.4% 7 年 1.5% 10 年 1.6% (10 年：設備のみ)			
短期の資金を必要とする場合	一般事業資金		中小企業者	事業資金 2 億 8,000 万円	1 年 1.5%以内			愛 知 県 経 済 産 業 局 中 小 企 業 部 中 小 企 業 金 融 課 (052)954-6333
組合の資を 転金等必要する場合	中小企業 組織強化 資金		(株)商工組合中央金庫(以下「商工中金」)の融資対象資格がある組合	事業資金 3 億円 (転貸の場合は 1 組合 3,000 万円)	1 年 商工中金所定	商工中金所定	一	(株)商工組合 中 央 金 庫 (P30 参照)

Ⅶ 融資制度等一覧

こんなとき利用 できます	制度名		融資対象者	資金使途・ 融資限度額	融資期間・ 利率（年） 個別に定めている資金 以外は、融資期間1 年を除き、1年以内の 据置可能	担保・ 保証人	信用保証	相談先
経営の 安定を 図る場合	経済環境適応資金【サポート資金】	※一部責任共有制度対象外 【セーフティネット】	全国的に業況が悪化している業種を営み売上げが減少している企業など、中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第8号までの認定を受けた特定中小企業者 ※第1号、第2号、第3号、第4号、第6号の認定を受けた場合 【責任共有制度対象外】	事業資金 8,000万円	3年 1.4(1.3)% 5年 1.5(1.4)% 7年 1.6(1.5)% 10年 1.7(1.6)% (融資対象者のうち第1号、第2号、第3号、第4号、第6号の認定を受けた場合は()内の利率)	保証協会所定	要	愛知県 経済産業局 中小企業部 中小企業金融課 (052)954-6333
		【経営あんしん】	県認定倒産事業者に対して売掛金等の債権が50万円以上ある中小企業者又は県認定倒産事業者との取引額が全取引額の20%以上の中小企業者	事業資金 8,000万円	3年 1.4% 5年 1.5% 7年 1.6%			
		【経済対策特別】	売上高、売上高総利益率、売上高営業利益率のいずれかが3%以上減少している中小企業者	事業資金 1億2,000万円	1年 金融機関所定 3年 1.4% 5年 1.5% 7年 1.6% 10年 1.7%			
		【条件変更改善】	返済条件の緩和を行っている既存の信用保証付き融資を借り換え、金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者	事業資金 2億8,000万円	10年 1.7% 13年 1.8% 15年 1.9% (据置期間：借換資金以外の事業資金を含む場合は2年以内)			
		【経営力強化】	金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者	事業資金 2億8,000万円	3年 1.4% 5年 1.5% 7年 1.6% 10年 1.7% (7年：借換を含む場合又は設備のみ、10年：借換を含む場合のみ)			
		【経営改善借換】	愛知県中小企業融資制度を利用した信用保証付の既往融資を借り換え、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者	事業資金 8,000万円	10年 1.7% 13年 1.8% 15年 1.9% (据置期間：5年以内)			

こ ん な と き 利 用 で き ま す	制 度 名		融 資 対 象 者	資 金 使 途 ・ 融 資 限 度 額	融 資 期 間 ・ 利 率（年） 個別に定めている資金 以外は、融資期間1 年を除き、1年以内の 据置可能	担 保 ・ 保 証 人	信 用 保 証	相 談 先
災 害 か ら の 復 旧 の 場 合	経 済 環 境 適 応 資 金【災害対応資金】	短 期	自然災害等により被害を受け、市町村から被災証明等を受けた中小企業	事業資金 8,000 万円	1 年 1.0%	保 証 協 会 所 定	要	愛 知 県 経 済 産 業 局 中 小 企 業 部 中 小 企 業 金 融 課 (052)954-6333
		長 期	自然災害等により被害を受け、市町村から被災証明等を受けた中小企業者	事業資金 2億8,000 万円	3 年 1.3% 5 年 1.4% 7 年 1.5% 10 年 1.6%			
		大 規 模 災 害	(1)保険法第 2 条第 5 項第 4 号の規定による認定を受けた中小企業者 (2)次の①及び②の要件を備える中小企業者 ①激甚災害について災害救助法が適用された地域又は中小企業者が有する施設が被災を受けていると認められるとして主務省において指定した地域内に事業所を有する者 ②激甚災害により直接被害を受けた者	事業資金 2億8,000 万円	3 年 1.2% 5 年 1.3% 7 年 1.4% 10 年 1.5%			
積 極 的 な 経 営 を 行 う 場 合	経 済 環 境 適 応 資 金【パワーアップ資金】	金 融 機 関 提 案 型	各取扱金融機関の定める要件に該当する中小企業者	金融機関所定(取扱金融機関ごとに融資限度額、融資期間、融資利率等は異なります。詳細は愛知県のホームページ※をご覧ください。		保 証 協 会 所 定	要	
		※ https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kinyu/yushi2024.html						
		設 備 投 資 促 進 枠	事業上の設備投資を行う中小企業者	設備資金 2 億 8,000 万 円	3 年 1.2%以内 5 年 1.3%以内 7 年 1.4%以内 10 年 1.5%以内			
		補 助 金 つ な ぎ	国や地方自治体等から補助金の交付決定を受けた中小企業者	事業資金 2 億 8,000 万 円	2 年 1.0%以内			
		防 災	事業継続力強化計画等を策定し認定を受けた中小企業者	事業資金 2 億 8,000 万 円	3 年 1.3%以内 5 年 1.4%以内 7 年 1.5%以内 10 年 1.6%以内 (10 年:設備のみ)			

愛知県
経済産業局
中小企業部
中小企業金融課
(052)954-6333

Ⅶ 融資制度等一覧

こ ん な と き 利 用 で き ま す	制 度 名		融 資 対 象 者	資 金 使 途 ・ 融 資 限 度 額	融 資 期 間 ・ 利 率 （ 年 ） 個別に定めている資金 以外は、融資期間1 年を除き、1年以内の 据置可能	担 保 ・ 保 証 人	信 用 保 証	相 談 先
積 極 的 な 経 営 を 行 う 場 合 (つ づ き)	経 済 環 境 適 応 資 金 【 パ ワ ー ア ッ プ 資 金 】 (つ づ き)	施 策 推 進 枠	①商店街 「商店街地域未来プロジェクト」に参加している 中小企業者	事業資金 8,000 万円	1 年 1.3%以内 3 年 1.4%以内 5 年 1.5%以内 7 年 1.6%以内 10 年 1.7%以内 (10 年：設備の み)	保 証 協 会 所 定	要	① 愛 知 県 経 済 産 業 局 中 小 企 業 部 商 業 流 通 課 (052)954-6338
			②休み方改革 県から「愛知県休み方改 革マイスター企業」の認 定(認定区分がシルバー 又はゴールドに限る。) 又は「愛知県ファミ リー・フレンドリー企 業」の登録を受けている 中小企業者					② 愛 知 県 労 働 局 労 働 福 祉 課 (休み方改革マイ スター企業認定) (052)954-6361 (ファミリー・フレ ンドリー企業認定) (052)954-6360
			③あいち女性輝きカンパニー 県から「あいち女性輝き カンパニー」の認証を受 けている中小企業者					③(あいち女性輝 きカンパニー認証) 愛 知 県 県 民 文 化 局 男 女 共 同 参 画 推 進 課 (052)954-6657
			④健康経営※ 県から「愛知県健康経営 推進企業」の認証を受け ている中小企業者					④ 愛 知 県 保 健 医 療 局 健 康 医 務 部 健 康 対 策 課 (052)954-6269
			⑤カーボンニュートラル 環境負荷低減設備等を導 入し、カーボンニュート ラルの実現に取り組む中 小企業者					⑤愛 知 県 経 済 産 業 局 中 小 企 業 部 中 小 企 業 金 融 課 (052)954-6333
			※ 「健康経営®」は、NPO 法人健康経営研究会の登録商標です。					
		経 営 革 新 計 画	中小企業等経営強化法に 基づく経営革新計画の承 認を受けた中小企業者	事業資金 2 億 8,000 万 円	3 年 1.3%以内 5 年 1.4%以内 7 年 1.5%以内 10 年 1.6%以内 (10 年：設備の み)	保 証 協 会 所 定	要	愛 知 県 経 済 産 業 局 中 小 企 業 部 中 小 企 業 金 融 課 (052)954-6334
	海 外 展 開	海外展開に係る事業に取り 組む中小企業者	事業資金 2 億円		愛 知 県 経 済 産 業 局 産 業 部 産 業 立 地 通 商 課 (052)533-6650			

こ ん な とき利用 できます	制度名		融資対象者	資金使途・ 融資限度額	融資期間・ 利率（年） 個別に定めている資金 以外は、融資期間1 年を除き、1年以内の 据置可能	担保・保証人	信用保証	相談先
積極的な 経営を行 う場合 (つづき)	経済環境適 応資金【ハ ワナツ資金】 (つづき)	地域未来投資	地域経済牽引事業計画の 承認を受けた中小企業者	事業資金 2億8,000万円	3年 1.3%以内 5年 1.4%以内 7年 1.5%以内 10年 1.6%以内 13年 1.7%以内 15年 1.8%以内 (10～15年:設備 のみ)	保証協 会所定	要	愛 知 県 経 済 産 業 局 産 業 部 産 業 立 地 課 通 商 産 業 立 地 サ ポ ー ト ス テ ー シ ョ ン (052)954-6342
事業承継 を行 う 場 合	経済環境適 応資金【事業承 継資金】	経営承継※2	(1)県知事が認定した事業 承継を実施した個人、 会社 (2)他の中小企業者の経営 の承継を受ける、県知 事が認定した個人、会 社	事業資金 2億8,000万円	3年 1.3%以内 5年 1.4%以内 7年 1.5%以内 10年 1.6%以内	保証協 会所定	要	愛 知 県 経 済 産 業 局 中 小 企 業 部 中 小 企 業 金 融 課 (052)954-6333 (愛知県事業承継 ネットワーク) 商 工 会 議 所 ・ 商 工 会 (P166～ P168 参照)
		特定経営承継※2	(1)県知事が認定した事業 承継を実施した中小企 業者の代表者個人 (2)県知事が認定した事業 を営んでいない個人	事業資金 2億8,000万円				
		※2 愛知県事業承継ネットワーク構成機関による支援を受けた場合は金利 0.2%の優遇措 置があります。						
		経営承継借換	3年以内に事業承継を予 定している会社のうち、別 に定める申込人資格要件 に該当するもの	事業資金 2億8,000万円	3年 1.1%以内 5年 1.2%以内 7年 1.3%以内 10年 1.4%以 内	保証協 会所定	要	愛 知 県 経 済 産 業 局 中 小 企 業 部 中 小 企 業 金 融 課 (052)954-6333 (愛知県事業承継 ネットワーク) 商 工 会 議 所 ・ 商 工 会 (P166～ P168 参照)
		事業承継特別	事業承継の段階における 資金調達にあたり、経営者 を不要とする取扱を希望 するもののうち、経済環境 適応資金制度要領に定め る申込人資格要件に該当 するもの	事業資金 2億8,000万円				

VII 融資制度等一覧

こんなとき利用 できます	制度名		融資対象者	資金使途・ 融資限度額	融資期間・ 利率（年） 個別に定めている資金 以外は、融資期間1 年を除き、1年以内の 据置可能	担保・ 保証人	信用 保証	相談先
再生 を行う 場合	経済環境適応資金【再生資金】	※一部責任共有制度対象外 再生	経営サポート会議等の支援を受けて作成された事業再生計画に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者	事業資金 2億8,000万円	10年1.7% 13年1.8% 15年1.9% (据置期間:経営改善・再生支援強化型の場合3年以内)	保証協会所定	要	愛知県 経済産業局 中小企業部 中小企業金融課 (052)954-6333 (経営サポート会議) 愛知県信用 保証協会 (P164参照)
新規開業 や開業間 もない方が 資金を必要 とする場合	経済環境適応資金【創業等支援資金】(※3)	※責任共有制度対象外 創業	次のいずれかに該当する創業者又は創業者である中小企業者 ①事業を営んでいない個人が、1か月(6か月*)以内に個人で又は2か月(6か月*)以内に会社を設立し、事業を開始すること *認定特定創業支援等事業の支援を受けた場合 ②中小企業者である会社が、新たに会社を設立すること ③事業を営んでいない個人が、個人又は会社で事業を開始後5年を経過していないこと ④会社が設立した中小企業者である会社であって、設立後5年を経過していないこと ⑤創業者である個人事業主が設立した会社であって、創業者の事業開始から5年を経過していないこと	事業資金 3,500万円	3年1.0(0.7)% 5年1.1(0.8)% 7年1.2(0.9)% 10年1.3(1.0)% (10年:設備のみ) (県の行うスタートアップ支援事業による支援を受けた者は()内の利率) (据置期間:設備資金の3年は1年以内、5年、7年は2年以内、10年は3年以内、運転資金は1年以内)	保証協会所定	要	愛知県 経済産業局 中小企業部 中小企業金融課 (052)954-6333 愛知県 経済産業局 革新事業創造部 スタートアップ推進課 (052)954-6331
		※責任共有制度対象外 再挑戦	再チャレンジを図るために、再挑戦支援保証を利用する者					

こんなとき利用できます	制度名	融資対象者	資金使途・融資限度額	融資期間・利率（年） 個別に定めている資金以外は、融資期間1年を除き、1年以内の据置可能	担保・保証人	信用保証	相談先
新規開業や開業間もない方が資金を必要とする場合（つづき）	経済環境適応資金【創業等支援資金】（※4）（つづき）	次のいずれかに該当する創業者又は創業者である中小企業者 ①事業を営んでいない個人が、2か月（6か月＊）以内に会社を設立し、事業を開始すること ＊認定特定創業支援等事業の支援を受けた場合 ②中小企業者である会社が、新たに会社を設立すること ③事業を営んでいない個人が設立した会社であって、設立後5年を経過していないこと ④会社が設立した中小企業者であって、設立後5年を経過していないこと ⑤創業者である個人事業主が設立した会社であって、創業者の事業開始から5年を経過していないこと	事業資金 3,500万円	3年 1.0(0.7)% 5年 1.1(0.8)% 7年 1.2(0.9)% 10年 1.3(1.0)% (10年：設備のみ) (県の行うスタートアップ支援事業による支援を受けた者は（ ）内の利率) (据置期間：1年以内)※5	保証協会所定	要	愛知県経済産業局 中小企業部 中小企業金融課 (052)954-6333 愛知県経済産業局 革新事業創造部 スタートアップ推進課 (052)954-6331
※3 協調推進枠((株)日本政策金融公庫との協調融資)有り。 ※4 申込金融機関において本資金と原則同時にプロパー融資を実行する、又は融資申込時においてプロパー融資の残高がある場合は3年以内。							

2 中小企業高度化資金

中小企業者が共同して経営基盤の強化や事業環境の改善を図るために実施する事業や、第三セクターなどが中心となって地域の中小企業者を支援する事業(高度化事業)を行う場合に、必要な資金の一部を貸付ける制度です。主な高度化事業は次のとおりです。

VII 融資制度等一覧

こんなとき利用できます	事業名	対象者	貸付 対象	貸付 比率	期間 (据置)	融資 利率	担保
生産や物流に適した場所に 工業団地などをつくり、み んなで移転する場合	集 団 化 事 業	事業協同組 合やその組 合員である 中 小 企 業 者、商店街 振興組合等 ※ 1	土地、 一部 の設備 建物、 構築物、	80% 以内 ※2	20 年 以内 (3 年 以内)	年 0.8% ※3	要
店舗が集まり、新たな場所 に卸センターやショッピン グタウンをつくる場合							
工場などが一つに集まって、 設備の整った施設をつくり、 みんなで入居する場合	施 設 集 約 化 事 業						
店舗が集まってみんなで入 るショッピングセンターを つくる場合							
商店街や工場街など区域全 体を整備する場合	集 積 区 域 整 備 事 業						
物流センターや最新設備の 研究施設など、共同で使う 施設をつくる場合	共同施設事業						
第三セクターなどが主体と なって、地域の暮らしの中 心となるショッピングセン ターなどをつくる場合	商店街整備等 支 援 事 業	第 三 セ ク ター、公益 法人等				無 利 子	
第三セクターなどが運営す る起業化支援センターや技 術開発センターが地域産業 を支援する場合	地域産業創造 基盤整備事業						

※1 参加人数等の要件があります

※2 貸付比率は小規模事業者への貸付やアスベスト対策に関する貸付の場合より 10%アップする場合があります。

※3 令和6年度に貸付決定を受けたものに適用（固定金利）。利率は毎年度見直しを行います。無利子になる場合もあります。また、高度化事業の詳細につきましては、独立行政法人中小企業基盤整備機構のサイトでもご確認いただけます。

■高度化事業のホームページ https://www.smrj.go.jp/sme/funding/equipment_loan/index.html

問合せ先

愛知県経済産業局中小企業部中小企業金融課

電話 (052) 954-6334

Ⅷ 主要補助金・助成金一覧

※募集時期等の詳細については、それぞれの補助金・助成金の問合せ先にご確認ください。

1 創業・事業拡大、技術開発

名 称	対象者、対象事業、対象経費	補助額、補助・支給率	問合せ先
中 小 企 業 デ ジ タ ル 化 ・ D X 支 援 補 助 金	○対象者 県内の中小企業、小規模事業者 ○対象事業 ①自社の業務プロセスや生産プロセスの可視化、課題の認識のためのコンサルティング ②生産性向上や省力化のための生成A I やデジタルツール導入 ③レガシーシステム対応のためのシステム構築や既存システムの改修 ○対象経費 コンサルティング費用、デジタルツール導入の初期費用及び補助事業期間中の利用料、システム構築や既存システムの改修費用 等 ○募集時期 4月～6月頃	○補助額 200万円以下 ○補助率 1/2 以内(小規模企業者は2/3以内)	愛 知 県 経 済 産 業 局 産 業 部 産 業 振 興 課 (052)954-7495
ロ ボ ッ ト 未 活 用 領 域 導 入 検 証 補 助 金	○対象領域 次の分野のうち、ロボットの活用が進まない領域(用途) (製造・物流分野、医療・介護分野、空モビリティ活用分野、業務用サービスロボット活用分野) ○対象者 提供側・利用側いずれかの企業・団体 ○対象事業 ロボット導入前の事前検証(業務分析、事業化可能性調査、技術検証等)や、ユーザーの協力により実施する効果検証等を行う事業 ○対象経費 レンタル料、委託費、人件費 等 ○募集時期 3月下旬～6月中旬	○補助額 500万円以下 ○補助率 大企業、大学、研究機関、その他団体は1/2 以内、中小企業等は2/3 以内	愛 知 県 経 済 産 業 局 産 業 部 産 業 振 興 課 (052)954-6352
小 規 模 事 業 者 経 営 革 新 支 援 事 業 費 補 助 金	○対象者 愛知県知事から経営革新計画の承認を受けた小規模事業者 ○対象事業 同計画に基づき実施する新商品・新技術開発及び販路開拓 ○募集期間 (例年)4月～6月頃	○補助額 100万円以内 ○補助率 2/3 以内	愛 知 県 経 済 産 業 局 中 小 企 業 部 中 小 企 業 金 融 課 (052)954-6335

Ⅷ 主要補助金・助成金一覧

名 称	対象者、対象事業、対象経費	補助額、補助・支給率	問合せ先
新あいち創造 研究開発 補助金 (研究開発 ・実証実験)	次世代成長分野等の高付加価値のモノづくりを支える研究開発・実証実験の支援 ○対象者 企業(大企業、中堅企業、事業協同組合等)、市町村(実証実験のみ) ○対象事業 (1)県内に事業所を持つ企業等が実施する、次のいずれかに該当する次世代成長分野等における研究開発 ①中小企業、事業協同組合等が中心となる場合は、原則として、公設試験研究機関(大学等を含む)と連携して実施するもの(同業種又は異業種に属する複数の企業が外部機関と連携して実施する場合を含む) ②大企業が中心となる場合は、原則として、産学官が連携する実施体制を構築して実施するもの ③あいちシンクロトロン光センターを活用して実施するもの ④アジア No.1 航空宇宙産業クラスター形成特区の目標達成に資するもの (2)企業等が県内において実施する、次のいずれかに該当する次世代成長分野等における実証実験 ①次世代成長分野関連技術や地域資源を活用し、市町村等と連携して実施するもの(同業種又は異業種に属する複数の企業が外部機関と連携して実施する場合を含む) ②次世代成長分野関連技術の高度化又は実用化に資するもの ③アジア No.1 航空宇宙産業クラスター形成特区の目標達成に資するもの ○対象経費 (1)研究開発 部品・原材料費、機械装置費、委託・外注費、知的財産権取得費(複数年度事業のみ)等 (2)実証実験 部品・原材料費、機械装置費、委託・外注費、実証実験補助人件費、実証実験協力費、広報宣伝費、諸経費 等 ○募集時期 (例年)3月～4月頃	○補助額 ・研究開発(一般枠、デジタル(AI)・カーボンニュートラル枠) 実証実験1億円以内 ・研究開発(スタートアップ・トライアル枠) 1,000万円以内 ○補助率 大企業は原則として 1/3 以内 中堅企業及び市町村は原則として 1/2 以内 中小企業は 2/3 以内	愛知県 経済産業局 産業部 産業科学技術課 (052)954-6370
革新事業創造 事業費補助金	○対象者 大企業、中小企業者等、大学、研究機関、その他団体 ○対象事業 革新事業創造戦略で定める重点政策分野に係る事業、かつ、革新事業として県の採択を受けた民間主導で進めるべき事業 ○募集期間 (例年)3月～4月頃	○補助額 1,000万円以内 ○補助率 大企業、大学、研究機関及びその他団体は原則として 1/2 以内 中小企業者等は 2/3 以内	愛知県 経済産業局 革新事業創造部 イノベーション企画課 (052)954-7424

名 称	対象者、対象事業、対象経費	補助額、補助・支給率	問合せ先
あいちスタートアップ創業支援事業費補助金(起業支援金)	○対象者 対象期間内に愛知県内において新たに個人事業主の開業届出または法人の設立をする者、Society5.0 関連業種等の付加価値が高い産業分野での事業承継又は第二創業を行う者 ○対象事業 IT や新しい技術を活用して新市場の開拓や高成長を目指す事業 ○募集時期 (例年)6 月頃	○補助額 200 万円以内 (東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県からの移住を伴う場合は、別に移住支援金の対象となり得る) ○補助率 1/2 以内	愛 知 県 経 済 産 業 局 革新事業創造部 スタートアップ推進課 (052)954-6331
あいち中小企業応援ファンド新事業展開援助成金	①新事業展開援助成金(一般枠) ○対象者 県内に本社又は主たる事務所を有する中小企業者、中小企業者グループ、小規模企業者及び中小企業者団体 ○対象事業 主要地場産業(繊維・窯業・食品・家具・伝統的工芸品)を除く地域資源を活用した新製品(商品)開発、販路拡大、人材育成 ○対象経費 事業費(謝金、旅費、会場借料等)、試作・開発費 ○募集時期 年 1 回(6 月～7 月頃) ②新事業展開援助成金(地場産業枠) ○対象者 県内に本社又は主たる事務所を有する中小企業者、中小企業者グループ、小規模企業者、中小企業者団体、一般社団法人及び一般財団法人 ○対象事業 主要地場産業(繊維・窯業・食品・家具・伝統的工芸品)に関する地域資源を活用した新製品(商品)開発、販路拡大、人材育成 ○対象経費 事業費(謝金、旅費、会場借料等)、試作・開発費 ○募集時期 年 1 回(12 月～1 月頃) ③新事業展開援助成金(農商工連携枠) ○対象者 県内に本社又は主たる事務所を有する中小企業者、中小企業者グループ、中小企業者団体、一般社団法人及び一般財団法人 ○対象事業 地域資源の農林水産物を活用して、あいち産業科学技術総合センターや愛知県農業総合試験場等と連携して行う、新製品(商品)開発、販路拡大、人材育成 ○対象経費と募集時期 ②と同じ	① ○補助額 50 万円以上 300 万円以内 (小規模企業者は 50 万円以上 100 万円以内も選択可) ○補助率 1/2 以内 (小規模企業者は 2/3 以内も選択可) ②③ ○補助額 50 万円以上 300 万円以内 (中小企業者団体、一般社団法人及び一般財団法人は 50 万円以上 600 万円以内) (②は、小規模企業者は 50 万円以上 100 万円以内も選択可) ○補助率 1/2 以内 (②は、小規模企業者は 2/3 以内も選択可)	(公財)あいち産業振興機構 新事業支援部 地域資源活用・知的財産グループ (052)715-3074

Ⅷ 主要補助金・助成金一覧

名 称	対象者、対象事業、対象経費	補助額、補助・支給率	問合せ先
中 小 企 業 外 国 出 願 支 援 事 業	○対象者 県内に本社を有する中小企業または中小企業で構成されるグループ ○対象事業 日本国特許庁へ出願済みの特許、実用新案、意匠、商標を外国特許庁へ出願する事業 ○対象経費 外国特許庁への出願に要する出願手数料、代理人費用、翻訳費用など ○募集時期 5月頃	○補助額 ・特許出願 150万円 ・実用新案、意匠、商標出願 60万円 ・冒認対策商標 30万円 ○補助率 1/2 以内	(公財)あいち産業振興機構 新事業支援部 地域資源活用・知的財産グループ (052)715-3074
成 長 型 中小企業等研究 開発支援事業 (Go-Tech 事業) (旧サポイン事業、 旧サビサポ事業)	○対象者 中小企業者等を中心とした、研究等実施機関及び事業管理機関を含む2者以上で構成される共同体 ○対象事業 ものづくり基盤技術およびサービスの高度化を目的として、中小企業者等が大学・公設試等の研究機関等と連携して行う、事業化につながる可能性の高い研究開発等の事業 ○募集時期 (例年)2～4月頃	○補助金額 (上限値) <通常枠> 単年度あたり 4,500万円以下 2年度の合計 で7,500万円以下 3年度の合計 で9,750万円以下 <出資獲得枠> 単年度あたり 1億円以下 2年度の合計 で2億円以下 3年度の合計 で3億円以下 ○補助事業期間 2～3年 ○補助率 定額、2/3以内、 1/2 以内	中部経済産業局 イノベーション推進課 (052)951-2774
研究助成制度	○対象 東海地域(原則として愛知県、静岡県、岐阜県、三重県)において、大学、公的試験研究機関及び企業が実施する研究 ○対象事業 環境関連分野、医療福祉技術関連分野、材料関連分野、電子・情報関連分野、生産技術関連分野、バイオテクノロジー関連分野 ○募集時期 (例年)10月～11月頃	○補助額 ・一般発展型 1件あたり上限 200万円 ・研究育成型 1件あたり上限 100万円	(一財)東海産業技術振興財団 (0532)47-3030

名 称	対象者、対象事業、対象経費	補助額、補助・支給率	問合せ先
小規模事業者 持続化補助金	○対象者 小規模事業者 ○対象事業 策定した「経営計画」に基づいて実施する、販路開拓等のための事業 商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む事業 ○受付締切 年間複数回の締切を設定 ・一般型 ＜通常枠（インボイス特例、賃金引上げ特例）＞ ＜災害支援枠＞ ・創業型 ・共同・協業型 ・ビジネスコミュニティ型	○補助額 一般型 ＜通常枠＞ 50 万円以内 （インボイス特例） 上限50万円上乗せ （賃金引上げ特例） 上限150万円上乗せ ＜災害支援枠＞ 200 万円以内 創業型 200 万円以内 共同・協業型 5,000 万円以内 ビジネス コミュニティ型 50 万円以内 ○補助率 定額または 2/3 以内 ※賃金引上げ枠 のうち赤字事 業者について は 3/4	＜商工会議所地区＞ 日本商工会議所 小規模事業者 持続化補助金 事務局 (03)6634-9307 ＜商工会地区＞ 愛知県 商工会連合会 (052)562-0041
中小企業組合 等課題対応 支援事業	○対象者 組合、共同出資会社組織、一般社団法人、任意グループなど ○対象事業 中小企業者が経済的・社会的環境の変化に対応するため、新たな活路の開拓、単独では解決困難な諸問題、その他中小企業の発展に寄与するテーマ等について、組合等が行う取組 ○募集時期（例年）3月頃～	○補助額 (1)中小企業組合等 活路開拓事業 ①活路開拓事業 （大規模・高度型） 上限2,000 万円 （通常型） 上限1,200 万円 ②展示会等出展・ 開催事業 上限1,200 万円 下限なし (2)組合等情報ネッ トワークシステ ム等開発事業 （大規模・高度型） 上限2,000 万円 （通常型） 上限1,200 万円 ※(1)①、(2)下限 100 万円 ○補助率 6/10 以内	全 国 中小企業団体 中 央 会 (03)3523-4905

2 商業・流通業等の振興

名 称	対象者、対象事業、対象経費	補助額、補助・支給率	問合せ先
商業振興 事業費補助金 (地域商業活動 活性化事業)	○対象者 商店街振興組合、事業協同組合、商業団体等 ○対象事業 ①賑わい創出・商機能強化事業 ②地域課題対応事業 ③地域課題対応事業(商店街の未来を拓くプロジェクト指定団体枠) ④インバウンド対策事業 ○募集期間 (例年)4月～6月頃	○補助額 90万円以内 ○補助率 会員数1～30 者：40%以内 (③は80%以内)、 31～50者： 30%以内 (③は60%以内)、 51者～： 20%以内 (③は40%以内)	愛知県 経済産業局 中小企業部 商業流通課 (052)954-6337
げんき商店街 推進事業費 補助金	○対象者 市町村 ○対象事業 ・人材強化事業 ・空き店舗対策事業 ・地域コミュニティ活性化事業 ・賑わい創出事業 ・国の採択事業 ・地域消費拡大事業 ・インバウンド対策事業 ・「商店街の未来を拓くプロジェクト」推進事業 ・街路灯修繕・撤去事業 ○対象経費 施設整備費、謝金、旅費、事業経費(会議費、印刷製本費等)、委託費、店舗賃借料、店舗改装費等	○補助額 1事業につき 700万円以 内、1市町村に つき3,000万 円以内 ○補助率 市町村事業費 の1/2以内(「商 店街の未来を 拓くプロジェ クト」推進事業 は3/5以内)	愛知県 経済産業局 中小企業部 商業流通課 (052)954-6338

3 企業立地・設備投資の促進

名 称	対象者、対象事業、対象経費	補助額、補助・支給率	問合せ先
21世紀高度先端産業立地補助金	○対象者 (1)高度先端産業の製造業に係る工場を新增設する中小企業者に補助金を交付する市町村及び中堅企業者 ・固定資産取得費用 2億円以上 ・原則として、当該工場等における常用雇用者が5名以上増加すること(※) (2)高度先端産業の製造業に係る工場を新增設する大企業 ・固定資産取得費用 50億円以上 ・原則として、当該工場等における常用雇用者が10名以上増加すること(※) (3)高度先端産業の製造業に係る研究所を新增設する企業 ・固定資産取得費用 中小企業者及び中堅企業者：2億円以上 大企業：5億円以上 (4)高度先端産業の製造業に係る大規模工場等を新增設する企業 ・固定資産取得費用 300億円超 ・雇用要件 (工場)新增設に伴い、常用雇用者を10人以上増加(※)させるとともに、固定資産取得費用の300億円を超えた額が100億円を超える毎に10人の常用雇用者数の増 (研究所)新增設に伴う固定資産取得の300億円を超えた額が100億円を超える毎に10人の常用雇用者数の増 ○対象事業 次の対象分野に関わる製品の製造又は研究の取組であって、製品又は研究内容に高度・先端的な技術性が認められるもの ・航空宇宙、環境・新エネルギー、情報通信、健康長寿、先端素材、ナノテクノロジー、バイオテクノロジー ○対象経費 土地を除く固定資産取得費用(新增設に係る工場建設費、機械装置費等)	○補助額 (1)5億円以内 (中堅企業者は10億円以内) (2)(3)10億円以内 (4)最大100億円 ○補助率 (1)補助対象経費の5%または市町村が企業に交付する額の1/2のいずれか低い額以内(中堅企業者は補助対象経費の10%以内) (2)補助対象経費の8%以内 (3)中小企業者及び中堅企業者：補助対象経費の10%以内 大企業：補助対象経費の8%以内 (4)300億円を超える金額の5%を10億円に上乗せ (注)立地企業が既設工場等の建物内の機械を一新する場合は、それぞれ上記の補助率の半分	愛知県経済産業局産業立地通商課産業立地サポートステーション (052)954-6372

※ IoT、ロボット等先端設備導入による生産性向上を条件として、雇用要件の緩和を受けることができる場合があります。

Ⅷ 主要補助金・助成金一覧

名 称	対象者、対象事業、対象経費	補助額、補助・支給率	問合せ先
新あいち創造産業立地補助金（Aタイプ）	○対象事業・対象者 次世代成長分野等又は愛知県の産業集積の推進に関する基本指針に定める集積業種に認定申請時に該当すること。 (1)以下のいずれにも該当する中小企業者に対して優遇措置を行う市町村 ・20年以上工場等が県内(原則、新增設を行う市町村内)に立地していること ・当該工場等の固定資産取得費用の合計額が1億円以上であること ・原則として、25人以上の常用雇用者数を県補助金の交付期間中維持すること (2)以下のいずれにも該当する中堅企業者 ・20年以上工場等が県内(原則、新增設を行う市町村内)に立地していること ・当該工場等の固定資産取得費用の合計額が1億円以上であること ・原則として、25人以上の常用雇用者数を県補助金の交付期間中維持すること ・新增設を行なう工場等が立地する市町村が、新增設に対して優遇措置を実施すること (3)以下のいずれにも該当する大企業 ・20年以上工場等が県内(原則、新增設を行う市町村内)に立地していること ・当該工場等の固定資産取得費用の合計額が25億円以上であること ・原則として、50人以上の常用雇用者数を県補助金の交付期間中維持すること ・新增設を行う工場等が立地する市町村が、新增設に対して優遇措置を実施すること ○対象経費 土地を除く固定資産取得費用(新增設に係る工場建設費、機械装置費等)	○補助額 (1)5億円以内 (2)(3)5億円以内 (ただし、県補助金額の総額は市町村が交付する優遇措置の総額を上回らない。) ○補助率 (1)固定資産取得費用の5%以内又は市町村が企業に交付する補助額の1/2以内の低い方 (2)固定資産取得費用の5%以内又は市町村が企業に交付する優遇措置と同額以内の低い方 (3)固定資産取得費用の4%以内又は市町村が企業に交付する優遇措置と同額以内の低い方	愛 知 県 経 済 産 業 局 産 業 部 産業立地通商課 産 業 立 地 サ ポ ー ト ス テ ー シ ョ ン (052)954-6372

名 称	対象者、対象事業、対象経費	補助額、補助・支給率	問合せ先
新あいち創造産業立地補助金（Ｂタイプ）	○対象事業・対象者 次世代成長分野等に該当し、かつ、新たなマーケットの創出、技術力の向上及び高い成長性を見込める産業分野（産業競争力強化に資する製品・部素材の製造・研究に取り組む企業）に認定申請時に該当すること。 (1)以下のいずれにも該当する中堅企業者及び中小企業者 ・当該工場等の固定資産取得費用の合計額が2,000万円以上 ・原則として、当該工場等における常用雇用者が5名以上増加すること(※) (2)以下のいずれにも該当する大企業 ・当該工場等の固定資産取得費用の合計額が25億円以上 ・原則として、当該工場等における常用雇用者が10名以上増加すること(※) ○対象経費 土地を除く固定資産取得費用(新增設に係る工場建設費、機械装置費等)	○補助額 10億円以内 ○補助率 (1)固定資産取得費用 10%以内 (立地企業が既設工場等の建物内の機械を一新する場合は5%以内) (2)固定資産取得費用 8%以内 (立地企業が既設工場等の建物内の機械を一新する場合は4%以内)	愛知県経済産業局産業部産業立地通商課産業立地サポートステーション (052)954-6372

※ IoT、ロボット等先端設備導入による生産性向上を条件として、雇用要件の緩和を受けることができる場合があります。

Ⅷ 主要補助金・助成金一覧

名 称	対象者、対象事業、対象経費	補助額、補助・支給率	問合せ先
新あいち創造産業立地補助金（Ｃタイプ）	○対象事業・対象者 (1)IT 関連産業に認定申請時に該当し、以下のいずれにも該当する企業 ・県内に拠点のない事業者が新たに事業所を開設すること ・当該事務所において、IT 技術者が 2 名以上常駐すること (2) IT 関連産業に認定申請時に該当し、以下のいずれにも該当する企業 ・県内に拠点を有する事業者が事業の拡大に伴い、県内で移転もしくは拠点を増加すること。（県内のオフィス面積が 30 ㎡増床すること。） ・認定申請時の常用雇用者数を維持すること。 (3)以下のいずれにも該当する企業 ・STATION Ai から転出するスタートアップが、事業の拡大に伴い、県内で新たにオフィスを開設すること。 ・認定申請時の常用雇用者数を維持すること。 ○対象経費 オフィス賃借料、機器リース料、通信回線料、オフィス移転・改修費、IT 技術者への雇用加算（(1)のみ） ※オフィス移転・改修費及び IT 技術者への雇用加算は初年度のみ	○補助額 (1)初年度：1,000 万円以内 2・3 年目：350 万円以内 (2)(3) 初年度：700 万円以内 2 年目：300 万円以内 ○補助率 (1) ・オフィス賃借料等 50% 以内(国・市町村等の補助金を併用する場合、共通する補助対象経費は県補助金と合わせて 2/3 以内) ・雇用加算 50 万円／人(雇用加算額はオフィス賃借料等の補助額の範囲内) (2)(3)オフィス賃借料等 30%以内(国・市町村等の補助金を併用する場合、共通する補助対象経費は県補助金と合わせて 2/3 以内)	愛 知 県 経 済 産 業 局 産 業 部 産業立地通商課 産 業 立 地 サ ポ ー ト ス テ ー シ ョ ン (052)954-6372

名 称	対象者、対象事業、対象経費	補助額、補助・支給率	問合せ先
航空宇宙産業 応援補助金	○対象事業・対象者 航空宇宙産業に係る事業について、直近の3年間のうち、任意の3か月の合計売上高が、2019年中の同時期の売上高に比べて、10%以上減少している企業(大企業含む) ○対象経費 航空宇宙分野における製品の開発、生産等を行うために愛知県内に設置する機械又は装置の購入代金、運搬費及び据付工事費(1設備あたり2千万円以上のものに限る)	○補助額 1億5,000万円以内 ○補助率 1/4以内(ただし、国・市町村の補助金を併用する場合、共通する補助対象経費に対し県補助金と合わせて3/4以内) ○補助実施期間 2025年度末まで(2025年度末までに事業を完了すること)	愛知県 経済産業局 次世代モビリティ 産業課 (052)954-6349

4 若年者の雇用促進

名 称	対象者、対象経費	補助額、補助・支給率	問合せ先
中小企業 人材確保 奨学金返還 支援事業 補助金	○対象者 従業員への奨学金返還支援制度を整備し、県に登録した県内中小企業等(従業員数300人以下) ○対象従業員 登録企業に新たに雇用され、正社員(試用期間含む)として県内事業所に勤務しており、(独)日本学生支援機構等の貸与型奨学金を返還中又は返還予定の者 ○対象経費 企業等が従業員に支給した奨学金返還のための手当又は代理返還した額	○補助率 従業員に支給した奨学金返還のための手当又は代理返還した額の1/2以内 ○補助限度額 対象従業員1人に対し、20万円(上限)/年度 ○補助対象期間 対象従業員の採用年度から3会計年度まで	愛知県 労働局 就業促進課 (052)954-6366

5 高年齢者の雇用促進

名 称	対象者、対象経費	助成額、助成・支給率	問合せ先
65歳超雇用推進助成金	【65歳超継続雇用促進コース】 ○対象者 高年齢者の安定した雇用の確保のための定年の引上げ等の措置を実施した事業主 ○主な受給要件 次の①～④までのいずれかに該当する新しい制度を実施した事業主(旧定年年齢及び旧継続雇用年齢が70歳未満の事業主に限る) ①旧定年年齢を上回る65歳以上への定年引上げ ②定年の定め廃止 ③旧定年年齢及び継続雇用年齢を上回る希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入 ④他社による継続雇用の導入	別表(「65歳超雇用推進助成金」(65歳超継続雇用促進コース))のとおり	(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構愛知支部 高齢・障害者業務課 (052)218-3385
	【高年齢者評価制度等雇用管理改善コース】 ○対象者 高年齢者の雇用管理制度の整備(短時間勤務制度の導入、高年齢者に係る賃金・能力評価制度等の構築、法定外健康管理の導入等)を実施する事業主	○支給額 雇用管理制度の導入等に要した経費の額の60%(中小企業以外は45%) ※経費の上限は50万円	
	【高年齢者無期雇用転換コース】 ○対象者 50歳以上で定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用へ転換させた事業主に対して、その人数に応じ助成(制度を就業規則等に規定する必要あり)	○支給額 支給対象者1人につき30万円(中小企業以外は23万円) ※1支給申請年度あたりの上限は10人	

別表 「65歳超雇用推進助成金」(65歳超継続雇用促進コース)

(単位：万円)

措置内容 対象 被保険者数	65歳への 定年引上げ	66～69歳への定年引上げ		70歳以上への 定年引上げ	定年の定め の廃止	66～69歳への 継続雇用 制度の導入	70歳以上への 継続雇用 制度の導入
		5歳未満	5歳以上				
1～3人	15	20	30	30	40	15	30
4～6人	20	25	50	50	80	25	50
7～9人	25	30	85	85	120	40	80
10人以上	30	35	105	105	160	60	100

※ 複数の取組を実施した場合であっても、支給額はいずれか高い額のみとする。

6 障害者の雇用促進

名 称	対象者、対象経費	助成額、助成・支給率	問合せ先
愛知県中小企業応援障害者雇用奨励金	○対象者 初めて障害者を雇用する中小企業（常時雇用する労働者 300 人以下の事業主） ※1 事業主につき 1 回限り申請可能	○助成額 ①一般労働者及び精神障害者の短時間労働者 60 万円 ②短時間労働者（身体・知的）30 万円 ③特定短時間労働者（重度身体・重度知的・精神）15 万円	愛知県労働局就業促進課 (052)954-6367
第 1 種障害者作業施設設置等助成金（設置、整備）	○対象者 支給対象となる障害者を新たに雇い入れ又は継続して雇用し、その障害者が障害を克服し作業を容易に行えるように配慮された施設・設備の設置等を行う事業主 ○対象経費 工事や購入により施設・改造等がなされた設備の設置等に要する経費 《作業施設設置等助成金》 ○支給対象障害者 身体障害者、知的障害者、精神障害者 《中高年齢等障害者作業施設設置等助成金》 ○支給対象障害者 35 歳以上で雇用後 6 か月を超える期間が経過している身体障害者、知的障害者、精神障害者	○助成率 2/3 ○支給限度額 ・作業施設 障害者 1 人につき 450 万円 ・作業設備 障害者 1 人につき 150 万円（中途障害者の場合、1 人につき 450 万円） ・1 事業所あたり 1 会計年度につき合計 4,500 万円 ※短時間労働者または特定短時間労働者（重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者を除く）である場合の上限額は 1 人につき上記の半額	(独)高年齢・障害者求職者雇用支援機構愛知支部高年齢・障害者業務課 (052)218-3385
第 2 種障害者作業施設設置等助成金（賃借）	○対象者 障害者を新たに雇い入れ又は継続して雇用し、その障害者が障害を克服し作業を容易に行えるように配慮された施設・設備を賃借により行う事業主 ○対象経費 施設・設備の賃借に要する経費 《作業施設設置等助成金》 ○支給対象障害者 身体障害者、知的障害者、精神障害者 《中高年齢等障害者作業施設設置等助成金》 ○支給対象障害者 35 歳以上で雇用後 6 か月を超える期間が経過している身体障害者、知的障害者、精神障害者	○助成率 2/3 ○支給限度額 ・作業施設 障害者 1 人につき月 13 万円 ・作業設備 障害者 1 人につき月 5 万円（中途障害者の場合、1 人につき 13 万円） ※短時間労働者または特定短時間労働者（重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者を除く）である場合の上限額は 1 人につき上記の半額 ○支給期間 3 年間	

Ⅷ 主要補助金・助成金一覧

名 称	対象者、対象経費	助成額、助成・支給率	問合せ先
障害者福祉施設設置等助成金	○対象者 障害者である労働者の福祉の増進を図るための福利厚生施設の設置又は整備を行う事業主又は事業主団体 ○対象経費 施設の設置等に要する費用	○助成率 1/3 ○支給限度額 障害者1人あたり225万円 ※短時間労働者または特定短時間労働者(重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者を除く)である場合の上限額は1人につき上記の半額 ※1会計年度につき2,250万円	(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構愛知支部 高齢・障害者業務課 (052)218-3385
重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金	○対象者 重度の障害者等を1年を超えて継続して10人以上雇用し、雇用労働者数に占める重度障害者等の割合が20%以上であり障害者を雇用する事業所としてモデル性が認められる事業主 ○対象経費 対象障害者の雇用維持のための事業施設・設備の設置又は整備に要する経費(賃借を除く)	○助成率 2/3(特例3/4) ○支給限度額 一認定5,000万円 (特例1億円) ※同一事業主に対する支給額の合計は1億円を限度	
障害者介助等助成金(16種類)	○対象者 支給対象障害者等を雇い入れ又は継続して雇用し、障害の種類や程度に応じた雇用管理のため必要な、手話通訳担当者の委嘱や職場介助等の措置や加齢に伴う心身の変化により生じる課題の解消のために必要な各種措置を行う事業主 ○対象経費 当該措置に要する費用	○助成率 3/4 (継続措置は2/3) (最高10年限度) (各助成金に支給限度期間あり) ○支給限度額 それぞれ上限人数、上限額あり	
障害者介助等助成金 ①職場復帰支援助成金	○対象者 職場復帰のために必要な職場適応の措置を行う事業主 ○対象経費 中途障害者等により休職を余儀なくされた者が職場復帰するための次の職場適応措置に要した費用 ①時間的配慮 ②職務開発等	※()は中小企業に適用 ○支給限度額 ①②:月額4万5千円(6万円) ○支給期間 1年間	
障害者介助等助成金 ②中途障害者等技能習得支援助成金	○対象者 職場復帰のために必要な職場適応の措置を行う事業主 ○対象経費 中途障害等により休職を余儀なくされた者が職場復帰するにあたり職務転換後の業務に必要な知識・技能を周到するための研修に要した費用	※()は中小企業に適用 ○支給限度額 対象障害者1人につき年20万円まで(年30万円まで) ○支給期間 1年間	

名 称	対象者、対象経費	助成額、助成・支給率	問合せ先
障害者介助等 助 成 金 ⑩職場支援員 の配置または 委 嘱 助 成 金	○対象者 業務遂行に必要な援助や指導を行う職 場支援員の配置または委嘱をした事業 主 ○対象経費 職場支援員を配置又は委嘱に要する経 費	※()は中小企業に適用 ○支給限度額 配置：短時間労働者以外 月額 3 万円(4 万円) 短時間労働者 月額 1 万 5 千円(2 万円) 特定短時間労働者 月額 7 千 5 百円(1 万円) 委嘱：1 人につき 1 回 1 万円 (月額4万円が上限) ○支給期間 2 年間 ※精神障害者は 3 年 ただし、企業在籍型適応 援助者による支援終了を 配置理由にする場合は 6 か月間	
障害者介助等 助 成 金 ⑪職場支援員 の配置または 委嘱の中高年 齢等措置に係 る 助 成 金	○対象者 35 歳以上で雇用後 6 か月を超える期 間が経過している障害者を継続して雇 用し、その障害者の加齢に伴う心身の 変化により生じる課題を解消するため の援助や指導を行う職場支援員の配置 または委嘱をした事業主 ○対象経費 職場支援員を配置又は委嘱に要する経 費	※()は中小企業または調整金 支給調整対象事業主に適用 ○支給限度額 配置：短時間労働者以外 月額 3 万円(4 万円) 短時間労働者 月額 1 万 5 千円(2 万円) 特定短時間労働者 月額 7 千 5 百円(1 万円) 委嘱：1 人につき 1 回 1 万円まで(上限 288 万円) ○支給期間 6 年間	(独)高 齢 ・ 障 害 ・ 求 職 者 雇 用 支 援 機 構 愛 知 支 部 高 齢 ・ 障 害 者 業 務 課 (052)218-3385
障害者介助等 助 成 金 ⑫重度訪問介 護サービス利 用者等職場介 助 助 成 金	○対象者 重度訪問介護サービス等を受けている 重度障害者である労働者の業務に必要 な支援を委託する雇用事業主 ○対象経費 職場介助を委託したサービス事業者へ の委託費用の一部	※()は中小企業に適用 ○助成率 4/5(9/10) ○支給限度額 職場介助:月額 13 万 3 千 円(15 万円) ※年度ごとに委託を開始し た日から当該年度末まで ※申請には事前に市町村等 への事業実施の確認及び 相談が必要	

Ⅷ 主要補助金・助成金一覧

名 称	対象者、対象経費	助成額、助成・支給率	問合せ先
職場適応援助者助成金 (4種類)	○対象者 支援計画に基づく職場適応援助者による支援を行う事業主 ○対象経費 訪問型または企業在籍型職場適応援助者に要する費用 ※各々「中高年齢等措置に係る助成金」あり	【訪問型】 ○支給限度額 ・精神障害者以外：1日4時間 [以上]1万8千円 [未満]9千円 ・精神障害者：1日3時間 [以上]1万8千円 [未満]9千円 ・養成研修受講料の1/2 ○支給期間 1年8か月(精神障害者は2年8か月) 【企業在籍型】 ※()は中小企業に適用 ○支給限度額 ・精神障害者以外：月6万円(月8万円) ※短時間労働者は月3万円(月4万円) ※特定短時間労働者は月1万5千円(月2万円) ・精神障害者：月9万円(月12万円) ※短時間労働者は月5万円(月6万円) ※特定短時間労働者は月2万円(月3万円) ・養成研修受講料の1/2 ※企業在籍型は、1事業主辺り1会計年度(中高年齢等措置に係る助成金と併せて)300万円が限度 ○支給期間 6か月	(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構愛知支部 高齢・障害者業務課 (052)218-3385
重度障害者等通勤対策助成金 (9種類)	○対象者 重度の障害者等を新たに雇い入れ又は継続して雇用し、雇用の継続を図るため、住宅や通勤を援助する措置を実施する事業主又は事業主団体 ○対象経費 当該措置に要する費用	○助成率 3/4 (各助成金に支給限度額、支給期間あり)	

名 称	対象者、対象経費	助成額、助成・支給率	問合せ先
重度障害者等 通勤対策 助成金 ⑨重度訪問介 護サービス利 用者等通勤援 助助成金	○対象者 重度訪問介護サービス等を受けている 重度障害者である労働者の通勤補助に 必要な支援を委託する雇用事業主 ○対象経費 通勤補助を委託したサービス事業者へ の委託費用の一部	※()は中小企業に適用 ○助成率 4/5(9/10) ○支給限度額 ・通勤援助 月額7万4千 円(8万4千円) ※年度ごとに委託した日か ら3か月まで ※申請には事前に市町村等 への事業実施の確認・相 談が必要	
障 害 者 雇 用 相 談 援 助 助 成 金	○対象者 障害者の雇い入れと雇用の継続を図る ために必要な一連の雇用管理に関する 援助事業(障害者雇用相談援助事業)を 利用事業主に対して行う都道府県労働 局から障害者雇用相談援助事業の認定 を受けた事業者 ○対象 ①利用事業主に対して障害者雇用相談 援助事業を行った場合 ②①を行った後、利用事業主が対象障 害者等を雇い入れ、かつ、6 か月以 上の雇用継続を行った場合	※()は中小企業または除外 率設定業種事業主に適用 ○助成額 ①60万円(80万円) ②①を行った後、利用事 業主が対象障害者等を 雇い入れ、かつ、6 か 月以上の雇用継続を 行った場合対象者1人 につき7万5千円(10 万円4人まで) ○支給回数 利用事業主1社につき1 回	(独)高 齢 ・ 障 害 ・ 求 職 者 雇 用 支 援 機 構 愛 知 支 部 高 齢 ・ 障 害 者 業 務 課 (052)218-3385
障害者能力開 発 助 成 金 (2 種 類)	○対象者 障害者の能力開発訓練の事業を行う法 人 ○対象経費 ①事業を行うための施設又は設備の設 置に要する経費 ②能力開発訓練事業の運営経費	○助成率 3/4 ○支給期間 ②訓練期間中 ○支給限度額 ①5千万円 ②受講生1人につき月 16万円まで	

7 職業能力開発・人材確保

名 称	対象者、対象経費	補助額、補助・支給率	問合せ先
愛知県副業・兼業 人 材 活 用 促 進 事 業 費 補 助 金	○対象者 プロフェッショナル人材戦略拠点を通 じて初めて副業・兼業人材活用を行う県 内中小企業等 ○対象経費 新規副業・兼業人材活用により発生する 人材事業者へ払う紹介手数料、副業人材 に支払う報酬・旅費	○補助額 50万円 ○補助率 8/10 以内	愛 知 県 労 働 局 就 業 促 進 課 (052)954-6363

Ⅷ 主要補助金・助成金一覧

名 称	対象者、対象経費	補助額、補助・支給率	問合せ先
認定訓練 助成事業費 補助金	○対象者 職業能力開発促進法に基づく認定職業訓練を実施した中小企業団体等 ○対象経費 訓練の実施に要した運営費	○補助率 2/3 以内	愛 知 県 労 働 局 産業人材育成課 (052)954-6375
教育訓練給付金	【一般教育訓練給付金】 ○対象者 受講開始日において雇用保険の被保険者(※)である(あった)期間が3年以上(初回受給者に限り、1年以上)あることなど、一定の要件を満たす被保険者または被保険者であった者(所定の要件を満たす者)で、厚生労働大臣の指定する一般教育訓練を受講し、修了した者 ○対象経費 入学科、受講料、キャリアコンサルタントが行うキャリアコンサルティングを受けた費用	○補助率 20% ○上限額 10 万円	公 共 職 業 安 定 所 ※P91 参照
	【特定一般教育訓練給付金】 ○対象者 受講開始日において雇用保険の被保険者(※)である(あった)期間が3年以上(初回受給者に限り、1年以上)あることなど、一定の要件を満たす被保険者または被保険者であった者(所定の要件を満たす者)で、厚生労働大臣の指定する特定一般教育訓練を受講し、修了した者 ○対象経費 入学科、受講料	○補助率 40% ○上限額 20 万円 ※訓練終了後一定の要件を満たした場合 ○補助率 50% ○上限額 25 万円 (すでに支給した 40%に相当する額との差額が追加支給)	
	【専門実践教育訓練給付金】 ○対象者 受講開始日において雇用保険の被保険者(※)である(あった)期間が3年以上(初回受給者に限り、2年以上)あることなど、一定の要件を満たす被保険者または被保険者であった者(所定の要件を満たす者)で、厚生労働大臣の指定する専門実践教育訓練を受講し、修了した者 ○対象経費 入学科、受講料 (※)被保険者とは、一般被保険者または高年齢被保険者をいう	○補助率 50% ○上限額 40 万円/年 ※訓練修了後、一定の要件を満たした場合 ○補助率 70% ○上限額 56 万円/年 (すでに支給した 50%に相当する額との差額が追加支給) ※訓練修了後、就職し、一定の要件を満たした場合 ○補助率 80% ○上限額 64 万円/年 (すでに支給した 70%に相当する額との差額が追加支給)	

名 称	対象者、対象経費	補助額、補助・支給率	問合せ先
教育訓練支援 給付金	○対象者 専門実践教育訓練給付金の受給資格者のうち、受講開始時に 45 歳未満など一定の要件を満たす方が訓練期間中、失業状態にある場合	○支給額 基本手当の日額に相当する額に 60%を乗じて得た額に支給日数を乗じて得た額 (基本手当の給付を受けることができる期間は除く)	公 共 職 業 安 定 所 ※P91 参照

8 男性の育児休業取得促進

名 称	対象者、対象経費	助成額、助成・支給率	問合せ先
中 小 企 業 男 性 育 児 休 業 取 得 促 進 奨 励 金	男性従業員が育児休業を通算 14 日以上取得し、当該従業員が原職等に復帰した場合に支給 ○支給対象 県内に本社または主たる事務所を有する中小企業等(従業員 300 人以下)	○支給額 通算 14 日以上 50 万円 通算 28 日以上 100 万円(1 事業者につき 1 回限り)	愛 知 県 労 働 局 労 働 福 祉 課 (052)954-6360

9 愛知労働局における雇用安定のための助成制度

※こちらの助成金の内容は 2024 年 4 月現在のものです。今後、助成金の見直しがある場合がありますので、詳細は申請先にお問い合わせください。

(1) 労働者の雇用維持を図る（雇用維持関係の助成金）

【助成の対象】	【主な要件】	【助成金名】	【問合せ先】 (申請先)
経営が悪化する中で、休業や教育訓練を通じて労働者の雇用を維持する	→	雇用調整助成金	愛知労働局 (あいち雇用助成室) (052)219-5518

(2) 在籍型出向を行う（在籍型出向支援関係の助成金）

【助成の対象】	【主な要件】	【助成金名】	【問合せ先】 (申請先)
労働者のスキルアップを在籍型出向により行い、出向から復帰した際の賃金を出向前と比較して 5%以上上昇させる	→	産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)	愛知労働局 (あいち雇用助成室) (052)219-5518

(3) 離職する労働者の再就職支援を行う（再就職支援関係の助成金）

【助成の対象】		【主な要件】	【助成金名】	【問合せ先】 (申請先)
再就職支援を民間職業紹介事業者に委託等して行う	事業規模縮小等により離職を余儀なくされる労働者	→	早期再就職支援等助成金(再就職支援コース)	愛知労働局 (あいち雇用助成室) (052)219-5518
早期に雇い入れ、賃金を上昇させる	事業規模縮小等により離職を余儀なくされた労働者	→	早期再就職支援等助成金(雇入れ支援コース)	

(4) 中途採用する（転職・再就職拡大支援関係の助成金）

【助成の対象】		【主な要件】	【助成金名】	【問合せ先】 (申請先)
中途採用者の雇用管理制度を整備した上で中途採用者の採用を拡大する		→	早期再就職支援等助成金(中途採用拡大コース)	愛知労働局 (あいち雇用助成室) (052)219-5518
東京圏からの移住者(※)を雇い入れる ※デジタル田園都市国家構想交付金を活用して地方公共団体が実施する移住支援事業を利用した UIJ ターン者に限る		→	早期再就職支援等助成金(UIJ ターンコース)	

(5) 新たに労働者を雇い入れる（雇い入れ関係の助成金）

【助成の対象】		【主な要件】	【助成金名】	【問合せ先】 (申請先)
継続して雇用する労働者として雇い入れる	母子家庭の母等	→	特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース)	愛知労働局 (あいち雇用助成室) (052)219-5519
	高年齢者 60 歳以上	→	特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース)	
	身体障害者・知的障害者 精神障害者	→	特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース)	
	発達障害者・難治性疾患患者	→	特定求職者雇用開発助成金(発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース)	
	正規雇用の機会を逃した事等により、十分なキャリア形成がなされず、正規雇用就くことが困難な者	→	特定求職者雇用開発助成金(中高年層安定雇用支援コース)	

【助成の対象】		【主な要件】	【助成金名】	【問合せ先】 (申請先)
継続して雇用する労働者として雇い入れる (つづき)	自治体からハローワークに就労支援の要請があった生活保護受給者等	→	特定求職者雇用開発助成金(生活保護受給者等雇用開発コース)	愛知労働局 (あいち雇用助成室) (052)219-5519
	一定の訓練を行う就職困難者、デジタル・グリーン分野に従事する就職困難者	→	特定求職者雇用開発助成金(成長分野等人材確保・育成コース)	
一定期間試行的に雇い入れる	安定就業を希望し、離転職を繰り返す者等	→	トライアル雇用助成金(一般トライアルコース)	
	障害者	→	トライアル雇用助成金(障害者トライアルコース)	
	短時間労働の精神障害者、発達障害者	→	トライアル雇用助成金(障害者短時間トライアルコース)	
	若年者または女性の建設労働者	→ 建設業の 中小事業主 →	トライアル雇用助成金(若年・女性建設労働者トライアルコース)	
事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、生産性向上に資する取組等に必要新たな人材を雇い入れる		→	産業雇用安定助成金(産業連携人材確保等支援コース)	愛知労働局 (あいち雇用助成室) (052)219-5518

(6) 労働者の雇用環境の整備を図る(雇用環境整備等関係の助成金)

【助成の対象】		【主な要件】	【助成金名】	【問合せ先】 (申請先)
対象労働者	外国人労働者	外国人労働者雇用事業主	人材確保等支援助成金(外国人労働者就労環境整備助成コース)	愛知労働局 (あいち雇用助成室) (052)219-5518
人材確保や労働者の職場定着を支援するための事業を実施する		都道府県知事に改善計画の認定を受けた事業主団	人材確保等支援助成金(中小企業団体助成コース)	
雇用管理制度や従業員の直接的な作業負担を軽減する機器・設備等を導入し、その適切な運用を経て従業員の離職率を低下させる		→	人材確保等支援助成金(雇用管理制度・雇用環境整備助成コース)	

【助成の対象】			【主な要件】	【助成金名】	【問合せ先】 (申請先)
対 象 労 働 者	建設労働者	建設キャリアアップシステム等を活用した賃金アップ等の雇用管理改善の実施や、建設キャリアアップシステム等の普及促進事業を実施する	→ 建設業の中小事業主または事業主団体 →	人材確保等支援助成金(建設キャリアアップシステム等活用促進コース)	愛知労働局 (あいち雇用助成室) (052)219-5518
		若年及び女性労働者の入職や定着を図ることを目的とした事業を実施する	→ 建設業の事業主または事業主団体 →	人材確保等支援助成金(若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース(建設分野))	
		自ら施工管理する建設工事現場での女性専用作業員施設の賃借を実施する	→ 建設業の元方の中小事業主 →	人材確保等支援助成金(作業員宿舍等設置助成コース(建設分野))	
	有期契約労働者等(契約社員・パート・派遣社員など)	正規雇用労働者等へ転換または直接雇用を実施する	→	キャリアアップ助成金(正社員化コース)	愛知労働局 (あいち雇用助成室) (052)688-5758
		賃金規定等の増額改定により賃金の引上げを実施する	→	キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)	
		正規雇用労働者と共通の賃金規定等を導入する	→	キャリアアップ助成金(賃金規定等共通化コース)	
		賞与・退職金制度を導入し支給・積立を実施する	→	キャリアアップ助成金(賞与・退職金制度導入コース)	
		新たに社会保険を適用させるとともに労働者の収入を増加させる	→	キャリアアップ助成金(社会保険適用時処遇改善コース)	
	障害者であつて、有期契約労働者等(契約社員・パートなど)	正規雇用労働者へ転換	→	キャリアアップ助成金(障害者正社員化コース)	愛知労働局 (あいち雇用助成室) (052)219-5519
	テレワークを制度として導入し、実施することにより、労働者の人材確保や雇用管理改善を図る		→ 中小企業事業主 →	人材確保等支援助成金(テレワークコース)	愛知労働局 (雇用環境・均等部企画課助成金担当) (052)857-0313

(7) 労働者の職業能力の向上を図る（人材開発関係の助成金）

【助成の対象】		【主要要件】	【助成金名】	【問合せ先】 (申請先)
教育訓練休暇 制度の導入	有給の教育訓練休暇制度 を導入し、労働者が当該 休暇を取得して訓練を受 ける	→ 事業主 事業主団体	人材開発支援助成 金(教育訓練休暇等 付与コース)	愛知労働局 (あいち雇用助成室) (052)688-5758
職務に関連し た10時間以上 の訓練	職務に関連した知識・技 能を習得させるための訓 練を実施する	→ 事業主 事業主団体	人材開発支援助成 金(人材育成支援 コース)	
OJTとOff-JT を組み合わせた訓練	中核人材を育てるための 訓練、有期契約労働者等 を正規雇用労働者等へ転 換するための訓練等を実施する	→ 事業主	人材開発支援助成 金(人材育成支援 コース)	
新規事業の立 ち上げ等に必 要な訓練	新規事業の立ち上げなど の事業展開に伴い、事業 主が雇用する労働者に対 して新たな分野で必要と なる知識及び技能を習得 させるための訓練を実施 する	→	人材開発支援助成 金(事業展開等リス キリング支援コー ス)	
高度デジタル 人材等に対す る訓練等	高度デジタル人材等の育 成を図る	→ 事業主	人材開発支援助成 金(人への投資促進 コース)	
建設労働者 に対する訓練	認定訓練を実施または建 設労働者に受講させる場 合に助成	→ 建設業の中 小事業主ま たは中小事 業主団体	人材開発支援助成 金(建設労働者認定 訓練コース)	愛知労働局 (あいち雇用助成室) (052)219-5518
	建設労働者に技能実習を 受講させる場合に助成	→ 建設業の事 業主または 事業主団体	人材開発支援助成 金(建設労働者技能 実習コース)	

(8) 仕事と家庭の両立支援に取り組む

【助成の対象】		【主な要件】	【助成金名】	【問合せ先】 (申請先)
男性の育児休業取得	男性が育児休業を取得しやすい職場環境作りに取り組む取得させる	⇒ 中小企業事業主	両立支援等助成金 (出生時両立支援コース(子育てパパ支援助成金))	愛知労働局 (雇用環境・均等部 企画課助成金担当) (052)857-0313
仕事と介護の両立支援	仕事と介護の両立支援に関する取組を行い、介護休業や介護両立支援制度を利用させる	⇒ 中小企業事業主	両立支援等助成金 (介護離職防止支援コース)	
育休取得時・職場復帰時	育休復帰支援プランを作成し、労働者に育児休業取得・職場復帰させる	⇒ 中小企業事業主	両立支援等助成金 (育児休業等支援コース)	
育児中の業務体制整備支援	育児休業や育児短時間勤務を利用する労働者の業務を代替する周囲の労働者への手当支給等の取組や育児休業取得者の代替要員の新規雇用を行う	⇒ 特定事業主、ただし新規雇用は中小企業事業主	両立支援等助成金 (育休中等業務代替支援コース)	
仕事と育児の両立支援	育児期の柔軟な働き方に関する制度を複数導入したうえで「育児に係る柔軟な働き方支援プラン」に基づき、制度を利用させる	⇒ 中小企業事業主	両立支援等助成金 (柔軟な働き方選択制度等支援コース)	
不妊治療と仕事の両立支援	不妊治療、月経や更年期といった女性の健康課題に対応するため、利用可能な両立支援制度を利用しやすい環境整備の取組を行い利用させる	⇒ 中小企業事業主	両立支援等助成金 (不妊治療及び女性の健康課題対応両立支援コース)	

10 環境・エネルギー関連

名 称	対象者、対象経費	補助額、補助率	問合せ先
先進環境 対応自動車 導入促進 補助金	自家用登録自動車の導入 ○対象者 中小企業等の事業者、自動車リース事業者 ※FCVトラック・バスのみ大企業、市町村、一部事務組合等も対象 ○対象車両 先進環境対応自動車 (EV(トラック・バス・乗用車)、PHV(トラック・バス・乗用車)、FCV(トラック・バス・乗用車)、CNG(トラック・バス)、優良HV(トラック)) ※メーカー希望小売価格(税抜)1,000万円を超えるEV乗用車、PHV乗用車は補助の対象外 ※給電機能のないEV乗用車、PHV乗用車、FCV乗用車は補助の対象外	○補助額 ・車両本体価格と通常車両価格との差額の1/3 ※ただし、大企業、市町村、一部事務組合等のFCVバスの導入は1/4、FCVトラックの導入は1/6、市町村、一部事務組合等のFCVトラックの導入は1/8 ・EV(トラック・乗用車) 【車両総重量2.5t超のトラック】 車両本体価格と通常車両価格との差額の2/9(上限277万7千円) 【3ナンバー車】 [一充電走行距離(km)-200]×2(千円/km) 【3ナンバー車以外】 一充電走行距離(km)×1(千円/km) (上限40万円) ・PHV(トラック)20万円(定額) ・PHV(乗用車)10万円(定額) ・FCV(乗用車)100万円(定額)	[FCV(トラック・バス)に関すること] 愛知県 経済産業局 水素社会実装 推進課 (052)954-7416
	営業用登録自動車の導入 ○対象者 旅客・貨物運送事業者、自動車リース事業者 ※FCVトラックのみ大企業、市町村、一部事務組合等も対象 ○対象車両 先進環境対応自動車 (EV(トラック・バス・乗用車)、PHV(トラック・バス・乗用車)、FCV(トラック・バス・乗用車)、CNG(トラック・バス)、優良HV自動車(トラック・バス))	○補助額 車両本体価格と通常車両価格との差額の1/3 ※ただし、大企業、市町村、一部事務組合等のFCVバスの導入は1/4、FCVトラックの導入は1/6、市町村、一部事務組合等のFCVトラックの導入は1/8 ・EV(トラック・乗用車) 【車両総重量2.5t超のトラック】 車両本体価格と通常車両価格との差額の2/9(上限277万7千円) 【3ナンバー車】 [一充電走行距離(km)-200]×2(千円/km) 【3ナンバー車以外】 一充電走行距離(km)×1(千円/km) (上限40万円) ・PHV自動車(トラック)20万円(定額) ・PHV自動車(乗用車)10万円(定額) ・FCV(乗用車)100万円(定額)	[上記以外に関すること] 愛知県 環境局 地球温暖化 対策課 (052)954-6217

Ⅷ 主要補助金・助成金一覧

名 称	対象者、対象経費	補助額、補助率	問合せ先
充電設備 インフラ整備 促進費補助金	○対象者 ・自ら所有する補助対象施設に補助対象設備を設置する者 ・他の者が所有する補助対象施設に、その所有者から許諾を得て補助対象設備を設置する者 ○対象施設 集合住宅、工場、事務所、商業施設、宿泊施設等、基礎充電又は目的地充電を目的とした充電設備を設置する愛知県内の施設 ※次に該当する施設を除く (1)戸建住宅 (2)個人宅に付随する施設 (3)国及び地方公共団体が所有する施設 ○補助対象設備 急速充電器、普通充電器、充電用コンセント及び充電用コンセントスタンドのうち、交付要綱の要件を全て満たすもの	○補助対象経費 補助対象設備の購入費 (消費税及び地方消費税を除く) ○補助限度基数 ・急速充電設備 1 施設当たり 1 基 ・普通充電設備等 1 施設当たり 10 基又は駐車場の区画数の 10%(小数点以下切り上げ)のうち少ない方 ○補助率 1/4 ○補助限度額 ・急速充電設備 125 万円 ・普通充電設備等 1 基あたり 17 万 5 千円	愛知県 環境局 地球温暖化 対策課 (052)954-6217
愛知県 燃料電池 産業車両導入費 補助金	○対象者 (公財)北海道環境財団が実施する二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の交付申請を行った者 ○対象事業 燃料電池産業車両の導入 ○対象経費 燃料電池フォークリフトの購入費	○補助率 通常フォークリフト車両 価格との差額 大企業：1/4 以内 中小企業：1/2 以内	愛知県 経済産業局 水素社会実装 推進課 (052)954-7416
燃料電池 商用車燃料費 補助金	○対象者 県内に使用の本拠の位置を置く燃料電池自動車トラック・燃料電池自動車バスの使用者 ○対象経費 水素販売価格と既存燃料との差額	詳細については、問合せ先 までお問い合わせください。	
愛知県 水素ステーション 需要創出活動費 補助金	○対象者 愛知県内で、市販の燃料電池自動車に充填可能な水素ステーションの運営を行っている者、または、今年度中に行う見込みのある者 ○対象事業 水素ステーションにおける需要創出活動 ○対象経費 土地賃借料、機器予備品の購入費、水素燃料の購入費	○補助額 最大 1,000 万円(定額)	

名 称	対象者、対象経費	補助額、補助率	問合せ先
愛 知 県 水素ステーション 整 備 補 助 金	商用水素ステーション ○対象者 (一社)次世代自動車振興センターが実施するクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金の交付申請を行った者 ○対象事業 水素ステーションの整備 ○対象経費 水素供給設備一式、設計・工事・経費等一式	○補助率 1/4 以内	愛 知 県 経 済 産 業 局 水素社会実装 推 進 課 (052)954-7416
	水素運搬設備整備 ○対象者 水素運搬設備を導入する事業者 ○対象事業 水素運搬設備のうち、交付要綱の要件を全て満たすもの ○対象経費 水素運搬設備の設計費、設備費、工事費	○補助率 2/3 以内	
再 生 可 能 エネルギー設備 導入支援事業費 補 助 金	○対象者 県内において事業活動を営む法人及び個人事業主 ※大企業は低炭素水素サプライチェーン構築の一環として再生可能エネルギー設備を設置する場合に限る ○対象設備 再生可能エネルギー発電等設備(太陽光発電、風力発電、バイオマス発電、中小水力発電、蓄電池、水素関連設備等)、再生可能エネルギー熱利用設備(太陽熱利用、地中熱利用等)	詳細については、問合せ先までお問い合わせください	愛 知 県 環 境 局 地 球 温 暖 化 対 策 課 (052)954-6887
省エネルギー 設備等導入 支援事業費 補 助 金	○対象者 県内において事業活動を営む法人及び個人事業主 ※省エネルギー設備は中小企業等に限る ○対象設備 ①省エネルギー設備 高効率空調機器、高効率給湯機器、高効率照明機器、コージェネレーションシステム、高機能換気設備 ②ZEB ZEB の構成要素となる高性能建材や高性能設備機器等	① ○補助率 1/3 ○限度額 700 万円 ② ○補助率 1/3～2/3 ○限度額 1,750 万円	愛 知 県 環 境 局 地 球 温 暖 化 対 策 課 (052)954-6242

Ⅷ 主要補助金・助成金一覧

名 称	対象者、対象経費	補助額、補助率	問合せ先
愛知県循環型社会形成推進事業費補助金	○対象者 愛知県内で事業を行おうとする事業者 ①【リサイクル関係設備整備事業】 ○対象事業 (ア)他の事業者から排出される廃棄物を原料として新たな製品を製造するための設備・システムの整備 (イ)エコデザイン(製品の単一素材化、易解体化等)により資源として再利用可能な製品を製造するための設備・システムの整備 ②【排出抑制関係設備整備事業】 ○対象事業 (ア)事業者が自ら排出する廃棄物の発生を抑制するための設備・システムの整備 (イ)エコデザイン(製品の長寿命化、軽量化等)により廃棄物の発生を抑制する製品を製造するための設備・システムの整備 ③【プラスチック関係設備整備事業】 ○対象事業 (ア)他の事業者から排出される廃プラスチック(プラスチックが混入した廃棄物を含む。)を原料として新たな製品を製造するための設備・システムの整備 (イ)事業者が自ら排出する廃プラスチックの発生を抑制するための設備・システムの整備 (ウ)エコデザイン(製品の単一素材化、易解体化等)により資源として再利用可能なプラスチック製品を製造するための設備・システムの整備 (エ)エコデザイン(製品の長寿命化、軽量化、プラスチック代替への素材転換等)により廃プラスチックの発生を抑制する製品を製造するための設備・システムの整備 ○対象経費 (①～③共通) 設備費、設計費、工事費(用地及び上屋は対象外) ④【循環ビジネス事業化検討事業】 ○対象事業 先導的な循環ビジネスの事業化の可能性の検討事業 ○対象経費 調査費、研修・指導費、調査委託費、研究開発費(サーキュラーエコノミー推進プロジェクトチーム事業のみ)	○補助率 大企業 1/3 以内 中小企業 1/2 以内 ※サーキュラーエコノミー推進プロジェクトチームにおいて実施する事業の場合、 ・大企業 1/2 以内 ・中小企業 2/3 以内 ①②③ ○限度額 5,000 万円 ④ ○限度額 500 万円 ※サーキュラーエコノミー推進プロジェクトチーム事業の場合、300 万円上乗せ	愛知県環境局 資源循環推進課 (052)954-6233

※ 補助金内容等を変更する場合があります。当該年度の募集案内等をご確認ください。

名 称	対象者、対象経費	補助額、補助率	問合せ先
住 宅 用 地球温暖化対策 設備導入促進費 補 助 金	○対象者 住宅用地球温暖化対策設備を導入する 県民に対して補助を行う市町村 ○対象施設 【単体補助】HEMS、燃料電池、蓄電池、電気自動車等充給電設備、太陽熱利用システム 【一体的導入】太陽発電施設(必須)、HEMS(必須)に加え、蓄電池、電気自動車等充給電設備、高性能外皮等、断熱窓改修のうちいずれか一つの設備導入 ○募集時期 通年	○補助率 市町村補助額の 1/4 以内 (蓄電池の市町村補助額が 15 万円以上の場合、蓄電池は 1/2 以内) ※補助の実施の有無については、各市町村の担当部局にお問い合わせください (P172～P173 参照)	補 助 実 施 市 町 村

IX 新しく事業を始めるときには

新しく事業(営業)を始めようとする場合、その事業によっては、行政官庁の許可や認可などが必要なものがありますが、そのうち主なものを紹介します。

※ 保健所の連絡先は、<https://www.pref.aichi.jp/site/soshiki/hokenjyo.html> をご覧ください。

※ 税務署の内部事務のセンター化の対象となる税務署については、

https://www.nta.go.jp/about/organization/nagoya/shokai/naibujimu_center.htm をご覧ください。

※ お酒の免許に関する相談先は、<https://www.nta.go.jp/taxes/sake/sodan/index.htm> をご覧ください。

※ 県建設事務所の連絡先は、<https://www.pref.aichi.jp/site/soshiki/kensetsu.html> をご覧ください。

※ 東三河総局、県民事務所等の連絡先は、<https://www.pref.aichi.jp/site/soshiki/kenmin.html> をご覧ください。

営業の種類	許可・認可等(根拠法)	提出先	問合せ先
個人事業	届出(所得税法)	納税地の所轄税務署 (内部事務のセンター化の対象となる税務署に書面により提出する場合は、該当の名古屋国税局業務センター(分室)へ郵送してください。)	納税地の所轄税務署 ※P89～P90 参照
	報告(愛知県県税条例)	納税地の所轄県税事務所	納税地の所轄県税事務所 ※P90～P91 参照
法人事業	届出(法人税法)	納税地の所轄税務署 (内部事務のセンター化の対象となる税務署に書面により提出する場合は、該当の名古屋国税局業務センター(分室)へ郵送してください。)	納税地の所轄税務署 ※P89～P90 参照
	報告(愛知県県税条例)	納税地の所轄県税事務所	納税地の所轄県税事務所 ※P90～P91 参照
小売市場の開設	許可 (小売商業調整特別措置法)	(名古屋市内) 名古屋市経済局商業・流通部 地域商業課	名古屋市経済局 商業・流通部地域商業課 (052)972-2429
		(名古屋市外) 県経済産業局中小企業部 商業流通課	愛知県経済産業局 中小企業部商業流通課 (052)954-6338
大規模小売店舗の新設など	届出 (大規模小売店舗立地法)	(名古屋市内) 名古屋市経済局商業・流通部 地域商業課	名古屋市経済局 商業・流通部地域商業課 (052)972-2433
		(名古屋市外) 県経済産業局中小企業部 商業流通課	愛知県経済産業局 中小企業部商業流通課 (052)954-6338
食品関係の営業	許可・届出(食品衛生法)	(名古屋市内) 保健センター (名古屋市外) 保健所	最寄の保健センター 最寄の保健所
酒類製造・販売業	免許(酒税法)	免許を取得しようとする場所の 所轄税務署	欄外上部「※お酒の免許に関する相談先」参照
風俗営業など	許可・届出 (風営適正化法)	各営業所の所在地を管轄する 警察署の生活安全課	最寄の警察署の生活安全課 県警察本部保安課 (052)951-1611
質屋営業	許可(質屋営業法)	各営業所の所在地を管轄する 警察署の生活安全課	

営業の種類	許可・認可等(根拠法)	提 出 先	問 合 せ 先
古 物 営 業	許可・届出(古物営業法)	主たる営業所の所在地を 管轄する警察署の生活安全課	最寄の警察署の生活安全課 県 警 察 本 部 保 安 課 (052)951-1611
警 備 業	認定(警備業法)	主たる営業所の所在地を 管轄する警察署の生活安全課	最寄の警察署の生活安全課 県警察本部生活安全総務課 (052)951-1611
探 偵 業	届出(探偵業の業務の適 正化に関する法律)	各営業所の所在地を管轄する 警察署の生活安全課	
自 動 車 運 転 代 行 業	認定 (自動車運転代行業の業 務の適正化に関する法律)	主たる営業所の所在地を 管轄する警察署の交通課	最寄の警察署の交通課 県警察本部交通総務課 (052)951-1611
医 薬 品 製造販売業・製造業	許可又は登録(医薬品、 医療機器等の品質、有効 性及び安全性の確保等 に関する法律)	(名古屋市内) 県保健医療局生活衛生部 医薬安全課 (名古屋市外) 保健所	愛 知 県 保 健 医 療 局 生 活 衛 生 部 医 薬 安 全 課 (052)954-6304 最 寄 の 保 健 所
医 薬 部 外 品 製造販売業・製造業			
化 粧 品 製造販売業・製造業			
医 療 機 器 製造販売業・製造業			
体外診断用医薬品 製造販売業・製造業	許可(医薬品、医療機器 等の品質、有効性及び安 全性の確保等に関する 法律)	(名古屋市内) (千種区、昭和区、瑞穂区、名東区) 千種保健センター (西区、中村区、熱田区、中川区) 中村保健センター (東区、北区、中区、守山区) 中保健センター (港区、南区、緑区、天白区) 南保健センター (名古屋市外) 保健所	千種保健センター (052)753-1973 中村保健センター (052)433-3064 中保健センター (052)265-2256 南保健センター (052)614-2885 最 寄 の 保 健 所
再 生 医 療 等 製 品 製 造 販 売 業			
医 療 機 器 修 理 業			
薬 局			
医 薬 品 販 売 業 (店 舗 販 売 業)			
医 薬 品 販 売 業 (卸 売 販 売 業)			
医 薬 品 販 売 業 (配 置 販 売 業)			

IX 新しく事業を始めるときには

営業の種類	許可・認可等(根拠法)	提 出 先	問 合 せ 先
高度管理医療機器等 販 売 業 ・ 貸 与 業	許可(医薬品、医療機器 等の品質、有効性及び安全 性の確保等に関する 法律)	(名古屋市内) (千種区、昭和区、瑞穂区、名東区) 千種保健センター (西区、中村区、熱田区、中川区) 中村保健センター (東区、北区、中区、守山区) 中保健センター	千種保健センター (052)753-1973 中村保健センター (052)433-3064 中保健センター (052)265-2256
管 理 医 療 機 器 販 売 業 ・ 貸 与 業	届出(医薬品、医療機器 等の品質、有効性及び安全 性の確保等に関する 法律)	(港区、南区、緑区、天白区) 南保健センター (名古屋市外) 保健所	南保健センター (052)614-2885 最 寄 の 保 健 所
再生医療等製品販売業	許可(医薬品、医療機器 等の品質、有効性及び安全 性の確保等に関する 法律)	(名古屋市内) 県保健医療局生活衛生部 医薬安全課 (名古屋市外) 保健所	愛 知 県 保 健 医 療 局 生活衛生部医薬安全課 (052)954-6303 最 寄 の 保 健 所
毒 物 劇 物 販 売 業	登録 (毒物及び劇物取締法)	(名古屋市内) (千種区、昭和区、瑞穂区、名東区) 千種保健センター (西区、中村区、熱田区、中川区) 中村保健センター (東区、北区、中区、守山区) 中保健センター (港区、南区、緑区、天白区) 南保健センター (名古屋市外) 保健所	千種保健センター (052)753-1973 中村保健センター (052)433-3064 中保健センター (052)265-2256 南保健センター (052)614-2885 最 寄 の 保 健 所
毒 物 劇 物 製 造 業 (輸 入 業 を 含 む)		(名古屋市内) 県保健医療局生活衛生部 医薬安全課 (名古屋市外) 保健所	愛 知 県 保 健 医 療 局 生活衛生部医薬安全課 (052)954-6305 最 寄 の 保 健 所
電 気 め っ き 業 金 属 熱 処 理 業 毒 物 劇 物 の 運 送 業 し ろ あ り 防 除 業	届出 (毒物及び劇物取締法)	(名古屋市内) 名古屋市健康福祉局生活衛生部 環境薬務課 (名古屋市外) 保健所	名古屋市健康福祉局 生活衛生部環境薬務課 (052)972-2651 最 寄 の 保 健 所
ク リ ー ニ ン グ 業	開設確認 (クリーニング業法)	(名古屋市内)	千種保健センター (052)753-1921
公 衆 浴 場 業	許可(公衆浴場法)	千種保健センター、中村保健セン ター、中保健センター、南保健セ ンター	中村保健センター (052)433-3063
興 行 場 営 業	許可(興行場法)		中保健センター (052)265-2266
旅 館 業	許可(旅館業法)		南保健センター (052)614-2885
理 容 業	開設確認(理容師法)		最 寄 の 保 健 所
美 容 業	開設確認 (美容師法)	(名古屋市外) 保健所	

営業の種類	許可・認可等(根拠法)	提出先	問合せ先
住宅宿泊事業	届出 (住宅宿泊事業法)	(名古屋市内) 千種保健センター、中村保健センター、中保健センター、南保健センター (名古屋市外) 保健所(岡崎市内は西尾保健所、豊田市内は衣浦東部保健所)	千種保健センター (052)753-1921 中村保健センター (052)433-3063 中保健センター (052)265-2266 南保健センター (052)614-2885 最寄の保健所(岡崎市保健所、豊田市保健所を除く。)
建築物清掃業 建築物空気環境測定業 建築物飲料水水質検査業 建築物飲料水貯水槽清掃業 建築物排水管清掃業 建築物ねずみ昆虫等防除業 建築物環境衛生総合管理業	登録 (建築物における衛生的環境の確保に関する法律) (任意登録制度)	(名古屋市内) 県保健医療局生活衛生部生活衛生課 (名古屋市外) 保健所	愛知県保健医療局生活衛生部生活衛生課 (052)954-6299 最寄の保健所
衛生検査所	登録 (臨床検査技師等に関する法律)	(名古屋市内) 千種保健センター、中村保健センター、中保健センター、南保健センター (名古屋市外) 保健所	千種保健センター (052)753-1963 中村保健センター (052)433-3024 中保健センター (052)265-2254 南保健センター (052)614-2827 最寄の保健所
動物取扱業 (第一種)	登録 (動物の愛護及び管理に関する法律)	(名古屋市内) 名古屋市動物愛護センター (岡崎市内) 岡崎市動物総合センター (上記以外) 愛知県動物愛護センター本所(豊田市) 尾張支所(一宮市) 知多支所(半田市) 東三河支所(豊橋市)	名古屋市動物愛護センター (052)762-0380 岡崎市動物総合センター (0564)27-0444 愛知県動物愛護センター本所(0565)58-2323 尾張支所(0586)78-2595 知多支所(0569)21-5567 東三河支所(0532)33-3777
障害福祉サービス	指定 (障害者総合支援法)	(名古屋市内) 名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課 (豊橋市内) 豊橋市福祉部障害福祉課 (岡崎市内) 岡崎市福祉部障がい福祉課 (豊田市内) 豊田市福祉部障がい福祉課 (一宮市内) 一宮市福祉部障害福祉課 (大府市内) 大府市福祉部高齢障がい支援課 (上記以外) 県福祉局福祉部障害福祉課障害福祉事業所支援室	名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課 (052)972-3965 豊橋市福祉部障害福祉課 (0532)51-2699 岡崎市福祉部障がい福祉課 (0564)23-6165 豊田市福祉部障がい福祉課 (0565)34-6751 一宮市福祉部障害福祉課 (0586)-28-9147 大府市福祉部高齢障がい支援課 (0562)-85-3558 愛知県福祉局福祉部障害福祉課障害福祉事業所支援室 (052)954-6317

IX 新しく事業を始めるときには

営業の種類		許可・認可等(根拠法)	提出先	問合せ先
介護保険サービス	施設サービス (特養・老健・介護医療院)	指定・許可 (介護保険法)	(名古屋市内) 名古屋市健康福祉局高齢福祉部 介護保険課 (豊橋市・豊川市・蒲郡市・新城市・ 田原市・設楽町・東栄町・豊根村) 東三河広域連合福祉事業部 介護保険課 (岡崎市内) 岡崎市福祉部介護保険課 (豊田市内) 豊田市福祉部介護保険課 (一宮市内) 一宮市福祉部介護保険課 (上記以外) 県福祉局高齢福祉課	名古屋市健康福祉局 高齢福祉部介護保険課 (052)972-2539 東三河広域連合 福祉事業部介護保険課 (0532)26-8471 岡崎市福祉部 介護保険課 (0564)23-6682 豊田市福祉部 介護保険課 (0565)34-6634 一宮市福祉部 介護保険課 (0586)85-7017 愛知県福祉局 高齢福祉課 (052)954-6289
	居宅サービス	指定 (介護保険法)	(名古屋市内) 名古屋市健康福祉局高齢福祉部 介護保険課 (豊橋市・豊川市・蒲郡市・新城市・ 田原市・設楽町・東栄町・豊根村) 東三河広域連合福祉事業部 介護保険課 (岡崎市内) 岡崎市福祉部介護保険課 (豊田市内) 豊田市福祉部介護保険課 (一宮市内) 一宮市福祉部介護保険課 (上記以外) 尾張福祉相談センター地域福祉課 西三河福祉相談センター地域福祉課	名古屋市健康福祉局 高齢福祉部介護保険課 (052)972-3487 東三河広域連合 福祉事業部介護保険課 (0532)26-8471 岡崎市福祉部 介護保険課 (0564)23-6682 豊田市福祉部 介護保険課 (0565)34-6634 一宮市福祉部 介護保険課 (0586)85-7017 尾張福祉相談センター (052)961-1423 西三河福祉相談センター (0564)27-2737
	居宅介護支援 ・地域密着型 サービス		市町村介護保険担当課	市町村介護保険担当課 所在地の市町村・広域連合
労働者派遣事業 職業紹介事業		許可・届出 (労働者派遣法) 許可・届出(職業安定法)	愛知労働局需給調整事業部 需給調整事業第一課	愛知労働局 需給調整事業部 需給調整事業第一課 (052)219-5587

営業の種類	許可・認可等(根拠法)	提出先	問合せ先
貸金業	登録 (貸金業法)	県経済産業局中小企業部 中小企業金融課	愛知県経済産業局 中小企業部 中小企業金融課 (052)954-6333
旅行業 (第2種・第3種・地域限定) 旅行業者代理業 旅行サービス手配業	登録 (旅行業法)	県観光コンベンション局 観光振興課	愛知県観光コンベンション局 観光振興課 (052)954-6854
旅行業(第1種)	登録 (旅行業法)	中部運輸局観光部 観光企画課	中部運輸局観光部 観光企画課 (052)952-8045
電気工事業	登録・通知 (電気工事業の業務の適 正化に関する法律) ※建設業者が電気工事業を行う場合は届出	(名古屋市内) 県防災安全局防災部消防保安課 産業保安室 (名古屋市外) 東三河総局、新城設楽振興事務所 又は県民事務所	(名古屋市内) 愛知県防災安全局 防災部消防保安課 産業保安室 (052)954-6199 (名古屋市外) 東三河総局、新城設楽振興事務所又は県民事務所
火薬類製造事業 (煙火等の製造)	許可 (火薬類取締法)	(名古屋市内) 名古屋市消防局予防部規制課 (名古屋市外) 県防災安全局防災部消防保安課 産業保安室	(名古屋市内) 名古屋市消防局 予防部規制課 (052)972-3553 (名古屋市外) 愛知県防災安全局 防災部消防保安課 産業保安室 (052)954-6199
火薬類販売事業	許可 (火薬類取締法)	○競技用紙雷管のみを販売する者 (名古屋市内) 名古屋市消防局予防部規制課 (名古屋市外) 東三河総局、新城設楽振興事務所 又は県民事務所 ○上記以外の者 (名古屋市内) 名古屋市消防局予防部規制課 (名古屋市外) 県防災安全局防災部消防保安課 産業保安室	(名古屋市内) 名古屋市消防局 予防部規制課 (052)972-3553 (名古屋市外) 愛知県防災安全局 防災部消防保安課 産業保安室 (052)954-6199 東三河総局、新城設楽振興事務所又は県民事務所
猟銃等の製造 及び販売事業	許可 (武器等製造法)	県防災安全局防災部消防保安課 産業保安室	愛知県防災安全局防災部 消防保安課産業保安室 (052)954-6199

IX 新しく事業を始めるときには

営業の種類	許可・認可等(根拠法)	提出先	問合せ先
高圧ガス製造事業	許可(高圧ガス保安法) ※一定規模以下は届出	○ユニット型となる第一種冷凍設備及び第二種冷凍設備 (名古屋市内) 名古屋市消防局予防部規制課 (名古屋市外) 東三河総局、新城設楽振興事務所 又は県民事務所 ○上記以外の者 (名古屋市内) 名古屋市消防局予防部規制課 (名古屋市外) 県防災安全局防災部消防保安課 産業保安室	(名古屋市内) 名古屋市消防局 予 防 部 規 制 課 (052)972-3553 (名古屋市外) 愛知県防災安全局 防 災 部 消 防 保 安 課 産 業 保 安 室 (052)954-6197、6198 東三河総局、新城設楽振興事務所又は県民事務所
高圧ガス販売事業	届出 (高圧ガス保安法)	(名古屋市内) 名古屋市消防局予防部規制課 (名古屋市外) 東三河総局、新城設楽振興事務所 又は県民事務所	(名古屋市内) 名古屋市消防局 予 防 部 規 制 課 (052)972-3553 (名古屋市外) 東三河総局、新城設楽振興事務所又は県民事務所
L P ガス販売事業 (一般消費者等に対するもの)	登録 (液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律)	(名古屋市内) 名古屋市消防局予防部規制課	(名古屋市内) 名古屋市消防局 予 防 部 規 制 課 (052)972-3553
L P ガス保安業務事業 (一般消費者等に対するもの)	認定 (液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律)	(名古屋市外) 東三河総局、新城設楽振興事務所 又は県民事務所	(名古屋市外) 東三河総局、新城設楽振興事務所又は県民事務所
L P ガス設備工事業	届出 (液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律)	(名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、蒲郡市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市、あま市、長久手市、東郷町、豊山町、大治町、飛島村、阿久比町、東浦町、武豊町内) 各市町村の消防本部等※ ※碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市は衣浦東部広域連合に御提出ください。 (上記以外) 東三河総局、新城設楽振興事務所 又は県民事務所	(名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、蒲郡市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市、あま市、長久手市、東郷町、豊山町、大治町、飛島村、阿久比町、東浦町、武豊町内) 各市町村の消防本部等※ ※碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市は衣浦東部広域連合にお問い合わせください。 (上記以外) 東三河総局、新城設楽振興事務所又は県民事務所

営業の種類	許可・認可等(根拠法)	提出先	問合せ先
特定計量器製造・修理事業	届出 (計量法)	愛知県計量センター	愛知県計量センター (052)603-6300
特定計量器販売事業		(名古屋市内) 愛知県計量センター (名古屋市外) 東三河総局、新城設楽振興事務所、又は県民事務所	
計量証明事業 (一般、環境)	登録 (計量法)	愛知県計量センター	愛知県計量センター (052)603-6300
特殊容器製造事業	指定 (計量法)	(計量特定市外) 愛知県計量センター (計量特定市内) 特定市計量担当課(名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、半田市、春日井市、豊川市、豊田市)	
適正計量管理事業所			
宅地建物取引業	免許 (宅地建物取引業法)	(愛知県知事免許) 県都市・交通局都市基盤部 都市総務課建設業・不動産業室	愛知県都市・交通局 都市基盤部都市総務課 建設業・不動産業室 (052)954-6582
		(主たる事務所の所在地が中部地方整備局の管轄区域内の大臣免許) 国土交通省中部地方整備局 建政部建設産業課	国土交通省 中部地方整備局 建政部建設産業課 (052)687-8523
不動産鑑定業	登録 (不動産の鑑定評価に関する法律)	(事務所が愛知県内のみ) 県都市・交通局都市基盤部 都市総務課建設業・不動産業室	愛知県都市・交通局 都市基盤部都市総務課 建設業・不動産業室 (052)954-6583
建設業	許可 (建設業法) ※政令で定める軽微な 建設工事のみ請け負う ことを営業とする方は 許可不要	(名古屋市内の知事許可) 県都市・交通局都市基盤部 都市総務課建設業・不動産業室	愛知県都市・交通局 都市基盤部都市総務課 建設業・不動産業室 (052)954-6503
		(名古屋市外の知事許可) 主たる営業所の所在地を所管する建設事務所	主たる営業所の所在地を 所管する県建設事務所
		(主たる営業所の所在地が中部地方整備局の管轄区域内の大臣許可) 国土交通省中部地方整備局 建政部建設産業課	国土交通省 中部地方整備局 建政部建設産業課 (052)953-8572

IX 新しく事業を始めるときには

営業の種類	許可・認可等(根拠法)	提出先	問合せ先
浄化槽工事業	登録・届出(浄化槽法) ※土木・建築・管工事業 の建設業許可を受けた 方は届出、それ以外の方 は登録	(名古屋市内及び他の都道府県) 県都市・交通局都市基盤部 都市総務課建設業・不動産業室	愛知県都市・交通局 都市基盤部都市総務課 建設業・不動産業室 (052)954-6503
		(名古屋市外) 主たる営業所の所在地を所管す る県建設事務所	主たる営業所の所在地を 所管する県建設事務所
解体工事業	登録 (建設工事に係る資材の 再資源化等に関する法律)	(名古屋市内及び他の都道府県) 県都市・交通局都市基盤部 都市総務課建設業・不動産業室	愛知県都市・交通局 都市基盤部都市総務課 建設業・不動産業室 (052)954-6503
	※土木・建築・解体工事 業の建設業許可を受け た方は登録不要	(名古屋市外) 主たる営業所の所在地を所管す る県建設事務所	主たる営業所の所在地を 所管する県建設事務所
砂利採取業	登録 (砂利採取法)	県建設局砂防課	愛知県建設局砂防課 (052)954-6558
	認可 (砂利採取法)	(名古屋市以外) 採取場の所在地を所管する 県建設事務所	採取場の所在地を 所管する県建設事務所
	認可 (砂利採取法)	(名古屋市内) 名古屋市緑政土木局河川部 河川管理課	名古屋市緑政土木局 河川部河川管理課 (052)972-2882
採石業	登録 (採石法)	県建設局砂防課	愛知県建設局砂防課 (052)954-6558
	認可 (採石法)	(名古屋市以外) 採取場の所在地を所管する 県建設事務所	採取場の所在地を 所管する県建設事務所
	認可 (採石法)	(名古屋市内) 名古屋市緑政土木局河川部 河川管理課	名古屋市緑政土木局 河川部河川管理課 (052)972-2882
路外駐車業	届出 (駐車場法、愛知県事務 処理特例条例)	駐車場の所在地を所管する 市町村	同 左
	届出 (高齢者、障害者等の移 動等の円滑化の促進に 関する法律、愛知県事務 処理特例条例)	(下記市町以外) 県都市・交通局都市基盤部 都市計画課	愛知県都市・交通局 都市基盤部都市計画課 (052)954-6518
		駐車場の所在地を所管する全市、 阿久比町、東郷町、武豊町、大口 町、扶桑町、美浜町	同 左

営業の種類	許可・認可等(根拠法)	提 出 先	問 合 せ 先
屋 外 広 告 業	登録 (愛知県屋外広告物条例)	(下記の市を除く) 県都市・交通局都市基盤部 公園緑地課	愛知県都市・交通局 都市基盤部公園緑地課 (052)954-6612
	登録 (名古屋市屋外広告物 条例)	(名古屋市内) 名古屋市住宅都市局都市計画部 ウォークアブル・景観推進課	名古屋市住宅都市局 都市計画部 ウォークアブル・景観推進課 (052)972-2735
	登録・届出 (豊橋市屋外広告物条例)	(豊橋市内) 豊橋市都市計画部都市計画課	豊橋市都市計画部 都市計画課 (0532)51-2616
	登録・届出 (岡崎市屋外広告物条例)	(岡崎市内) 岡崎市都市政策部 まちづくり推進課	岡崎市都市政策部 まちづくり推進課 (0564)23-7252
	登録・届出 (一宮市屋外広告物条例)	(一宮市内) 一宮市まちづくり部公園緑地課	一宮市まちづくり部 公園緑地課 (0586)28-8636
	登録・届出 (豊田市屋外広告物条例)	(豊田市内) 豊田市都市整備部建築相談課	豊田市都市整備部 建築相談課 (0565)34-6649
設 計 ・ 工 事 監 理 業	登録(建築士法)	(公社)愛知県建築士事務所協会	(公社)愛知県建築士事務所協会 (052)201-0500
石 油 等 危 険 物 の 製 造 ・ 貯 蔵 及 び 取 扱 い を 行 う 事 業	許可(消防法)又は 届出(市町村火災予防条 例)	消防署	最 寄 の 消 防 署
第 一 種 フ ロ ン 類 充 填 回 収 業	登録 (フロン類の使用の合理 化及び管理の適正化に 関する法律)	(県外及び名古屋市内の事業所) 県環境局環境政策部 水大気環境課	愛 知 県 環 境 局 環 境 政 策 部 水 大 気 環 境 課 (052)954-6215
		(名古屋市の事業所) 東三河総局、新城設楽振興事務所 又は県民事務所	所管の東三河総局、新城 設楽振興事務所又は県 民事務所
浄 化 槽 保 守 点 検 業	登録 (浄化槽保守点検業者の 登録に関する条例)	東三河総局、新城設楽振興事務所 又は県民事務所(名古屋市、豊橋 市、岡崎市、一宮市、豊田市は各 市)	所管の東三河総局、新城 設楽振興事務所又は県民 事務所(名古屋市、豊橋市、 岡崎市、一宮市、豊田市は 各市)

IX 新しく事業を始めるときには

営業の種類	許可・認可等(根拠法)	提出先	問合せ先
一般廃棄物 処理施設設置	許可 (廃棄物の処理及び清掃 に関する法律)	(名古屋市)※ 名古屋市環境局事業部 廃棄物指導課 (豊橋市内)※ 豊橋市環境部廃棄物対策課	名古屋市環境局事業部 廃棄物指導課 (052)961-1111(代表)
産業廃棄物 処理施設設置	許可 (廃棄物の処理及び清掃 に関する法律)		豊橋市環境部 廃棄物対策課 (0532)51-2111(代表)
産業廃棄物処理業	許可 (廃棄物の処理及び清掃 に関する法律)		岡崎市環境部 廃棄物対策課 (0564)23-6000(代表)
自動車リサイクル業		(岡崎市内)※ 岡崎市環境部廃棄物対策課	一宮市環境部 廃棄物対策課 (0586)28-8100(代表)
		(一宮市内)※ 一宮市環境部廃棄物対策課	豊田市環境部 廃棄物対策課 (0565)31-1212(代表)
	登録・許可 (使用済自動車の再資源 化等に関する法律)	(豊田市内)※ 豊田市環境部廃棄物対策課	所管の東三河総局、新城 設楽振興事務所又は県 民事務所
		(上記政令市内以外)※ 東三河総局、新城設楽振興事務所 又は県民事務所	愛知県環境局 資源循環推進課 一般廃棄物 (052)954-6234 産業廃棄物、自動車リ サイクル業 (052)954-6235
廃棄物再生事業者	登録 (廃棄物の処理及び清掃 に関する法律)	(名古屋市)※ 県環境局資源循環推進課	愛知県環境局 資源循環推進課 (052)954-6234
		(名古屋市内)※ 東三河総局、新城設楽振興事務所 又は県民事務所	所管の東三河総局、新城 設楽振興事務所又は県 民事務所
汚染土壌処理業	許可 (土壌汚染対策法)	東三河総局、新城設楽振興事務所 又は県民事務所(名古屋市、豊橋 市、岡崎市、一宮市、春日井市、 豊田市で業を行う場合について は各市)	所管の東三河総局、新城 設楽振興事務所又は県 民事務所 愛知県環境局 環境政策部 水大気環境課 (052)954-6225
指定調査機関 (愛知県内のみで調査 業務を行うものに限る)	指定 (土壌汚染対策法)	県環境局環境政策部 水大気環境課	愛知県環境局 環境政策部 水大気環境課 (052)954-6225

※ ただし、各政令市長への産業廃棄物収集運搬業許可申請は、該当政令市内において積替え・保管を行う
場合及び当該政令市以外の愛知県内において収集運搬を行わない場合に限る。

X 各種資格等を取得するには

専門的業務や危険な業務等に従事する場合、資格を有することが必要となっている業務や、資質向上などのため、認定制度を設けている業務がありますが、そのうち産業・労働関係の主なものを紹介します。

資格の種類	試験等	根拠等	問合せ先
丙種火薬類製造保安責任者	年1回	火薬類取締法	愛知県防災安全局防災部 消防保安課産業保安室 (052)954-6199 (公社)愛知県火薬類保安協会 (052)485-5371
甲種火薬類取扱保安責任者 乙種火薬類取扱保安責任者	年1回	火薬類取締法	
高圧ガス製造保安責任者	年1回	高圧ガス保安法	愛知県防災安全局防災部 消防保安課産業保安室 (052)954-6197 高圧ガス保安協会 (03)3436-6106
高圧ガス販売主任者	年1回	高圧ガス保安法	
液化石油ガス設備士	年1回	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	
一般計量士	年1回	計量法	経済産業省イノベーション・環境局 計量行政室 (03)3501-1688
環境計量士	年1回	計量法	
第一種電気工事士 第二種電気工事士	年2回	電気工事士法	(一財)電気技術者試験センター (03)3552-7691
第一種電気主任技術者 第二種電気主任技術者 第三種電気主任技術者	第一種・第二種は年1回 第三種は年2回	電気事業法	
危険物取扱者 (甲種・乙種・丙種)	年12回	消防法	
消防設備士	年3回	消防法	(一財)消防試験研究センター 愛知県支部 (052)433-7707
消防設備点検資格者	資格取得講習 第1種・第2種は各年2回	消防法	(一財)愛知県消防設備安全協会 (052)452-0710
主任計量者 (計量証明事業)	年2回	計量法	愛知県計量センター(商業流通課) (052)603-6300 (一社)愛知県計量連合会 (052)452-1821
エネルギー管理士	国家試験又は一定の研修修了原則各年1回	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律	中部経済産業局資源エネルギー環境部エネルギー対策課 (052)951-0417 (一財)省エネルギーセンター 東海支部 (052)232-2216

X 各種資格等を取得するには

資格の種類	試験等	根拠等	問合せ先
情報処理技術者	年2回	情報処理の促進に関する法律	(独)情報処理推進機構 (03)5978-7600
技術士	年1回	技術士法	(公社)日本技術士会 試験・登録部 (03)6432-4585
公害防止管理者等	国家試験(年1回)又は経済産業大臣及び環境大臣の登録を受けた機関の資格認定講習(実施回数は団体による)	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	(一社)産業環境管理協会 中部支部 (052)221-1457 (一社)日本船用工業会 (03)3502-2041 (一社)日本砥石協会 (03)5435-8830
中小企業診断士	年1回	中小企業支援法	(公社)愛知県中小企業診断士協会 (052)581-0924
全国通訳案内士	年1回	通訳案内士法	全国通訳案内士試験事務局 (04)7131-6200 【登録証交付】 愛知県観光コンベンション局 国際観光コンベンション課 (052)954-6476
旅行業務取扱管理者	年1回	旅行業法	(一社)全国旅行業協会愛知県支部 (052)451-6851 (一社)日本旅行業協会中部事務局 (052)565-0843
販売士	随時	-	日本商工会議所 050-5541-8600 最寄りの商工会議所 ※P166 参照(一部未実施あり)
中小企業組合士	年1回	-	愛知県中小企業団体中央会 (052)485-6811
宅地建物取引士	年1回	宅地建物取引業法	(公社)愛知県宅地建物取引業協会 (052)524-5221
砂利採取業務主任者	年1回	砂利採取法	愛知県建設局砂防課 (052)954-6558
採石業務管理者	年1回	採石法	愛知県建設局砂防課 (052)954-6558
マンション管理士	年1回	マンションの管理の適性化の推進に関する法律	(公財)マンション管理センター (03)3222-1611
管理業務主任者	年1回	マンションの管理の適性化の推進に関する法律	(一社)マンション管理業協会 (03)3500-2720
建築士 (一級・二級・木造)	年1回	建築士法	(公社)愛知建築士会 (052)201-2201

資格の種類	試験等	根拠等	問合せ先
技 能 士	技能検定試験 年2回	職業能力開発促進法	愛 知 県 労 働 局 産 業 人 材 育 成 課 (052)954-6375
職 業 訓 練 指 導 員	職業訓練指導員 試験 年1回	職業能力開発促進法	愛 知 県 労 働 局 産 業 人 材 育 成 課 (052)954-6365
特 級 ボ イ ラ ー 技 士	年1回	労働安全衛生法	(公財)安全衛生技術試験協会 中部安全衛生技術センター (0562)33-1161 ■ホームページ https://www.exam.or.jp/center_chubu/
一 級 ボ イ ラ ー 技 士	年4回		
二 級 ボ イ ラ ー 技 士	年12回		
特 別 ボ イ ラ ー 溶 接 士	年2回		
普 通 ボ イ ラ ー 溶 接 士	年2回		
ボ イ ラ ー 整 備 士	年3回		
クレーン・デリック運転士 (クレーン限定)	年12回		
移動式クレーン運転士	年6回		
揚 貨 装 置 運 転 士	年1回		
発 破 技 士	年1回		
ガ ス 溶 接 作 業 主 任 者	年2回		
林 業 架 線 作 業 主 任 者	年1回		
第 一 種 衛 生 管 理 者	年40回		
第 二 種 衛 生 管 理 者	年40回		
高 圧 室 内 作 業 主 任 者	年1回		
エ ッ ク ス 線 作 業 主 任 者	年4回		
ガンマ線透過写真撮影作業主任者	年1回		
潜 水 士	年4回		
労働安全コンサルタント	年1回	作業環境測定法	
労働衛生コンサルタント	年1回		
作 業 環 境 測 定 士	1種 年1回 2種 年1回	作業環境測定法	
駐 車 監 視 員	年1回	道 路 交 通 法	県 警 察 本 部 交 通 指 導 課 放 置 駐 車 対 策 セ ン タ ー (052)871-4335
貸 金 業 務 取 扱 主 任 者	年1回	貸金業法	日 本 貸 金 業 協 会 資 格 試 験 に 関 す る 問 合 せ 窓 口 (03)5739-3867

XI 中小企業振興基本条例、県経済労働部門の主要計画

県では、中小企業を重視する県の姿勢や施策の基本方針を示す「愛知県中小企業振興基本条例」を2012年10月に公布・施行しました。

愛知県中小企業振興基本条例の主な内容

愛知県の中小企業振興基本条例には、次のような内容を定めています。
条例の制定を機に、中小企業施策の一層の充実に、取り組んでまいります。

目的： 中小企業の振興を図ることによって、地域社会の発展と県民生活の向上に寄与する。

基本理念

中小企業振興にあたっての3つの基本的な考え方を示しています。
○中小企業の自主的な努力を前提とすること
○中小企業の重要性に関する認識の下に取り組むこと
○関係者の連携の下に取り組むこと

関係者の責務や役割

中小企業の皆さん、中小企業に関する団体、大企業、金融機関、大学・研究機関といったそれぞれに役割があること、県民の皆さんにも理解と協力を期待することを示しています。

県の基本的な施策

県の取り組む基本的な施策を示しています。
○経営基盤の強化等の促進
○資金供給の円滑化
○人材の育成・確保の支援
○商業集積の活性化 など

小規模企業への配慮

施策を講ずるに当たって、小規模企業に配慮します。

施策の推進

中小企業振興施策の推進に当たり、中小企業の声を聞く等によりPDCAサイクルに取り組みます。

中小企業者の努力

○経営及び取引条件の向上、従業員の労働環境の整備
○地域社会への貢献

中小企業団体の取組

○中小企業者の経営及び取引条件の向上の取組への支援

県民の理解と協力

○中小企業者の価値を理解し、施策に協力

大企業等の配慮

○中小企業者との事業上の関係において、中小企業者の事業の成長発展に配慮

金融機関の配慮

○中小企業者との事業上の関係において、中小企業者の経営の向上に配慮

大学・研究機関の協力

○人材育成や研究開発及びその成果の普及といった自主的な取組を通じて、中小企業振興に協力

県の責務 ○中小企業の振興に関する施策の策定及び実施

問 合 せ 先

○愛知県中小企業振興基本条例 愛知県経済産業局産業部産業政策課

電話 (052) 954-6330

ビジョン・プラン	策定 年月	対象 期間	概要
あいち経済労働ビジョン 2021-2025	2020.12	2021 年度 から 2025 年度までの 5 年間	世界に輝く国際イノベーション都市づくりによる 3 つの目指すべき姿 (①イノベーションが次々と生み出されるとともに、持続可能な社会を支える産業が展開する地域、②人や企業を呼び込み、世界的な交流・連携の拠点となる存在感のある地域、③誰もが自らの能力を高め・発揮し、安心して生きがいや働きがいをもって活躍できる地域) の実現に向け、6 つの施策の柱を推進するとともに、柱を下支えする 1 つの基盤施策を推進するもの。
あいち商店街活性化プラン 2025	2022.3	2022 年度 から 2025 年度までの 4 年間	『暮らし』の、『まち』の、あったらいいな」を実現する商店街への変革を目指し、ウィズコロナ、ポストコロナによる新しい生活様式や社会課題へ対応しながら、5 つの支援の視点(①商店として「稼ぐ力」を強化、②「地域コミュニティの担い手」としての機能強化、③担い手育成と外部人材及び多様な主体との連携促進、④市町村、地域住民、事業者、支援機関等で商店街を中心としたまちづくりの地域プラットフォームを構築、⑤生活やまちの課題解決、新たな就業・創業の場としての機能整備)を掲げ、各種施策を展開するもの。
あいち自動車産業 アクションプラン 2021-2025	2021.3	2021 年度 から 2025 年度までの 5 年間	自動車産業の基盤強化を図ることにより、「モノづくりの世界的な集積を活かしつつ、CASE / MaaS 等の新たな潮流に対応できる企業群の形成」と、「安全で快適な新しいクルマ社会の実現」を達成するため、具体的な施策を推進するもの。
あいち科学技術・知的財産 アクションプラン 2025	2021.3	2021 年度 から 2025 年度までの 5 年間	地域の競争力を強化し、「イノベーション都市あいち」を実現するため、3 つの柱である「①イノベーションを創出する発展的な産学行政連携の体制拡充」「②イノベーションを支える先駆的な研究開発環境の整備強化」「③イノベーションに資する積極的な知財経営の支援促進」と 1 つの基盤である「イノベーションの持続的創出を担う次世代人材の育成推進」を軸に構え、施策を展開するもの。
地域未来投資促進法に 基づく基本計画	2024.4	2024.4.1 から 2029.3.31 まで	地域未来投資促進法に基づいて市町村と共同で地理的条件や既存の産業集積の状況、インフラの整備状況などを踏まえて、基本計画を作成したもの。

ビジョン・プラン	策定 年月	対象 期間	概要
あいち ワーク・ライフ・バランス 行動計画 2021-2025	2021.3	2021 年度 から 2025 年度までの 5 年間	労働団体、経済団体、行政等で構成する「あいちワーク・ライフ・バランス推進協議会」が策定した行動計画で、3つの行動の柱(①一人ひとりの働き方を見直します、②育児・介護・病気の治療をしながら安心して働き続けられる職場環境をつくり、③ワーク・ライフ・バランスの実現に向かう気運を盛り上げます)を掲げ、それぞれの取組を示すもの。
第 11 次 愛知県職業能力開発計画	2021.4	2021 年度 から 2025 年度までの 5 年間	職業能力開発促進法に基づき、県が策定する法定計画で、4つの施策の柱(①高度なモノづくり技術・技能を有する人材の育成支援、②デジタル人材の育成・確保、③キャリア教育の推進とリスキリング・スキルアップの支援、④中小・小規模企業の人材育成の支援)を展開するもの。
あいち デジタル人材育成支援 アクションプラン	2022.3	概ね 2025 年度まで	県内産業、とりわけ中小企業のデジタル化・DX 推進のため、「中小企業への支援」、「離転職者への支援」、「未来の産業を担う人材への支援」の3つの視点で今後取り組む関連施策を取りまとめたもの。
あいち観光戦略 2024-2026	2024.2	2024 年度 から 2026 年度までの 3 年間	愛知県観光振興基本条例が掲げる「魅力ある活力に満ちた地域社会の実現及び県民生活の向上」に向けて、観光関連産業の振興を図ることを目的に策定。2040 年頃までの長期的な展望を視野に入れつつ、ジブリパークの全エリア開園後の 2024 年度から、第 20 回アジア競技大会・第 5 回アジアパラ競技大会が開催される 2026 年度までの 3 年間に取り組む施策や事業を示すもの。

問 合 せ 先

- あいち経済労働ビジョン 2021-2025
愛知県経済産業局産業部産業政策課 電話 (052) 954-6330
- あいち商店街活性化プラン 2025
愛知県経済産業局中小企業部商業流通課 電話 (052) 954-6336
- あいち自動車産業アクションプラン 2021-2025
愛知県経済産業局次世代モビリティ産業課 電話 (052) 954-6136
- あいち科学技術・知的財産アクションプラン 2025
愛知県経済産業局産業部産業科学技術課 電話 (052) 954-6351
- 地域未来投資促進法に基づく基本計画
愛知県経済産業局産業部産業立地通商課 電話 (052) 954-6372
- あいちワーク・ライフ・バランス行動計画 2021-2025
愛知県労働局労働福祉課 電話 (052) 954-6360
- 第 11 次愛知県職業能力開発計画、あいちデジタル人材育成支援アクションプラン
愛知県労働局産業人材育成課 電話 (052) 954-6365
- あいち観光戦略 2024-2026
愛知県観光コンベンション局観光振興課 電話 (052) 954-6353

XII その他

1 県経済労働部門の主要調査

県やその関係機関では、経済労働に関する各種調査を行っています。
調査結果は各種施策に生かされているほか、希望者が閲覧できるようにしています。詳しくは、
問合せ先までご連絡ください。

調 査 名	概 要	問 合 せ 先
中 小 企 業 景 況 調 査	県内中小企業の売上、採算、資金繰り、設備投資動向などの業況を四半期ごとに把握したもの	愛知県経済産業局産業部 産 業 政 策 課 (052)954-6330
工 場 立 地 動 向 調 査	用地取得時点での工場立地件数・面積を調査したもの	愛知県経済産業局産業部 産 業 立 地 通 商 課 (052)954-6342
工 場 適 地 調 査	工場の建設に適した用地の立地条件を調査したもの	愛知県経済産業局産業部 産 業 立 地 通 商 課 (052)954-6342
愛 知 県 内 貿 易 港 の 輸 出 入 動 向 調 査	県内の貿易港(名古屋港、衣浦港、三河港、中部国際空港)における輸出入動向を集計したもの	(公財)あいち産業振興機構 新 事 業 支 援 部 国 際 ビ ジ ネ ス グ ル ー プ (052)715-3065
愛 知 県 内 企 業 の 海 外 事 業 活 動 調 査	県内に本社を置く企業の海外への進出状況など、海外事業活動の動向を調査したもの	(公財)あいち産業振興機構 新 事 業 支 援 部 国 際 ビ ジ ネ ス グ ル ー プ (052)715-3065
愛 知 県 貿 易 関 係 企 業 デ ー タ ベ ー ス 調 査	県内に事業所を置く貿易関係企業・機関の会社概要や取扱商品・サービス内容等を調査したもの	(公財)あいち産業振興機構 新 事 業 支 援 部 国 際 ビ ジ ネ ス グ ル ー プ (052)715-3065
労 働 組 合 基 礎 調 査	県内労働組合の組合数、組合員数、組織系統等の実態を調査したもの	愛知県労働局労働福祉課 (052)954-6361
春 季 賃 上 げ 及 び 一 時 金 (夏 季 ・ 年 末) 要 求 ・ 妥 結 状 況 調 査	県内の労働組合のある企業の春季賃上げ及び一時金(夏季・年末)の要求・妥結状況を調査したもの	愛知県労働局労働福祉課 (052)954-6899
労 働 条 件 ・ 労 働 福 祉 実 態 調 査	県内企業で働く労働者の労働時間等の実態を調査したもの	愛知県労働局労働福祉課 (052)954-6899
観 光 レ ク リ エ ー シ ョ ン 利 用 者 統 計	県内の観光レクリエーション資源・施設における利用者数(観光入込客数)をまとめたもの	愛知県観光コンベンション局 観 光 振 興 課 (052)954-6353
観 光 入 込 客 統 計	観光入込客数(実人数)、観光消費額単価、観光消費額、満足度を調査したもの	愛知県観光コンベンション局 観 光 振 興 課 (052)954-6353
愛 知 県 訪 日 外 客 動 向 調 査	中部国際空港から出国する外国人旅行者を対象に、旅行消費等を調査したもの	愛知県観光コンベンション局 観 光 振 興 課 (052)954-6353

2 労働者協同組合について

(1) 労働者協同組合法とは

労働者協同組合法は、各人が生活との調和を保ちつつその意欲及び能力に応じて就労する機会が必ずしも十分に確保されていない現状等を踏まえ、組合員が出資し、それぞれの意見を反映して組合の事業が行われ、組合員自らが事業に従事することを基本原理とする新たな法人組織である「労働者協同組合」について、その設立、管理、その他必要な事項を定めた法律です。

当該法律は、労働者協同組合により、多様な就労の機会を創出することを促進するとともに、当該組織を通じて地域における多様な需要に応じた事業が行われることを促進し、もって持続可能で活力ある地域社会の実現に資することを目的とするものであり、2022年10月1日に施行されました。

(2) 労働者協同組合の基本原理その他の基準及び運営の原則

①労働者協同組合（以下「組合」という。）は、次に掲げる基本原理に従い事業が行われることを通じて、持続可能で活力ある地域社会の実現に資することを目的とするものでなければならないこと。

- ・組合員が出資すること
- ・その事業を行うに当たり組合員の意見が適切に反映されること
- ・組合員が組合の行う事業に従事すること

②組合は、①のほか、次に掲げる要件を備えなければならないこと。

- ・組合員が任意に加入し、又は脱退することができること
- ・その行う事業に従事する組合員との間で労働契約を締結すること
- ・組合員の議決権及び選挙権は、出資口数にかかわらず、平等であること
- ・組合との間で労働契約を締結する組合員が総組合員の議決権の過半数を保有すること
- ・剰余金の配当は、組合員が組合の事業に従事した程度に応じて行うこと

(3) 企業組合又はNPO法人から労働者協同組合への組織変更

この法律の施行の際、現に存する企業組合又はNPO法人は、施行後3年以内に限り、総会の議決により、その組織を変更し、組合になることができます。(2025年9月30日まで)

問 合 せ 先

愛知県労働局労働福祉課

電話 (052) 954-6360

3 人権問題・部落差別について

日本国憲法では、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」と規定し、一人ひとりの基本的人権を保障しています。

しかし、残念なことに私たちのまわりでは、女性や障害者、外国人、性的少数者に対する差別など、偏見や誤解による人権侵害が少なくありません。とりわけ、わが国固有の人権にかかわる重大な社会問題に部落差別があります。

部落差別とは、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分制度に由来し、結婚や就職などの社

会的関係で、現代社会においても「被差別部落」や「同和地区」などと呼ばれる地域に生まれたり、そこに住んでいるだけで、差別されることがあるという重大な社会問題です。

憲法が保障した基本的人権の理念を実現するため、部落差別は必ず解決しなければならない課題です。そのためには、私たち一人ひとりが身のまわりの不合理や矛盾に気づき、一つひとつ解決する努力を積み重ねていくことが必要です。今一度、人権の尊さについて考え、差別や偏見のない明るい社会づくりを心がけましょう。

愛知県人権尊重の社会づくり条例においても「部落差別の解消に向けた取組の推進」を個別の人権課題として規定し、県は、部落差別についての県民及び事業者の正しい理解を深めるために必要な教育及び啓発等を進めていくこととしています。

県人権推進課では、人権問題・部落差別を正しく理解していただくため、「あいち人権センター」において人権啓発パンフレット等の作成・配布や人権啓発図書及びDVD等の貸出しを行い、部落差別を始めとするさまざまな人権問題の解決を目指しています。また、人権相談窓口を設置し、人権に関する一般的な情報提供や助言、専門相談窓口の案内等実施しています。

そのほか、県経済産業局中小企業部では、事業者向けの人権啓発セミナーの開催、経営指導員による経営改善普及事業、県労働局では公正な採用選考のための啓発冊子の作成・配布を行っています。

■あいち人権センター利用案内のホームページ

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/jinken/0000085097.html>

問 合 せ 先

愛知県県民文化局人権推進課

電話 (052) 954-6167・6749

愛知県県民文化局人権推進課（人権相談専用ダイヤル）

電話 (052) 954-6806

愛知県経済産業局中小企業部中小企業金融課

電話 (052) 954-6335

愛知県労働局就業促進課

電話 (052) 954-6367

■附 録

I 県庁組織の問合せ先

1 本庁組織

○所在地 〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 ○電話番号 (052)961-2111(代)

(1) 経済産業局

課 名	主 な 業 務	電 話	ファックス
産 業 政 策 課	産業振興の企画調整、産業労働センター運営、局内の人事・予算に関すること	(052)954-6330	(052)954-6923
産 業 振 興 課	工業、地場産業、DX、情報通信・ロボット産業の振興、愛知ブランドに関すること	(052)954-6340	(052)954-6976
産 業 科 学 技 術 課	産業科学技術の振興、「知の拠点あいち」、知的財産権に関すること	(052)954-6347	(052)954-6977
産 業 立 地 通 商 課	産業立地、貿易の振興、海外との産業交流に関すること	(052)954-6342	(052)961-7693
水素社会実装推進課	水素等の社会実装に向けたプロジェクトの企画調整に関すること	(052)954-7416	(052)954-6943
次世代モビリティ産業課	自動車産業、航空宇宙産業、次世代空モビリティの振興に関すること	(052)954-6136	(052)961-6943
中 小 企 業 金 融 課	商工業金融、貸金業の登録に関すること	(052)954-6333	(052)954-6924
商 業 流 通 課	商業・サービス業の振興、大規模小売店舗、計量の適正化に関すること	(052)954-6336	(052)954-6925
愛知県計量センター※	計量の適正化に関すること	(052)603-6300	(052)603-1396
イノベーション企画課	イノベーション創出に向けた総合的な企画調整に関すること	(052)954-7423	(052)954-6997
スタートアップ推進課	スタートアップの育成・支援に関すること	(052)954-6331	(052)954-6959
海 外 連 携 推 進 課	イノベーション創出に係るグローバル展開支援	(052)954-7474	(052)954-6959

※ 愛知県計量センター：〒476-0001 東海市南柴田町ロノ割95番地24

(2) 労働局

課 名	主 な 業 務	電 話	ファックス
労 働 福 祉 課	勤労者福祉、労使関係の安定、仕事と生活の調和推進、局内の人事・予算に関すること	(052)954-6358	(052)954-6926
就 業 促 進 課	若年者雇用対策、高齢者・障害者雇用対策に関すること	(052)954-6363	(052)954-6927
産 業 人 材 育 成 課	産業人材育成、公共職業訓練に関すること	(052)954-6365	(052)954-6978
技能五輪・アビリンピック推進室	技能五輪・アビリンピックに関すること	(052)954-6972	(052)954-6978

(3) 観光コンベンション局

課 名	主 な 業 務	電 話	ファックス
観 光 振 興 課	観光振興、旅行業の登録、局内の人事・予算に関すること	(052)954-6134	(052)973-3584
国 際 観 光 コンベンション課	コンベンションの誘致、インバウンドの促進、全国通訳案内士の登録に関すること	(052)954-6373	(052)973-3584
国 際 展 示 場 室	愛知県国際展示場(Aichi Sky Expo)の管理、利活用推進に関すること	(052)954-6856	(052)973-3584

(4) 労働委員会事務局

課 名	主 な 業 務	電 話	ファックス
審 査 調 整 課	不当労働行為の審査、労働争議の調整、個別労働関係紛争のあっせんに関する事	(052)954-6832	(052)951-6691

(インターネットホームページ)

課 名	ホームページアドレス	電子メール
産 業 政 策 課	https://www.pref.aichi.jp/soshiki/sangyo-seisaku/	sangyo-seisaku@pref.aichi.lg.jp
産 業 振 興 課	https://www.pref.aichi.jp/soshiki/sangyoshinko/	sangyoshinko@pref.aichi.lg.jp
産 業 科 学 技 術 課	https://www.pref.aichi.jp/soshiki/san-kagi/	san-kagi@pref.aichi.lg.jp
産 業 立 地 通 商 課	https://www.pref.aichi.jp/soshiki/ricchitsusho/	ricchitsusho@pref.aichi.lg.jp
水素社会実装推進課	https://www.pref.aichi.jp/soshiki/suiso/	suiso@pref.aichi.lg.jp
次世代モビリティ産業課	https://www.pref.aichi.jp/soshiki/jisedai/	jisedai@pref.aichi.lg.jp
中 小 企 業 金 融 課	https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kinyu/	kinyu@pref.aichi.lg.jp
商 業 流 通 課 (愛知県計量センター)	https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shogyo/	shogyo@pref.aichi.lg.jp (keiry-center@pref.aichi.lg.jp)
イノベーション企画課	https://www.pref.aichi.jp/soshiki/innovation-kikaku/	innovation@pref.aichi.lg.jp
スタートアップ推進課	https://www.pref.aichi.jp/soshiki/startup/	startup@pref.aichi.lg.jp
海 外 連 携 推 進 課	https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kaigairenkei-suishin/	kaigairenkei- suishin@pref.aichi.lg.jp
労 働 福 祉 課	https://www.pref.aichi.jp/soshiki/rodofukushi/	rodofukushi@pref.aichi.lg.jp
就 業 促 進 課	https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shugyo/	shugyo@pref.aichi.lg.jp
産 業 人 材 育 成 課 (技能五輪・アビリンピック推進室)	https://www.pref.aichi.jp/soshiki/jinzai/ (https://www.pref.aichi.jp/soshiki/gorin/)	jinzai@pref.aichi.lg.jp (gorin@pref.aichi.lg.jp)
観 光 振 興 課	https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kanko/	kanko@pref.aichi.lg.jp
国際観光コンベンション課 (国際展示場室)	https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kokusai-kanko/ (https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kokusai-kanko/tenji.html)	kokusai-kanko@pref.aichi.lg.jp (tenji@pref.aichi.lg.jp)
審 査 調 整 課	https://www.pref.aichi.jp/soshiki/rodoi/	rodoi@pref.aichi.lg.jp

2 地方機関

(1) あいち産業科学技術総合センター

各業種別に研究開発、技術指導や企業の依頼による試験分析などの業務を行っています。

■あいち産業科学技術総合センターのホームページ <https://www.aichi-inst.jp/>

名 称	所 在 地	電 話	ファックス	電子メール
本 部	〒470-0356 豊田市八草町秋合 1267-1 (知の拠点あいち内)	(0561) 76-8301	(0561) 76-8304	acist@pref.aichi.lg.jp
瀬戸窯業試験場	同上	(0561) 21-2116	(0561) 21-2128	seto@aichi-inst.jp
産業技術センター	〒448-0013 刈谷市恩田町 1-157-1	(0566) 24-1841	(0566) 22-8033	info@aichi-inst.jp
常滑窯業試験場	〒479-0021 常滑市大曾町 4-50	(0569) 35-5151	(0569) 34-8196	tokoname@aichi-inst.jp
三河窯業試験場	〒447-0861 碧南市六軒町 2-15	(0566) 41-0410	(0566) 43-2021	mikawa-yougyou@ aichi-inst.jp
食品工業技術センター	〒451-0083 名古屋市西区新福寺町 2-1-1	(052) 325-8091	(052) 532-5791	shokuhin@aichi-inst.jp
尾張繊維技術センター	〒491-0931 一宮市大和町馬引字宮浦 35	(0586) 45-7871	(0586) 45-0509	owari@aichi-inst.jp
三河繊維技術センター	〒443-0013 蒲郡市大塚町伊賀久保 109	(0533) 59-7146	(0533) 59-7176	mikawa@aichi-inst.jp

(2) 高等技術専門校、愛知障害者職業能力開発校

新規学卒者、離転職者、障害者等を対象とする訓練を実施しています。また、企業などが行う教育訓練の場を提供しています。

名 称	所 在 地	電 話	ファックス	電子メール
名古屋高等技術専門校	〒462-0023 名古屋市北区安井 2-4-48	(052) 917-6711	(052) 917-6331	nagoya-senmonko@ pref.aichi.lg.jp
窯業校	〒489-0965 瀬戸市南山口町 538	(0561) 21-6666	(0561) 21-6199	yogyo-senmonko@ pref.aichi.lg.jp
三河高等技術専門校	〒444-0802 岡崎市美合町字平端 24	(0564) 51-0775	(0564) 52-4568	mikawa-senmonko@ pref.aichi.lg.jp
東三河校	〒441-1231 豊川市一宮町上新切 33-4	(0533) 93-2018	(0533) 93-4267	higashimikawa-senmonko@ pref.aichi.lg.jp
愛知障害者職業能力開発校	〒441-1231 豊川市一宮町上新切 33-14	(0533) 93-2102	(0533) 93-6554	noryokukaihatsuko@ pref.aichi.lg.jp

3 東三河総局、県民事務所

商工会や商工会議所・中小企業団体の指導、小規模企業への支援、商業団体等への補助、観光施設等への補助、観光事業、計量指導、金融相談、労働相談(尾張県民事務所を除く)、労働事情に関する調査、資料提供、労働問題に関する講座・セミナーなどの業務を実施しています。

事 務 所 名	担 当 課	所 在 地	電 話	ファックス
東 三 河 総 局	企画調整部 産業労働課	〒440-8515 豊橋市八町通5-4	(直)(0532)35-6116 (代)(0532)54-5111	(0532)54-7239
新 城 設 楽 振 興 事 務 所	山村振興課	〒441-1365 新城市字石名号20-1	(直)(0536)23-2116 (代)(0536)23-2111	(0536)23-6950
尾 張 県 民 事 務 所	産業労働課	〒460-8512 名古屋市中区三の丸 2-6-1	(直)(052)961-1518 (代)(052)961-7211	(052)951-5680
海 部 県 民 事 務 所	産業労働課	〒496-8531 津島市西柳原町1-14	(直)(0567)24-2133 (代)(0567)24-2111	(0567)26-4040
知 多 県 民 事 務 所	産業労働課	〒475-8501 半田市出口町1-36	(代)(0569)21-8111	(0569)26-4529
西三河県民事務所	産業労働課	〒444-8551 岡崎市明大寺本町1-4	(直)(0564)27-2720 (代)(0564)23-1211	(0564)23-4653
豊 田 庁 舎	豊田加茂 産業労働・ 山村振興 グループ	〒471-8503 豊田市元城町4-45	(直)(0565)32-7498	(0565)32-6470

4 東京事務所 産業誘致課

首都圏での愛知県への企業誘致、企業等の動向の情報収集、県外からの観光客の誘致、大規模な催事やコンベンションの誘致などの業務を行っています。

名 称	所 在 地	電 話	ファックス
東京事務所産業誘致課	〒102-0093 東京都千代田区平河町2-6-3	(03)5212-9972	(03)5212-9095

5 海外産業情報センター

中小企業の海外事業活動支援のための情報収集・提供、愛知県への海外からの直接投資の促進、愛知県への外国人観光客の誘致、県政に係る海外先進事例調査などの業務を行っています。

名 称	所 在 地	電 話	ファックス	電子メール
上 海 産 業 情報センター	〒200336 中華人民共和国上海市延安西路 2201号 上海国際貿易中心21楼2109室	010-86-21- 6219-8125	010-86-21- 6219-8132	aichi- shanghai@aibsc.jp
バンコク産業 情報センター	c/o JETRO BANGKOK (AICHI OFFICE) 127 Gayson Tower, 29th Floor Ratchadamri Road, Lumpini, Pathumwan, Bangkok 10330, THAILAND	010-66-2- 253-6441 内線/ext150	010-66-2- 254- 5408	aichi- bkk@jetro.go.jp

II 産業労働関係団体の問合せ先

1 産業労働関係機関等

名 称	所 在 地	郵便番号	電 話
(公財)あいち産業振興機構	名古屋市中村区名駅 4-4-38 愛知県産業労働センター14, 15, 18 階	450-0002	(052)715-3061
愛知県中小企業団体中央会	名古屋市中村区名駅 4-4-38 愛知県産業労働センター16 階	450-0002	(052)485-6811
三河分室	豊橋市駅前大通 3-90-1	440-0888	(0532)54-3462
愛知県商工会連合会	名古屋市中村区名駅 4-4-38 愛知県産業労働センター16 階	450-0002	(052)562-0030
愛知県商工会議所連合会	名古屋市中区栄 2-10-19 名古屋商工会議所内	460-8422	(052)223-5610
愛知県信用保証協会	名古屋市中村区椿町 7-9	453-8558	0120-454-754 (フリーダイヤル)
西三河支店	岡崎市上明大寺町 2-13	444-8612	(0564)25-2430
東三河支店	豊橋市大橋通 2-125	440-0076	(0532)57-5611
愛知県経営者協会	名古屋市中区栄 2-10-19 名古屋商工会議所ビル 7 階	460-0008	(052)221-1931
(一社)中部経済連合会	名古屋市中区栄 2-10-19 名古屋栄ビルディング 10 階	461-0008	(052)962-8091
愛知県商店街振興組合連合会	名古屋市中村区名駅 4-4-38 愛知県産業労働センター15 階	450-0002	(052)563-0550
(一社)中部産業連盟	名古屋市中区栄 2-10-19	461-8580	(052)931-3181
(公財)尾州ファッションデザインセンター	一宮市大和町馬引字南正亀 4-1	491-0931	(0586)46-1361
(公財)科学技術交流財団	豊田市八草町秋合 1267-1 「知の拠点あいち」あいち産業科学技 術総合センター内	470-0356	(0561)76-8321
(一社)中部航空宇宙産業センター	名古屋市中区栄 2-9-26 ポーラ名古屋ビル 10 階	460-0008	(052)221-6681
(株)サイエンス・クリエイト	豊橋市西幸町字浜池 333-9	441-8113	(0532)44-1111
(一社)愛知県計量連合会	名古屋市中村区則武 1-9-9 側島第 2 ノリタケビル 63 号室	453-0014	(052)452-1821
(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構愛知支部			
愛知障害者職業センター	名古屋市中区錦 1-10-1 MI テラス名古屋伏見 5 階	460-0003	(052)218-2380
愛知障害者職業センター豊橋支所	豊橋市駅前大通 1-27 MUS 豊橋ビル 6 階	440-0888	(0532)56-3861
高齢・障害者業務課	名古屋市中区錦 1-10-1 MI テラス名古屋伏見 4 階	460-0003	(052)218-3385

名 称	所 在 地	郵便番号	電 話
(公財)介護労働安定センター 愛知支部	名古屋市市中村区名駅南 2-14-19 住友生命名古屋ビル 14 階	450-0003	(052)565-9271
(公財)産業雇用安定センター 愛知事務所	名古屋市市中村区名駅南 2-14-19 住友生命名古屋ビル 4 階	450-0003	(052)583-8876
愛知県職業能力開発協会	名古屋市西区浅間 2-3-14	451-0035	(052)524-2040
(公社)愛知県技能士会連合会	名古屋市西区浅間 2-3-14	451-0035	(052)524-4423
(公財)国際人材協力機構 名古屋事務所	名古屋市中区栄-9-26 ポーラ名古屋ビル A 館 7 階	460-0008	(052)217-2313
(公財)愛知県労働協会	名古屋市中村区名駅 4-4-38 愛知県産業労働センター 17 階	450-0002	(052)485-7153
東海労働金庫	名古屋市中区新栄 1-7-12	460-0007	(052)243-8800
こくみん共済 coop 全国労働者共済生活協同組合連合会愛知推進本部	名古屋市熱田区金山町 1-12-7	456-8530	(052)681-7741
(一財)愛知県労働者福祉基金協会	名古屋市熱田区金山町 1-14-18 ワークライフプラザれあろ 2 階	456-0002	(052)684-2311
愛知県労働者福祉協議会	名古屋市熱田区金山町 1-14-18 ワークライフプラザれあろ 2 階	456-0002	(052)682-6029
(独)勤労者退職金共済機構			
中小企業退職金共済事業本部 名古屋コーナー	名古屋市中区錦 3-6-35 CBC アネックス 8 階	460-0003	(052)857-7588
建設業退職金共済事業本部 愛知県支部	名古屋市中区栄 3-28-21	460-0008	(052)243-0871
清酒製造業退職金共済事業本部 愛知県支部	名古屋市中村区竹橋町 5-5	453-0016	(052)451-8211
林業退職金共済事業本部 愛知県支部	名古屋市中区丸の内 3-5-16	460-0002	(052)961-9156
(一社)全国労働保険事務組合連合会 愛知支部	名古屋市中区栄 1-13-2 愛織第 2 ビル 3 階 302 号室	460-0008	(052)203-0075
(公社)愛知労働基準協会	名古屋市中区栄 2-9-26 ポーラ名古屋ビル内	460-0008	(052)221-1436
(公社)全国労働基準関係団体連合会 愛知県支部	名古屋市中区栄 2-9-26 ポーラ名古屋ビル内	460-0008	(052)221-1438
(公社)愛知県シルバー人材センター連合会	名古屋市中村区竹橋町 36-31	453-0016	(052)433-9711
(福)愛知県社会福祉協議会・福祉人材センター	名古屋市東区白壁 1-50 愛知県社会福祉会館 5 階	461-0011	(052)212-5516

2 商工会議所

会 議 所 名	所 在 地	郵便番号	電 話
名古屋商工会議所	名古屋市中区栄 2-10-19	460-8422	(052)223-5756
豊橋商工会議所	豊橋市花田町字石塚 42- 1	440-8508	(0532)53-7211
岡崎商工会議所	岡崎市竜美南 1- 2	444-8611	(0564)53-6161
一宮商工会議所	一宮市栄 4- 6- 8	491-0858	(0586)72-4611
瀬戸商工会議所	瀬戸市見付町 38- 2	489-8511	(0561)82-3123
半田商工会議所	半田市銀座本町 1- 1- 1	475-0874	(0569)21-0311
春日井商工会議所	春日井市鳥居松町 5-45	486-8511	(0568)81-4141
豊川商工会議所	豊川市豊川町辺通 4- 4	442-8540	(0533)86-4101
津島商工会議所	津島市立込町 4-144	496-8558	(0567)28-2800
碧南商工会議所	碧南市源氏神明町 90	447-8501	(0566)41-1100
刈谷商工会議所	刈谷市新栄町 3-26	448-8503	(0566)21-0370
豊田商工会議所	豊田市小坂本町 1-25	471-8506	(0565)32-4567
(南支所)	豊田市上郷町 5- 3- 1	470-1218	(0565)21-0019
(北支所)	豊田市四郷町東畑 70- 1	470-0373	(0565)45-1212
安城商工会議所	安城市桜町 16- 1	446-8512	(0566)76-5175
西尾商工会議所	西尾市寄住町若宮 37	445-8505	(0563)56-5151
蒲郡商工会議所	蒲郡市港町 18-23	443-8505	(0533)68-7171
犬山商工会議所	犬山市天神町 1- 8	484-8510	(0568)62-5233
常滑商工会議所	常滑市新開町 5-58	479-8668	(0569)34-3200
江南商工会議所	江南市古知野町小金 112	483-8205	(0587)55-6245
小牧商工会議所	小牧市小牧 5-253	485-8552	(0568)72-1111
稲沢商工会議所	稲沢市朝府町 15-20	492-8525	(0587)81-5000
東海商工会議所	東海市中央町 4- 2	476-0013	(0562)33-2811
大府商工会議所	大府市中央町 5-70	474-8503	(0562)47-5000

3 商工会

商 工 会 名	事 務 所 所 在 地	郵便番号	電 話
守山商工会	名古屋市守山区守山 2-8-54	463-0067	(052)791-2500
鳴海商工会	名古屋市緑区鳴海町字乙子山 1-3	458-0801	(052)896-3331
有松商工会	名古屋市緑区有松 3012	458-0924	(052)621-0178
尾西商工会	一宮市小信中島字川南 36	494-0007	(0586)62-9111
尾張旭市商工会	尾張旭市東大道町原田 2570-3	488-0801	(0561)53-7111
岩倉市商工会	岩倉市中本町西出口 31-1	482-0042	(0587)66-3400
豊明市商工会	豊明市三崎町中ノ坪 5-1	470-1125	(0562)93-6666
東郷町商工会	愛知郡東郷町大字春木字申下 1337-1	470-0162	(0561)38-0821
日進市商工会	日進市蟹甲町中島 35	470-0122	(0561)73-8000
長久手市商工会	長久手市岩作長池 45	480-1103	(0561)62-7111
豊山町商工会	西春日井郡豊山町大字豊場字城屋敷 126-1	480-0202	(0568)28-3800
北名古屋市商工会	北名古屋市九之坪竹田 180-1	481-0041	(0568)25-0001
清須市商工会	清須市清洲 1-6-1	452-0942	(052)400-3008
大口町商工会	丹羽郡大口町丸 2-8	480-0145	(0587)95-2557
扶桑町商工会	丹羽郡扶桑町大字高雄字天道 335	480-0102	(0587)93-5111
祖父江町商工会	稲沢市祖父江町山崎下杷 486-1	495-0002	(0587)97-5800
平和町商工会	稲沢市平和町横池中之町 141	490-1313	(0567)46-0031
木曽川商工会	一宮市木曽川町黒田字宝光寺東 20	493-0001	(0586)87-3618
あま市商工会	あま市甚目寺東大門 8	490-1111	(052)442-8831
大治町商工会	海部郡大治町大字堀之内字南二反畑 598	490-1137	(052)442-4511
蟹江町商工会	海部郡蟹江町城 1-214	497-0040	(0567)95-1809
飛島村商工会	海部郡飛島村大字松之郷 1-41-1	490-1434	(0567)52-1002
弥富市商工会	弥富市鯛浦町南前新田 111	498-0027	(0567)65-3100
愛西市商工会	愛西市諏訪町郷東 73-1	496-8011	(0567)24-6122
(南支所)	愛西市森川町井桁西 27	496-0943	(0567)22-5611
知多市商工会	知多市新知字下森 11-1	478-0017	(0562)55-0700
阿久比町商工会	知多郡阿久比町大字卯坂字古見堂 48	470-2212	(0569)48-7085
東浦町商工会	知多郡東浦町大字石浜字岐路 28-2	470-2103	(0562)83-6123
内海商工会	知多郡南知多町大字内海字先苅 31-2	470-3321	(0569)62-0403
豊浜商工会	知多郡南知多町大字豊浜字会下坪 27-2	470-3412	(0569)65-0004
師崎商工会	知多郡南知多町大字片名字新師崎 8-3	470-3502	(0569)63-0349
美浜町商工会	知多郡美浜町大字北方字山鼻 48-1	470-2403	(0569)82-3951
武豊町商工会	知多郡武豊町字忠白田 11-1	470-2512	(0569)73-1100

商 工 会 名	事 務 所 所 在 地	郵便番号	電 話
岡崎市六ツ美商工会	岡崎市下青野町字天神 61	444-0244	(0564)43-2502
知立市商工会	知立市鳥居 1-15-1	472-0055	(0566)81-0904
高浜市商工会	高浜市沢渡町 4-6-2	444-1333	(0566)53-1827
一色町商工会	西尾市一色町前野新田 34	444-0407	(0563)72-8276
西尾みなみ商工会	西尾市吉良町吉田大切間 17-11	444-0516	(0563)32-1141
(幡豆支所)	西尾市寺部町林添 89-1	444-0702	(0563)62-3105
幸田町商工会	額田郡幸田町大字大草字長根尻 100	444-0103	(0564)62-0120
岡崎市ぬかた商工会	岡崎市檜山町字山ノ神 10-5	444-3622	(0564)82-3077
みよし商工会	みよし市三好町大慈山 2-11	470-0224	(0561)34-1234
藤岡商工会	豊田市藤岡飯野町田中 245	470-0451	(0565)76-2612
小原商工会	豊田市小原町上平 441-1	470-0531	(0565)65-2540
足助商工会	豊田市足助町西町 48	444-2424	(0565)62-0480
下山商工会	豊田市大沼町越田和 37-1	444-3242	(0565)90-2602
旭商工会	豊田市小渡町七升蒔 13-13	444-2846	(0565)68-2620
稲武商工会	豊田市稲武町竹ノ下 1-1	441-2513	(0565)82-2640
新城市商工会	新城市字中野 15-10	441-1326	(0536)22-1778
(作手支所)	新城市作手高里字縄手下 24-4	441-1423	(0536)37-2057
設楽町商工会	北設楽郡設楽町田口字上原 2-6	441-2301	(0536)62-0004
東栄町商工会	北設楽郡東栄町大字本郷字東万場 5-5	449-0214	(0536)76-0530
津具商工会	北設楽郡設楽町津具字下川原 6-1	441-2601	(0536)83-2114
豊根村商工会	北設楽郡豊根村下黒川字蕨平 2	449-0403	(0536)85-1033
音羽商工会	豊川市赤坂町松本 250	441-0202	(0533)88-2881
一宮商工会	豊川市一宮町旭 2	441-1231	(0533)93-2088
小坂井商工会	豊川市宿町光道寺 59	441-0101	(0533)78-3333
御津町商工会	豊川市御津町西方松本 23-8	441-0312	(0533)76-3737
田原市商工会	田原市田原町倉田 10-2	441-3421	(0531)22-6666
(赤羽根支所)	田原市赤羽根町赤土 1	441-3502	(0531)45-2000
渥美商工会	田原市古田町宮ノ前 32-6	441-3613	(0531)33-0441

Ⅲ 国関係機関の問合せ先

名 称	所 在 地	郵便番号	電 話
経済産業省	東京都千代田区霞が関 1-3-1	100-8901	(03)3501-1511
中小企業庁	東京都千代田区霞が関 1-3-1	100-8912	(03)3501-1511
特許庁	東京都千代田区霞が関 3-4-3	100-8915	(03)3581-1101
資源エネルギー庁	東京都千代田区霞が関 1-3-1	100-8931	(03)3501-1511
厚生労働省	東京都千代田区霞が関 1-2-2	100-8916	(03)5253-1111
国土交通省	東京都千代田区霞が関 2-1-3	100-8918	(03)5253-8111
公正取引委員会	東京都千代田区霞が関 1-1-1	100-8987	(03)3581-5471
内閣府	東京都千代田区永田町 1-6-1	100-8914	(03)5253-2111
文部科学省	東京都千代田区霞が関 3-2-2	100-8959	(03)5253-4111
中部経済産業局	名古屋市中区三の丸 2-5-2	460-8510	(052)951-2683
地域経済部地域経済課	名古屋市中区三の丸 2-5-2	460-8510	(052)951-8457
地域経済部地域振興・人材政策課	名古屋市中区三の丸 2-5-2	460-8510	(052)951-8457
地域経済部航空宇宙・次世代産業課	名古屋市中区三の丸 2-5-2	460-8510	(052)951-8457
地域経済部イノベーション推進課	名古屋市中区三の丸 2-5-2	460-8510	(052)951-2774
産業部産業振興課	名古屋市中区三の丸 2-5-2	460-8510	(052)951-0520
産業部消費経済課	名古屋市中区三の丸 2-5-2	460-8510	(052)951-2560
産業部製造産業課	名古屋市中区三の丸 2-5-2	460-8510	(052)951-2724
産業部中小企業課	名古屋市中区三の丸 2-5-2	460-8510	(052)951-2748
取引適正化推進室	名古屋市中区三の丸 2-5-2	460-8510	(052)951-2860
産業部経営支援課	名古屋市中区三の丸 2-5-2	460-8510	(052)951-0521
経営力向上室	名古屋市中区三の丸 2-5-2	460-8510	(052)951-0253
資源エネルギー環境部 資源エネルギー環境課 カーボンニュートラル推進室	名古屋市中区三の丸 2-5-2	460-8510	(052)951-2566
愛知労働局			
総務部総務課	名古屋市中区三の丸 2-5-1 名古屋合同庁舎第 2 号館	460-8507	(052)972-0251
総務部労働保険徴収課	名古屋市中区栄 2-3-1 名古屋広小路ビルディング	460-0008	(052)219-5501
総務部労働保険適用・事務組合課	名古屋市中区栄 2-3-1 名古屋広小路ビルディング	460-0008	(052)219-5503 (052)219-5502
雇用環境・均等部 企画課	名古屋市中区三の丸 2-5-1 名古屋合同庁舎第 2 号館	460-8507	(052)972-0252
雇用環境・均等部 企画課(助成金担当)	名古屋市中区三の丸 2-5-1 名古屋合同庁舎第 2 号館	460-8507	(052)857-0313
雇用環境・均等部 指導課	名古屋市中区三の丸 2-2-1 名古屋合同庁舎第 1 号館	460-0001	(052)857-0312

名 称	所 在 地	郵便番号	電 話
雇用環境・均等部 指導課(総合労働相談コーナー)	名古屋市中区三の丸 2-2-1 名古屋合同庁舎第 1 号館	460-0001	(052)972-0266
労働基準部監督課	名古屋市中区三の丸 2-5-1 名古屋合同庁舎第 2 号館	460-8507	(052)972-0253
労働基準部安全課	名古屋市中区三の丸 2-5-1 名古屋合同庁舎第 2 号館	460-8507	(052)972-0255
労働基準部健康課	名古屋市中区三の丸 2-5-1 名古屋合同庁舎第 2 号館	460-8507	(052)972-0256
労働基準部賃金課	名古屋市中区三の丸 2-5-1 名古屋合同庁舎第 2 号館	460-8507	(052)972-0257
労働基準部労災補償課	名古屋市中区栄 2-3-1 名古屋広小路ビルヂング	460-0008	(052)855-2147
職業安定部職業安定課	名古屋市中区錦 2-14-25 ヤマイチビル	460-0003	(052)219-5504
職業安定部職業対策課	名古屋市中区錦 2-14-25 ヤマイチビル	460-0003	(052)219-5507
あいち雇用助成室	名古屋市中区錦 2-14-25 ヤマイチビル	460-0003	(052)219-5519
職業安定部訓練課	名古屋市中区錦 2-14-25 ヤマイチビル	460-0003	(052)688-5755
需給調整事業部 需給調整事業第一課	名古屋市中区錦 2-14-25 ヤマイチビル	460-0003	(052)219-5587
需給調整事業部 需給調整事業第二課	名古屋市中区錦 2-14-25 ヤマイチビル	460-0003	(052)685-2555
労働基準監督署	※P98～P99参照		
公共職業安定所	※P91参照		
日本年金機構	※2017年2月以降、名古屋北年金事務所の厚生年金保険等の適用・徴収に関する業務は、大曾根年金事務所で行っています。なお、年金相談や国民年金の業務は、引き続き、各年金事務所で行っています。		
大曾根年金事務所	名古屋市中区東大曾根町 28-1	461-8685	(052)935-3344
中村 "	名古屋市中村区太閤 1-19-46	453-8653	(052)453-7200
鶴舞 "	名古屋市中区富士見町 2-13	460-0014	(052)323-2553
熱田 "	名古屋市熱田区伝馬 2-3-19	456-8567	(052)671-7263
笠寺 "	名古屋市南区柵下町 3-21	457-8605	(052)822-2512
昭和 "	名古屋市昭和区桜山町 5-99-6 桜山駅前ビル	466-8567	(052)853-1463
名古屋西 "	名古屋市西区城西 1-6-16	451-8558	(052)524-6855
名古屋北 "	名古屋市北区清水 5-6-25	462-8666	(052)912-1213
豊橋 "	豊橋市菰口町 3-96	441-8603	(0532)33-4111
岡崎 "	岡崎市朝日町 3-9	444-8607	(0564)23-2637
一宮 "	一宮市新生 4-7-13	491-8503	(0586)45-1418
瀬戸 "	瀬戸市共栄通 4-6	489-8686	(0561)83-2412
半田 "	半田市西新町 1-1	475-8601	(0569)21-2375
豊川 "	豊川市金屋町 32	442-8605	(0533)89-4042
刈谷 "	刈谷市寿町 1-401	448-8662	(0566)21-2110
豊田 "	豊田市神明町 3-33-2	471-8602	(0565)33-1123

名 称	所 在 地	郵便番号	電 話
(独)中小企業基盤整備機構	東京都港区虎ノ門 3-5-1 虎ノ門37森ビル	105-8453	(03)3433-8811
中部本部	名古屋市中区錦 2-2-13名古屋センタービル4階	460-0003	(052)201-3003
中小企業大学校瀬戸校	瀬戸市川平町79	489-0001	(0561)48-3401
名古屋中小企業投資育成(株)	名古屋市中村区名駅南 1-16-30 東海ビル7階	450-0003	(052)581-9541
(独)日本貿易振興機構	東京都港区赤坂 1-12-32アーク森ビル	107-6006	(03)3582-5511
名古屋貿易情報センター	名古屋市中村区名駅 4-4-38 愛知県産業労働センター18階	450-0002	(052)589-6210
(株)日本貿易保険	東京都千代田区西神田 3-8-1 千代田ファーストビル東館5階	101-8359	(03)3512-7650
(独)製品評価技術基盤機構	東京都渋谷区西原 2-49-10	151-0066	(03)3481-1921
中部支所	名古屋市中区三の丸 2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館1階	460-0001	(052)951-1931
(国研)産業技術総合研究所	茨城県つくば市梅園 1-1-1	305-8560	(029)861-2000
中部センター	名古屋市中村区下志段味穴ヶ洞2266-98	463-8560	(052)736-7000
日本電気計器検定所	東京都港区芝浦 4-15-7	108-0023	(03)3451-1181
中部支社	春日井市気噴町 3-5-7	487-0014	(0568)53-6331
(一財)日本品質保証機構	東京都千代田区神田須田町 1-25 JR神田万世橋ビル17階	101-8555	(03)4560-9001
ISO中部支部	名古屋市中村区名駅南 1-24-30 名古屋三井ビルディング本館9階	450-0003	(052)533-9221
中部試験センター	北名古屋市沖村五反22	481-0043	(0568)24-5111
名古屋マテリアルテク ノ試験所	北名古屋市沖村沖浦39	481-0043	(0568)24-2204
師勝EMC試験所	北名古屋市薬師寺山浦53-1	481-0005	(0568)23-3310
名南試験室	名古屋市緑区大高町字川添83	459-8001	(052)622-5046

IV 市町村の問合せ先

名 称	所 在 地	郵便番号	電 話
名古屋 市	名古屋市中区三の丸 3-1-1	460-8508	(052)961-1111
千種区	名古屋市千種区星が丘山手103(仮設庁舎)	464-8644	(052)762-3111
東 区	名古屋市東区筒井 1-7-74	461-8640	(052)935-2271
北 区	名古屋市北区清水 4-17-1	462-8511	(052)911-3131
西 区	名古屋市西区花の木 2-18-1	451-8508	(052)521-5311
中村区	名古屋市中村区松原 1-23-1	453-8501	(052)483-8161
中 区	名古屋市中区栄 4-1-8	460-8447	(052)241-3601
昭和区	名古屋市昭和区阿由知通 3-19	466-8585	(052)731-1511
瑞穂区	名古屋市瑞穂区瑞穂通 3-32	467-8531	(052)841-1521
熱田区	名古屋市熱田区神宮 3-1-15	456-8501	(052)681-1431
中川区	名古屋市中川区高畑 1-223	454-8501	(052)362-1111
港 区	名古屋市港区港明 1-12-20	455-8520	(052)651-3251
南 区	名古屋市南区前浜通 3-10	457-8508	(052)811-5161
守山区	名古屋市守山区小幡 1-3-1	463-8510	(052)793-3434
緑 区	名古屋市緑区青山 2-15	458-8585	(052)621-2111
名東区	名古屋市名東区上社 2-50	465-8508	(052)773-1111
天白区	名古屋市天白区島田 2-201	468-8510	(052)803-1111
豊 橋 市	豊橋市今橋町 1	440-8501	(0532)51-2111
岡 崎 市	岡崎市十王町 2-9	444-8601	(0564)23-6000
一 宮 市	一宮市本町 2-5-6	491-8501	(0586)28-8100
瀬 戸 市	瀬戸市追分町64-1	489-8701	(0561)82-7111
半 田 市	半田市東洋町 2-1	475-8666	(0569)21-3111
春 日 井 市	春日井市鳥居松町 5-44	486-8686	(0568)81-5111
豊 川 市	豊川市諏訪 1-1	442-8601	(0533)89-2111
津 島 市	津島市立込町 2-21	496-8686	(0567)24-1111
碧 南 市	碧南市松本町28	447-8601	(0566)41-3311
刈 谷 市	刈谷市東陽町 1-1	448-8501	(0566)23-1111
豊 田 市	豊田市西町 3-60	471-8501	(0565)31-1212
安 城 市	安城市桜町18-23	446-8501	(0566)76-1111
西 尾 市	西尾市寄住町下田22	445-8501	(0563)56-2111
蒲 郡 市	蒲郡市旭町17-1	443-8601	(0533)66-1111
犬 山 市	犬山市大字犬山字東畑36	484-8501	(0568)61-1800
常 滑 市	常滑市飛香台 3-3-5	479-8610	(0569)35-5111
江 南 市	江南市赤童子町大堀90	483-8701	(0587)54-1111
小 牧 市	小牧市堀の内 3-1	485-8650	(0568)72-2101
稲 沢 市	稲沢市稲府町 1	492-8269	(0587)32-1111
新 城 市	新城市字東入船115	441-1392	(0536)23-1111
東 海 市	東海市中央町 1-1	476-8601	(052)603-2211
大 府 市	大府市中央町 5-70	474-8701	(0562)47-2111

名 称	所 在 地	郵便番号	電 話
知 多 市	知多市緑町 1	478-8601	(0562)33-3151
知 立 市	知立市広見 3-1	472-8666	(0566)83-1111
尾 張 旭 市	尾張旭市東大道町原田2600-1	488-8666	(0561)53-2111
高 浜 市	高浜市青木町 4-1-2	444-1398	(0566)52-1111
岩 倉 市	岩倉市栄町 1-66	482-8686	(0587)66-1111
豊 明 市	豊明市新田町子持松 1-1	470-1195	(0562)92-1111
日 進 市	日進市蟹甲町池下268	470-0192	(0561)73-7111
田 原 市	田原市田原町南番場30-1	441-3492	(0531)22-1111
愛 西 市	愛西市稲葉町米野308	496-8555	(0567)26-8111
清 須 市	清須市須ヶ口1238	452-8569	(052)400-2911
北 名 古 屋 市	北名古屋市西之保清水田15	481-8531	(0568)22-1111
弥 富 市	弥富市前ヶ須町南本田335	498-8501	(0567)65-1111
み よ し 市	みよし市三好町小坂50	470-0295	(0561)32-2111
あ ま 市	あま市七宝町沖之島深坪 1	497-8602	(052)444-1001
長 久 手 市	長久手市岩作城の内60-1	480-1196	(0561)63-1111
東 郷 町	愛知郡東郷町大字春木字羽根穴 1	470-0198	(0561)38-3111
豊 山 町	西春日井郡豊山町大字豊場字新栄260	480-0292	(0568)28-0001
大 口 町	丹羽郡大口町下小口 7-155	480-0144	(0587)95-1111
扶 桑 町	丹羽郡扶桑町大字高雄字天道330	480-0102	(0587)93-1111
大 治 町	海部郡大治町大字馬島字大門西 1-1	490-1192	(052)444-2711
蟹 江 町	海部郡蟹江町学戸 3-1	497-8601	(0567)95-1111
飛 島 村	海部郡飛島村竹之郷 3-1	490-1436	(0567)52-1231
阿 久 比 町	知多郡阿久比町大字卯坂字殿越50	470-2292	(0569)48-1111
東 浦 町	知多郡東浦町大字緒川字政所20	470-2192	(0562)83-3111
南 知 多 町	知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪18	470-3495	(0569)65-0711
美 浜 町	知多郡美浜町大字河和字北田面106	470-2492	(0569)82-1111
武 豊 町	知多郡武豊町字長尾山 2	470-2392	(0569)72-1111
幸 田 町	額田郡幸田町大字菱池字元林 1-1	444-0192	(0564)62-1111
設 楽 町	北設楽郡設楽町田口字辻前14	441-2301	(0536)62-0511
東 栄 町	北設楽郡東栄町大字本郷字上前畑25	449-0292	(0536)76-0501
豊 根 村	北設楽郡豊根村下黒川字蕨平 2	449-0403	(0536)85-1311

※ 2025 年 5 月 21 日現在

V 展示場、会議室等

県経済産業局では、名古屋駅前の愛知県産業労働センター(ウインクあいち)を始めとして、セミナー、研修会などに低廉に利用できるホール、展示場、会議室を用意しています。

名 称	所在地・電話番号・ホームページ	ホール・展示場	会議室など
愛知県産業労働センター (ウインクあいち)	〒450-0002 名古屋市中村区名駅 4-4-38 (052)571-6131 https://www.winc-aichi.jp/	大ホール 1 小ホール 2 展示場 3	49 室 (36~171 人)
愛知県技術開発交流センター	〒448-0013 刈谷市恩田町 1-157-1 (0566)45-5981 https://www.aichi-inst.jp/kouryu/	1 ホール (394 m ² 、273 人)	4 室 (40~100 人)
愛 知 県 国 際 展 示 場 (Aichi Sky Expo)	〒479-0881 常滑市セントレア 5 丁目 10-1 (0569)38-2361 https://www.aichiskyexpo.com/	6 ホール (展示面積 1 万 m ² /ホール)	会議室 18 室 多目的利用地 貸 出 面 積 約 3.6 万 m ²

●STATION Ai

所 在 地：〒466 - 0064 名古屋市昭和区鶴舞 1 丁目 2-32

電 話：(050)1752-4535

建 物：建物延べ床面積約 2 万 3 千 6 百 m²
イベントスペース 354 m²、大会議室 2 室 (103 m²)、
中小会議室 10 室 (4~12 人)

主な特徴：(1) 日本最大のスタートアップ支援拠点

(2) PFI 手法の「BT コンセプション方式」を採用

(3) スタートアップに必要な施設機能と支援プログラムをワンストップ・ワンルーフで
提供

ホームページ： <https://stationai.co.jp/>



STATION Ai

VI 参考資料

1 中小・小規模企業者の定義

中小企業者の定義は、中小企業基本法において、次のとおり定められています。なお、法律や制度によって「中小企業」として扱われている範囲が異なることがあります。

(1) 中小企業者の範囲

業 種 分 類	中小企業基本法の定義
製造業その他	資本金の額又は出資の総額 3 億円以下 又は 常時従業員数 300 人以下
卸売業	資本金の額又は出資の総額 1 億円以下 又は 常時従業員数 100 人以下
小売業	資本金の額又は出資の総額 5 千万円以下 又は 常時従業員数 50 人以下
サービス業	資本金の額又は出資の総額 5 千万円以下 又は 常時従業員数 100 人以下

※ 中小企業関連立法においては、政令によりゴム製品製造業(一部を除く)は、資本金 3 億円以下または従業員 900 人以下、旅館業は、資本金 5 千万円以下または従業員 200 人以下、ソフトウェア業・情報処理サービス業は、資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下を中小企業とする場合があります。

※ 上記の業種分類は、「日本標準産業分類（第 14 回改訂）」に基づきます。

(2) 小規模企業者の範囲

業 種 分 類	中小企業基本法の定義
製造業その他	従業員 20 人以下
商業・サービス業	従業員 5 人以下

（「商業」とは卸売業・小売業を指します）

※ 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(小規模事業者支援法)、中小企業信用保険法、小規模企業共済法の 3 法においては、政令により宿泊業及び娯楽業を営む従業員 20 人以下の事業者を小規模企業としています。

2 中堅企業の定義

中堅企業とは、産業競争力強化法において「中小企業者を除く、常時使用する従業員の数が 2,000 人以下の企業」と定義されています。

3 下請事業者の定義

下請事業者の定義は、「下請代金支払遅延等防止法(H22.1.1 施行)」で、取引事業者の資本金の区別と取引の内容から次のとおり定められています。

取 引 の 内 容	資本金規模
- 物品の製造委託、修理委託 - プログラムの作成に係る情報成果物作成委託 - 運送、物品の倉庫における保管及び情報処理に係る役務提供委託	- 個人又は資本金 3 億円以下の法人で、資本金 3 億円を超える法人から左記の取引を受ける事業者 - 個人又は資本金 1 千万円以下の法人で、資本金 1 千万円を超え 3 億円以下の法人から左記の取引を受ける事業者
- 情報成果物作成委託(プログラムの作成を除く) - 役務提供委託(運送、物品の倉庫における保管及び情報処理を除く)	- 個人又は資本金 5 千万円以下の法人で、資本金 5 千万円を超える法人から左記の取引を受ける事業者 - 個人又は資本金 1 千万円以下の法人で、資本金 1 千万円を超え 5 千万円以下の法人から左記の取引を受ける事業者

制度、内容などが改定されていることもありますので、ご利用の際は関係機関へ
ご照会ください。

2025年度版

あいち産業労働ガイドブック

令和7年7月発行

無料



編集・発行 愛知県経済産業局産業部産業政策課

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

電話 052-954-6330（ダイヤルイン）



経済産業局産業部 産業政策課

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 〒460-8501

電話 052-954-6330 (ダイヤルイン)

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/sangyo-seisaku/>